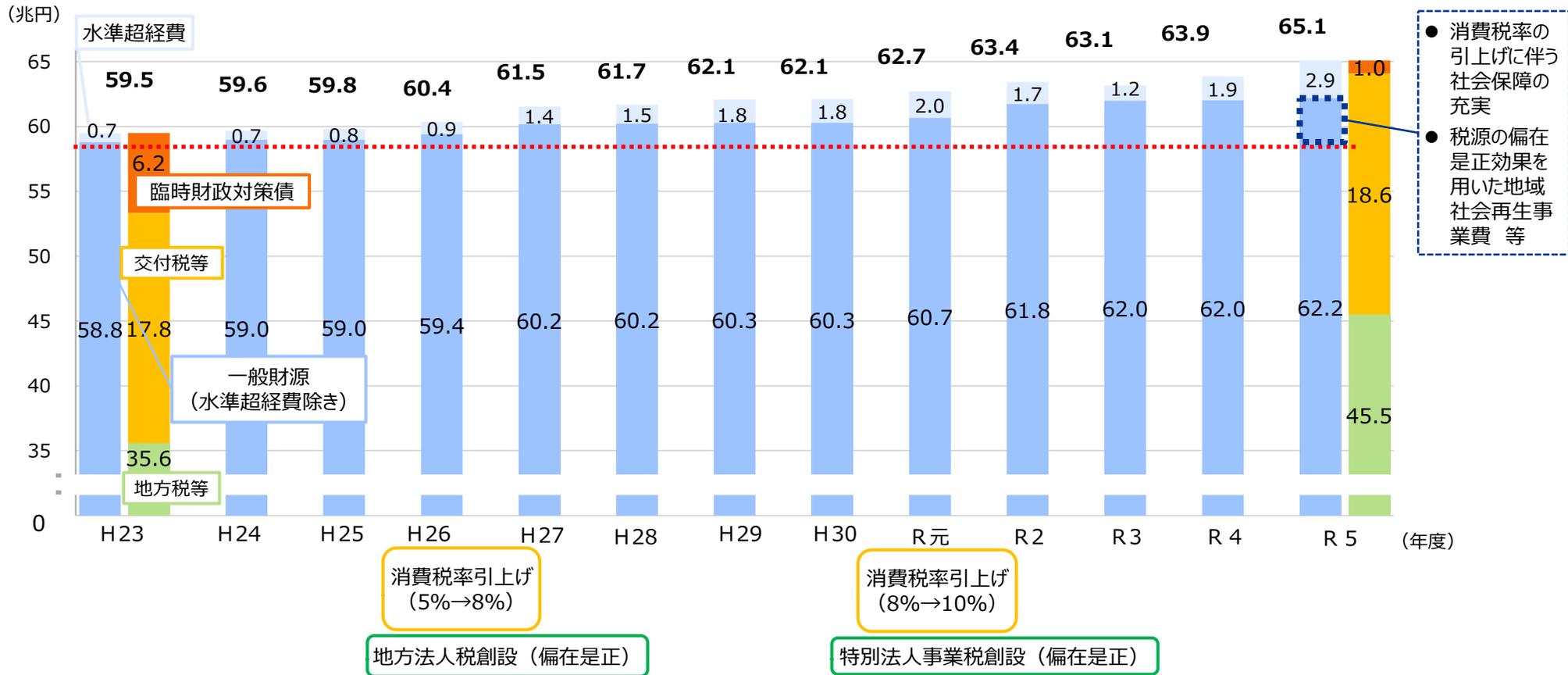


# 一般財源総額実質同水準ルール

- 「一般財源総額実質同水準ルール」は、地方の一般財源総額については、消費税率の引上げに伴う社会保障の充実や偏在是正効果に相当する分等を除き、実質的に同水準を維持するとするものであり、平成23年度以降、地方財政の健全化のための規律として堅持されてきたもの。
- 骨太2021においては、令和4年度から令和6年度までの間について、「地方の歳出水準については、国の一般歳出の取組と基調を合わせつつ、地方の安定的な財政運営に必要となる一般財源の総額について、令和3年度地方財政計画の水準を下回らないよう実質的に同水準を確保する」とされている。

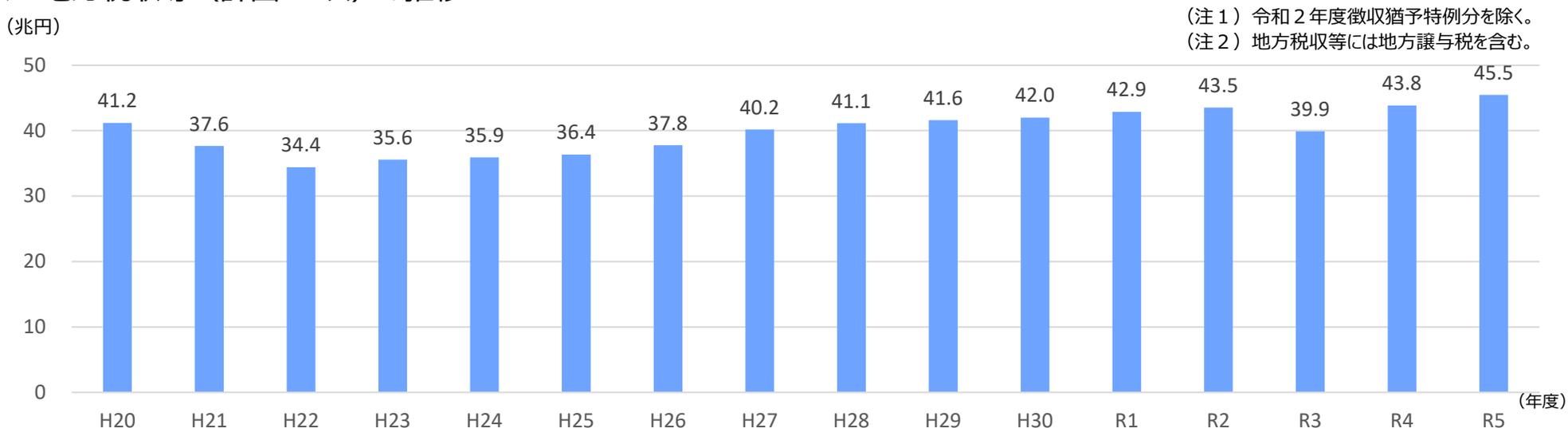
## ◆ 地方一般財源総額の推移



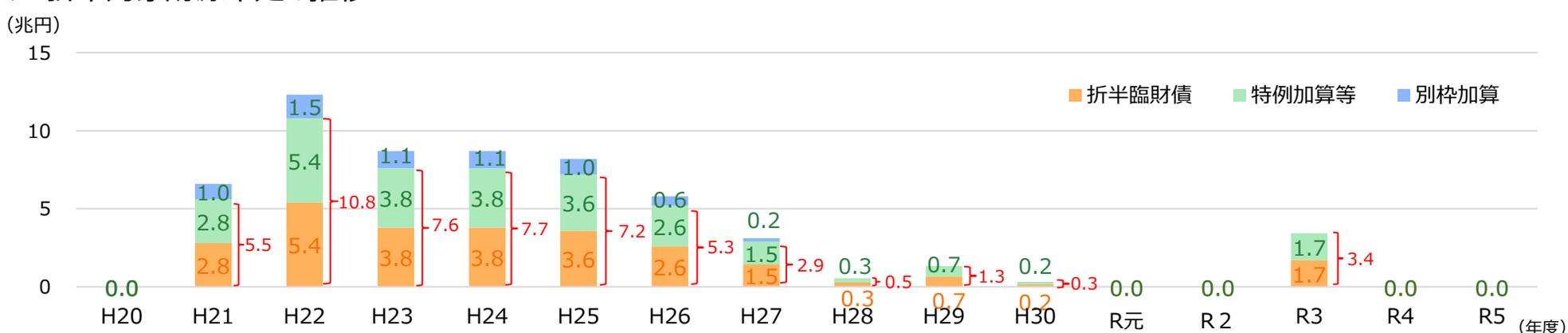
# 折半対象財源不足

- 地方税収等は、リーマンショック後に大きく落ち込んだが、平成22年度以降、ほぼ増収を続けている。
- 一般財源総額実質同水準ルールを堅持して地方財政が規律されている状況下において、国税法定率分と地方税収等の増収により折半対象財源不足は減少傾向にあり、近年は折半対象財源不足がほぼ存在しない状態が続いている。

## ◆ 地方税収等（計画ベース）の推移



## ◆ 折半対象財源不足の推移



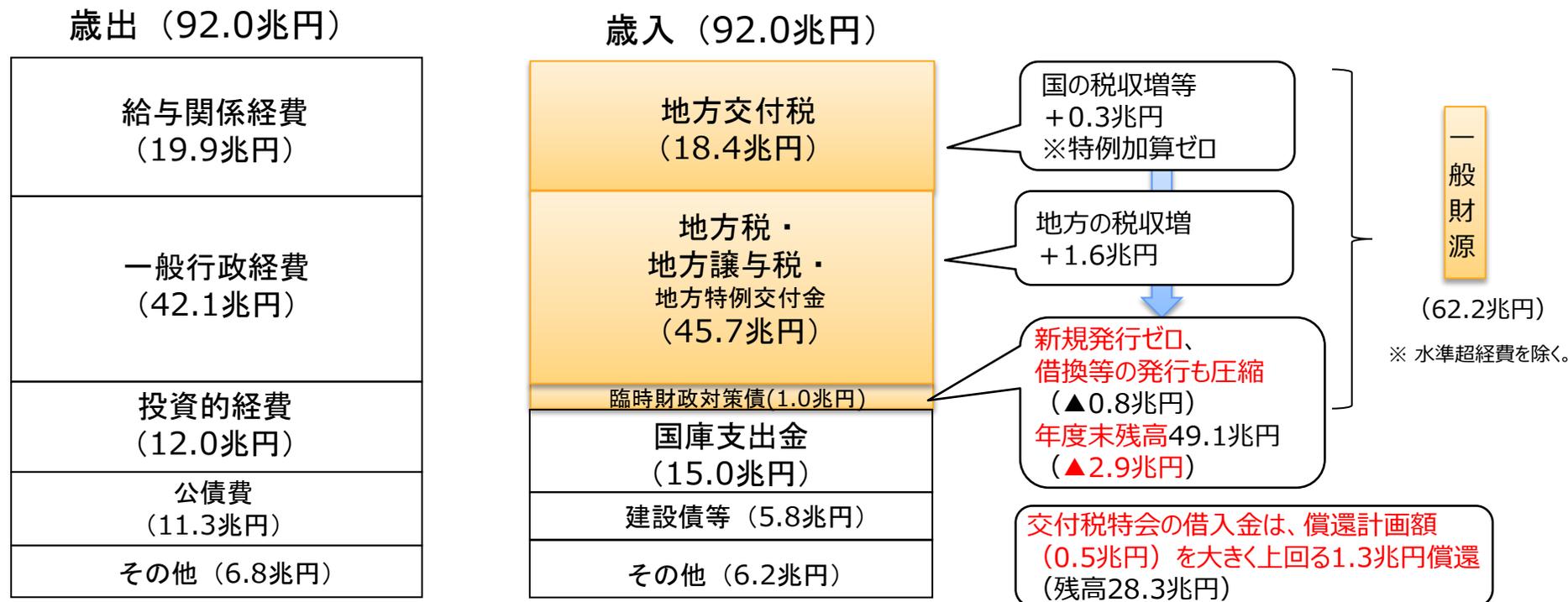
## 令和５年度地方財政計画

- 地方交付税総額については、財源不足に関する国・地方の折半ルール（注）と、一般財源総額実質同水準ルールに基づいて算定が行われている。

（注）地方交付税の法定率分等で不足する財源を、特例加算（国）と臨時財政対策債（地方）により折半で負担。

- 令和５年度においては、国・地方の税収増により、前年度に引き続き折半対象財源不足が発生しなかったことから、臨時財政対策債の新規発行は行わず、借換等の発行も1.0兆円（▲0.8兆円）に抑制。また、交付税及び譲与税配付金特別会計の借入金も、償還計画額を上回る1.3兆円を償還し、財政健全化が大きく前進。

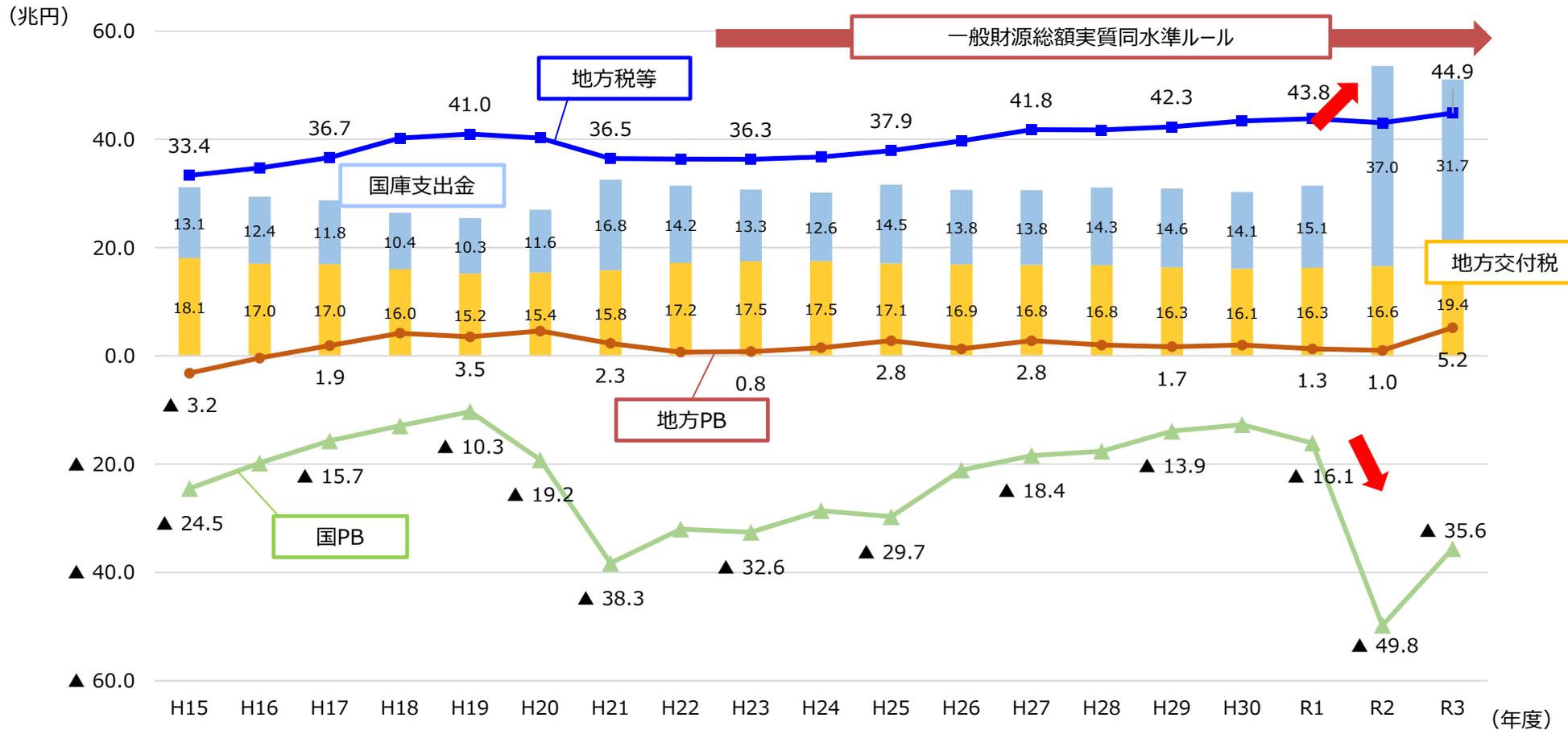
## ◆ 令和５年度地方財政計画



（注）上記では、説明の簡素化のため詳細については省略している。また、計数については四捨五入を行っているため、合計が一致しない場合がある。

# 国から地方への財政移転と国・地方の財政状況

- 国の財政状況が悪化する中においても、リーマンショック後や東日本大震災時を含め、国から地方へ手厚い財政移転を実施してきた。このため、PB目標設定以降、国PBは十分に改善が進まない一方で、地方PBはほぼ一貫して黒字を維持。
- 新型コロナ対応においても、地方創生臨時交付金をはじめとする国庫支出金により、国から地方へ多額の財政移転を実施。このため、地方PBは黒字を確保してきた一方、国PBは大幅に悪化。



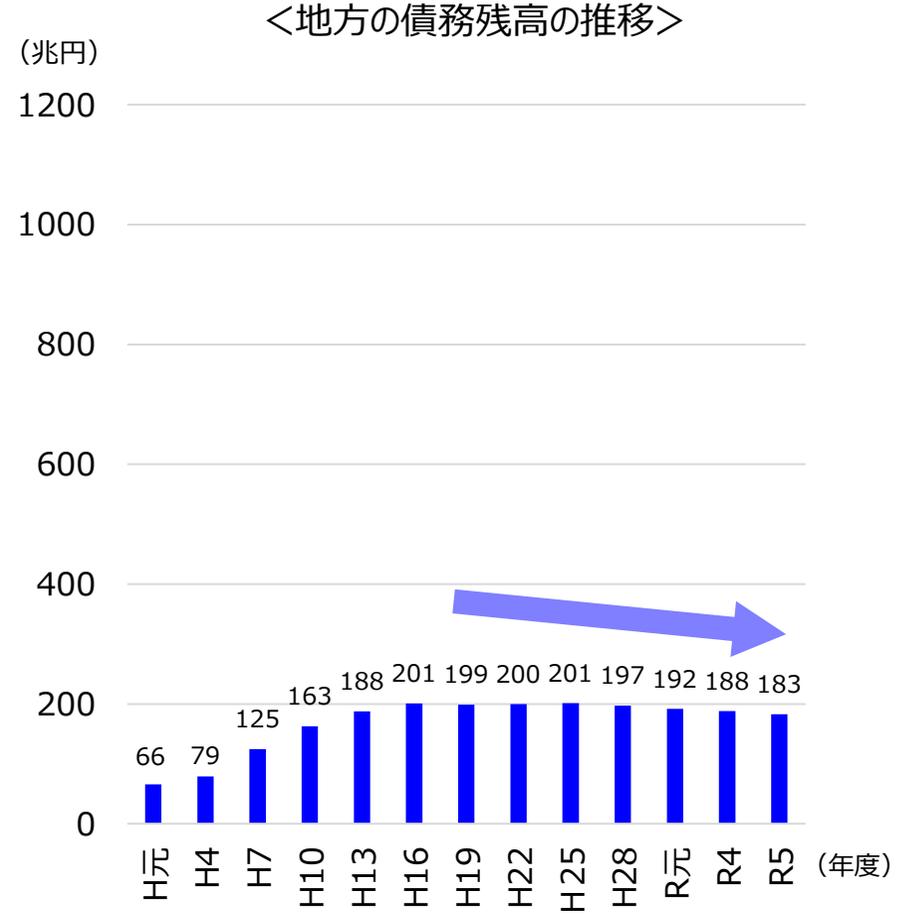
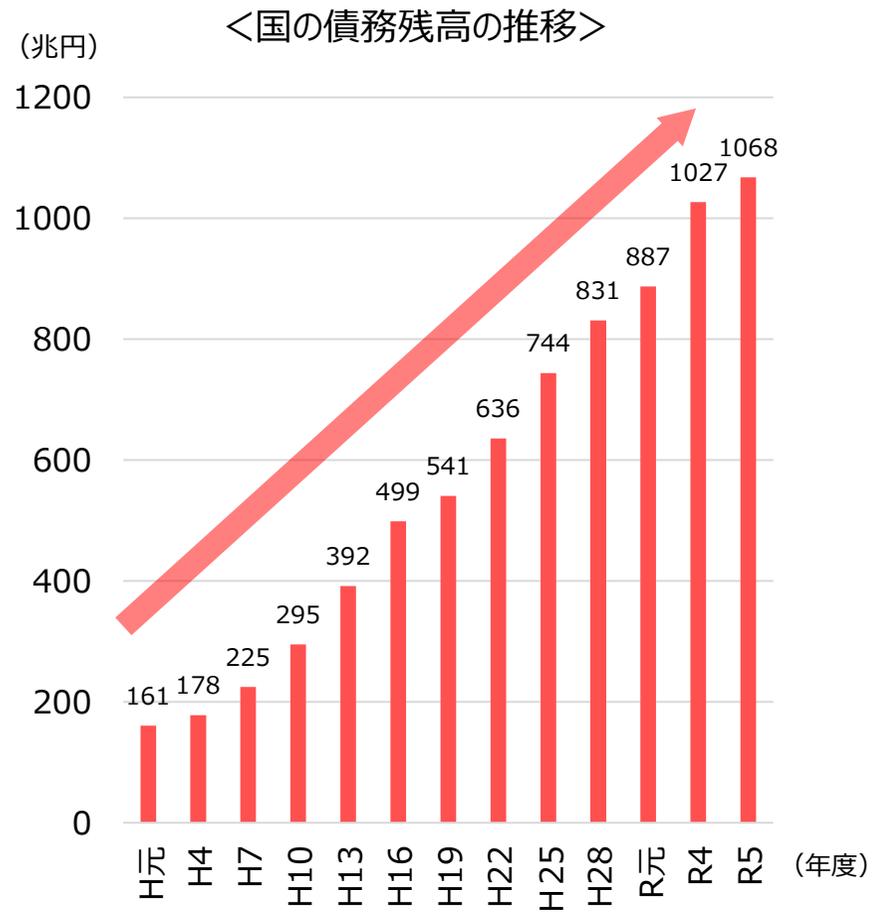
(出所) 国と地方のPBは「中長期の経済財政に関する試算」(令和5年7月25日)より。

地方税等、地方交付税、国庫支出金は総務省「地方財政の状況」より。

(注) 地方税等、地方交付税、国庫支出金は地方の普通会計決算ベース。地方税等には地方譲与税を含む(超過課税、法定外税等を含む)。地方交付税と国庫支出金は、東日本大震災分を除いた決算額。

# 国と地方の債務残高の推移

○ 普通国債残高は累増の一途を辿り、令和4年度末には遂に1,000兆円を超過し、今年度末には1,068兆円にのぼる見通し。 他方、地方の債務残高は過去20年間ではほぼ横ばいで、近年は減少に転じつつある。

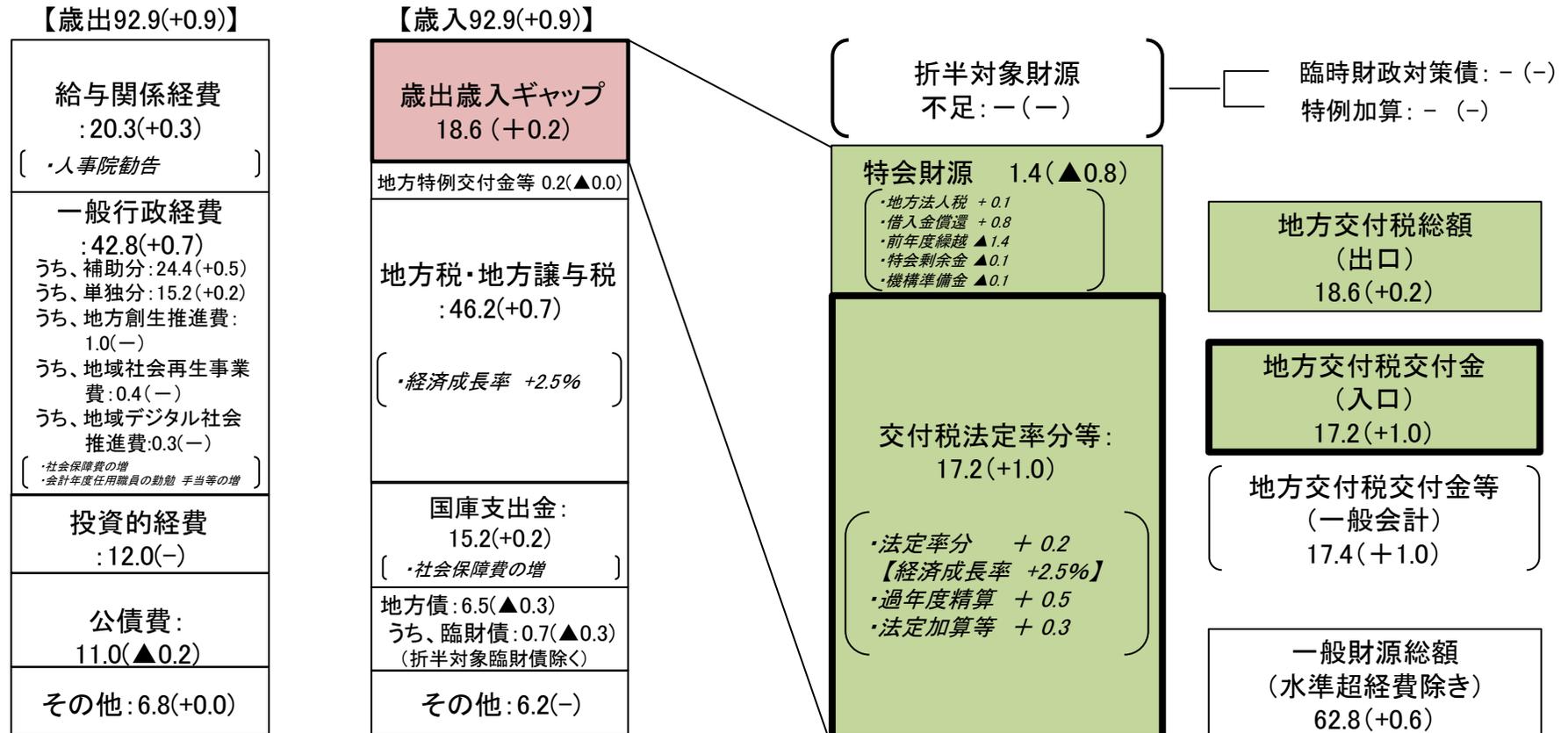


(出所) 「日本の財政関係資料」、「地方財政計画」、「地方財政の状況」、「最近20カ年間の各年度末の国債残高の推移」等  
 (注1) 普通国債残高は、令和4年度末までは実績、令和5年度末は政府案に基づく見込み。  
 (注2) 普通国債残高は、建設公債残高、特例公債残高及び復興債残高。特例公債残高は、昭和40年度に発行した歳入補填債、国鉄長期債務、国有林野累積債務等の一般会計承継による借換債、臨時特別公債、減税特例公債及び年金特例公債を含む。  
 (注3) 地方の債務残高は、令和3年度までは決算ベース、令和4年度、5年度は地方財政計画等に基づく見込み。

## 令和6年度総務省要求（仮試算）の概要

- 令和6年度の総務省要求（仮試算）においては、①昨年度に引き続き折半対象財源不足は生じず、特例加算の要求はないものの、②給与関係経費や社会保障費の増加等により歳出総額を対前年度+0.9兆円増加、このため一般財源総額（水準超経費除き）を対前年度+0.6兆円増加させる内容となっている。
- 骨太2021において、「一般財源総額実質同水準ルール」を令和6年度においても適用することとされており、本ルールを着実に実施し、国と基調を合わせて、地方財政において歳出改革努力を行っていく必要。

令和6年度総務省要求（仮試算）の姿（単位：兆円、（カッコ書）は対前年度増減額）



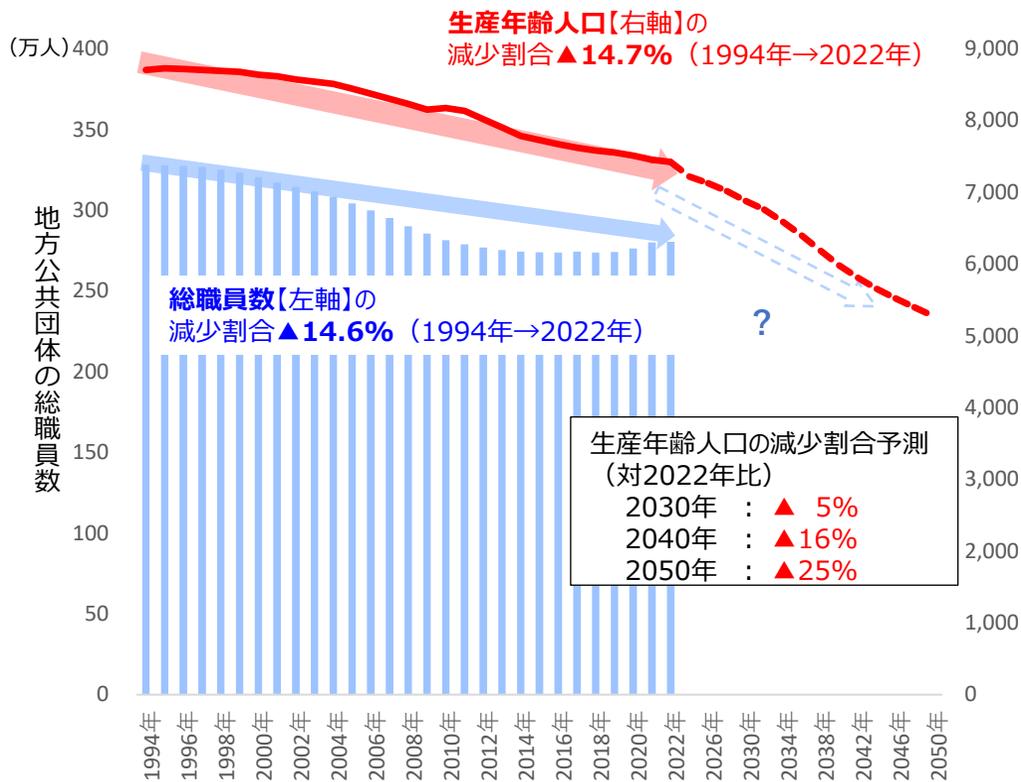
(出所) 総務省「令和6年度の地方財政の課題」より作成

(注) こども・子育て政策の強化に要する経費については、「こども未来戦略方針」等を踏まえ、予算編成過程において必要な検討を行う。

- 1994年以降約30年間で生産年齢人口が約15%減少し、地方公務員数も同程度で減少してきた。今後30年間で生産年齢人口は約25%減少する見込み。
- 今後、職員の採用は困難になる見通しもあり、民間委託や地域運営組織の活用、フロントヤード改革・バックヤード改革、サービス提供の広域化等により、より少ない公務員で行政ニーズを満たすべく、徹底した行政の合理化・効率化を図っていく必要。

◆ 地方公共団体の総職員数と生産年齢人口の推移

(万人)

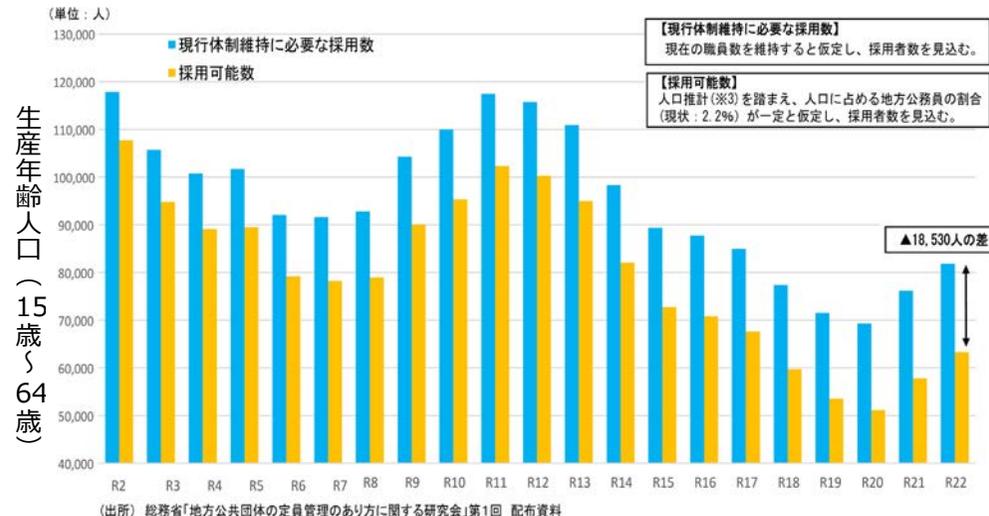


(出所) 総務省「地方公共団体定員管理調査」、「人口推計(長期時系列データ)」、「人口推計(各年10月1日現在人口)」、国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口(令和5年4月推計)」(出生中位・死亡中位仮定)をもとに作成

(注) 2022年度までは実績ベース、2023年度以降は将来推計をベースとしている。

◆ 地方公務員の採用可能数の大まかな試算

総務省資料



## 自治体戦略2040構想研究会 第二次報告(抄) (平成30年7月)

自治体が住民サービスを持続的、かつ、安定的に提供していくためには、AI(人工知能)やロボティクスによって処理することができる事務作業は全てAI・ロボティクスに任せ、職員は職員でなければならない業務に特化することが必要である。

…従来の半分の職員でも自治体として本来担うべき機能が発揮でき、量的にも質的にも困難さを増す課題を突破できるような仕組みを構築する必要がある。

- 自治体情報システムについては、令和7年度末までの基幹20業務システムの標準化・共通化に向けて約1,800億円が既に予算計上されているが、総務省は令和6年度要求でこの積増しを事項要求。これらの情報システム経費は年々累増しており、適切なチェックを行うための仕組みを検討する必要があるのではないか。
- 情報システムの標準化・共通化やマイナンバーカードを通じた自治体DXは、デジタルの力を活用した新たな時代の行政への転換を目指すための基盤となるもの。単なる情報システムの導入ではなく、業務負担の軽減や歳出コストの削減を確実に実施すべく、地方の現場における業務改革が必須。
- また、情報システムの標準化は各自治体で取り組むべき業務の効率化に資するものであり、その削減効果を定量的に推計し、地方財政計画にも反映していくべきではないか。

### 内閣総理大臣談話（令和5年9月13日）

「人口減少という国家的な問題に少子化対策とデジタル社会への変革を車の両輪として対応します。（中略）デジタルの力を活用し、地域においてきめ細かい行政サービスが提供できるようデジタル行財政改革を進めます。」

### ◆ 地方公共団体情報システム標準化基本方針

移行期間：「**令和7年度（2025年度）までに、ガバメントクラウドを活用した標準準拠システムへの移行を目指す**」

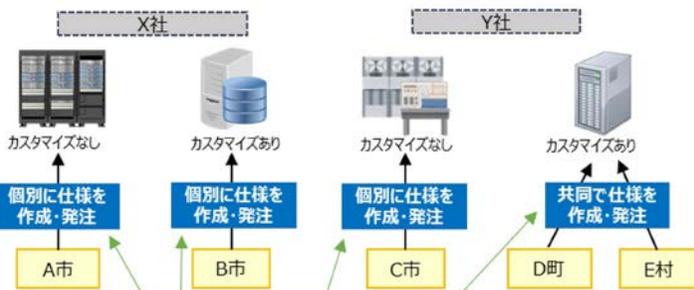
情報システムの運用経費等：「**平成30年度（2018年度）比で少なくとも3割の削減を目指す**」

### ◆ これまで措置した主な情報システム経費（総務省予算）

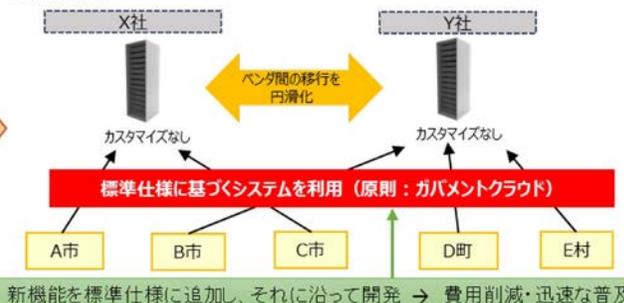
施策の概要	措置額
自治体システム標準化関係経費（R2補、R3補）	1,825億円
マイナンバーカード・公的個人認証の海外継続利用・発行等に要する経費（R2、R2補、R3、R4、R4補）	466億円
マイナンバーカード等への氏名の振り仮名追加に係る整備に要する経費（R5）	200億円
マイナンバーカード所有者に係る転出証明書情報の事前通知に要する経費（R3、R3補、R4）	87億円

### 情報システムの標準化イメージ

【標準化前】



【標準化後】



（注）措置額は累計。

# 自治体DXの推進③

- 情報システムの標準化・共通化の整備やマイナンバーカードの普及の状況を踏まえれば、自治体DXを一部の自治体における実証実験にとどまらせることなく、先進事例の横展開を加速化し、AI・デジタルを徹底的に活用した行政への転換を進めるべきではないか。
- 住民との接点を持たないバックヤードについても、RPAの活用推進やデータ処理の集約化を行うほか、情報システムの導入についてはDMP（デジタル・マーケットプレイス）を含め、競争性・透明性が高い手法の導入に向けて検討を行うべきではないか。

## ◆ フロントヤード改革のイメージ

**A 自宅で**

- ・来庁せずにオンラインで手続き完結
- ・来庁したい時も自宅で簡単予約

**i 自宅で予約**

**ii スマホからオンライン申請**

- ✓ 困った時はチャット(有人・ボット)で相談
- ✓ マイナンバーカードで本人確認

**B 近場で**

リモート窓口を活用し、行政手続き(オンライン申請)をサポート  
本庁職員とリモート相談も

郵便局      公民館

**C 庁舎で**

セルフ端末      集約化したワンストップ窓口

住民スペースの拡大  
住民が集う協働の場  
行きたい場所へ

- ✓ 手続きのための記載台・専用カウンターを削減
- ✓ 業務の効率化・人的配置の最適化により、職員の時間を確保
- 相談・交流や企画立案などきめ細やかな対応へ

総合案内予約システム

個別ブースで丁寧な相談対応

データ処理のためのバックヤードは集約化

処理状況をデータで見える化・BIツールで分析

データに基づく改善(データドリブンな行政運営)

紙ではなくデータ対応(対面でもタブレット活用)

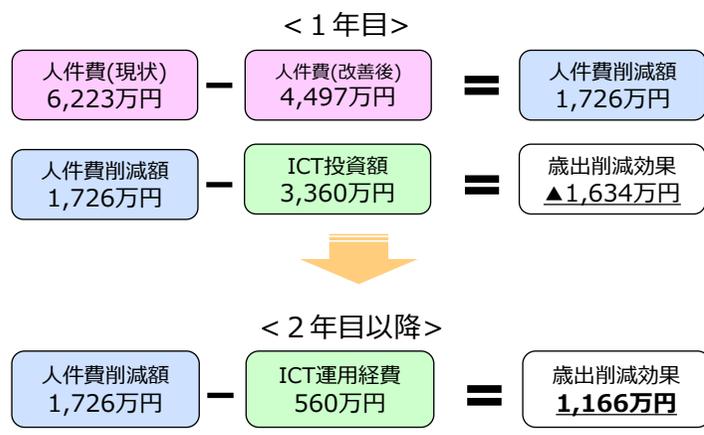
各種ダッシュボード(統計情報)

**D 自治体と住民との接点の充実化**      **マイナンバーカードの更なる利活用シーンの拡大**

(例) 避難所受付における利用  
・地域公共交通における利用

## ◆ 業務改革の試算例

A市における「書かない窓口」の実証段階で、以下の歳出削減等（2年目以降、1,166万円/年）の効果が試算され、3年目で投資額を回収できるとされている。



(出所) A市(平成31年2月)「業務改革プロジェクト報告書」  
(注) 実証は、ある一定の仮定をもとに行われている。

## ◆ 自治体における取組の例

- 【B市】・・・本庁舎と出張所にテレビ会議システムを設置し、これまで本庁舎で対応していた相談業務を出張所から本庁舎の職員とオンラインで相談できるようにすることで利便性が向上。
- 【C市】・・・本庁舎・支所・出張所から離れた地域に住む方や、移動手段に困っている住民に、自治体職員が、本庁舎とオンラインでつなげた車両で出張し、行政サービスの提供、各種相談、地域のお困り事等の把握を行う。
- 【D市】・・・職員が住民と一緒に質問に答えながら、マイナンバーカードに記録されている4情報を読み取り、申請者に書類を書かせない、いわゆる「書かない窓口」を導入。

(出所) 総務省「地方公共団体における行政改革の取組(令和5年度公表版)」、「自治体DXの更なる推進に向けた総務省等の取組」

# こども・子育て政策の強化と地方財政①

- 「こども未来戦略方針」において、「加速化プラン」の財源については徹底した歳出改革等によって確保することとされており、加速化プランに記載されているこども・子育て政策の地方財源については、この中であわせて検討することとされている。
- こども・子育て政策については、地方自治体において既にさまざまな取組が行われており、加速化プランの実施に向けて関係を整理していく必要がある。

## 「こども未来戦略方針」（令和5年6月13日）（抜粋）

### Ⅲ-2. 「加速化プラン」を支える安定的な財源の確保 （財源の基本骨格）

① 財源については、国民的な理解が重要である。このため、2028年度までに徹底した歳出改革等を行い、それらによって得られる公費の節減等の効果及び社会保険負担軽減の効果を活用しながら、実質的に追加負担を生じさせないことを目指す。

歳出改革等は、これまでと同様、全世代型社会保障を構築するとの観点から、歳出改革の取組を徹底するほか、既定予算の最大限の活用などを行う（注）。なお、消費税などこども・子育て関連予算充実のための財源確保を目的とした増税は行わない。

（注）こども・子育て政策の強化は、国と地方が車の両輪となって取り組んでいくべきであり、「加速化プラン」の地方財源についてもこの中で併せて検討する。

### ◆ 地方単独事業（ソフト事業）の状況（こども・子育て政策関連事業の例）

政策	内容	金額(R3) (億円)
私立保育所 (地方単独事業分) 助成に要する経費	私立保育所・特別保育事業の運営費への助成を目的とした事業に要する経費（国基準への上乘せ又は主食費等の実費負担分への単独助成分）	2,334
子どもに対する現金給付 に要する経費	地方公共団体独自の子どもに対する現金給付	540
放課後児童健全育成事業費 (地方単独事業分)	地方公共団体が単独で実施する放課後児童クラブ、放課後子ども教室等の放課後児童対策事業に要した経費	430
子育て支援に要する経費 (地方単独事業分)	子育て力の強化（一時預かり、子育てボランティア（保育ママ）等の支援）や仕事と生活の調和（ワークライフバランス）の推進、児童家庭相談、私立子育て支援施設に対する助成、子育て支援情報の発信など、子育て支援に要した経費	320

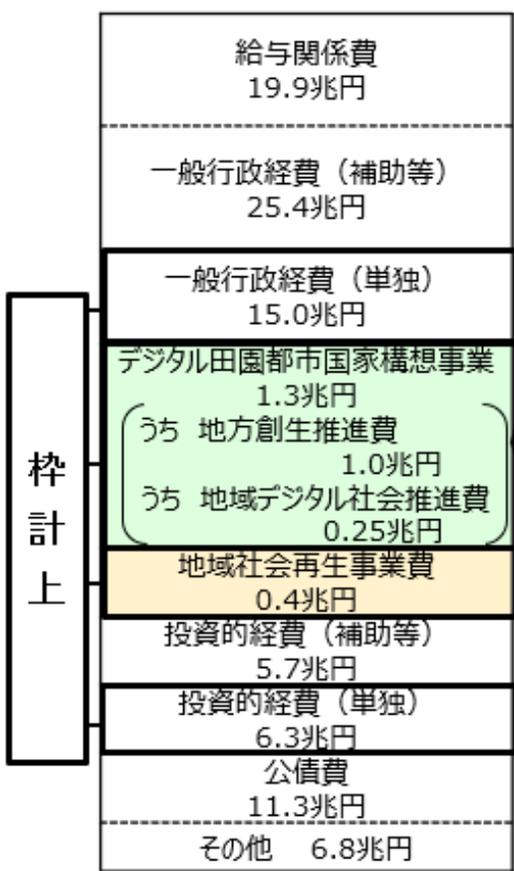
### ◆ 「1歳未満の子育て世帯へ訪問支援 = A市」 (2023.3.15 時事通信社)（抜粋）

A市は、子育てに不安を抱える満1歳未満の子どもを持つ世帯などを対象に、訪問して家事や育児を支援する事業に乗り出す。子どもを持つ母親の産後うつなどを防止し、養育環境を整える。「ヤングケアラー」への訪問支援事業を含めて、2023年度に1500万円を充てる。

国からの補助の対象であるヤングケアラーだけでなく、市独自として妊婦や満1歳未満の子育て世帯を対象に加えたことが特徴。市のケースワーカーや保健師らの訪問によって、支援が必要と判断した世帯を対象とする。

- 地方財政計画には、内訳や積算が明らかでない、いわゆる「枠計上経費」が多額の規模で存在しており、計上水準の必要性・適正性が不透明な状況。
- 地方創生推進費のうち人口減少等特別対策事業費は、「地方に安定した雇用を創出し新しい人の流れを作る」とともに「若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえる」等のための財源として創設。今後のこども・子育て政策の地方財源を検討する上では、まずは導入後8年間の効果検証を行った上で、新規施策との関係を整理していくべき。

地方財政計画(令和5年度)  
歳出 92.0兆円



**【地方創生推進費】(H27~)** ※R5年度に「まち・ひと・しごと創生事業費」から改称  
 ○ 地方創生の深化に取り組むための経費として1.0兆円を計上。地域経済活性化に取り組むための財政需要を算定する「地域の元気創造事業費」(4,000億円)と、結婚・出産・子育ての充実や移住の促進等の人口減少対策等に取り組むための財政需要を算定する「人口減少等特別対策事業費」(6,000億円)で構成。

○ 「人口減少等特別対策事業費」の算定にあたっては、人口を基本とした上で、人口増減率や年少者人口比率、出生率といった指標を補正係数として採用。

① 地域の元気創造事業費：4,000億円程度(うち1000億円程度は特別交付税)

行革努力分：2,000億円程度の指標	地域経済活性化分：1,900億円程度の指標
ラスパイレス指数、経常的経費削減率、地方税徴収率、業務システムに対するクラウド導入率	第一次産業(農業)産出額、製造品出荷額、小売業年間商品販売額、延べ宿泊者数、若年者就業率、女性就業率、高齢者就業率、従業者数、事業所数、一人当たり県民所得(地方税収)

② 人口減少等特別対策事業費：6,000億円程度

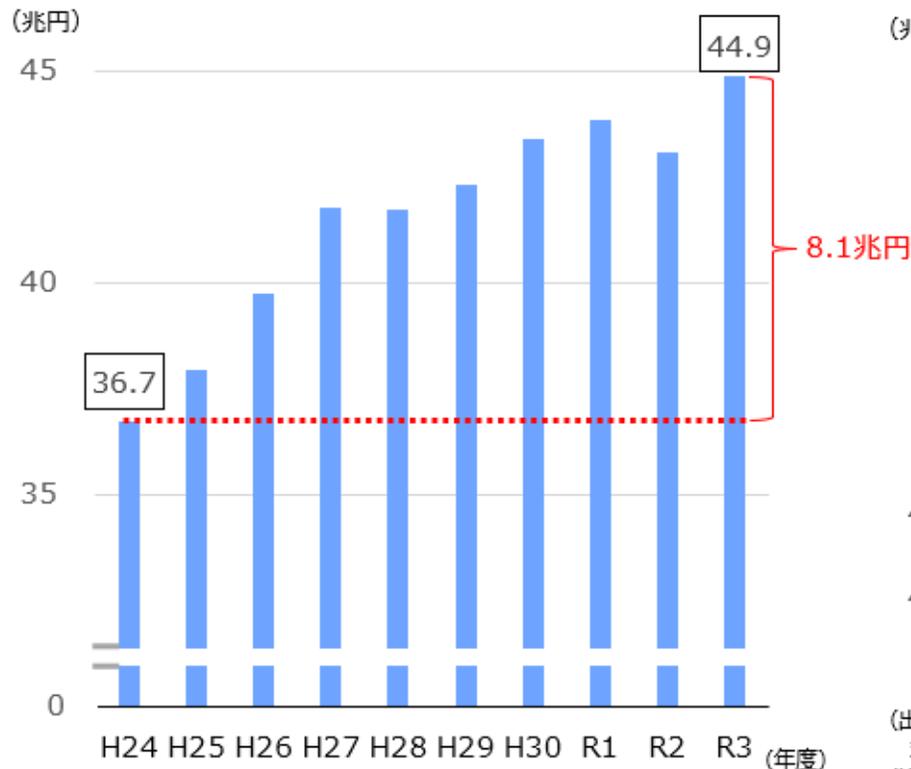
取組の必要度：3,200億円程度の指標	取組の成果：2,800億円程度の指標
人口増減率、転出入者人口比率、年少者人口比率、自然増減率、若年者就業率、女性就業率、有効求人倍率、一人当たり各産業の売上高	人口増減率、出生率、年少者人口比率、東京圏への転出入人口比率、転出入者人口比率、県内大学・短大進学者割合、新規学卒者の県内就職割合、若年者就業率、女性就業率

**【地域デジタル社会推進費】(R3~)**  
 ○ 地方公共団体が地域のデジタル化を推進するための取組に要する経費として、2,500億円を計上。

**【地域社会再生事業費】(R2~)**  
 ○ 地方創生を推進する基盤ともなる「地域社会の持続可能性」を確保するための経費として4,200億円を計上。

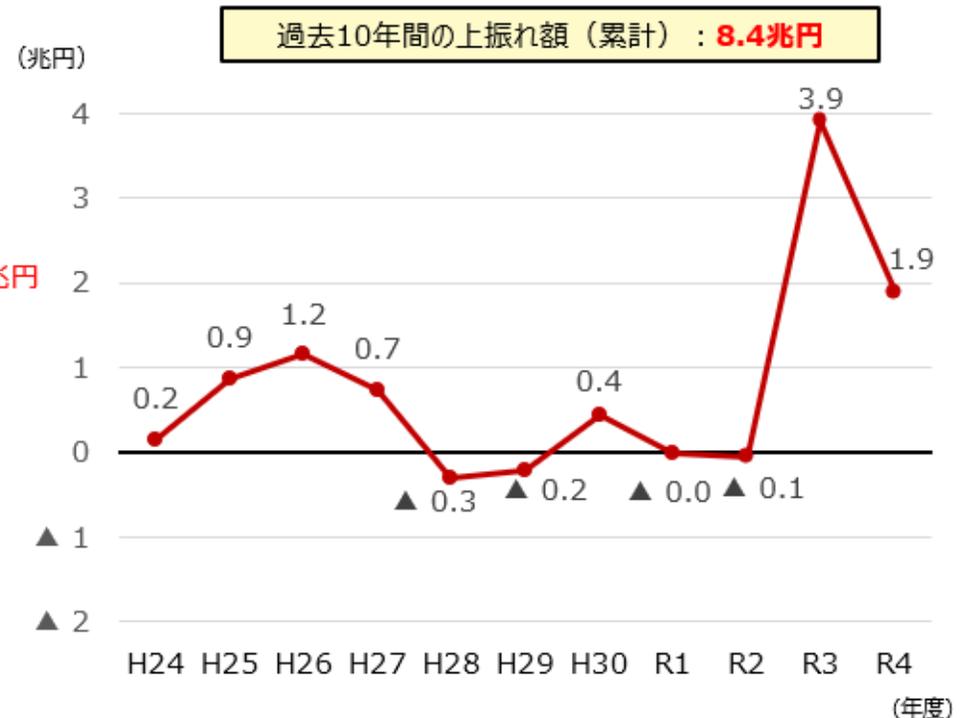
- 足元の地方税収等は44.9兆円（過去最高）であり、10年前と比較して約8兆円の増収。
- 地方税収等は、決算で計画よりも多額の上振れが生じているが（過去10年間で累計8.4兆円）、現行では地方税収の上振れ・下振れについて後年度の地方財政計画で精算されておらず、これまでの上振れ分は、基金の増加や地方財政計画で予定されていなかった標準的な行政経費を上回る歳出等に費消されている。

### ◆ 地方税収等の推移（決算ベース）



(出所) 総務省「地方財政状況調査」をもとに作成  
 (注) 地方税収等には地方譲与税を含む。

### ◆ 地方税収等に関する計画と決算の乖離額の推移

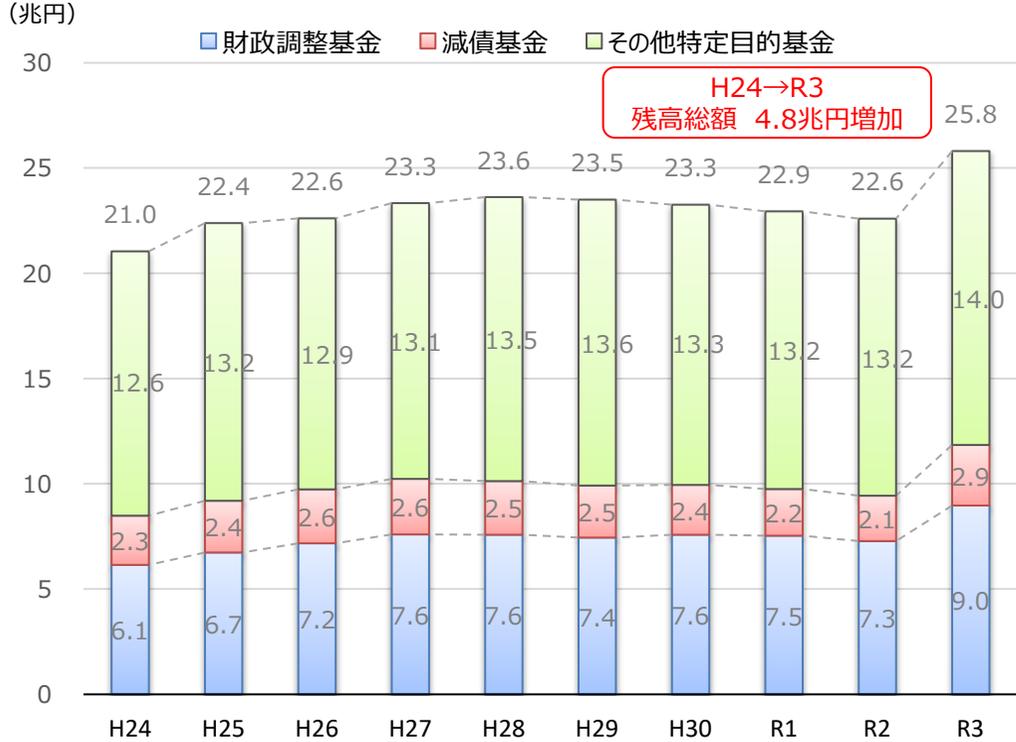


(出所) 地方財務協会「地方財政要覧」、総務省「地方税に関する参考計数資料」「令和4年度地方税収入決算見込額」「地方財政状況調査」、各年度の地方財政計画をもとに作成  
 (注1) 地方税収等には地方譲与税を含む。決算額は超過課税・法定外税といった計画外税収等を除いたもの。(注2) 令和2年度の計画額については地方債計画の修正(第3次)における減収補填債の計上分を反映したもの。(注3) 令和4年度は見込に基づく推計

# 地方税収等の計上の適正化②

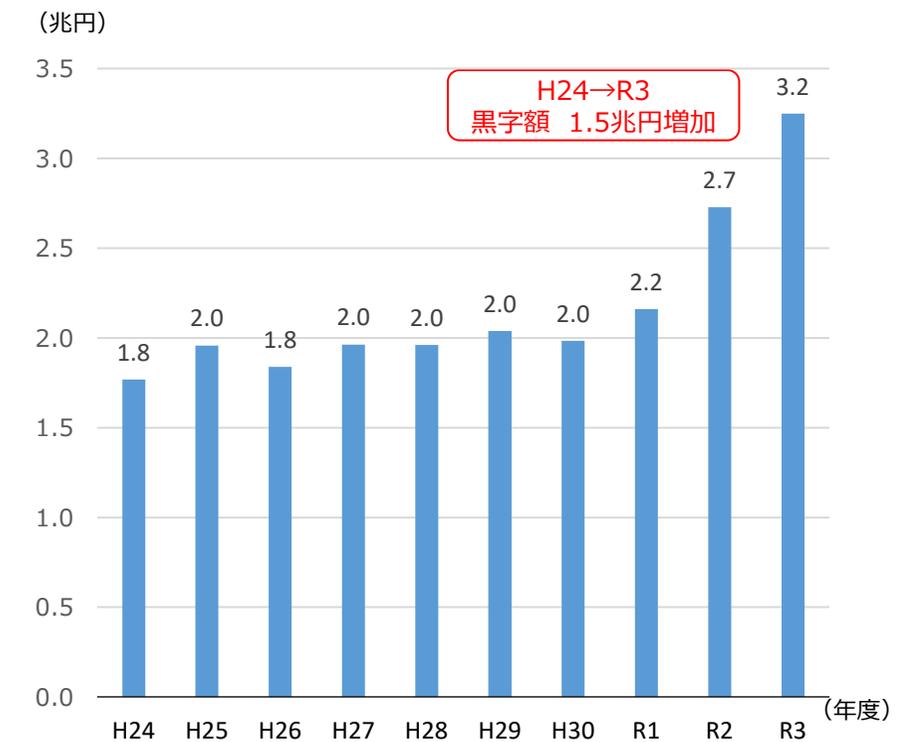
- 地方団体の決算は、地方税収等の上振れが生じることが多く、地方財政計画で予定されていた標準的な行政経費を上回る歳出を行ってもなお、毎年のように実質単年度収支が黒字となっている。
- 過去10年間で基金全体の残高は約4.8兆円増加し、基金に積み立てを行わない地方団体の手元流動性といえる実質収支の黒字額も、同期間の単年度黒字の累積により約1.5兆円増加。
- このような地方財政の状況を踏まえれば、当初の地方財政計画で予定されていなかった財政需要への対応については、国への支援を求めることなく、地方団体において追加財政需要、財政調整基金の取崩し等を活用して対応すべきではないか。

## ◆ 基金残高の推移



(出所) 総務省「地方財政状況調査」をもとに作成

## ◆ 実質収支の推移



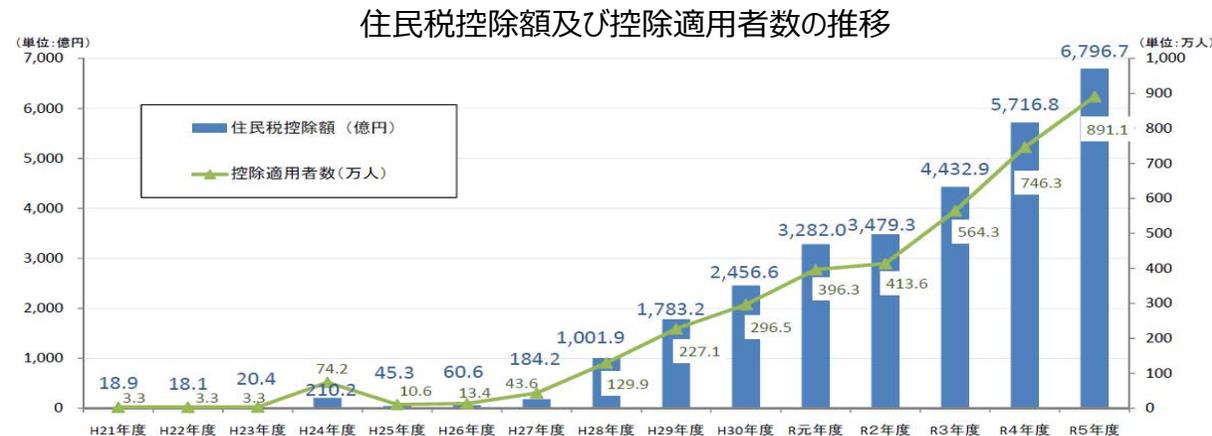
(注) 実質収支とは、各年度の形式収支から翌年度に繰り越すべき財源を控除した額

- ふるさと納税制度は平成20年に導入され、地域社会の活性化や人口減少対策にも効果があるとの評価もされてきた。地方創生を推進するため、平成27年度改正においてワンストップ特例制度を含む制度拡充が図られている。
- この結果、直近では寄附金受入額が約1兆円、住民税控除額は約7,000億円となっている。
- 令和元年の制度改正により、返礼割合3割以下、募集総費用5割以下等と定められており、残りの約5割が地方自治体の実質的な歳入となっている。（注）令和4年度における寄附受入額に対する返礼品調達費用は27.8%、総費用は46.8%



## ◎ ふるさと納税研究会報告書（平成19年10月）（抜粋）

「ふるさと納税」論議は、平成19年5月の総務大臣の問題提起から始まった。多くの国民が、地方のふるさとで生まれ、教育を受け、育ち、進学や就職を機に都会に出て、そこで納税をする。その結果、都会の地方団体は税収を得るが、彼らを育てた「ふるさと」の地方団体には税収はない。そこで、**今は都会に住んでいても、自分を育ててくれた「ふるさと」に、自分の意志で、いくらでも納税できる制度があっても良いのではないが、**という問題提起である。



（出所）総務省「ふるさと納税に関する現況調査結果（令和5年度）」

## ◎ 総務省ふるさと納税ポータルサイト（抜粋）

ふるさと納税による『地方創生』のさらなる推進をめざして  
（平成27年4月）

ふるさと納税は、**その活用により、地域社会の活性化や人口減少対策にも効果があると評価される等、様々な意義をもつ制度**です。

こうした点をさらに活かし、政府の最重点課題である「地方創生」を推進するため、平成27年度税制改正において、ふるさと納税制度の拡充が行われました。

○ ふるさと納税は、導入趣旨を踏まえれば、寄附金控除の仕組みを活用した住民税の納付先の付替えと考えられるが、地方財政計画や自治体会計においては住民税収の減少と寄附金収入として認識される。

(注) 地方財政計画においては寄附金収入として5割を計上。

○ 現状の取扱いでは、地方財政計画において、折半対象財源不足が発生する場合には、一般財源総額を維持するために住民税減収分の1/2を国の特例加算で補填する必要。しかし、この取扱いでは、ふるさと納税額が増えれば増える程、国の特例加算が増えるという問題がある。

○ ふるさと納税の導入趣旨や、寄附金総額が1兆円規模に上っている状況を踏まえ、地方財政におけるふるさと納税の計上のあり方を是正する必要があるのではないか。

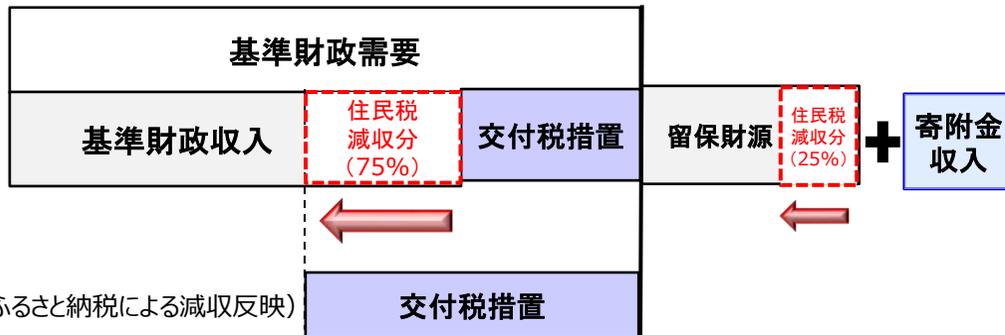
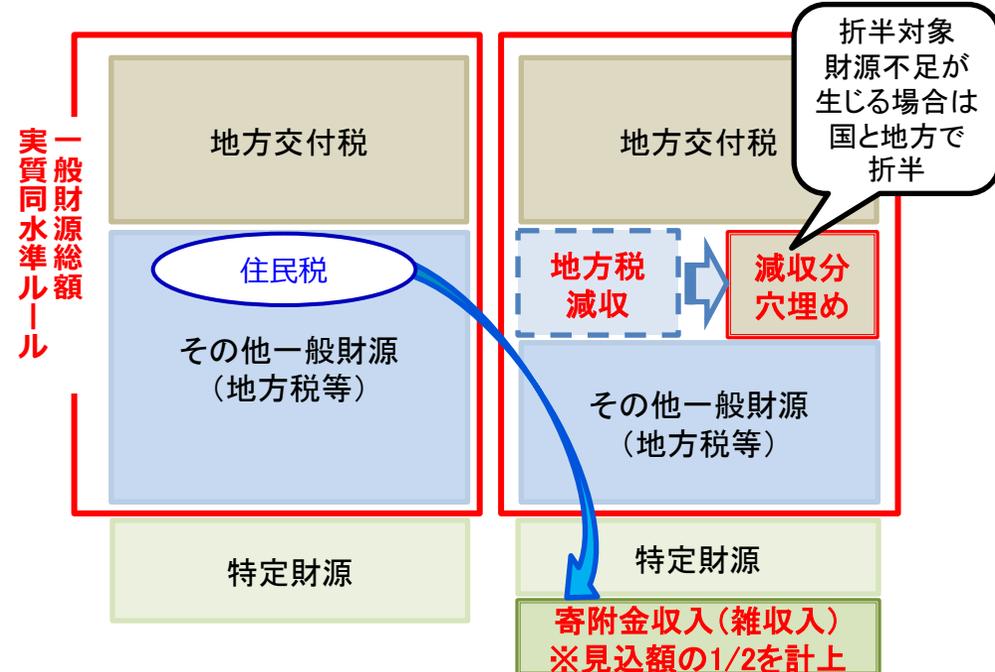
### ◆ ミクロ（交付団体）での扱い

- 地方税収等については、75%が基準財政収入に算入され、残りの25%が留保財源となる。
- このため、ふるさと納税による減少分は、その75%が基準財政収入の減少分として反映されるが、交付税措置によって補填される。
- 他方、ふるさと納税による寄附金収入は基準財政収入に反映されない。

### ◆ マクロ（地方財政計画）での扱い

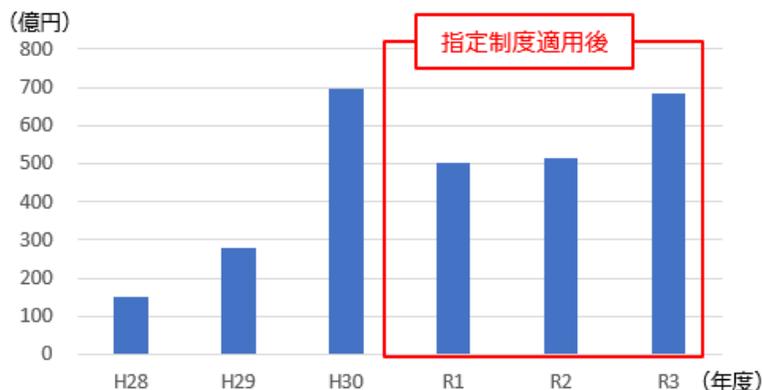
(ふるさと納税前)

(ふるさと納税後)



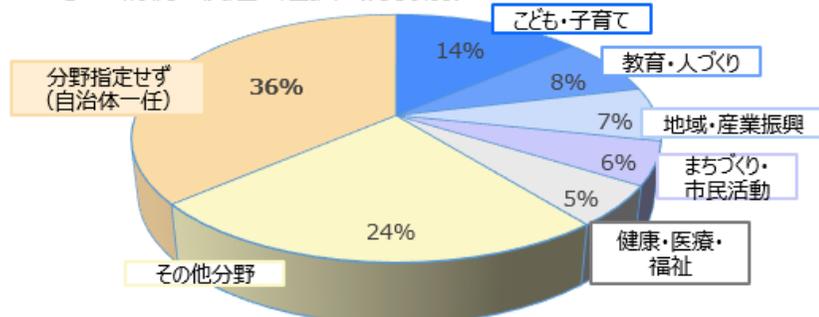
- ふるさと納税の使途については、「こども・子育て」「教育・人づくり」「地域・産業振興」等に活用されているが、分野を指定しない寄附の割合も約4割を占める。
- ふるさと納税制度導入後の寄附受入額上位団体の歳出については、児童福祉費や商工費の伸びが全国の水準を上回っている。
- ふるさと納税は制度の定着に伴い、受入額上位の自治体においては経常的な経費として活用されているケースもあることから、将来的には、ふるさと納税収入を一般財源として扱うことも検討すべきでないか。

◆ 上位5団体の寄附金収入額の推移



(出所) 総務省「ふるさと納税受入額の実績等」をもとに作成

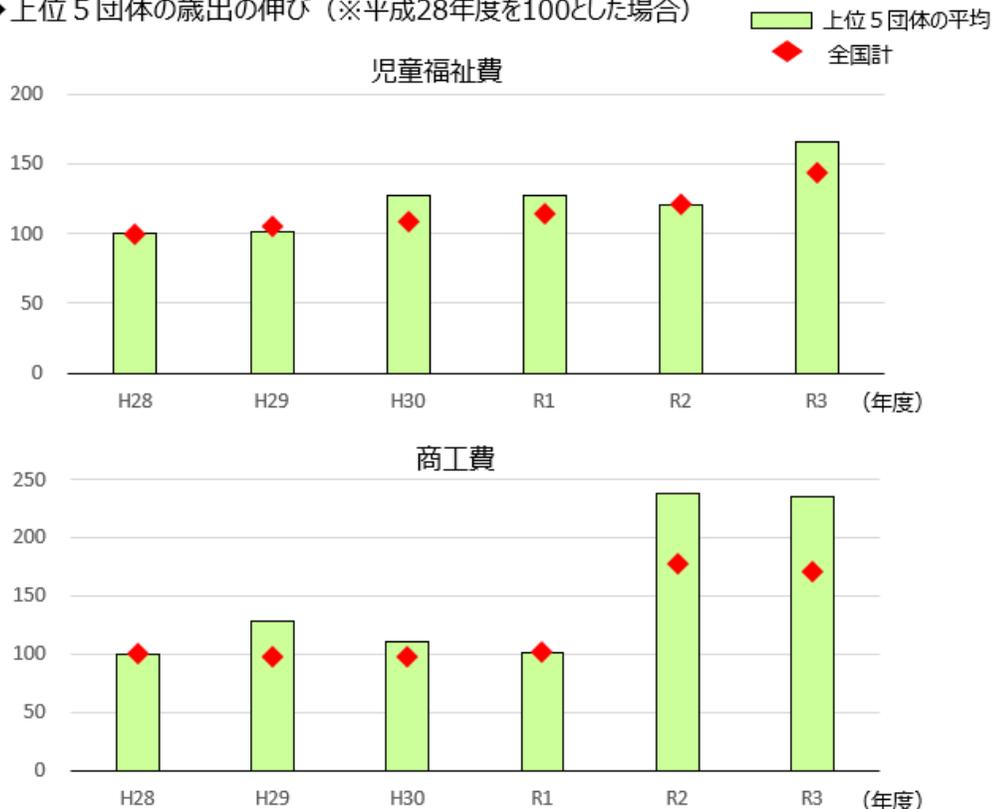
◆ ふるさと納税の使途の選択 (分野別)



(出所) 総務省「令和5年度ふるさと納税に関する現況調査」をもとに作成

(注) 分野の重複あり。「その他分野」については、具体的なプロジェクトから、「ふるさと活性化」という包括的なものまで多様な分野を含んでいる。

◆ 上位5団体の歳出の伸び (※平成28年度を100とした場合)

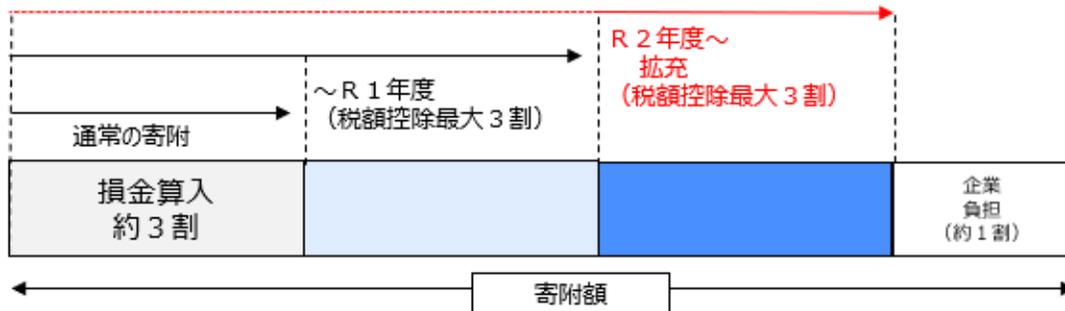


(出所) 総務省「地方財政状況調査」「ふるさと納税受入額の実績等」をもとに作成

(注) 上位5団体における各年度の指数については、自治体間の財政力を考慮し、5団体の指数の平均値を使用している。

- 平成28年度に企業版ふるさと納税が創設。令和2年度税制改正で税額控除割合を改正前の2倍に引き上げ、損金算入と合わせた税の軽減効果が最大9割に引き上げられたことから、寄附金額・件数ともに大きく増加。
- 住民税におけるふるさと納税と異なり、寄附を行う企業への経済的利益（返礼品等）の供与は認められておらず、寄附受入額は実質的にも全額が地方自治体の歳入となる。
- ただし、企業版ふるさと納税の寄附金収入は地方財政計画に計上されていない。寄附金収入の増加している現状を踏まえて、地方財政計画に計上すべき。

### ◆ 税額控除のイメージ



### ◆ 寄附総額と寄附件数の推移



### ◆ 企業版ふるさと納税を活用した事業の例

北海道大樹町	
事業概要	<p>○大樹町や地元企業が出資して設立した運営会社とともに、ロケット発射場や滑走路を備えた宇宙港を整備する。スペースポートを中核に航空宇宙関連産業を集積させ、産業推進と地域活性化を図る。</p> <p>○寄附等を通じてつながりをもった80近い企業等をサポーターとして組織し、定期的にプロジェクトの進捗を報告するなど、継続的な関係を構築。町内の宇宙関連産業に若者が就職・移住することで、人口減に歯止めがかかり始めている。</p>
事業への寄附実績	9.1億円 (R4年12月までの累計)

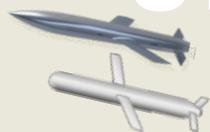
徳島県神山町	
事業概要	<p>○令和5年4月開校予定の高専の設立を支援。高専では、ソフトウェアやAIなどのテクノロジー、デザイン、起業家精神を学べるほか、寄附を活用して奨学金制度を整備することで、一期生の授業料無償化を実現。</p> <p>○学校設立により5年間で200人の学生及び20人程度の教職員が転入する見込みであり、町が掲げるKPI達成に大きく寄与。</p>
事業への寄附実績	12.3億円 (R4年12月までの累計)

(出所) 令和4年度「地方創生応援税制（企業版ふるさと納税）大臣表彰」受賞者取組概要

- 日本を取り巻く安全保障環境が厳しさを増す中、昨年12月に「防衛力整備計画」等が策定され、令和9年度までの5年間に必要となる防衛力強化のための主要事業の概要が決定されるとともに、計画実施のための防衛力整備の水準に係る金額「43兆円程度」等が決定された。また、本計画を賄う財源の確保についても所要の措置を講ずることとされた。
- 「国家安全保障戦略」においても、「有事の際の資源や防衛装備品等の確保に伴う財政需要の大幅な拡大に対応するためには、国際的な市場の信認を維持し、必要な資金を調達する財政余力が極めて重要」と指摘されている。定められた「43兆円程度」を最大限に有効活用し、スタンド・オフ防衛能力の獲得や統合防空ミサイル防衛能力の強化、機動展開能力・国民保護の強化など、重要な課題について、優先順位を付けながら防衛力強化を進めていく必要。

## スタンド・オフ防衛能力

攻撃されない安全な距離から相手部隊に対処する能力を強化



01

## 統合防空ミサイル防衛能力

ミサイルなどの多様化・複雑化する空からの脅威に対応するための能力を強化



02

## 無人アセット防衛能力

無人装備による情報収集や戦闘支援等の能力を強化



03

## 領域横断作戦能力

全ての能力を融合させて戦うために必要となる宇宙・サイバー・電磁波、陸・海・空の能力を強化



04

## 指揮統制・情報関連機能

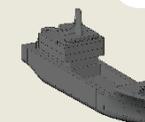
迅速かつ的確に意思決定を行うため、指揮統制・情報関連機能を強化



05

## 機動展開能力・国民保護

必要な部隊を迅速に機動・展開するため、海上・航空輸送力を強化  
これらの能力を活用し、国民保護を実施



06

## 持続性・強靱性

必要十分な弾薬・誘導弾・燃料を早期に整備、また、装備品の部品取得や修理、施設の強靱化に係る経費を確保



07

# 防衛力の抜本的強化と各年度の予算編成

- 各年度の予算編成では整備計画を踏まえて要求された個別の事業を精査していくことになるが、「43兆円程度」を最大限有効に活用して防衛力を強化するためにも、有事において重要となる財政余力を維持し継戦能力を保持する観点からも、効率的・効果的な防衛力強化を実現していくことが重要。
- その際は、5年間、43兆円という大規模な計画でもあり、整備計画自体にも記載がある通り、各事業の進捗状況、実効性、実現可能性を精査し、事業の見直しを柔軟に行っていく必要。
- また、質の高い装備品等を安価で確保できる調達能力は、防衛力の抜本的強化を継続的かつ安定的に実施していく観点からも重要である。

(億円)

区分	分野	令和5年度予算 (契約ベース) (A)	令和6年度概算要求 (契約ベース) (B)	令和5年度予算 との比較 (B - A)	5年間の総事業費 (契約ベース) (兆円)
スタンド・オフ防衛能力		14,130	7,339	△6,791	約5兆円
統合防空ミサイル防衛能力		9,829	12,420	+2,591	約3兆円
無人アセット防衛能力		1,791	1,161	△631	約1兆円
領域横断作戦能力	宇宙	1,529	1,145	△384	約1兆円
	サイバー	2,363	2,185	△178	約1兆円
	車両・艦船・航空機等	11,763	13,787	+2,023	約6兆円
指揮統制・情報関連機能		3,053	4,488	+1,435	約1兆円
機動展開能力・国民保護		2,396	5,951	+3,554	約2兆円
持続性・強靱性	弾薬・誘導弾	2,124	4,068	+1,944	約2兆円
	装備品等の維持整備・可動確保	17,930	19,041	+1,111	約9兆円
	施設の強靱化	4,740	8,043	+3,302	約4兆円
防衛生産基盤の強化		972	886	△86	約0.4兆円
研究開発		2,320	2,321	+1	約1兆円
基地対策		5,149	5,182	+33	約2.6兆円
教育訓練費、燃料費等		9,437	9,567	+130	約4兆円
合計		89,525	97,582	+8,057	約43.5兆円

例) イージス・システム搭載艦 (3,797億円)



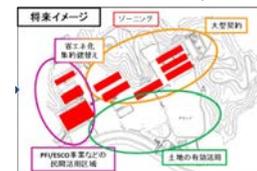
例) 新型FFM建造 (1,747億円)



例) CH-47JA/J (チヌーク) の取得 (3,301億円)



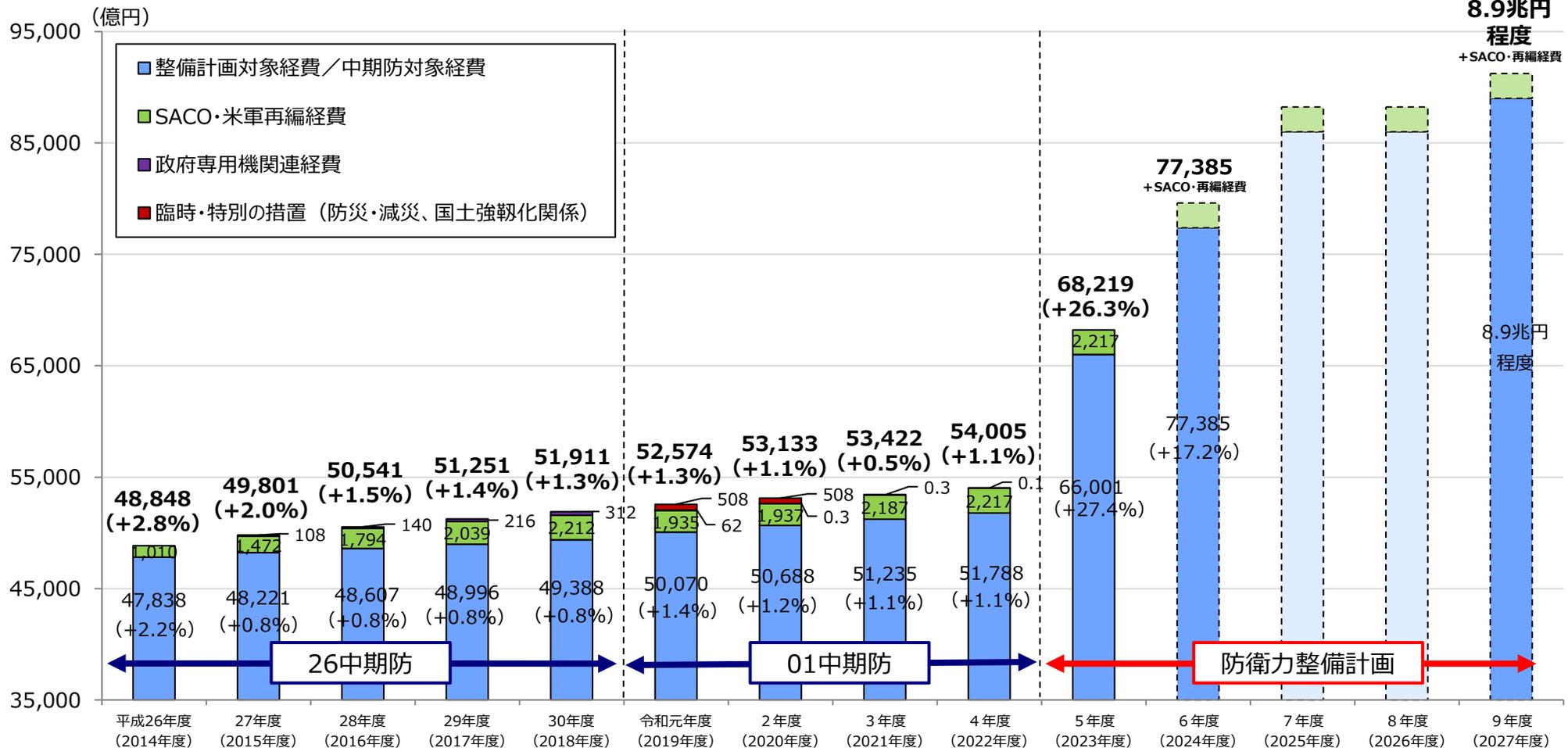
例) 施設の再配置・集約化等 (3,916億円)



(出所) 防衛省資料を基に作成。

## 防衛関係費の推移

- 防衛関係費については、これまでも複数年度の計画（中期防衛力整備計画）に基づいて毎年度の予算編成を行い、令和4年度までも着実に規模を伸ばしてきたが、令和5年度、防衛力整備計画を踏まえた防衛力の抜本的な強化のため、大幅な防衛関係費の増加を行ったところ。所要の財源確保を行い、令和9年度予算では8.9兆円程度とされている。



(注1) 当初予算ベース。ただし、令和6年度は概算要求ベース、令和7年度及び8年度は整備計画の残額から機械的に算出したイメージ。( )内は対前年度比。

(注2) 令和元年度及び2年度は、消費税影響分を含む。令和3年度は187億円、令和4年度は318億円、令和5年度は339億円、令和6年度(概算要求ベース)は335億円のデジタル庁計上分を含む。

(注3) 令和元年度及び2年度の臨時・特別の措置は防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策に係る経費。

(注4) 令和6年度概算要求については、グラフに記載の金額のほか、SACO関係経費・米軍再編関係経費関係も含む事項要求が存在。

## 防衛力整備計画と防衛予算

- 防衛力整備計画においては、令和５～９年度までの５年間の防衛力整備の水準を「４３兆円程度」と定めている。
- なお、防衛力整備計画では、これまでの中期防衛力整備計画と異なり、（１）防衛力整備の水準にかかる総額等を名目値で記載するとともに、（２）同計画の実施等に向けた財源について所要の措置を講じること、を記載している。この記載を踏まえ、「我が国の防衛力の抜本的な強化等のために必要な財源の確保に関する特別措置法」が国会に提出され、本年６月に成立した。

	防衛力整備計画 (令和５年度～令和９年度)	01中期防衛力整備計画 (平成30年度 価格) (令和元年度～令和５年度)
防衛力整備の水準	４３兆円程度	２兆７千４百億円程度
各年度の予算編成に伴う 防衛関係費	４兆５千億円程度	２兆５千億円程度
新たに必要となる事業に係る 契約額（物件費）	４兆３千億円程度	１兆７千億円程度

## 「XIII 所要経費等」より抜粋。

- １ ２０２３年度から２０２７年度までの５年間に於ける本計画の実施に必要な防衛力整備の水準に係る金額は、４３兆円程度とする。
- ２ 本計画期間の下で実施される各年度の予算の編成に伴う防衛関係費は、以下の措置を別途とることを前提として、４兆５千億円程度（２０２７年度は、８兆９千億円程度）とする。
  - (１) 自衛隊施設等の整備の更なる加速化を事業の進捗状況等を踏まえつつ機動的・弾力的に行うこと（１兆６千億円程度）。
  - (２) 一般会計の決算剰余金が６の想定よりも増加した場合にこれを活用すること（９千億円程度）。
 なお、格段に厳しさを増す財政事情と国民生活に関わる他の予算の重要性等を勘案し、国の他の諸施策との調和を図りつつ、防衛力整備の一層の効率化・合理化を徹底し、重要度の低下した装備品の運用停止、費用対効果の低いプロジェクトの見直し、徹底したコスト管理・抑制や長期契約を含む装備品の効率的な取得等の装備調達最適化、その他の収入の確保等を行うこととし、上記剰余金が増加しない場合にあっては、この取組を通じて実質的な財源確保を図る。（後略）
- ３ この計画を実施するために新たに必要となる事業に係る契約額（物件費）は、４兆３千億円程度（維持整備等の事業効率化に資する契約の計画期間外の支払相当額を除く）とし、各年度において後年度負担についても適切に管理することとする。
- ４～５ 略
- ６ ２０２７年度以降、防衛力を安定的に維持するための財源、及び、２０２３年度から２０２７年度までの本計画を賄う財源の確保については、歳出改革、決算剰余金の活用、税外収入を活用した防衛力強化資金の創設、税制措置等、歳出・歳入両面において所要の措置を講ずることとする。

# 防衛予算の特徴

- 防衛予算は人件糧食費と歳出化経費の割合が大きいという性質があり、もともと硬直的な予算構造となっている。特に、歳出化経費については、過年度の国庫債務負担行為により拘束される。
- 国庫債務負担行為により後年度負担額が増加してしまうと、安全保障環境の変化に柔軟に対応した防衛力整備や経済・財政等の状況を毎年度予算に反映する余地が狭まるおそれがある。そのため防衛力整備計画でも「各年度において後年度負担についても適正に管理する」とされているところ。

## 防衛関係予算の構造（令和5年度予算）

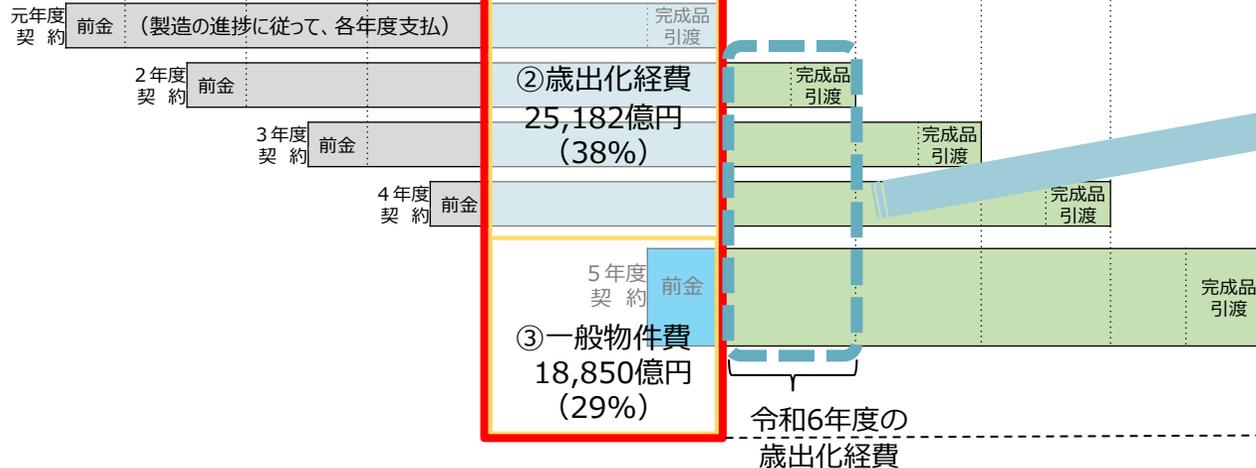
## 令和6年度概算要求の内訳

令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度 以降
-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------------

整備計画対象経費総額  
(①+②+③)  
66,001億円(100%)

- ①人件・糧食費  
隊員の給与、退職金、営内での食事など
- ②歳出化経費  
前年度以前の契約に基づき、当年度に支払われる経費（戦車、護衛艦、戦闘機など）
- ③一般物件費  
装備品の修理・油購入等の活動費、基地周辺対策費、在日米軍駐留経費負担など

(装備品製造等の)



77,385

(単位：億円)

人件・糧食費  
22,125

歳出化経費  
(過年度分の  
国庫債務負担行為)  
36,465

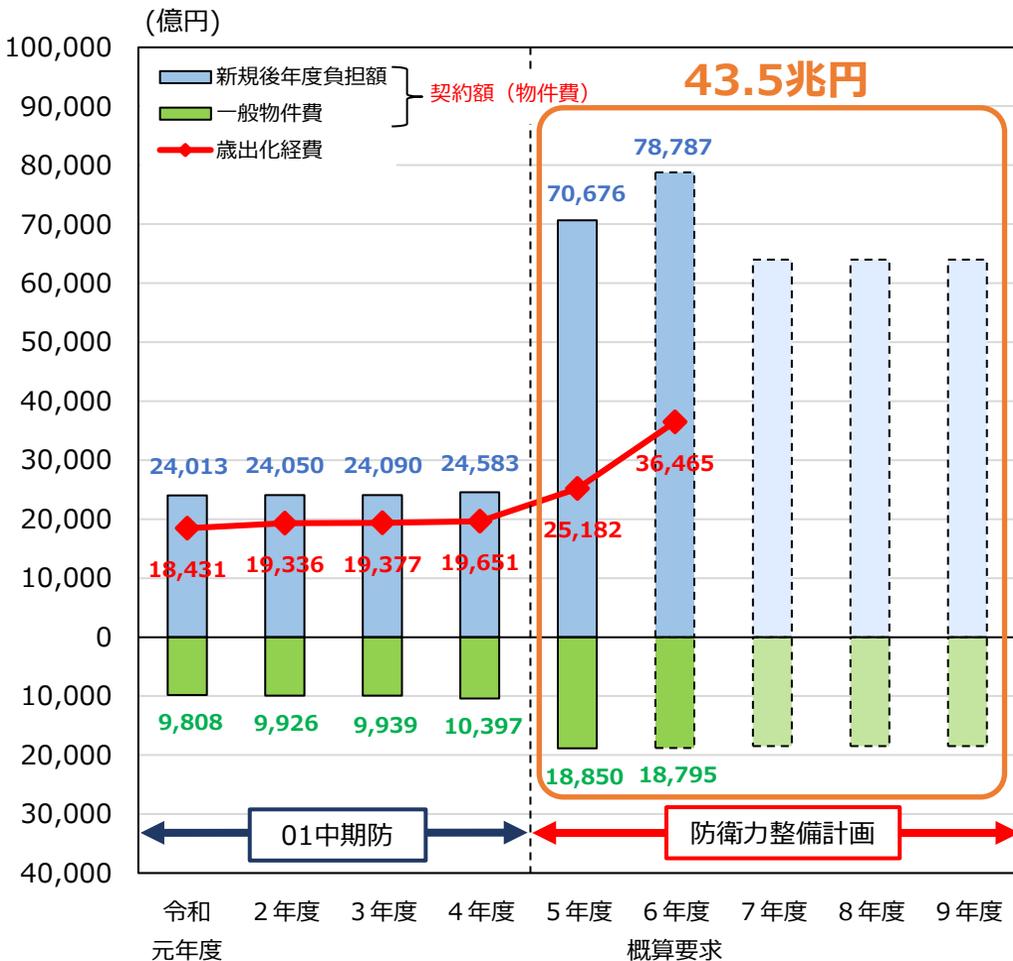
一般物件費  
18,795

令和6年度概算要求

(注) 上記のほか、整備計画対象経費に係る事項要求、SACO関係経費・米軍再編関係経費のうち地元負担軽減分に係る事項要求が存在。

- 防衛関係費は、定められた金額を最大限に有効活用し、安全保障環境の変化にあわせた柔軟な防衛力整備と強化を図るため、(1) 国庫債務負担行為における歳出化のタイミングも考慮し、翌年度以降の予算が過度に硬直的な予算とならないよう、また(2) 所要の財源措置を確保しながら、各年度の予算編成を行っていく必要がある。

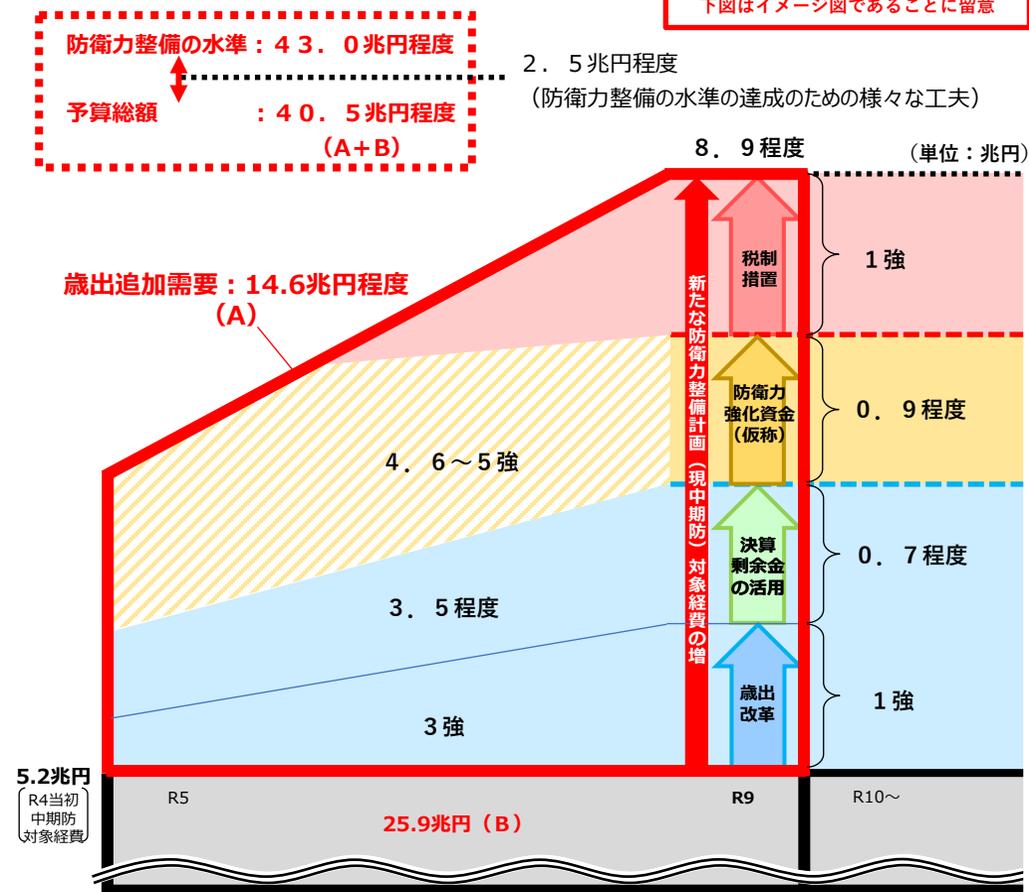
## 新規契約額等の推移



## 新たな防衛力整備計画に関する財源確保について

令和4年12月16日 政府与党政政策懇談会資料

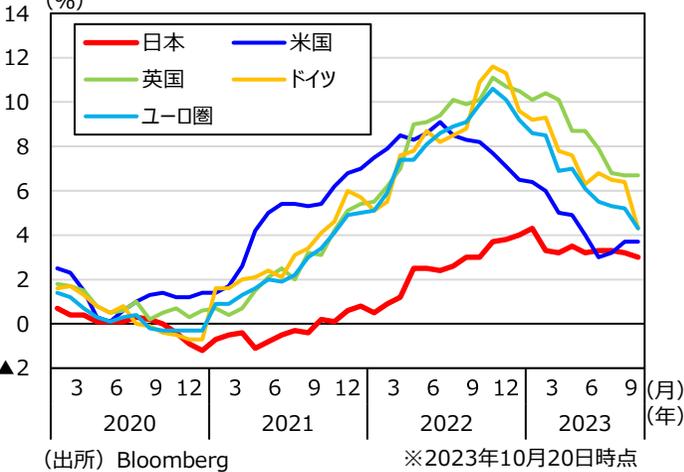
下図はイメージ図であることに留意



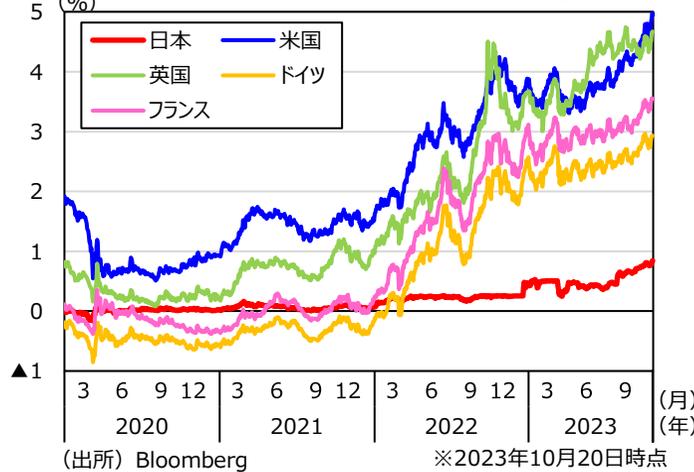
(注) 当初予算ベース。ただし、令和6年度は概算要求ベース、令和7年度以降は整備計画の残額から機械的に算出したイメージ。一般会計のうち、SACO関係経費、米軍再編関係経費のうち地元負担軽減分及び防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策に係る経費等を除く。

- 昨今の内外の物価上昇や為替（円安）によって、装備品等の単価が上昇し、防衛装備品の調達に多大な影響を与えている。FMSを含めた海外からの調達が大きな割合を占めていることも一因となっている。
- 装備品等の価格が上昇している中でも、定められた金額を最大限に有効活用して必要十分な質・量の防衛力を確保し、防衛力の抜本的強化を達成するためには、価格低減等のコスト削減に努める必要がある。

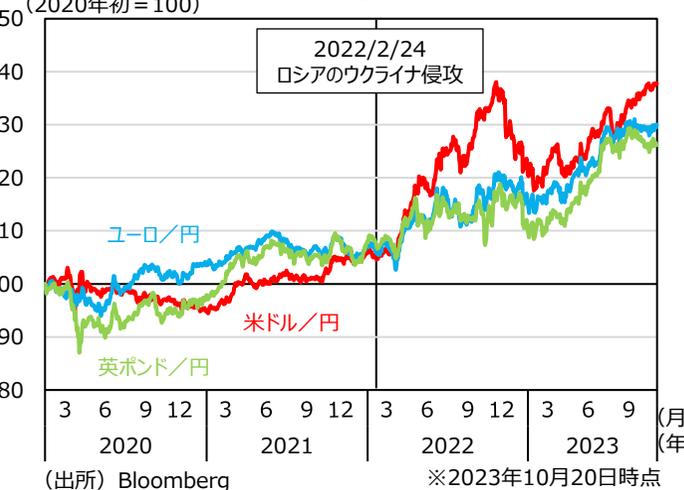
### 各国の消費者物価上昇率



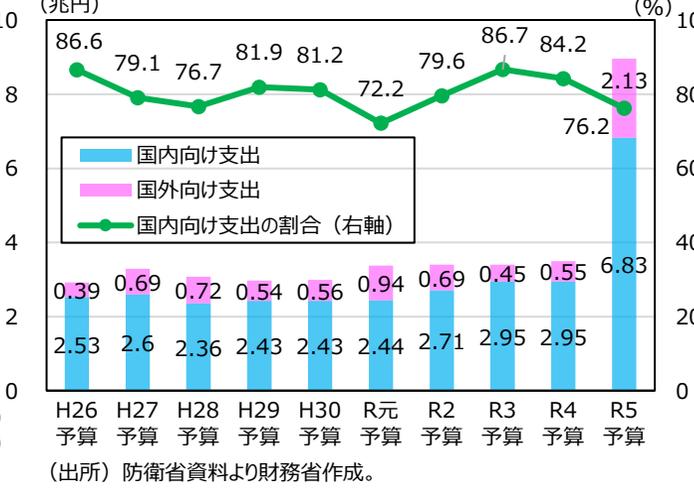
### 長期金利（10年国債金利）



### 為替レートの推移



### 国内外向け予算額及び輸入比の推移



浜田防衛大臣（当時）国会答弁  
【令和5年6月8日（参・外防委）】

我々とするば、この防衛力整備計画の所要経費については、昨今の物価高騰も踏まえつつ、整備計画を策定した2022年12月時点で入手していた最大限の情報に基づいて算出したものであります。その上で、今後5年間の物価や為替の変動の見通しについて述べることは困難ですが、仮に物価や為替変動等の影響を受け所要経費が上振れした場合には、防衛力整備の一層の効率化や合理化を徹底することにより、見積もった経費の範囲内に所要経費を収めるように努力してまいります。

いずれにせよ、防衛力整備計画でお示した43兆円程度という規模は、防衛力の抜本的強化が達成でき、防衛省・自衛隊として役割をしっかりと果たすことができる水準としてお示した金額であり、超過することはありませんし、この最初から頓挫を意識してということとは当たらないと思っております。

※FMS（Foreign Military Sales）は、米国の安全保障政策の一環として、米国政府が同盟諸国等に対して装備品を有償で提供するもの。

# 価格が上昇している装備品の例

○ 令和6年度概算要求においては、装備品等の価格が軒並み上昇。価格上昇の要因について精査する必要がある。

装備品名	価格上昇の状況	価格上昇の要因	装備品の概要
CH-47JA/J (チヌーク) 	76億円 <small>(31中期防平均単価)</small> → 185億円 <small>(R6要求単価[陸])</small> +143%増 → 216億円 <small>(R6要求単価[空])</small> +185%増	○ 物価高騰、円安に加え、グラスcockピット化などの製造元による仕様変更やGCIP等の増加により大幅に価格増。	○ 隊員や装備品の輸送に活用される大型輸送ヘリ。
C-2 	230億円 <small>(31中期防平均単価)</small> → 297億円 <small>(R5単価)</small> +29%増	○ 国内の部素材の価格上昇のほか、国産ではあるものの輸入部品の占める割合が大きいことによる輸入価格高騰・為替の影響による価格上昇によるもの。	○ 主要航空基地間の幹線航空輸送を担う輸送機。H28年度から部隊配備が開始された国産機。R6年度ではC-2を母機とする電波情報収集機RC-2の製造を要求。
P-1 	224億円 <small>(31中期防平均単価)</small> → 326億円 <small>(R6要求単価)</small> +45%増	○ 対潜システムの能力向上等による仕様変更や部素材の価格上昇によるもの。	○ 我が国周辺の海域で主に水上（艦艇）及び水中（潜水艦）の哨戒を行うための固定翼機。
SH-60K・能力向上型 	71億円 <small>(31中期防平均単価)</small> <small>※SH-60Kの調達単価</small> → 98億円 <small>(R6要求単価)</small> <small>※能力向上型の調達単価</small> +38%増	○ 対潜システムの能力向上等による仕様変更や部素材の価格上昇によるもの。	○ 我が国周辺の海域で主に水中（潜水艦）の哨戒を行うためのヘリ。護衛艦に搭載可能。
たいがい型潜水艦 	705億円 <small>(31中期防平均単価)</small> → 951億円 <small>(R6要求単価)</small> +35%増	○ 鋼材・半導体を含む部素材の価格上昇に加え、GCIP等の増加によるもの。	○ リチウムイオン蓄電池搭載の最新型の潜水艦で、H29年度から建造開始。
16式機動戦闘車 	7.2億円 <small>(31中期防平均単価)</small> → 9.0億円 <small>(R6要求単価)</small> +25%増	○ 主に部素材の価格上昇によるもの。GCIP等の増加も影響。	○ 空輸性、路上機動性等に優れた戦闘車両。
10式戦車 	13.3億円 <small>(31中期防平均単価)</small> → 16.7億円 <small>(R6要求単価)</small> +26%増	○ 主に部素材の価格上昇によるもの。GCIP等の増加も影響。	○ 戦車間のネットワークで敵等の情報を共有しながら戦闘が行える戦車。

(注) GCIP：防衛省が原価算定方式で調達価格を算出する際に用いる、GC（一般管理及び販売費率）、I（利子率）、P（利益率）を各装備品等の原価に乗じた額。

# 価格上昇の要因（例：大型輸送ヘリCH-47）と調達価格の仕組み

- 大型輸送ヘリCH-47JA/J（チヌーク）は、直近で調達した令和2年度時点での単価76億円に対し、令和6年度要求での単価は185億円〔陸〕、216億円〔空〕。
- 陸自調達分の価格上昇+109億円の内訳は、①輸入部品等の価格上昇、為替による増（約30億円） ②グラスコックピット化など、ボーイングの仕様変更（高度化）に伴う増（約40億円） ③「原価計算方式」における原価上昇及び制度変更によるGCIP部分の増（約20億円）がある。また、この他に④ライセンス生産を通じた「初度費」の増加（計353.4億円）がある。このように、価格の上昇は、「物価や為替の影響」だけでなく、調達制度等にも起因している。
- なお、同機は、「プロジェクト管理」の対象外。なお、プロジェクト管理における分析評価でも、大きな機能変更等はベースライン変更の要因となり、為替等の影響は補正された上で評価されるため、同機が見直し対象となるとは限らない。

76億円 (R2) +109億円 → 185億円 (R6要求)

（増額（+109億円）分の主な要因）

## 直接材料費 (+63.2億円)

- ・ 為替レートの反映 +12.3億円
- ・ 輸入品(Boeing分)の高騰 +17.9億円
- ・ 仕様の追加・変更等
  - グラスコックピット化等 +18.6億円
  - その他の仕様変更 +14.4億円

①物価高騰、円安による増

## 加工費 (+2.1億円)

- ・ グラスコックピット化等による仕様変更に伴う工数増 +2.1億円

②製造元の仕様変更に伴う増

## GCIP等 (+20.3億円)

- ・ コスト変動調整費（5%） +6.2億円
- ・ 経費率等変更による増 +7.0億円
- ・ 計算対象の原価増に伴う増 +7.1億円

③GCIP部分の増

## 官給品費等 (+16.8億円)

- ・ グラスコックピット化等による仕様変更に伴う初度部品の増加 +16.8億円

（注）上記の他、④初度費353.4億円の要求あり  
（防衛省からの聞き取り）

- 「原価計算方式」では、製造原価に一定の経費率を加えて調達価格を算出。令和5年度に制度改正をしてコスト変動率等を上乘せ。
- 「初度費制度」では、試作調達又は生産開始の際に、設計費、試験研究費、専用治工具、専用機械等を全額国費で負担。

「原価計算方式」のイメージ



GC率：企業の過去の一般管理及び販売費実績等を勘案し毎年度設定  
I率：市場から資金調達する場合の標準金利等を勘案し毎年度設定  
※ コスト変動調整率分を除く

## 「原価計算方式」等の課題

- 装備品の調達における「原価計算方式」や「初度費制度」により、受注企業の事業リスクを引き下げつつ、一定の利益幅の確保が可能となっているが、その仕組み上、物価上昇時や円安時には部品や部材等をはじめ製造原価が上昇するため、GCIP率を乗じることにより装備品の価格上昇が増幅される。また、海外装備品のライセンス生産や輸入部品を用いて国内生産を行う装備品については、海外の物価上昇による増幅効果は大きくなる。
- また、受注企業にとっては、製造原価が上昇するほど、GCIP等を通じた利益が増加することから、企業による自発的な価格低減インセンティブを低下させる要因にもなりうる。  
(注) 令和5年度以降、防衛装備庁は、GCIPに加え、契約期間の長さに応じた調整率×原価の額を支払うコスト変動調整率を導入したが、いわゆる「まとめ買いによる価格低減」を狙い契約を長くした場合にも支払額が増幅しまとめ買い効果が減殺される等の課題もある。
- このような「原価計算方式」等による価格上昇バイアスについて、まずは防衛装備庁が主体となって原価等の引下げを図る必要がある。他方、部品・部材等を調達するプライム企業と防衛装備庁の間の「情報の非対称性」から、例えば、ユニット部品の中身など、下請け企業が供給する間接部品の実態把握等が不十分となり、防衛装備庁による原価等の適正性の検証は困難となっている。
- 防衛装備庁の任務でもある「適正な調達価格の独自算定」を実現するべく、原価の監査の徹底、及び、本年12月に導入される「コストデータバンク」の積極的活用により、原価の適正性の確保及び原価の低減を図る必要。

### コストデータバンクの概要

令和5年12月に運用開始予定の防衛装備品等調達システムの一機能として実装予定。

原価計算業務、原価監査業務、原価調査業務等により収集した部品単位の価格等の情報を保管・蓄積することで、過去のコスト情報等を容易に参照し、価格算定業務の支援等に資する機能の実装を予定している。



(出所) 防衛省資料より財務省作成。

(衆) 安全保障委員会 中谷防衛大臣答弁（平成27年4月16日）

具体的には、防衛装備庁を設置いたしまして、装備品の構想段階から研究開発、取得、維持整備といったライフサイクルを通じて、コストも含めたプロジェクトの一元的かつ一貫した管理を実施するとしておりまして、現在、関連法案をこの国会に提出しております。

また、適正な調達価格を独自に算定するために、コスト情報のデータベース化、また、これらの数値を用いた統計的な分析によるコストを推定評価する手法の確立等を実施いたします。

## 海外装備品の取得方法

- CH-47JA/J（チヌーク）に象徴されるように、海外から調達する防衛装備品の価格が上昇しているが、外国物価や為替の影響だけではなく、調達方法による影響も大きい。すなわち、FMSや一般輸入に対して、ライセンスフィー、初度費やGCIPといった付加的な費用を上乗せした上で、「原価計算方式」で生産を行うライセンス生産は割高な取得方法と言える。
- ライセンス生産とFMS・輸入には、以下のようなメリット・デメリットが考えられるが、あえて割高な取得方法であるライセンス生産を採用する場合には、費用対効果も含めた相応の理由が求められる。

	メリット	デメリット	装備品における例
ライセンス生産	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 国内開発できない装備品について、「生産・技術基盤」を保持することで、国内産業の技術向上が期待できる</li> <li>○ 国内で修理等を行う「維持整備基盤」を保持することができる</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ ライセンスフィーに加え、「原価計算方式」や「初度費制度」により、GCIP等の付加的な費用が発生し、調達価格が割高となる</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・輸送ヘリ CH-47JA/J</li> <li>・攻撃ヘリ AH-64D</li> <li>・救難ヘリ UH-60J</li> <li>・迎撃ミサイル PAC-3MSE、PAC-3</li> <li>・装輪装甲車 AMV (R6 要求から)</li> </ul>
輸入 (FMSを含む)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 生産国や他の輸入国での調達事例を参考とすることが可能</li> <li>○ 早期の取得が可能</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 国内産業の技術向上につながりにくい</li> <li>○ 「維持整備基盤」がなく修理等が困難になり、可動率に悪影響を及ぼすおそれあり</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・輸送ヘリ オスプレイ</li> <li>・巡航ミサイル トマホーク</li> <li>・対空ミサイル SM-6</li> <li>・早期警戒機 E-2D</li> </ul>

(注) ライセンス生産：日本企業が外国政府及び製造元である外国企業から許可を得て行う国内製造のこと

- 防衛装備庁は、効果的かつ効率的な運用及び維持を可能とする最適な装備品の取得を実現するため、一定の基準以上の装備品について、構想から廃棄に至るライフサイクルコスト（LCC）を一貫して管理する、プロジェクト管理を行うこととされている。防衛力整備計画においても、「研究開発を含む装備品のライフサイクルを通じたプロジェクト管理の強化等によるコストの削減に努め、費用対効果の向上を図る」とされている。
- 他方、LCCを通じたプロジェクト管理の現状をみると、装備品量産時の量産単価、運用時の維持経費が上昇している装備品が多く、LCCの削減の成果は十分ではない。また、米国のようにプロジェクトを中止した事例はない。
- LCCの上昇要因として、
  - 装備品の開発・選定時においては、量産・運用も含めたLCCの算出ができていない場合が多い、
  - 開発時に、独自仕様の多さや、部品に汎用品を選定する工夫が徹底されていないこと等により、スケールメリットが働かずの量産時に価格が低減しない、あるいは経費が増加する
  - 装備品の開発・選定時では想定できなかった運用段階での機能・仕様の変更が多い、
  - 故障の多発など、整備所要の増加による補用品調達費等の増 等がある。

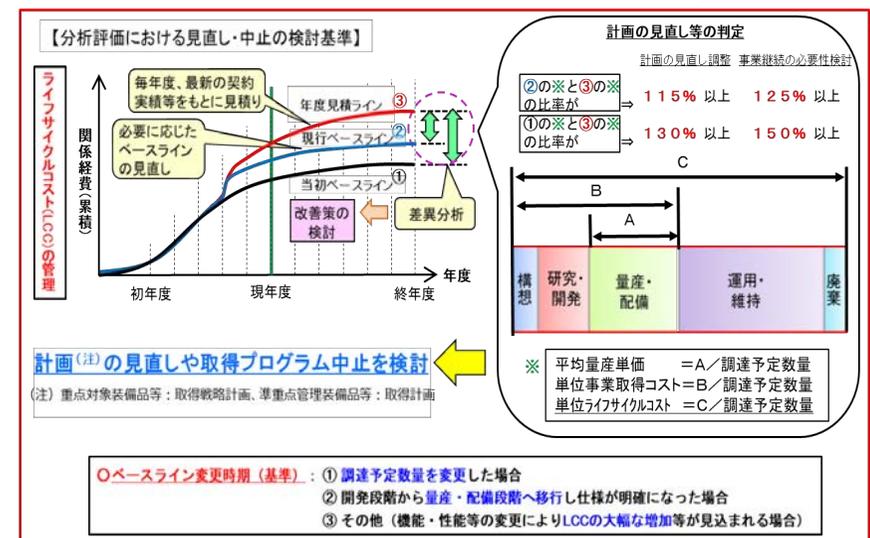
## <LCCが増加し続けている装備品の具体例>

装備品名	LCC上昇の状況 (H27→R5※)
輸送機C-2 	19,326億円 (補正前) +21% → 23,346億円 22,458億円 (補正後) +4%
哨戒機P-1 	32,182億円 (補正前) +27% → 40,907億円 37,548億円 (補正後) +9%
SH-60K 能力向上型 	11,020億円 (補正前) +24% → 12,422億円 11,607億円 (補正後) +7%
UH-2 	3,993億円 (補正前) +41% → 5,627億円 4,880億円 (補正後) +15%

(注1) 各装備品毎、H27年度の当初ベースライン（補正前、補正後）とR5年度見積もりラインを比較するもの。  
 (注2) ベースラインの補正：見直し基準等に達しているかの判断のために最新のLCC（年度見積もりライン）とベースラインを比較する際、ベースライン設定後に生じた為替や物価等の変動をベースラインに加味すること。

## <プロジェクト管理の見直し等の基準>

防衛省作成資料

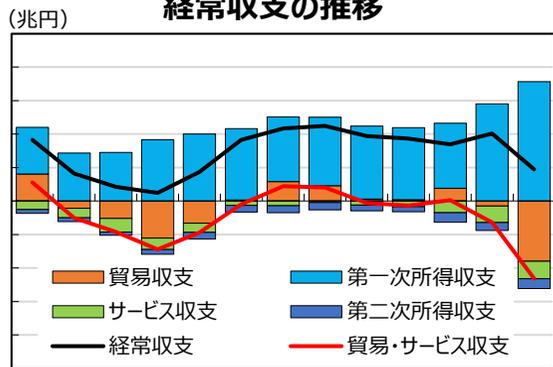


- LCCが増大する例が多い理由としては、以下のような点が挙げられる。
  - ① LCCの算出は装備品の構想、研究開発、設計・仕様決定以降に実質的に開始されることが多く、構想段階から調達、量産・配備、運用・維持、廃棄という一連のプロセスを一貫して管理することが困難
  - ② コストデータバンクの未装備により根拠あるデータに基づくLCC変動要因の実態把握が不十分
- その上で、プロジェクトの中止の実例がない理由としては、
  - ③ 調達予定数量の変更等の要因によりベースラインを引き直す際、既に発生している当該要因以外の要因によるコスト変化も全て含めてその段階でベースラインをゼロから計算しなおす現在の計算方式は、本来見直し基準等に該当するものをその対象から除外している可能性がある
  - ④ プロジェクトが見直しや中止の基準に該当することとなった場合、その見直し・継続・中止の判断を防衛省内で完結することについてガバナンスが働きにくい（米国においては、事業継続には議会（下院）の承認が必要）等がある。
- こうした現状に際し、下表のような取組みを実施することが必要ではないか。

課題	具体的取組みの方向
①LCCの一貫した管理	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 装備品選定時において、取得価格だけでなくLCCを考慮した上で調達方法等を決定</li> <li>・ 設計・仕様決定時において、独自仕様を避け、汎用性のある部品を選択するなど、量産・維持段階のコストを考慮</li> <li>・ 機能・仕様変更時においては、その費用対効果を厳密に分析</li> <li>・ 整備段階において、過度な補用品の発生等を避けるための整備項目の精査</li> </ul>
②コストデータバンクの実装と活用	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 価格上昇が著しい部品やそれに共通する要因を把握・分析できるようコストデータバンクを整備し、管理を徹底</li> <li>・ 部品の枯渇情報や価格高騰情報を体系的に把握し、事前のまとめ買いや早めの代替品の選定等を実施</li> <li>・ 個別部品の価格上昇耐性等を把握することにより、今後の調達における部品選定に活用</li> </ul>
③ベースライン	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 調達予定数量の変更等の要因によりベースラインを引き直す際、当該要因以外のコスト変化の影響は維持する形での引き直しにすることで、引き直し前のコスト変化も含めて評価できるよう、運用方法を見直すこと</li> <li>・ 為替や物価等による補正を行わないベースラインと現状値との比較で評価する見直し指標を追加すること</li> </ul>
④ガバナンス	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 見直し基準に該当することとなったものについては、その継続・中止の判断について防衛省内でのプロセスを完結させるのではなく、財政当局への協議をプロセスに加えること</li> </ul>

- 国家安全保障戦略では、「国際的な市場の信認を維持し、必要な資金を調達する財政余力が極めて重要」であり、「我が国の安全保障の礎である経済・金融・財政の基盤の強化に不断に取り組む」とされている。
- 防衛力整備にも影響を与えている物価や為替の現況は、様々な要因がある中でも、一部は経済・金融・財政の状況等が反映されたもの。同戦略を踏まえつつ、安定的な防衛力整備、有事に備えた財政余力、有事における継戦能力等の観点から、経済・金融・財政の基盤の強化を図る必要がある。

### 経常収支の推移

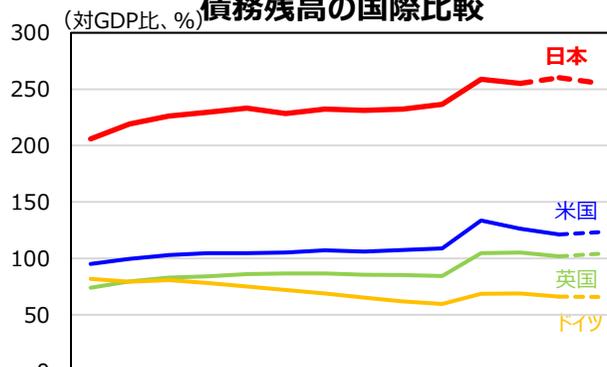


2010 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22 (年度)

(出所) 財務省「国際収支統計」

(注) 第一次所得収支は、直接投資収益（親会社と子会社との間の配当金・利子等の受取・支払）や証券投資収益（株式配当金及び債券利子の受取・支払）等を計上。第二次所得収支は、官民の無償資金協力、寄付、贈与の受払等を計上。

### 債務残高の国際比較



2010 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22 23 (暦年)

(出所) IMF “World Economic Outlook” (2023年10月)

(注1) 数値は一般政府（中央政府、地方政府、社会保障基金を合わせたもの）ベース。  
(注2) 日本は、2022年及び2023年が推計値。それ以外の国は、2023年が推計値。

### 国債の保有者別割合

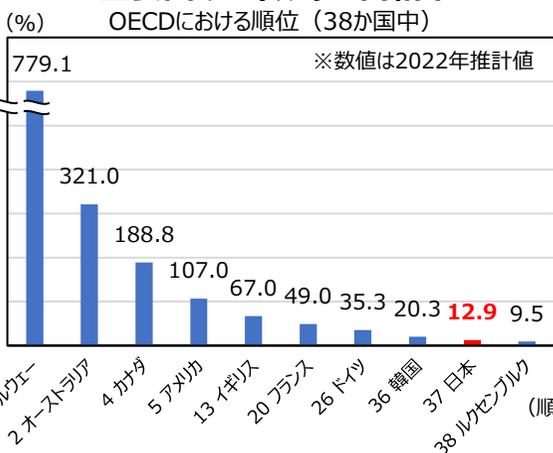


2010 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22 23 (年)

(出所) 日本銀行「資金循環統計」

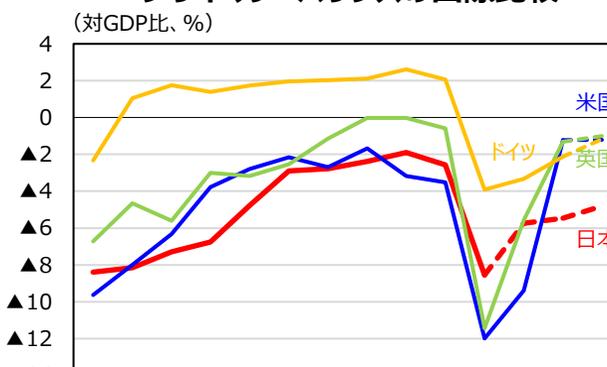
(注) 「国債」は財投債やT-Bill、「銀行等」には「ゆうちょ銀行」、「証券投資信託」及び「証券会社」、「年金等」には「公的年金」及び「年金基金」、「生保等」は「かんぽ生命」を含む。

### 主要国のエネルギー自給率



(出所) IEA「World Energy Balances Highlights (2023.9)」

### プライマリーバランスの国際比較

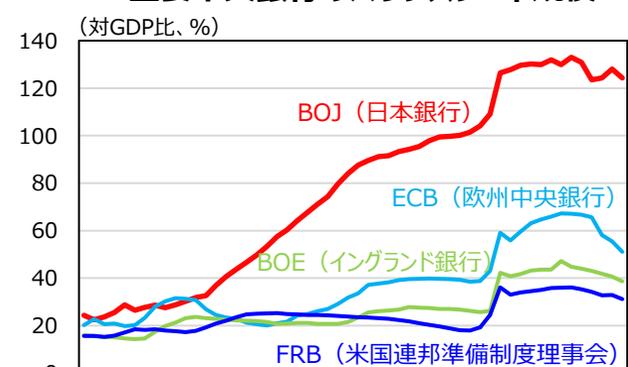


2010 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22 23 (暦年)

(出所) OECD “Economic Outlook 113”(2023年6月7日)

(注1) 数値は一般政府（中央政府、地方政府、社会保障基金を合わせたもの）ベース。  
(注2) 日本は2021年から2023年、それ以外の国々は2023年が推計値。

### 主要中央銀行のバランスシート規模



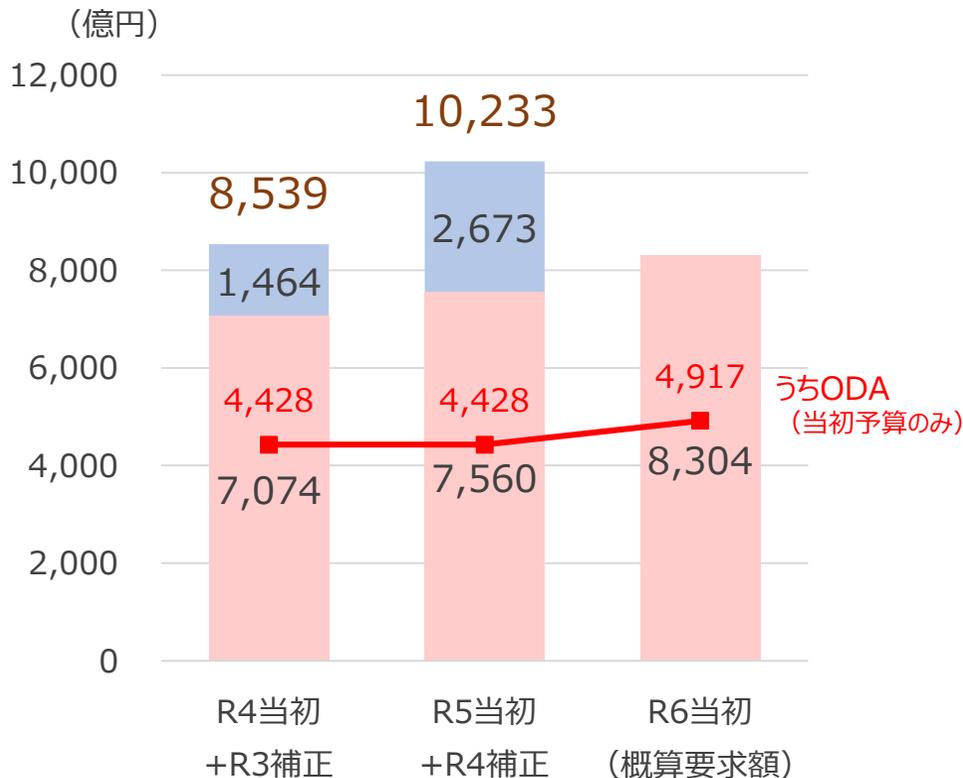
2010 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22 23 (年)

(出所) 各中央銀行、各国政府統計

(注) 総資産の対GDP比であり、GDPは名目・季節調整済年率

- 我が国を取り巻く安全保障情勢が厳しさを増す中、防衛力の抜本的強化と並び**外交体制の強化も課題**となり、足下の外交予算は拡充傾向。特に令和5年度当初予算＋令和4年度補正予算は、①G7サミット議長国、②ウクライナ支援等への対応、③円安・海外現地物価高への対応もあり、湾岸戦争以来最大となる1兆円超を措置。
- **令和6年度概算要求においても、厳しい安全保障情勢は変わらず**。また、①ウクライナへの侵攻の継続・権威主義国家への対応、②ALPS処理水に見られる偽情報への対応、③円安・海外現地物価高といった課題も引き続き対応が必要。

## R6概算要求の全体像



## R6概算要求の主なポイント

### 1. 国家安全保障戦略の実施

- 情報セキュリティ基盤の強化
- 情報戦への対応（偽情報の拡散への対抗）
- ODAやOSA（政府安全保障能力強化支援）の戦略的活用

### 2. 海外での邦人保護、危機管理の強化

- 平時から緊急時までの邦人保護
- 危険地域における施設の安全対策や警備体制の強化

### 3. 日本企業の海外展開の支援

- オファー型協力のODA等を新たに実施
- 農林水産品やインフラの海外輸出

# 「自由で開かれたインド太平洋」(FOIP)

○ 我が国は従来「自由で開かれたインド太平洋」(FOIP: Free and Open Indo-Pacific)の実現に向けて、価値観を共有する国々との連携を維持・強化してきた。

「地球儀を俯瞰する外交」      国際協調主義に基づく「積極的平和主義」

安倍政権の実績を踏まえ、これらの外交コンセプトを更に発展させる

**自由で開かれたインド太平洋**

国際社会の安定と繁栄の鍵を握るのは、  
 「2つの大陸」：成長著しい「アジア」と潜在力溢れる「アフリカ」  
 「2つの大洋」：自由で開かれた「太平洋」と「インド洋」  
 の交わりにより生まれるダイナミズム  
 ⇒ これらを一体として捉えることで、新たな日本外交の地平を切り拓く

**アフリカ**

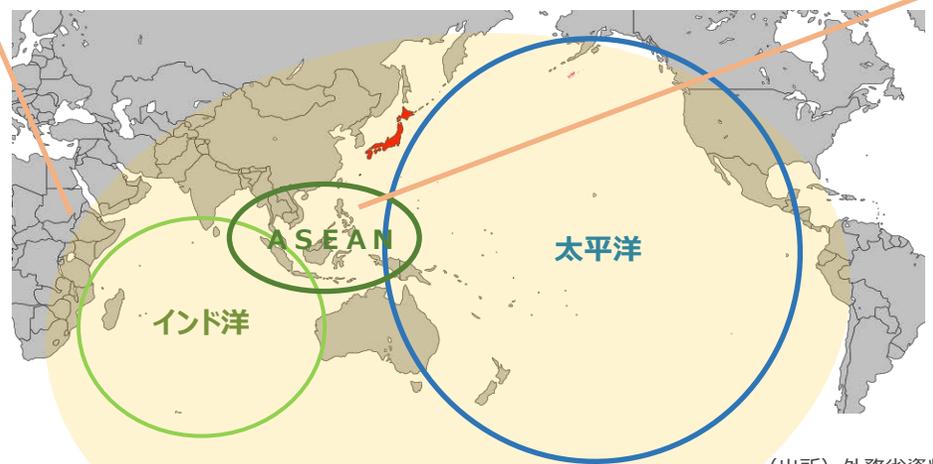
- 高い潜在性
  - ・人口約13億人（世界の17%）  
→2050年には25億人との予測
  - ・面積3000万km<sup>2</sup>（世界の22%）
  - ・高い経済成長率（2000~16年の平均は4.8%）
  - ・豊富な資源と有望な市場

⇒「成長大陸」として飛躍する中、貧困・テロ等の課題あり

↓

アフリカ諸国に対し、開発面に加えて政治面・ガバナンス面でも、押しつけや介入ではなく、オーナーシップを尊重した国造り支援を行う

◆インド太平洋地域は、海賊、テロ、大量破壊兵器の拡散、自然災害、現状変更等の様々な脅威に直面。このような状況下において、日本は、法の支配を含むルールに基づく国際秩序の確保、航行の自由、紛争の平和的解決、自由貿易の推進を通じて、インド太平洋を「国際公共財」として自由で開かれたものとする事で、この地域における平和、安定、繁栄の促進を目指す。



**アジア**

- 東南アジア及び南アジアでは民主主義・法の支配・市場経済が根付き、自信・責任・リーダーシップの目覚めあり

⇒ 今や「世界の主役」たるアジアの成功を、自由で開かれたインド太平洋を通じてアフリカに広げ、その潜在力を引き出す

↓

ASEAN地域の連結性を向上させることで、質の高いインフラ整備、貿易・投資の促進、ビジネス環境整備、人材育成強化を図る。ASEANの成功を、中東・アフリカ等の地域に広げる

(出所) 外務省資料

- ロシアのウクライナ侵略等に現れているように**国際社会は歴史の転換点にあり、協調の世界を目指した流れとは異なる、分断や対立といった動きも生じている**状況。
- 自由で開かれた秩序の下、平和で安定した国際社会を構築することは国益に直結。その際、近年存在感を増している**グローバルサウス諸国との関係強化も重要**であり、**あらゆる外交手段を効果的に使っていくことが求められる**。

## ウクライナ

- ロシアのウクライナ侵略は長期化。G7では、侵略を国際社会の基本的な原則に違反する脅威と捉え、国際秩序の堅持に向けた結束強化を表明。
- ⇒ ウクライナの反転攻勢が難航する中で、**G7を中心に支援を継続することにコミット**。
- ⇒ 日本の支援は人道・財政支援等に限定。**喫緊の人道・復旧ニーズ**、政府を持続可能とするために必要な**財政支援**、中長期的目線で必要となる**復興支援**について、引き続き対応する必要。

## 東シナ海

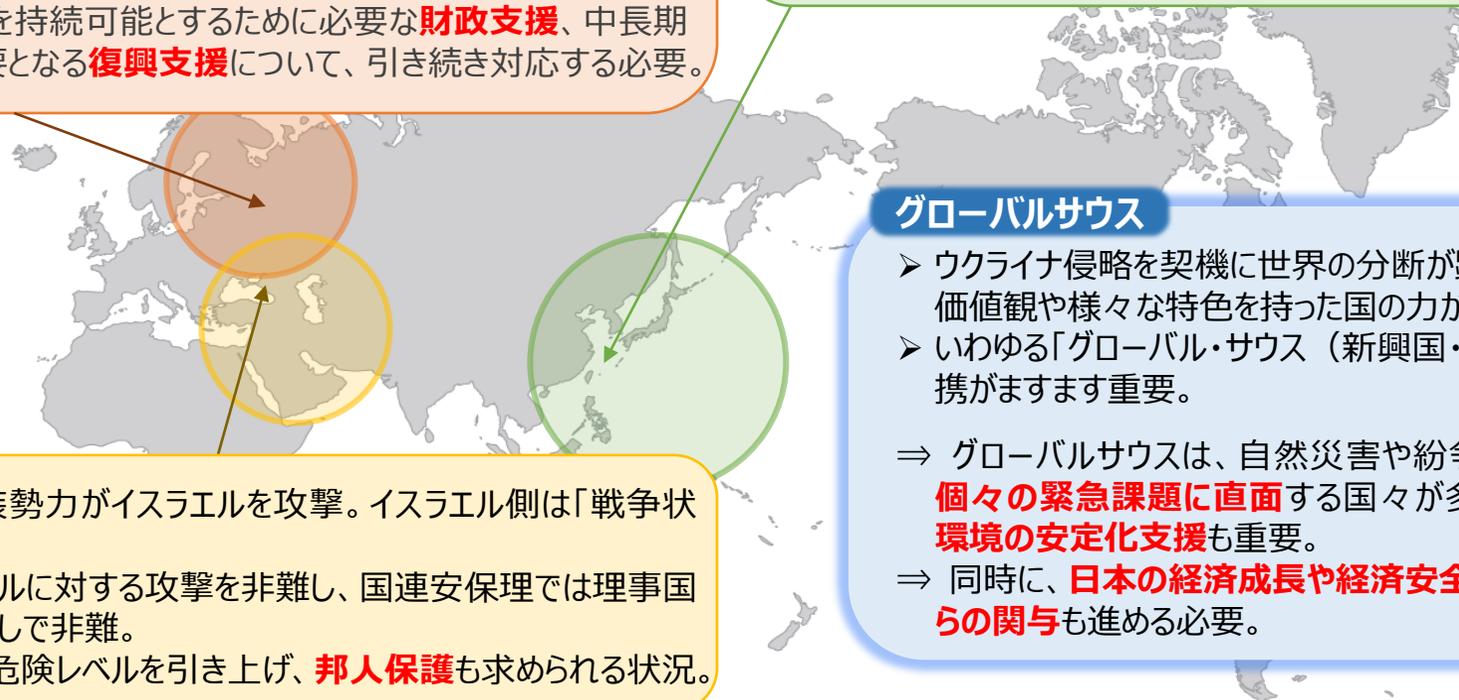
- FOIPのビジョンの下、法の支配に基づく自由で開かれた国際秩序の実現、**地域の平和と安定の確保は、我が国の安全保障にとって死活的に重要**。
- 他方で現在の中国の対外的な姿勢や軍事動向等は、我が国と国際社会の深刻な懸念事項（東シナ海、南シナ海等における、力による一方的な現状変更の試みを強化等）

## 中東

- パレスチナ武装勢力がイスラエルを攻撃。イスラエル側は「戦争状態」を宣言。
- 各国はイスラエルに対する攻撃を非難し、国連安保理では理事国がハマスを名指しで非難。
- ガザ地区等の危険レベルを引き上げ、**邦人保護**も求められる状況。

## グローバルサウス

- ウクライナ侵略を契機に世界の分断が顕在化し、多様な価値観や様々な特色を持った国の力が相対的に増大。
- いわゆる「グローバル・サウス（新興国・途上国）」との連携がますます重要。
- ⇒ グローバルサウスは、自然災害や紛争・難民問題等、**個々の緊急課題に直面**する国々が多いことから、**社会環境の安定化支援**も重要。
- ⇒ 同時に、**日本の経済成長や経済安全保障等の観点からの関与**も進める必要。



- こうした厳しい国際情勢も踏まえ、今般の開発協力大綱の改定では、我が国ODAについて、複合的危機に直面する国際社会において、**平和で安定した国際社会の形成とともに国益の実現にも貢献するため、開発協力を一層効果的・戦略的に活用する方針**が掲げられている。
- 具体的な実施面では、民間企業等の様々な主体との連携を強化すること、**オファー型協力による戦略性の強化**を図ること等とされており、**これらの効果的活用が期待される。**

## 開発協力大綱の概要

（出所）「開発協力大綱～自由で開かれた世界の持続可能な発展に向けた日本の貢献～」  
（令和5年6月9日閣議決定）

### I. 基本的考え方

#### 1. 策定の趣旨・背景

- 国際社会は歴史的な転換期にあり、複合的危機に直面している。
- 開発途上国への民間資金の流入が政府開発援助（ODA）を始めとする公的資金を大きくしのぎ、民間企業、市民社会、国際機関等の多様なアクターが重要な役割を果たしている中で、これらのアクターとの連携や新たな資金動員に向けた取組もより重要になっている。

#### 2. 開発協力の目的

- 我が国の開発協力の目的を以下に示す。
  - ✓ 法の支配に基づく自由で開かれた国際秩序の下、**平和で安定し、繁栄した国際社会の形成に一層積極的に貢献**すること。
  - ✓ 同時に、**我が国の国益の実現に貢献**すること。
- その際、**開発協力が国民の税金を原資とする点**や開発協力が上記の目的を果たす上でいかなる**効果を上げたか**という点を強く意識し、**開発協力を一層戦略的、効果的かつ持続的に実施**していく。

#### 3. 基本方針

- （1）平和と繁栄への貢献
- （2）新しい時代の「人間の安全保障」
- （3）開発途上国との対話と協働を通じた社会的価値の共創
- （4）包摂性、透明性及び公正性に基づく国際的なルール・指針の普及と実践の主導

### II. 重点政策

#### 1. 新しい時代の「質の高い成長」とそれを通じた貧困撲滅

- 複合的危機の時代における開発課題の変化を踏まえ、特に以下の分野における取組を強化する。
  - ✓ 食料・エネルギー安全保障など経済社会の自律性・強靱性の強化
  - ✓ デジタル ✓ 質の高いインフラ

#### 2. 平和・安全・安定な社会の実現、法の支配に基づく自由で開かれた国際秩序の維持・強化

- 特に、自由で開かれたインド太平洋（FOIP）のビジョンの下、法の支配に基づく自由で開かれた国際秩序の維持・強化に取り組む

#### 3. 複雑化・深刻化する地球規模課題への国際的取組の主導

### III. 実施

#### 1. 効果的・戦略的な開発協力のための3つの進化したアプローチ

- （1）共創を実現するための連帯
  - ODAに係る**幅広い資金源の拡大を推進**する。…以下のパートナーとの連帯を強化していく。
    - ✓ 民間企業 ✓ 公的金融機関 ✓ 他ドナー ✓ 国際機関 ✓ 市民社会 等
- （2）戦略性の一層の強化
  - 相手国からの要請を待つだけでなく、…日本の強みを活かした魅力的なメニューを作り、積極的に提案していく**オファー型協力を強化**する。
- （3）目的に合致したきめ細やかな制度設計

#### 2. 開発協力の適正性確保のための実施原則

#### 3. 実施体制・基盤の強化

- 対国民総所得（GNI）比でODAの量を**0.7%**とする国際的目標を念頭に置くとともに、**我が国の極めて厳しい財政状況も十分踏まえつつ、…様々な形でODAを拡充**し、開発協力の実施基盤の強化のため必要な努力を行う。

- 開発協力大綱において、オファー型協力を提起。開発途上国の課題解決と同時に我が国の課題解決や経済成長にも資するため、**我が国の強みを活かした協力メニューを積極的に提案・案件形成**していくことを目指す。

## ODA (オファー型協力)

- 対象国との対話・協働の場において、外交政策上、戦略的に取り組むべき分野の**開発協力目標**とそれを実現するための**開発シナリオ**（上記目標を達成する方法）と**協力メニュー**（上記目標を具体的に実施する案件の組み合わせ）を、我が国の強みを活かし、かつ、相手国にとっても魅力的な形で積極的に提案し、案件形成を行っていくもの。
- その際、**様々な主体（民間企業、公的金融機関、国際機関、他ドナー、市民社会、地方自治体、大学・研究機関等）を開発のプラットフォームに巻き込んで連携**し、互いの強みを持ち寄り様々な協力を組み合わせることで、開発効果を最大化する。
- 開発途上国の課題解決と同時に、我が国の課題解決や経済成長にもつなげる。

- 日本にとって望ましい安全保障環境を創出するため、同志国の安全保障上の能力・抑止力の向上を目的としたOSA（政府安全保障能力強化支援）の枠組みを導入。
- より**安全保障に直結した手段として活用が期待**される。

## OSA (Official Security Assistance)

- 日本自身の防衛力の抜本的強化に加え、**同志国の安全保障上の能力・抑止力向上**を図るため、同志国の安全保障上のニーズに応え、**資機材等の提供やインフラ整備等**を行う、**軍等が裨益者となる新たな無償による資金協力の枠組み**を導入するもの。

### 【協力対象】

相手国における**民主化の定着、法の支配**、基本的人権の尊重の状況や**経済社会状況**を踏まえた上で、我が国・地域の安全保障上のニーズや二国間関係等を総合的に判断して選定。

### 【協力分野】

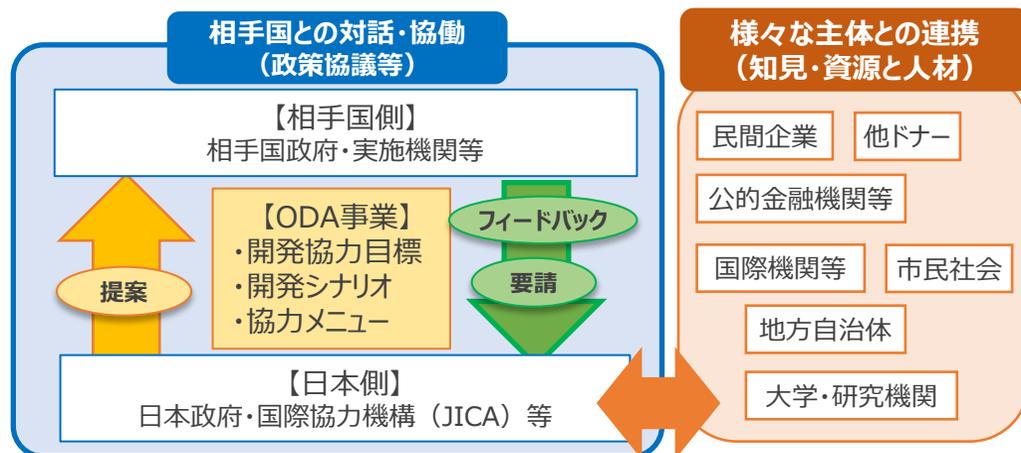
- 以下のような**国際紛争との直接の関連が想定しがたい分野**に限定。
- ①法の支配に基づく平和・安定・安全の確保のための能力向上に資する活動（領海・領空等の警戒監視、テロ対策、海賊対策等）
  - ②人道目的の活動（災害対処、捜索救難・救命、医療、援助物資の輸送等）
  - ③国際平和協力活動（PKO参加のための能力強化等）

（出所）外務省予算要求資料に基づき財務省作成

### ○国家安全保障戦略（令和4年12月16日閣議決定）（抄）

- 「同志国との安全保障上の協力を深化させるために、開発途上国の経済社会開発等を目的としたODAとは別に、**同志国との安全保障上の能力・抑止力の向上を目的として、同志国に対して、装備品・物資の提供やインフラの整備等を行う、軍等が裨益者となる新たな協力の枠組み**を設ける。これは、総合的な防衛体制の強化のための取組の一つである。」

（出所）外務省予算要求資料に基づき財務省作成



- 各国においても、ウクライナ情勢等による国際情勢の変化や自国の経済状況を踏まえ、ODAの規模だけでなく、使途や、執行方法を抜本的に見直し、**優先順位を付けた対応**を模索。より**機動的で柔軟な運用**を目指す。

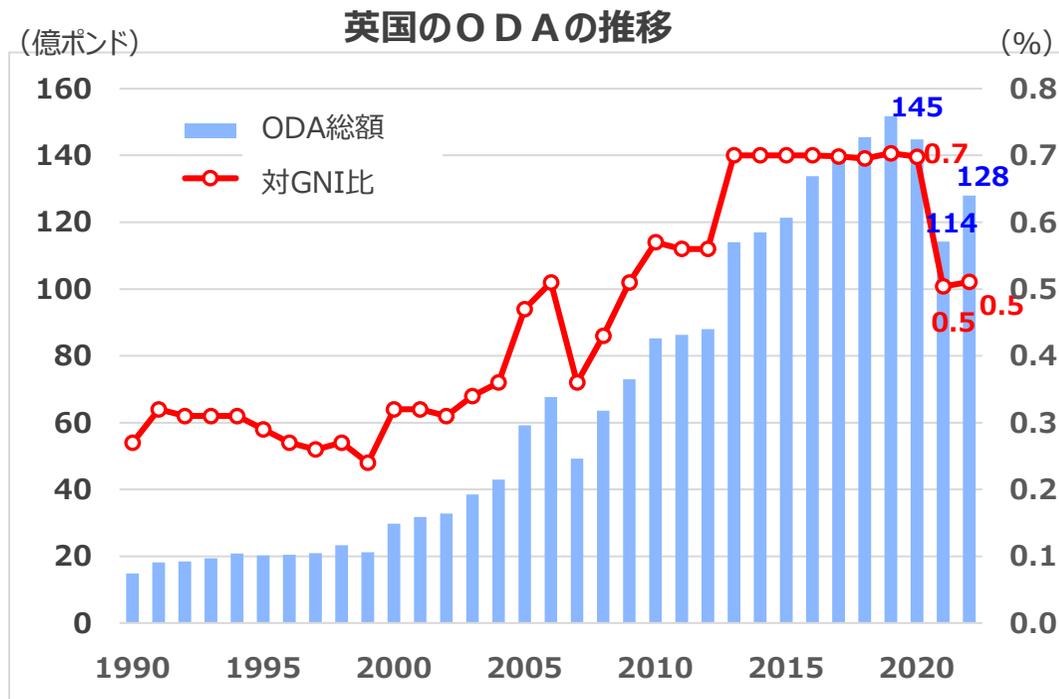
## 英国

### 総額の見直し

- 英国では、**新型コロナによる債務残高の急増**を受け、将来世代の負担を避けるべく**ODA総額を2021年に大幅削減し、対GNI比で0.5%程度**とすることを発表（2015年に法律でODA総額を対GNI比0.7%とする旨が規定されているが、今回はその暫定措置となる）。①**日々の支出を借金をせずになかなえるようになったとき**、②**公的な債務残高が対GDP比で減少したときに従来の水準に戻す**としており、2022年11月時点では、**0.7%水準に戻れるのは「早くても2027年度以降」との見解**を政府は示している。
- 足もとでは、ウクライナ等の避難民受入れのための**自国内支出がODA支出全体の3分の1程度を占めており、海外への支援が制限される**状況。

### 戦略の見直し：分野・支援方法に関する優先順位付け

- 2022年5月に、今後10年間のODA指針となる「国際開発戦略」を公表。女性・女子の支援、最も必要な層への人道的援助の提供、気候変動、自然、国際保健に関する活動とともに、**「投資の実行」が主軸**に据えられた。「誠実かつ信頼のある投資」を行うことを宣言し、低・中所得国の開発促進手段として英国との貿易促進を記載。
- あわせて、よりコントロールを利かせ、地政学的パートナーに絞られるように、**国際機関への支出から二国間支援への再配分**も記載（2025年までに二国間支援の割合75%を目指す。他方、2022年の時点で避難民支援の増額により二国間支援が75.3%（前年63.3%）に大幅増加）。



(出所) 英国外務・英連邦・開発省「Statistics on International Development: Final UK Aid Spend 2022」(2023年9月)。

## スウェーデン



- スウェーデンは伝統的にODA大国であり、1962年に法律でODA総額の対GNI比1%程度を目指す旨規定（1968年に具体化）。1975年にオランダと並んで先進国で初めてODA総額の対GNI比0.7%以上を達成している。
- 他方、2022年に穏健党を中心とした右派連合への政権交代に伴い、ODA予算は**GNI比1%目標と切り離され、減額**。2023年度予算以降は、**複数年にかけた名目予算額を設定。2023-2025は毎年560億クローナ（7400億円程度）で、対GNI比0.88%**（2020年の1.14%以降低下）。
- 併せて、**多くの国連関係機関へのコア拠出を減額**した上で、その**運営の効率化等を指摘**（広いドナーベースの創出、国連改革、組織のさらなる効率的かつ新しい発想の追求）。また、一部の避難民にかかる支援については、将来の帰還等を支援の条件に設定し、全体額に上限を付ける等の見直しを予定。

## 米国



- トランプ政権によって削減されていたODA額は、バイデン政権以降増加（2021年のODA総額は対前年比+29%）。また、2024年度予算についてもバイデン政権は増額を求める案を議会に提出（減額を求める共和党の反対により引き続き審議）。
- 他方、**米国国際開発庁（USAID）**は、2021年に長官に就任したパワー氏のもと、**支援をより包摂的、効率的にするために、支援の「現地化」を目指す旨表明。2025年までにUSAIDの行う支援のうち25%について、米国の仲介機関ではなく、「支援を受ける国」の機関が実施することを目標**とした。
- 現地化については、上院外交部会の下の小委員会で公聴会が開かれた際、そのメリットとして上述の他に、**費用の効率化**も挙げられている。USAIDの元幹部の証言で引用された調査によると、支援の執行方法を現地化することで、コストの効率化が図られ、納税者にとっても有利となる。

「分析結果によると、国連機関や国際NGOから現地NGO等に25%の事業を移管した場合、年間43億ドル程度の減額につながると推計される。これは2022年のウクライナに対する人道支援の額に匹敵。現地の仲介機関に1ドル移管するごとに32セント節約されることとなる。」

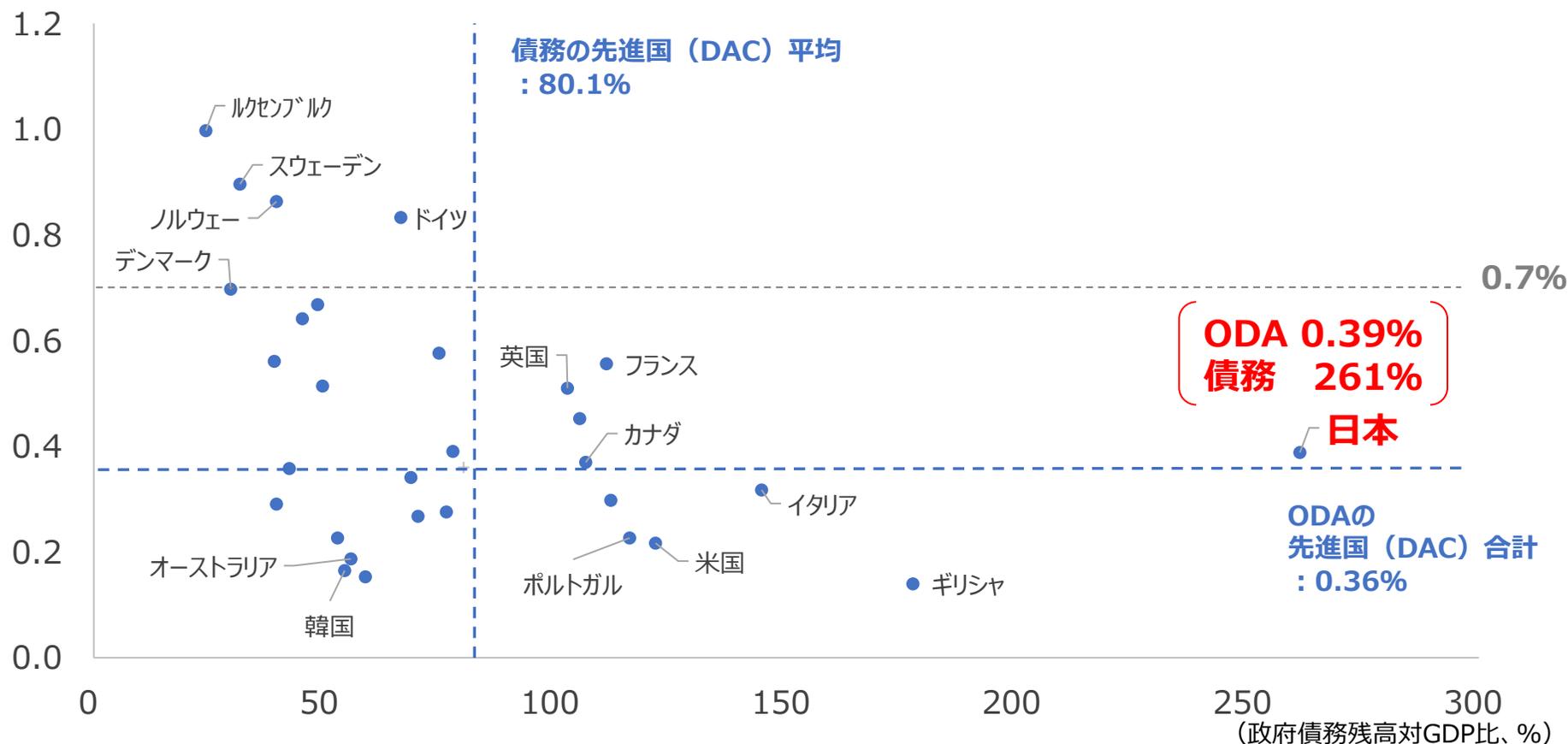
（出所）：“PASSING THE BUCK The Economics of Localizing International Assistance” Share Trust and the Warande Advisory Centre, 2022年11月

- 日本のODA対GNI比はDAC合計を上回っており、援助の量は確保。一方、財政状況をみれば、我が国の政府債務残高対GDP比は世界でも最悪の水準にあり、DAC平均と比べても3倍以上に達している。
- 「物量」に頼ったインプットありきのODAは正当化することができず、**優先すべき分野や手法を示した上で、的を絞った戦略的な使い方**が求められる。

## 各国の政府債務残高とODA（2022年）

（出所）IMF「財政モニター」（2023年4月）、OECDデータベース  
 （注）「DAC」は、OECD開発援助委員会（30か国）

（ODA対GNI比、%（暫定値））



- 「対GNI比0.7%」とのODAの国際的目標は、途上国への流入資金は公的資金が中心との前提に立った議論の結果、1970年に国連決議で設定されたもの。なお、米国は、0.7%目標にはコミットしていない。
- 1970年の0.7%目標設定後50年を経て、**現在は、グローバル化の進展に伴い、途上国に多量の民間資金が流入**。途上国経済における公的資金（ODA）の存在感は大きく低下。

## ODA0.7%目標に至る経緯

### ■1958年

キリスト教系団体である世界教会協議会（World Council of Churches）において「もし最低でも**1%の国民所得**が援助に捧げられれば、状況はより助けになる（helpful）だろう」との声明を採択。

※当時（1950年代半ば）、途上国への公的・民間合計の資金フローは、先進国のGNI比0.5%程度。

### ■1960年

国連総会決議において「**公的・民間合計で対NI比1%**」に増加すべきとの「希望」表明。

### ■1968年

UNCTAD（国連貿易開発会議）において、「**公的・民間合計で対GNP比1%**」の目標とともに、事務局が「**公的援助を対GNP比0.75%**」とする目標も提案。

※当時（1960年代初頭）、途上国への資金フローに占める公的部分の割合は、約3/4程度。

### ■1970年

世銀から委嘱されたピアソン委員会の提案（前年）に基づき、**国連総会決議「第2次国連開発の10年」において、ODAの数値目標として「対GNP比0.7%」が正式に設定**。

※当時、米国（ニクソン政権）は「先進国は公的な開発援助の量を増やす最大限の努力をしないといけないが、この時点で**米国は、特定の目標や期限にコミットする立場にない**」と明言。現在もこの立場は変わっていない。

## 【参考】現在の位置付け

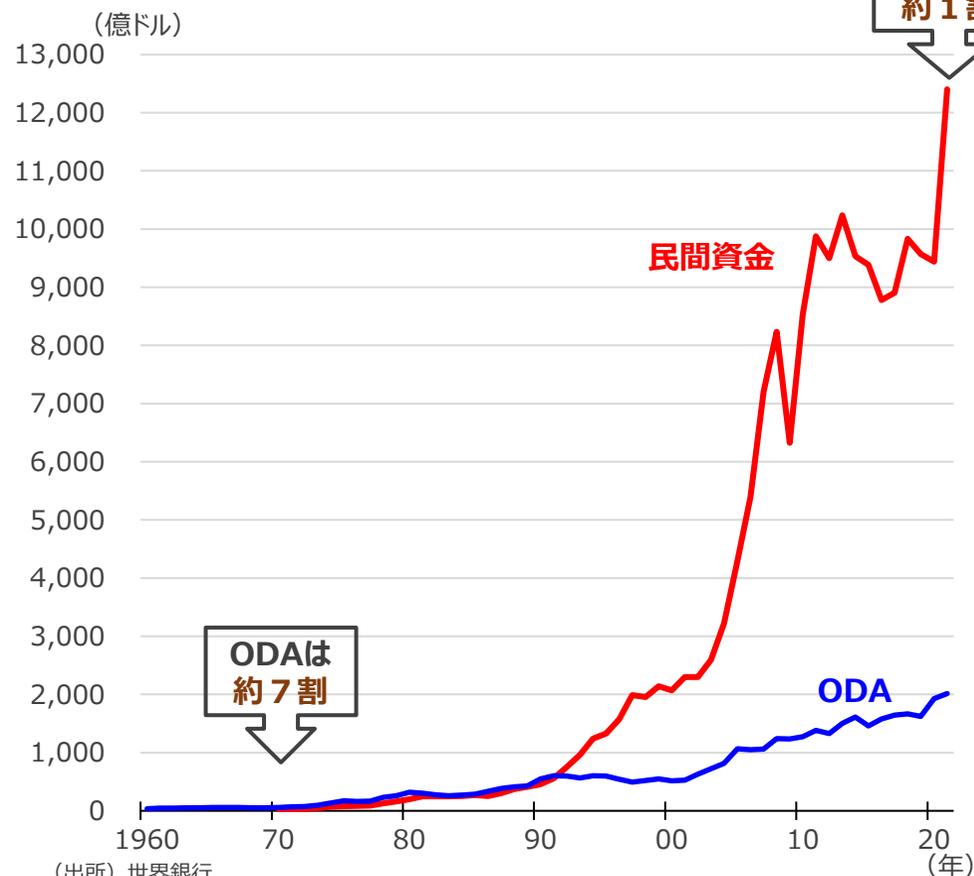
### ○国連「持続可能な開発のための2030アジェンダ」（2015年9月）

➢「ODA供与国は、開発途上国に対するODAをGNI比0.7%に…するという目標を達成すると多くの先進国によるコミットメントを含め、**それぞれのコミットメントを改めて確認する。**」

### ○開発協力大綱（2023年6月閣議決定）

➢「対国民総所得（GNI）比でODAの量を0.7%とする**国際的目標を念頭に置く**とともに、**我が国の極めて厳しい財政状況も十分踏まえつつ、…様々な形でODAを拡充し、開発協力の実施基盤の強化のため必要な努力を行う。**」

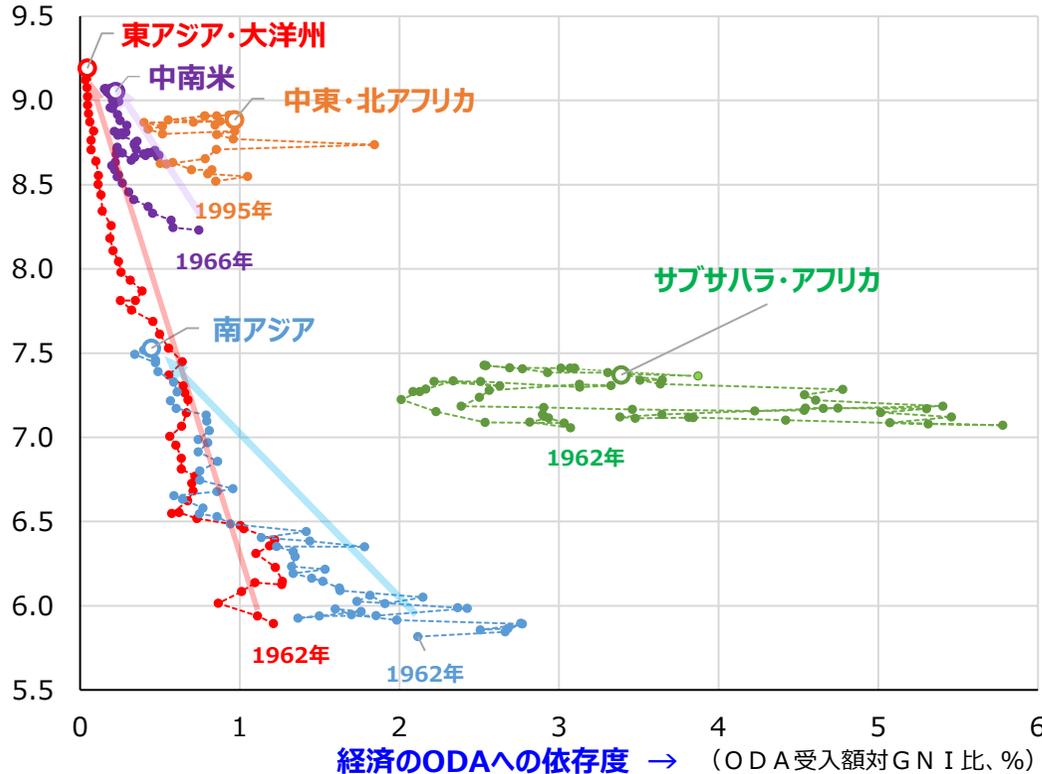
## 途上国への資金流入



- ODA受入国におけるODA依存度と経済成長の関係を分析すると、アジア・中南米は、ODAへの依存度を減らしつつも経済成長している一方、アフリカは、欧州を中心とした多量のODAによりODA依存度を高めながらも経済成長には結びついていない。
- 今後の経済状況にもよるが、特にアフリカ諸国に対しては、貧困対策・人道支援も重要である一方、**経済成長に資する人材育成や民間投資誘発に向けた取組にも目を配る必要**。

## 各地域へのODAと経済成長

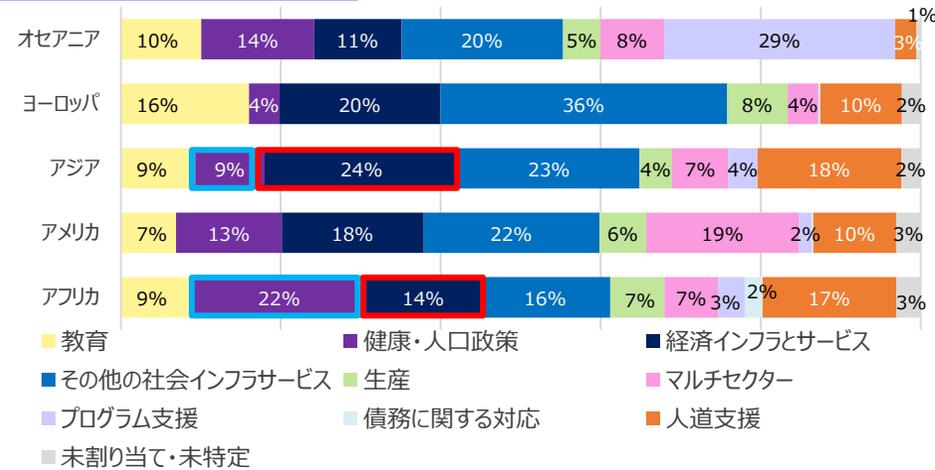
(1人当たり実質GDP、ドル・対数)



(出所) 世界銀行  
 (注1) ODAは純流入額。東アジア・大洋州は日本、豪州、NZを除く。(ただし、NZは一部データがない年度がある。) DACリストを卒業した国も集計に含む  
 (注2) グラフの終点は各地域とも2021年。

## 地域別のODA内容

(出所) OECD (2020-2021年実績)



※特に日本から途上国へのODAは、当該途上国へのFDIを促進する働き(「先兵効果」)があるとの研究結果もある。

「日本の開発援助は被援助国に対して日本からの直接投資は促進するが、他の援助国の直接投資に影響を与えることはなかった。東アジアにおける日本の直接投資の増加は、日本の開発援助の増加によってほとんど説明できることから、日本の開発援助の先兵効果はかなりの大きさであるといえる。」

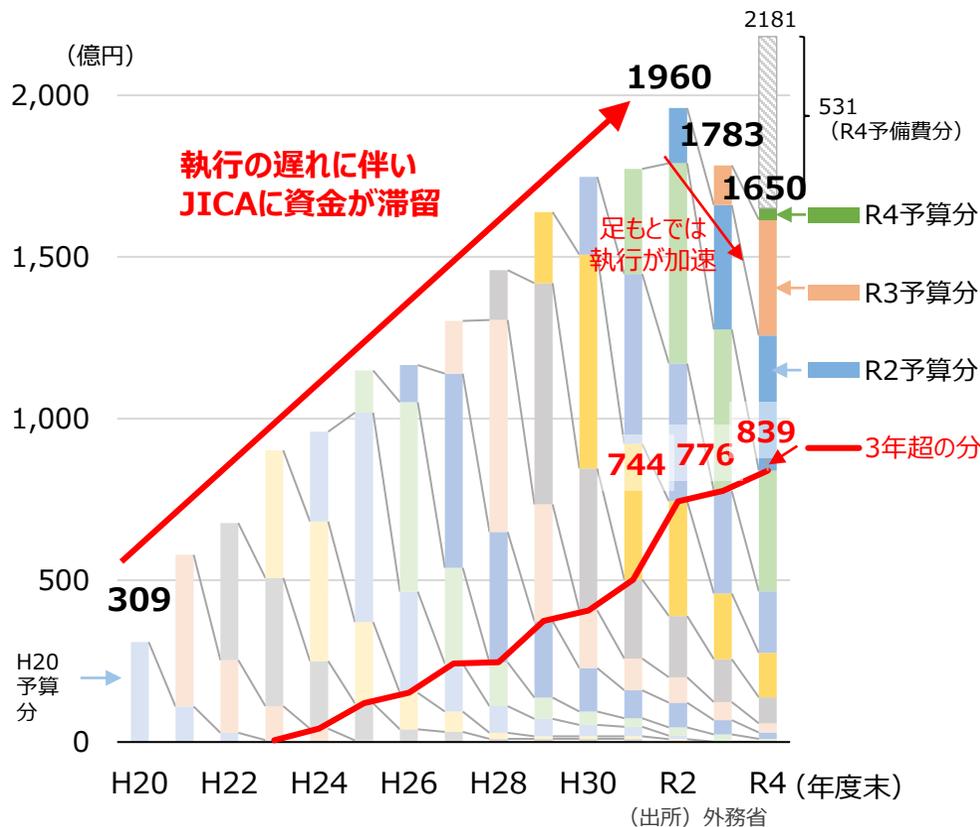
「この先兵効果が起きる理由はいくつか考えられる。例えば援助を提供することにより、被援助国のローカルなビジネス環境についての情報が援助国の企業にのみ伝達される。また政府開発援助が提供されるという事実そのものが、援助国の企業が主観的に判断する被援助国の投資リスクを低める可能性がある。さらに開発援助は、援助国特有の商慣行や規制、システムなどを民間投資に先立って被援助国に持ち込むということもあるだろう。」

(出所) 木村・戸堂 (2007) 「開発援助は直接投資の先兵か? 重力モデルによる推計」 (RIETI Discussion Paper Series 07-J-003)

- 無償資金協力については、プロジェクトの遅延・中断等の積み重ねの結果、予算措置したにもかかわらず未使用のままJICAに滞留しているODA資金が、1年間の無償資金協力予算を上回る規模に達している。
- 技術協力（JICA運営費交付金）についても、前年度からの繰越額は縮小傾向にあるものの、毎年度の当初予算措置額と併せて見ると、執行額を大きく上回る規模に達している。
- 足もとでは執行加速が見られるものの、進捗の見通しが立たない案件の精査も含め、引き続き**資金を有効活用する取組が必要**。

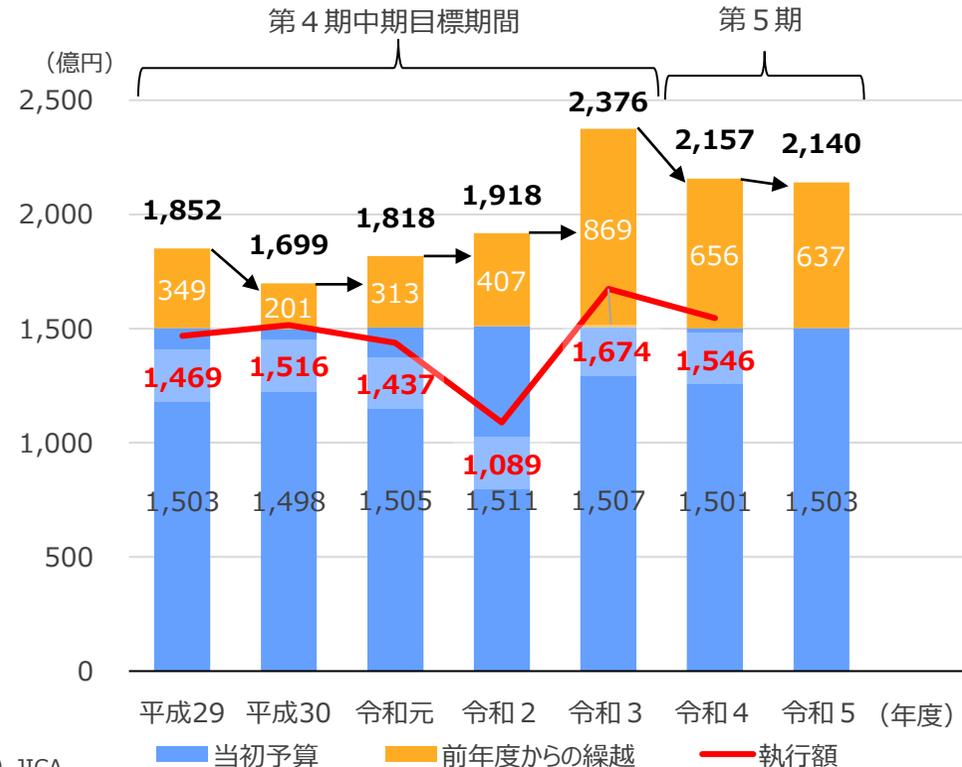
## 無償資金の滞留

R5当初予算額：1,634億円



## JICA運営費交付金

R5当初予算額：1,503億円



(注) 前年度からの繰越は、中期目標期間の初年度以外（平成30年度～令和3年度及び令和5年度）については前年度末の運営費交付金債務の残高。中期目標期間の初年度（平成29年度及び令和4年度）については積立金残高のうち繰越を承認された額。繰越には補正予算由来も含む。

- 開発協力においては、民間資金やODA以外の公的資金と連携を図ることにより、ODAの金額の何倍もの大きなインパクトを生み出す場合もある。
- 民間資金の重要性が高まる現代においては、**民間資金やJBIC等の公的資金との効果的な連携案件を組成**することが、外交上のインパクトの観点からますます重要。

## <連携の事例①：保健分野>



カンボジアにおいて資本金3,250万ドルの新病院を設立。  
 現地の医療水準の向上に寄与するとともに、日本式医療の海外展開を促進。

### JICA（技術協力）

約70万ドルの内数※

### 有償資金協力（海外投融資）

約700万ドル

※「約70万ドル」は、技術協力プロジェクト合計の金額  
 ※当時の支出官レートを元に算出

### 医療関連企業

約1,690万ドル

### 産業革新機構

約1,500万ドル

### 本邦医療法人

約60万ドル

## <連携の事例②：環境・防災分野>



JICA事業を活用し、ベトナムにおいて約15億円を投資し新工場を設立。  
 火災や環境汚染の防止にも資する我が国企業の海外進出を促進。

### JICA（普及・実証）

約100万ドル※

※当時の支出官レートを元に算出

### 民間銀行

約270万ドル

### 国際協力銀行 (JBIC)

約630万ドル

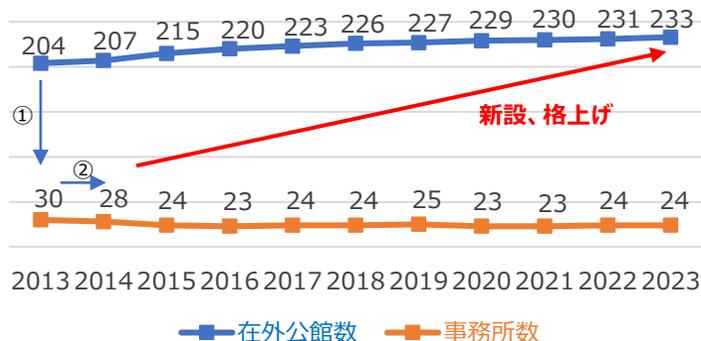
# 機構の見直し

- 我が国の在外公館及び領事事務所は近年増加傾向。在外公館数では英・独を上回り、G7では第三位。
- 在外公館等の設置に際しては、開設経費に加え、その継続的な運営には借料や警備等の固定的経費が必要となる。また、特に総領事館・領事事務所においては、外交的な役割を担う大使館とは異なり、定量的な行政需要を測定できる点にも留意が必要。
- 厳しい財政事情を踏まえれば、**選択と集中の観点から、在外公館等の在り方は不断の見直しを行うべき。**

## 在外公館・事務所の数

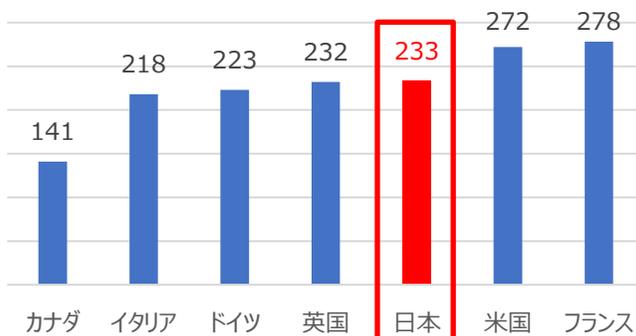
(出所) 外務省HP、予算要求資料

➢ ①在ベレン総領事館の事務所化(2013年度) ②在ジョホールバル事務所の廃止(2014年度)以降、新設又は格上げのみ。



## G7各国の在外公館数

(出所) 外務省HP、予算要求資料



## 在外公館等の開設・維持経費

### 【直近の開設一時経費】

事務所工事	0.8億円
LAN等情報通信経費	0.3億円
監視カメラ等警備対策経費等	0.7億円
<b>合計</b>	<b>1.8億円</b>

(出所) 予算要求資料

### 【在外公館の年間平均運営予算】

人件費	1.2億円
現地職員	0.7億円
事務所等借料	0.4億円
水道光熱費等	0.5億円
警備等	0.3億円
<b>合計</b>	<b>3.1億円</b>

(出所) 令和5年度一般会計予算書  
(注) 7名程度の在外公館における所要額を記載

## 総領事館・領事事務所の行政需要

(出所) 令和4年海外在留邦人数調査統計、令和4年海外進出日系企業拠点数調査、令和4年査証発給統計

	邦人数 (2021年又は2017年)	日系企業拠点数 (2022年)	査証発給数(月平均(年間計)) (2022年)
A	68人	12拠点	20件(243件)
B	399人	14拠点	94件(1,126件)
C	245人	14拠点	11件(127件)
D	124人	15拠点	214件(2,566件)
E	773人	11拠点	16件(151件)

# 教員の人材確保① (総論)

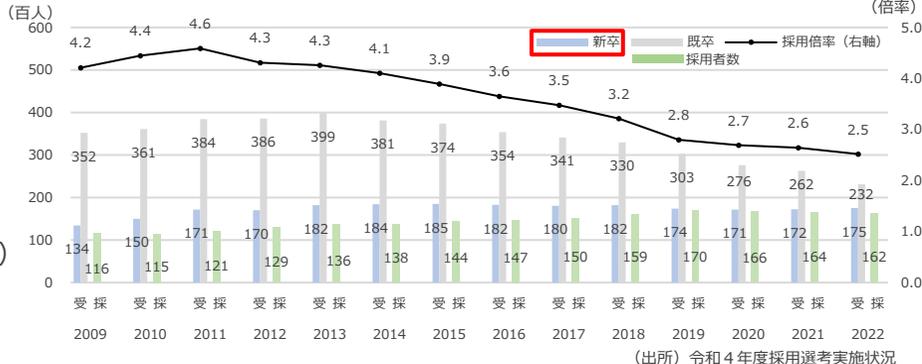
- 「教師不足」と言われる要因の1つは、近年の大量退職・大量採用に伴う（若手教員の）産育休取得の増（※1）であり、**新卒の採用試験受験者数は一定数を維持。今後は、定年延長（※2）の期間に退職者が減少し、改善（採用倍率の増）する見込み。**  
 （※1）H24年度：1.5万人→R4年度：2.4万人（公立小中）、（※2）R5年度：61歳→ R13年度：65歳（2年毎に+1歳）
- 労働力人口の減少による**人手不足や離職の増加は、日本の多くの業種における共通の課題・現象。**民間出身者の活用等を行いつつ、「数」に頼らない**教育・効率的な学校運営としていく必要があるのではないか。**

## ◆文科省調査（公立小中学校：令和3年5月時点）

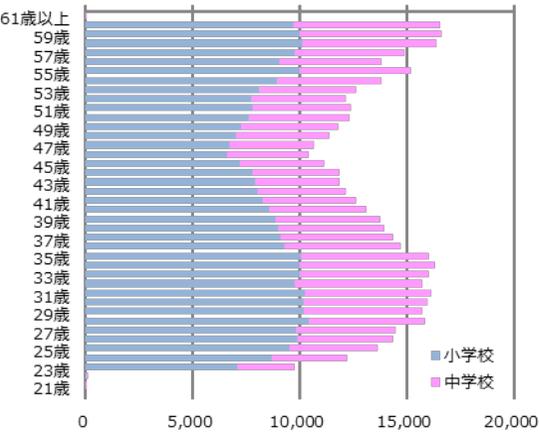
学校に配置されている教師数(A)	学校に配置することとしている教師数(B)	不足(C) (=B-A)	定数に対する充足率
59.8万人	59.9万人	0.17万人 (0.28%)	101.8%

※文科省調査における「不足」の定義は、（義務標準法等に基づき算定される教職員定数を上回る分を含めた）各教育委員会が配置することとしている教師数(B)に対する過不足。なお、上記は特別支援学校を含まない。

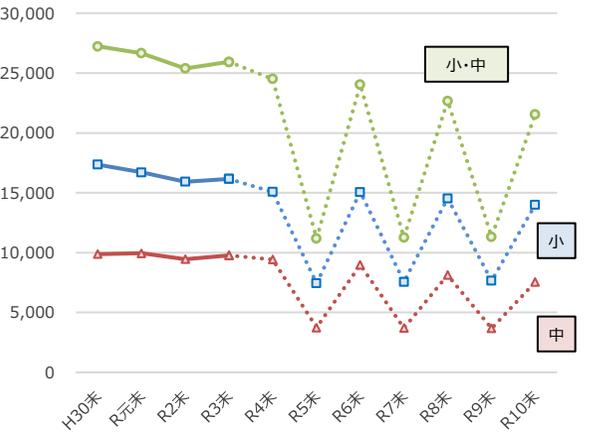
## ◆公立小学校教員採用試験の受験者（新卒・既卒）・採用者数の推移



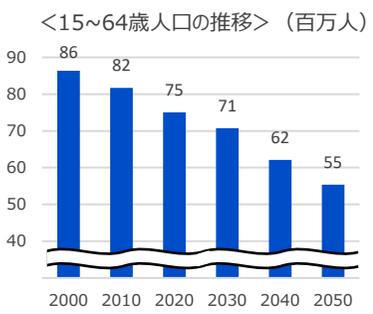
## ◆年齢別教員数（令和4年度）



## ◆退職者数の推移と見通し（令和4年7月時点）



## ◆労働力人口の減少と人手不足



- ✓ 将来の労働供給について、2030年に340万人、**2040年に1100万人が不足**するとの試算も存在（リクルートワークス研究所）
- ✓ 足元の有効求人倍率も、**介護サービス職：3.7倍、保育士等：3.0倍**など、人手不足の状況（全職種：1.3倍、令和4年度）
- ✓ GIGAスクールの「1人1台端末」で負担感が増えたと回答した教員は約6割（教育新聞、令和4年4月）

## ◆教員採用者における民間企業等経験者数（令和4年度）

	採用者数	うち民間	割合
小学校	16,152人	426人	2.6%
中学校	9,140人	301人	3.3%

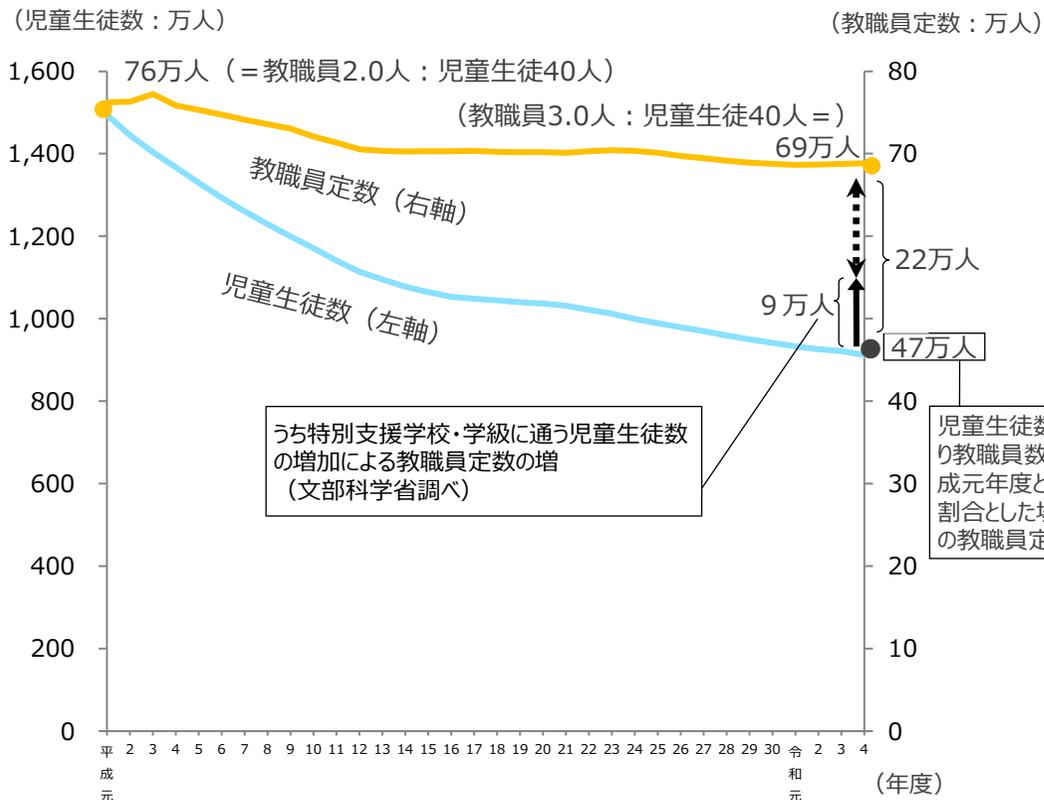
（左中段出所）文科省調査  
 （左下段出所）令和4年度公立学校教員採用選考試験の実施状況  
 （右下段出所）総務省「人口推計」、国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口（令和5年推計）」（出生中位・死亡中位）

- ✓ 民間企業においては、例えば以下のような取組
  - ・ 時短営業店の拡大、セルフレジの導入（コンビニ、飲食）
  - ・ 中途採用の拡大、週休3日/4日制の導入、支店の統廃合（金融）
  - ・ （複数社による）共同運航、タイヤの見直し、「接続バス」の導入（交通）
  - ・ タブレット端末による授業（学習塾）

# 少子化の影響と教職員定数

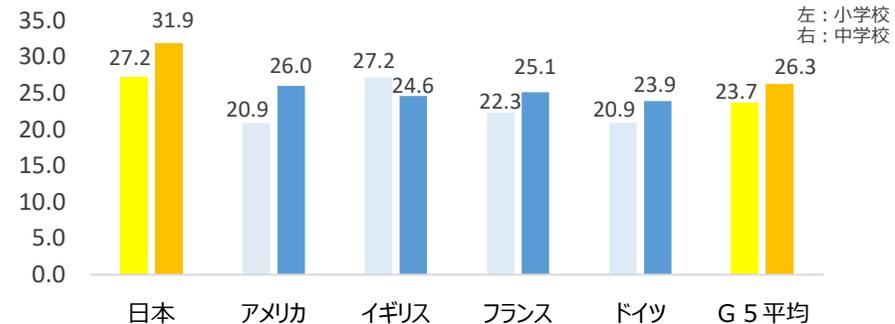
- 少子化の影響により、平成元年度以降、児童生徒数は約40%減少しているが、**教職員定数は児童生徒数の減少ほどには減少していない**。この結果、令和4年度における教職員定数は、児童生徒数当たりの教職員定数が平成元年度と同じだったと想定した場合の定数より約20万人分多くなっている。
- 日本は諸外国に比べ学級規模が大きいとの指摘があるが、**教員1人当たりの児童生徒数は主要先進国の平均よりも手厚くなっている**（日本は1クラス当たりの担任外教員数が多い）。経年で比較しても、この傾向が進んでいる。

### ◆教職員定数（公立小中学校）と児童生徒数の推移

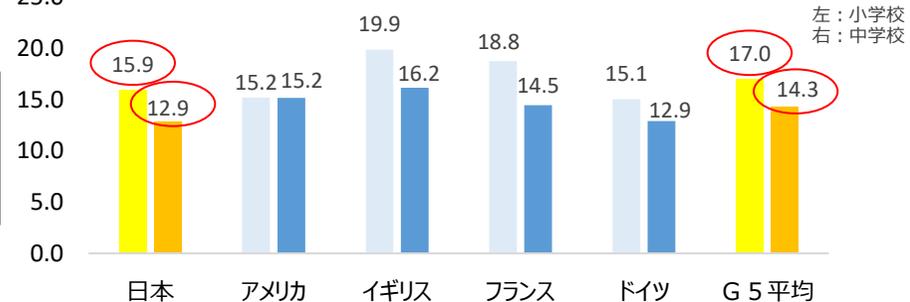


(出所) 令和4年度学校基本統計等

### ◆学級規模（国公立小中学校）の国際比較（2019年）



### ◆教員1人当たり児童生徒数の国際比較（2019年）



### ◆日本における教員1人当たり児童生徒数の経年比較

	2001年 (平成13年)	2005年 (平成17年)	2013年 (平成25年)	2019年 (令和元年)	2001年 ⇒2019年
小学校	20.6人	19.4人	17.4人	15.9人	▲22.8%
中学校	16.6人	15.1人	13.9人	12.9人	▲22.3%

(出所) OECD「Education at a Glance」、OECD.stat

- 令和4年度教員勤務実態調査（速報値）によれば、前回調査（平成28年度）と比較して、「在校等時間」は減少したものの、**コロナ禍による学校行事や部活動の減少の影響も大きい**と考えられる。
- これまで**教員業務支援員等の外部人材の人数・予算を大幅に拡充**してきたにもかかわらず、十分な効果が出ているとは言い難く、より効果的な配置や活用を図る必要もあるのではないか。
- **働き方改革の本質は、「業務の削減」による本来業務やプライベートの充実**。文科省は、「学校・教師が担う業務に係る3分類」（平成31年）について「対応策の例」を公表（本年8月）したが、こうした取組を**文科省・教育委員会・学校がそれぞれトップダウンで実行すべき**。

◆1日当たりの在校等時間（平日・教諭）（令和4年度教員勤務実態調査（速報値）より作成）

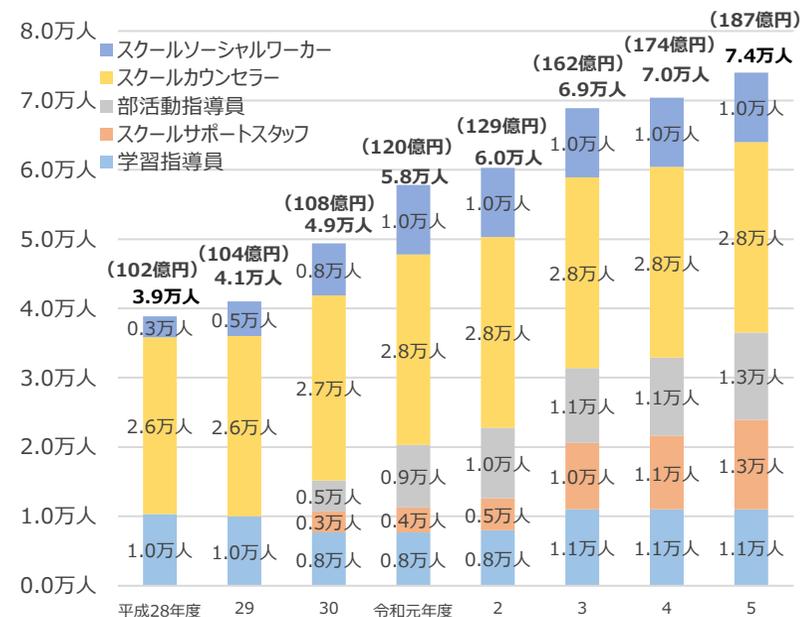
分類	小学校			中学校		
	平成28年度	令和4年度	増減	平成28年度	令和4年度	増減
全体	11:15	10:45	-0:30	11:32	11:01	-0:31
うち、主な減少要因						
成績処理	0:33	0:25	-0:08	0:38	0:36	-0:02
生徒指導（集団）	1:00	0:59	-0:01	1:02	0:54	-0:08
<b>部活動・クラブ活動</b>	0:07	0:03	<b>-0:04</b>	0:41	0:37	<b>-0:04</b>
<b>学校行事</b>	0:26	0:15	<b>-0:11</b>	0:27	0:15	<b>-0:12</b>
学年・学級経営	0:23	0:19	-0:04	0:37	0:27	-0:10
学校経営	0:22	0:17	-0:05	0:21	0:17	-0:04
校務としての研修	0:13	0:08	-0:05	0:12	0:09	-0:03

※土日については、中学校の「部活動・クラブ活動」が40分減少  
 ※なお、平日の「持ち帰り時間」については、小中とも10分程度増加

◆「対応策の例」等で紹介されている取組例

- ✓ 給食費の公会計化（学校徴収金）（実施率：34.8%）
- ✓ 留守番電話の設置（実施率：56.1%（市区町村））
- ✓ 家庭訪問の廃止・オンライン化等
- ✓ 「学校現場への文書半減プロジェクト」（山梨県教育委員会）

◆外部人材の予算人員の推移

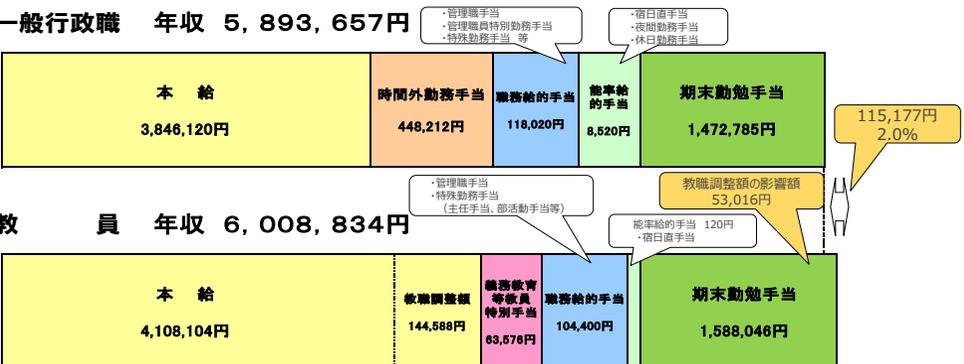


※令和2年度一次補正予算及び令和2年度二次補正予算で措置した新型コロナウイルス対策のための外部人材（スクールサポートスタッフ等）は含まない。  
 ※東日本大震災のための緊急SC等活用事業による配置人員は除く。  
 ※スクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーは、一学校（区）あたり一人として予算人員をカウント（その他重点配置分を含めていない）。

- 教員の給与は、時間外勤務手当を含む一般行政職の給与より高い（年収ベース）。また、「教職調整額」が本給として支給されているため、期末勤勉手当に加え、退職手当についても一般行政職より高い。なお、民間の賃上げの影響は、人事院勧告等を踏まえて反映されている。
- 教員の給与の在り方を検討する際は、「働き方改革」等による負担軽減を徹底した上で、既存の給与の見直しとあわせ、特定の主任業務につくなど負担の大きい者が報われるような、メリハリある給与体系とすべき。

### ◆一般行政職（地方公務員）と教員の給与比較（年収ベース）（令和4年度）

### ◆教諭の勤務時間を従属変数とする回帰分析（主任部分を抜粋）



回帰分析の結果、主任については、小学校では「教務主任」「学年主任」「教科主任」、中学校では「教務主任」「生活生徒指導主任」「進路指導主任」「学年主任」であると、勤務時間が長い傾向にある。（平成28年度 教員勤務実態調査研究報告書 抜粋）

変数	法的根拠	役割	小学校（平日）係数		中学校（平日）係数	
			（分/日）	***	（分/日）	***
教務主任	○	校長の監督を受け、教育計画の立案その他の教務に関する事項（教育計画の立案・実施、時間割の総合調整、教科書・教材の取扱い等教務に関する事項）について連絡調整及び指導・助言	32.6	***	18.3	***
生活・生徒指導主任	△	校長の監督を受け、生徒指導に関する事項をつかさどり、当該事項について連絡調整及び指導・助言	5.7		20.1	***
進路指導主任	△	校長の監督を受け、生徒の職業選択の指導その他の進路の指導に関する事項をつかさどり、当該事項について連絡調整及び指導・助言	-21.0		20.5	***
学年主任	○	校長の監督を受け、当該学年の教育活動に関する事項（学年の経営方針の設定、学年行事の計画・実施等当該学年の教育活動に関する事項）について連絡調整及び指導・助言	10.6	***	23.2	***
保健主任	○	校長の監督を受け、保健に関する事項の管理（学校保健計画の立案・実施、学校における保健管理と保健教育の調整）、学校保健委員会の組織・運営等学校における保健管理の総括責任者	5.5		-4.6	
研究主任	×	校長の監督を受け、研究計画のその他の研究に関する事項をつかさどり、当該事項について連絡調整及び指導・助言に当たる。	1.6		3.1	
庶務主任	×	校長の監督を受け、学校経営の庶務に関する事項をつかさどり、当該事項について連絡調整及び指導・助言に当たる。	12.2		-7.1	
教科主任	×	校長の監督を受け、教科目標の設定、指導計画の作成等の各教科の経営に関する事項をつかさどり、当該事項について連絡調整及び指導・助言に当たる。	7.4	***	0.7	

※大卒平均経験年数18年とした場合の平均支給額（扶養手当や地域手当等を含まない）  
（出所）文部科学省資料（教員の期末勤勉手当のうち「教職調整額の影響額」は、財務省で機械的に試算）

民間：年収529万円（企業規模10人～）、602万円（同1,000人～）  
※「令和4年賃金構造基本統計調査」を基に試算（大卒18年程度（40歳）の事務従事者）

（注1）法的根拠については、○：学教則に規定（小中）、△学教則に規定（中のみ）、×：各自治体の学校管理規則等に規定  
（注2）\*\*\*は1%水準で有意  
（出所）公立小学校・中学校等教員勤務実態調査研究報告書（平成30年3月）株式会社リベルタス・コンサルティングの報告書等を基に財務省で作成

### ◆一般行政職（地方公務員）と教員の退職手当比較（令和4年度）

### ◆教員に一律支給している給与

	一般行政職		教員	
	人員	手当総額	人員	手当総額
総計	7,118人	1,569億円	23,102人	5,238億円
一人当たり平均手当額	2,204万円 (A)		2,268万円 (B)	

**教職調整額（給特法）**  
勤務時間の内外を問わず包括的に評価した処遇として、時間外勤務手当を支給しない代わりに、教職調整額を本給として支給（給料月額×4%）

**義務教育等教員特別手当（人確法）**  
教員の給与を一般公務員より優遇することを定めた人確法の趣旨に則り、全教員に一律に支給（給料月額×1.5%相当の定額）

(B) / (A) = 102.9  
（出所）「令和4年地方公務員給与の実態」（総務省）

- 教員の人材確保策として、「教員に対する奨学金の返還支援」の要望もある。返還支援のうち返還免除については、**他の職業との公平性などの観点から、過去に廃止された経緯もあり、解決すべき多くの課題**がある。（なお、一部の自治体は、教員の人材確保のための返還支援策を独自に実施している。）

## ◆返還免除の主な課題

### ① 他の職業との公平性

- ✓ 日本全体で人手不足が問題となる中、なぜ教員だけ免除し、他の公務員や会社員を免除しないのか
- ✓ 例えば、保育士・介護福祉士については、都道府県社協が養成施設に通う学生等に対し修学資金を貸付け、一定期間（5年等）従事した場合に返還を免除しているが、こうした取組との関係を整理する必要

### ② 人材確保策としての有効性

- ✓ 「勤務環境の改善」が根本的な解決策であるところ、教員の人材確保策として有効なのか
- ✓ 人材確保策としての観点や、奨学金の貸与者と非貸与者の公平性の観点等から、どのような者を対象とするか

### ③ 返還逃れ（不正）の防止

- ✓ 免除後すぐの離職を防止するためには、勤続年数要件を導入する必要

### ④ 返還免除に伴う支援原資の減少

- ✓ 他の奨学金施策に回せる原資が減少
- ✓ 規模によっては、処遇改善施策との優先関係の問題

## ◆過去の経緯

- 昭和28年：教育職の返還免除制度の創設
- 平成13年：特殊法人等整理合理化計画（閣議決定）  
「無利子資金の大学院生返還免除職制度は廃止」
- 平成14年：文科省検討会議報告  
「特定の職に対してのみ返還免除を行うため不公平感を生じさせることや、制度導入時と比べ（略）人材の誘致効果が減少していることなどにより、（略）廃止することが望ましい」
- 平成16年度：教育職の返還免除制度の廃止（法改正）  
大学院における「業績優秀者返還免除制度」の創設

## ◆山梨県の「小学校教員確保推進事業費補助金」

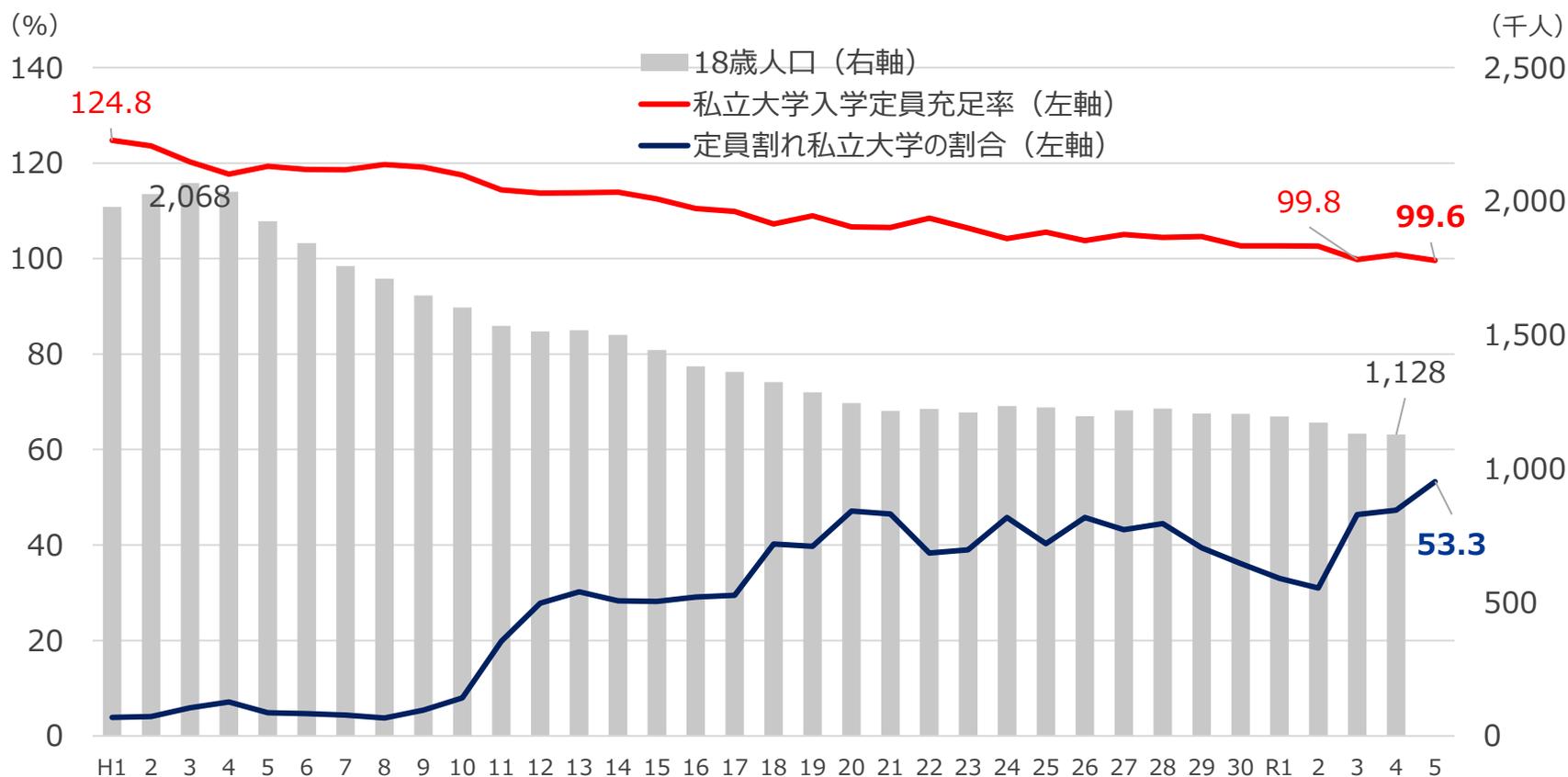
【対象者】同県の教員選考検査を初めて受験し、検査通過後すぐに同県の公立小学校教員として10年間就業予定の者

【補助対象額】大学等卒業前2年間の奨学金貸与額  
（国公立大学・自宅外通学・無利子奨学金の場合、最高108万円）

※山梨県の公立小学校教員の採用倍率：1.8倍（全国：2.5倍）  
（R4年度）

# 減少する18歳人口と私立大学入学定員充足率

- **18歳人口は、平成3年（207万人）をピークに約30年間で約5割、約90万人の減少。**
- **私立大学全体で見た入学定員充足率は低下を続け、足もとでは100%を下回っている。また、半数以上の私立大学は定員割れを起こしている状況。**
- **このような厳しい環境変化の中で、国立大学も含めて大学は、組織改革、他大学との連携、定員規模の適正化等について、より積極的・戦略的に経営判断していくことが必要。**



(出所) 総務省「人口推計」、日本私立学校振興・共済事業団「令和4（2022）年度私立大学・短期大学等入学志望動向」  
 (注) 18歳人口は、各年10月1日時点。入学定員充足率は、入学者数／入学定員。定員割れ大学は、入学定員充足率が100%未満の大学。

# 国立大学への公的支援の全体額は約440億円増加

- 国立大学法人化以降、国立大学の運営費交付金等が約1,400億円減少したとの指摘がある。しかしながら、このうち、
  - ・ 附属病院が黒字化したことによる「病院赤字補てん金」の解消、
  - ・ 退職者の減に伴う「退職手当」の減
 は、教育研究とは直接関係のないものの減少。これらの特殊要因を除くと、実質的には▲420億円（▲3.9%）の減に留まる。
- 一方、補助金等は約860億円増加している。
- したがって、国立大学に対する教育研究向けの公的支援は実質的には約440億円増加している。
- なお、令和5年度における運営費交付金の減（対令和元年度比）▲234億円は、大学で実施していた授業料減免（学部）が、令和2年度から国の高等教育の修学支援新制度に置き換わったこと等による経費の剥落が▲305億円あり、実質的には71億円増。

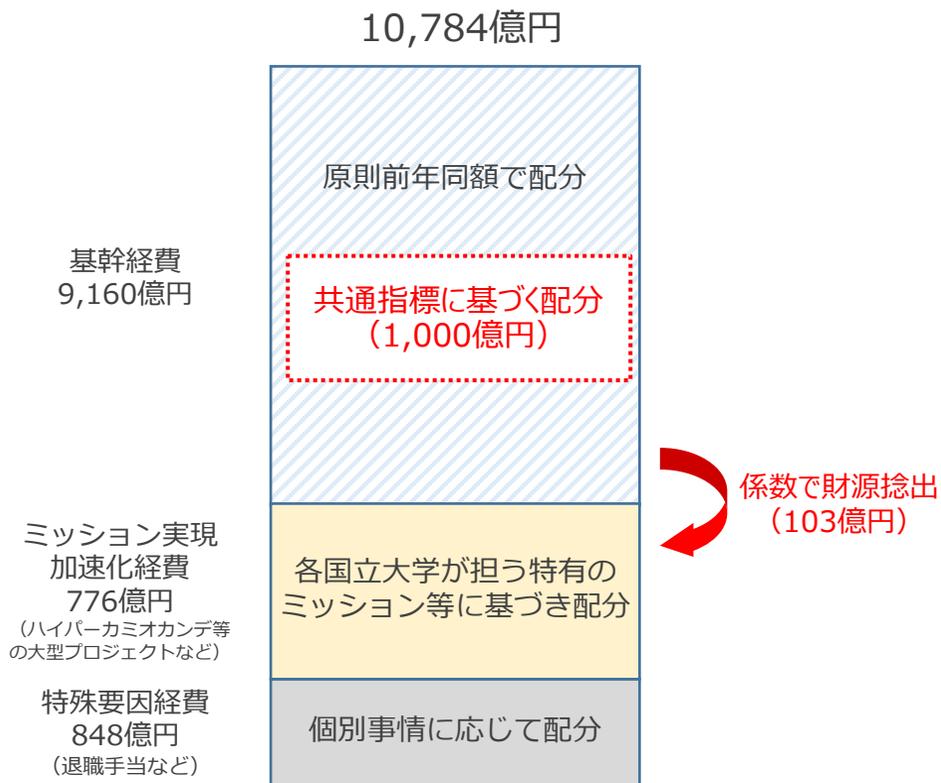


大学で実施していた授業料減免（学部）が、令和2年度から国の高等教育の修学支援新制度に置き換わったこと等による経費の剥落が▲305億円あり、実質的には71億円増

(注) 補助金等については、国立大学に対する予算額は把握できないため、各国立大学の決算報告書の「補助金等収入」に、財務諸表附属明細書の「科学研究費補助金等の直接経費及び間接経費」を加えた額を計上。また、令和2年度及び3年度は新型コロナの影響があり、令和元年度との比較としている。

- 「共通指標（1,000億円）に基づく配分」については、各大学の基幹経費の配分割合（配分率100%）を基礎として、教育研究の実績・成果等を客観的に評価した結果に基づき配分しているが、当該配分率の影響は単年度（翌年度はまた元の割合に戻した上で同様の評価結果に基づき、配分率を乗じる）の仕組みであることや、基幹経費の中でメリハリ付けする仕組みであることから、大学運営上の影響が大きく、配分シェアが変わりづらい。

### ◆国立大学法人運営費交付金の内訳（令和5年度）



### ◆共通指標に基づく配分

配分対象経費： **1,000億円**（基幹経費に設定）

配分率： **75%～125%**（指定国立大学は70%～130%）

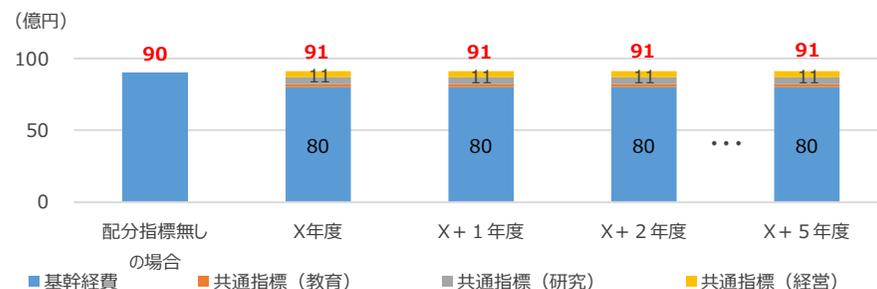
令和5年度予算におけるポイント：各大学の改革努力を適切に反映するため、研究の指標を中心に、「実績」と「伸び」の比率について、「伸び」の部分を重視するよう変更

（実績：伸び 3：1→1：1）

### ◆共通指標に基づく配分（イメージ）

A大学において、基幹経費が90億円あった場合、基幹経費の配分割合に基づく共通指標分は約10億円。それに対して、各項目（教育、研究、経営）で評価結果に基づき、配分率（75%～125%）を乗じる。

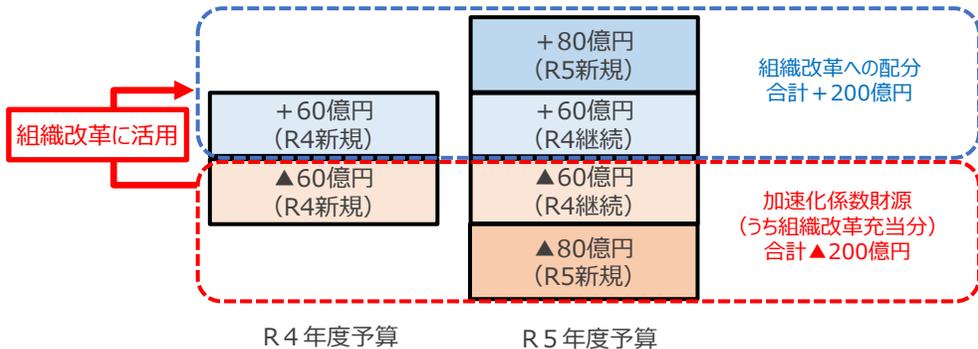
【全ての項目で配分率：110%の場合（各年度）】



- 国立大学法人運営費交付金の中で、**大学改革のインセンティブ**となるような更なるメリハリ付けの深化が必要。
- 例えば、基幹経費から財源を捻出し、実施している**組織改革に対する支援（ミッション実現加速化経費の一部）の拡充やメリハリの強化を検討していくべきではないか。**

### ◆令和4、5年度のミッション実現加速化の組織改革への配分

国立大学全体として、教育研究の成果を最大化し、各大学の意識改革を促すことを目的とした「**ミッション実現加速化係数（各大学：▲0.8～▲1.6%）**」による財源を活用し、各大学の組織改革等に対する支援への配分を実施



### ◆学内資源の再配分と組織改革（島根大学）

#### 学内資源の再配分 <島根大学>

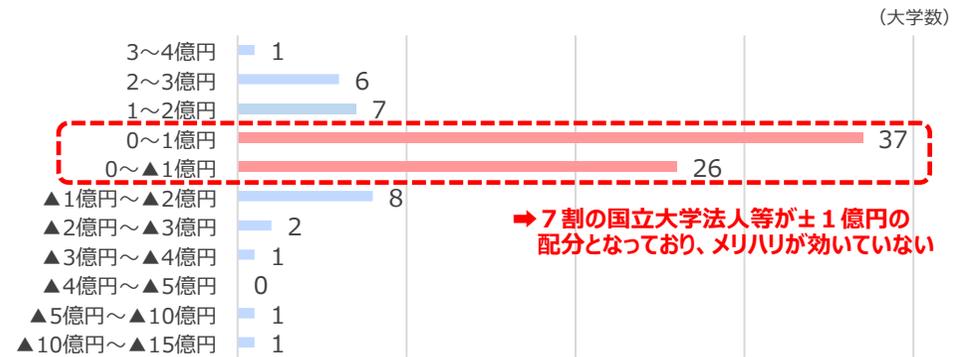
- ・第3期から**各部局から2%（約1億円）の教員人件費を拠出し**、学外から優秀な人材を採用するための経費として**学長裁量人件費を確保し、重点分野へ再配分**するとともに、戦略的に教員採用を実施し、**R4は約10人分の人件費を捻出**
- ・若手教員等の採用を原則とし、**新規採用教員の約60%は若手教員**
- **R5予算におけるミッション実現加速化の組織改革分を活用し、「材料エネルギー学部」を設置**

※一線級の研究者を学長がダイレクトスカウトし、既存組織から振替え重点化

#### R5 予算におけるミッション実現加速化の組織改革分 <島根大学 材料エネルギー学部>

県内の産業は、**マテリアル関連産業の集積が強みである一方、製品開発力の強化が課題であり、研究開発に取り組める人材の確保が必要となっているため、「材料エネルギー学部」を新設し、学外からトップレベルの教員を招聘**することで、**県内マテリアル関連産業界等が求める基盤技術を支える高度専門人材の育成及び研究開発力の強化を図る**。これにより、**県内マテリアル関連産業等の研究開発力の強化及び企業の体質改善に繋がる研究成果を上げるとともに、企業変革を促す高度専門人材を地域に輩出することで地方創生に寄与する。**

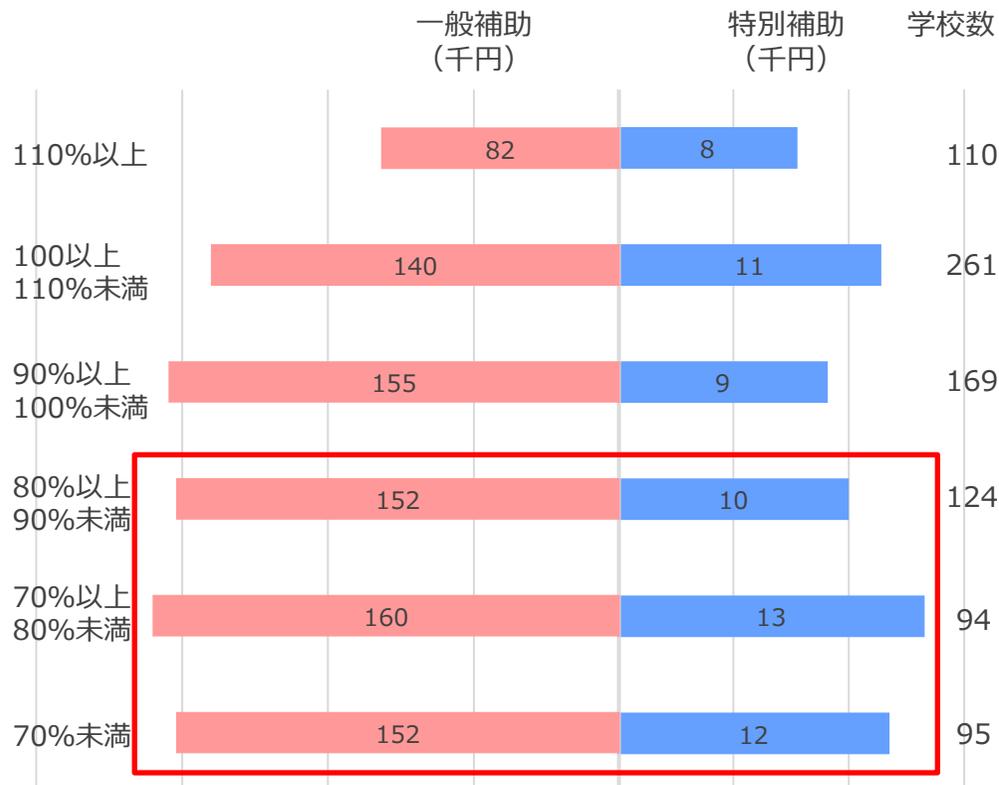
### ◆大学別のミッション実現加速化の組織改革への配分状況（令和4、5年度） （組織改革への配分と加速化係数財源（うち組織改革充当分）の差額）



## 私学助成の配分の見直し

- 近年、定員割れの度合いに応じた減額措置を導入してきたが、令和4年度においても、学生一人当たり補助額について、定員割れの私大等（私立大・短大）に対するメリハリが効いていない。また、定員割れ私大等への交付額割合が大きい特別補助メニューも存在。
- 定員充足率だけで教育研究の質を判断できるわけではないものの、18歳人口の減少傾向が持続し、今後、経営環境が厳しくなると見込まれることを踏まえれば、補助要件の見直し、（特別補助メニューの）対象校数の絞り込みが必要ではないか。

◆私大等の学生現員一人当たり補助額（令和4年度）

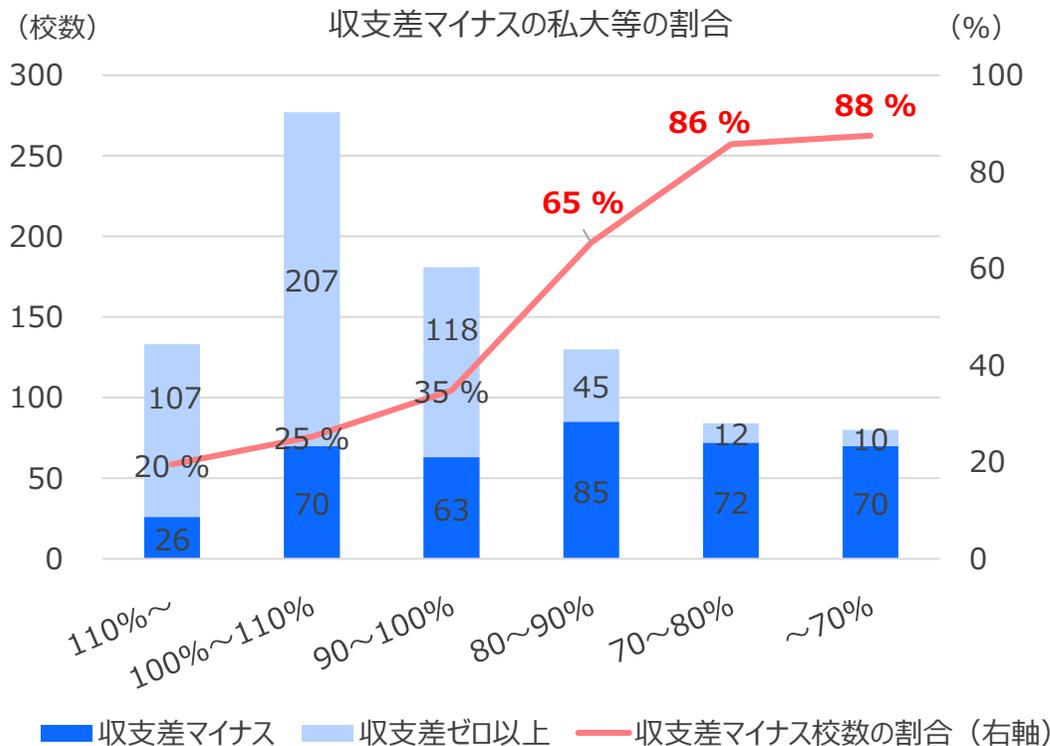


◆定員割れ私大等への補助額が大きい特別補助メニュー（令和4年度）

メニュー名	収容定員充足率90%未満校への交付額割合
短期大学・高等専門学校における教育研究の充実	59.3%
地方に貢献する大学等への支援	43.9%
改革総合支援事業「地域社会への貢献」	26.3%
改革総合支援事業「『Society5.0』の実現等に向けた特色ある教育の展開」	25.7%
数理・データサイエンス・AI教育の充実	24.9%

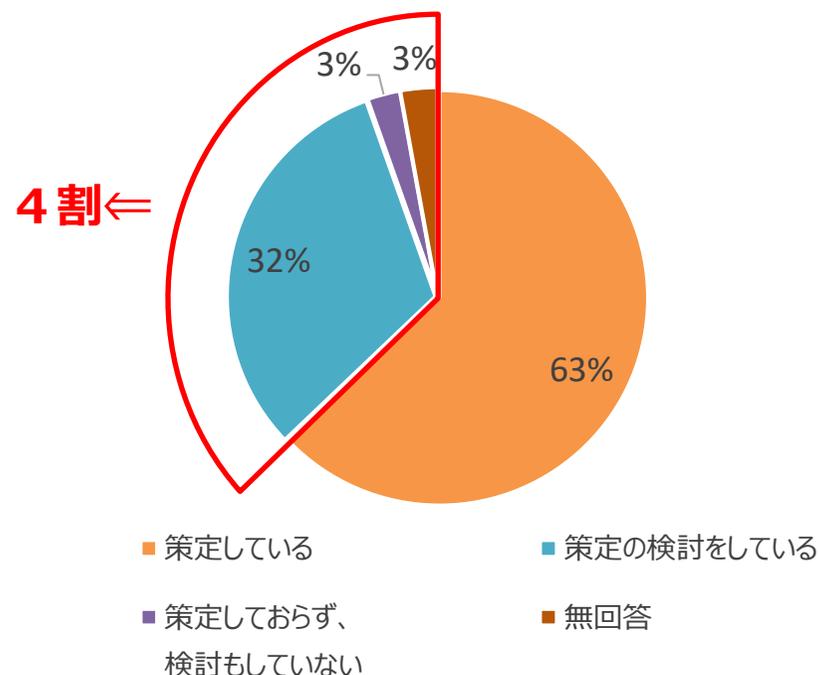
- 収容定員充足率が9割未満の私大等（私立大・短大）の8割は収支差がマイナスの状況。**私大等は、実際に集めることのできる学生数を踏まえ、学部の縮小・廃止により定員規模を適正化することで（※）、健全な学校経営を維持していくべきではないか。**（※）大学（短大）設置基準で求められる、教員数、校地・校舎面積の引下げが可能。
- 一方、予算執行調査（本年6月公表）では、**同充足率が9割未満の私大等（私立大・短大）のうち、これを改善するための具体的な方策を策定していない私大等が4割を占めることが確認された。**
- 上記を踏まえ、経常費補助金の配分に当たっては、**補助の要件として定員規模適正化に向けた具体的な対応策の策定を求める等、配分方法を見直すべき。**

◆収容定員充足率（学生現員数／収容定員数）別にみる



（出所）文部科学省、日本私立学校振興・共済事業団提供資料  
 （注）収支差は令和3年度の基本金組入前当年度収支差額

◆令和4年度の収容定員充足率が9割未満の私大等における具体的な対応策の検討状況（n=315）



（出所）予算執行調査（令和5年6月）（少子化社会を支える私立大学の支援の在り方（私学助成））

- 高等教育の負担軽減として、修学支援新制度（給付型奨学金 + 授業料等減免）について、令和6年度より、多子世帯及び理工農系の学生の間層に対象を拡大することに加え、多子世帯の学生等に対する授業料等減免について、「更なる支援拡充」を検討することとしている。
- 奨学金の在り方を考える際には、
  - ① 修学支援新制度は、「真に支援が必要な低所得者世帯の者」を対象としている点
  - ② （高等教育を受けていない者も含めた）国民全体の負担となる点
  - ③ （貸与型の場合は、）教育費の実質負担が親から学生本人に移るケースも多い点
 などに留意し、**拡充内容は慎重に検討すべき**。また、拡充に際しては、対象となる大学や学生の要件を見直し、経営に問題のある大学や学習意欲の低い学生の単なる救済とならないようにすべき。

## ◆ 修学支援新制度（令和2年度開始、令和4年度受給者：34万人）

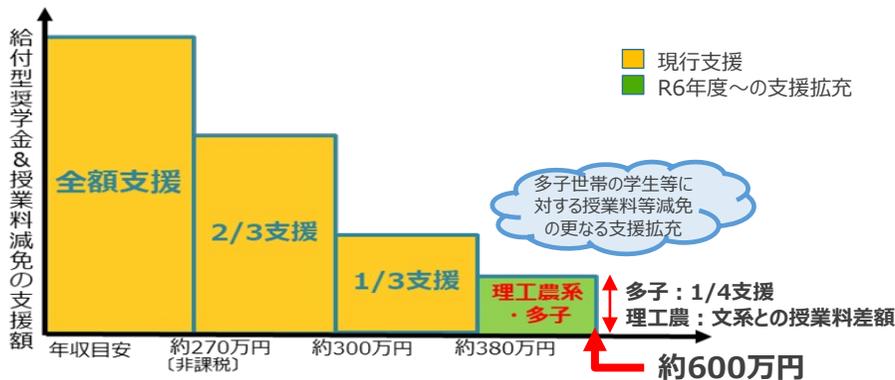
【支援対象となる学校種】大学・短期大学・高等専門学校・専門学校

【支援内容】①給付型奨学金 ②授業料等減免

【支援対象となる学生】住民税非課税世帯 及び それに準ずる世帯の学生

【対象となる大学等の要件】①3年連続赤字、②前年が負債超過、③3年連続定員充足率8割未満、のすべてに該当する場合、対象外。

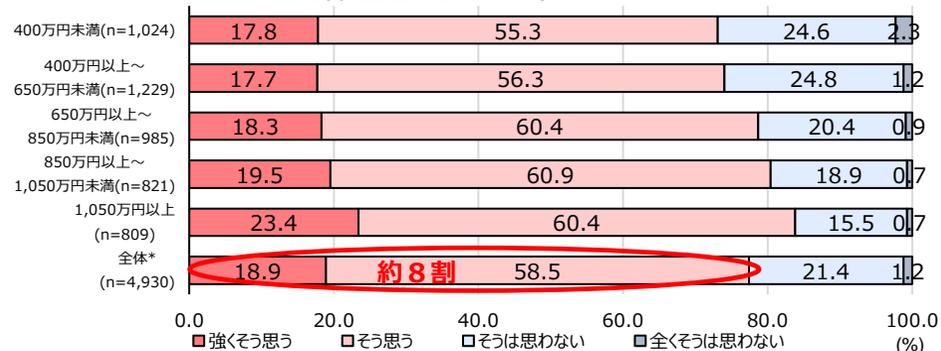
【対象となる学生等の学業成績等基準】①修業年限で卒業又は修了できない、②取得単位が標準単位の5割以下、③授業への出席率が5割以下等、④警告※を2回連続、のいずれかに該当する場合、支援を打ち切り  
 ※取得単位が標準単位の6割以下、GPA等下位1/4（特例あり）、出席率8割以下等



## ◆ 大学等における修学の支援に関する法律（令和元年法律第八号）

第1条 この法律は、真に支援が必要な低所得者世帯の者に対し、社会で自立し、及び活躍することができる豊かな人間性を備えた創造的な人材を育成するために必要な質の高い教育を実施する大学等における修学の支援を行い、その修学に係る経済的負担を軽減することにより、子どもを安心して生み、育てることができる環境の整備を図り、もって我が国における急速な少子化の進展への対処に寄与することを目的とする。

## ◆ 「卒業までの学費・生活費は親が出すのが当然だ」と考えるか（保護者アンケート）

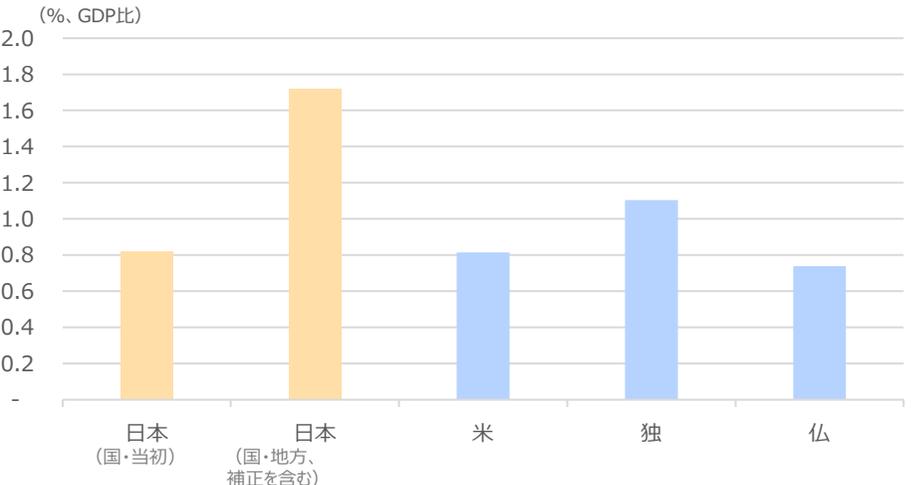


(※) 全体には、世帯収入が不明な者 (n=62) を含む  
 (出所) 国立教育政策研究所「高校生の高等教育進学動向に関する調査研究 第二次報告書」(令和5年3月)より財務省作成

# 日本の研究開発費総額と投資効果

○ 日本の科学技術予算対GDP比は、主要先進国と比較して遜色ない水準であるが、論文の生産性は低迷。

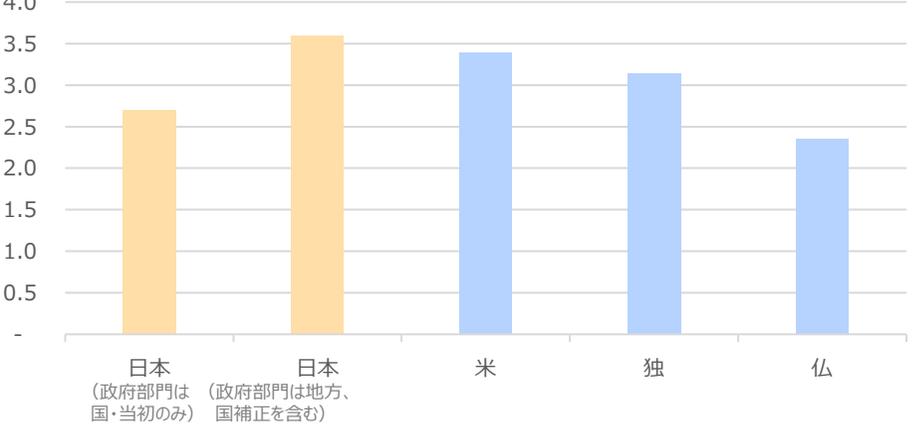
◆ 科学技術予算（対GDP比）の比較（2020年）



◆ 論文の生産性（2020年）



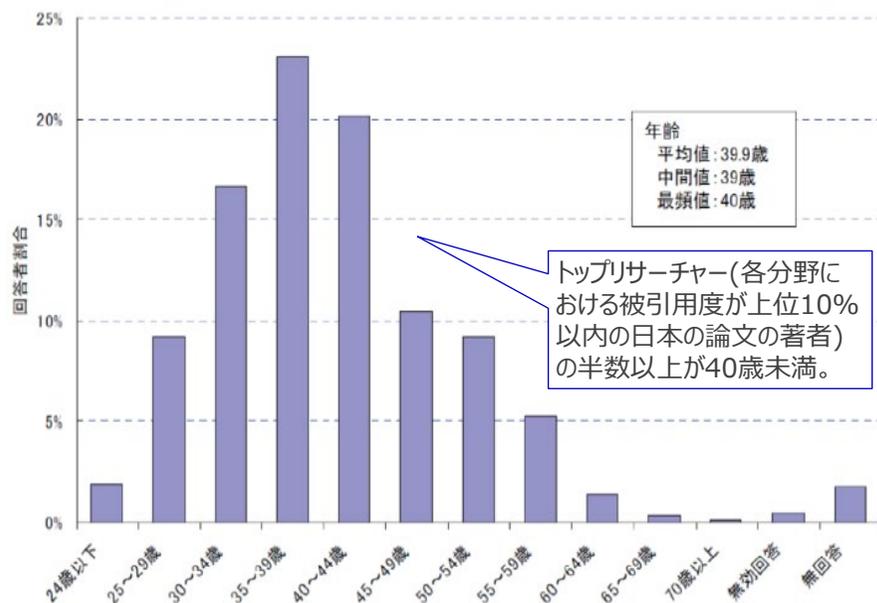
◆ 研究開発費総額（官民合計、対GDP比）の比較（2020年）



(出所) 科学技術指標2022（2022年8月、科学技術・学術政策研究所）より財務省作成  
 (注1) 論文数は分数カウント法による計測。分数カウント法とは、機関レベルでの重み付けを用いた国単位での集計を行うもので、例えば、日本のA大学・B大学、米国のC大学の共著論文の場合、各機関は1/3と重み付けし、日本2/3件、米国1/3件と集計する方法。  
 (注2) 国・当初のみの算出については、研究開発費総額から地方予算と国の補正予算を引いた値を用いた。

- **トップリサーチャー（国際的な評価の高い論文の著者）の半数以上は40歳未満であり、論文の生産性を高めるためには、若手研究者の活躍機会を確保する必要。**
- 他方、大学本務教員に占める若手研究者の割合は減少しており、**若手研究者の登用は進んでいない。**

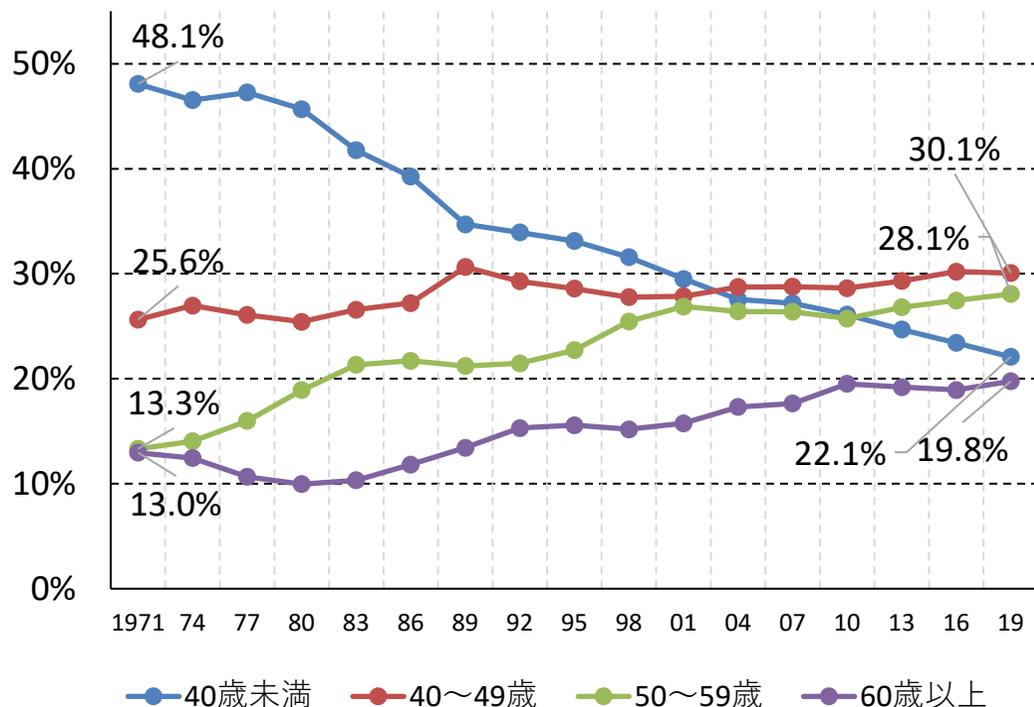
## ◆トップリサーチャーの年齢（調査対象論文投稿時点）



(出所) 科学技術政策研究所「優れた成果をあげた研究活動の特性：トップリサーチャーから見た科学技術政策の効果と研究開発水準に関する調査報告書」(2006年)

(注) 「トップリサーチャー」とは、国際的な科学文献データベースである SCI (2001 年版) における被引用度が上位10%以内の論文の著者（筆頭著者）を指す。

## ◆大学本務教員の年齢階層別の構成推移



(出所) 「学校教員統計調査報告書」を基に文部科学省にて算出

○ 若手研究者の登用が進まない現状を打破するため、**人事制度**（自校出身者が本務教員となりやすい）や**研究費等の配分方法**（間接経費の配分額が固定的）に係る改革を行う大学等を積極的に評価すべき。

◆大学間の人材流動性

●大学本務教員の自校出身者比率  
【各大学への文科省聞き取り結果】

大学	自校出身教員割合
大阪大学	44%
京都大学	63%
東京工業大学	35%
東北大学	48%
<small>（出所）第1回 世界と伍する研究大学専門調査会（2021年3月）資料</small>	
（参考）東京大学	78%
（参考）カリフォルニア大学	22%

（出所）東京大学は「日本の大学研究室の継代方式に関する研究」（森近・柴山、2011）による平成15年の数値。また、カリフォルニア大学は、科学技術・学術審議会人材委員会 第二次提言（平成15年6月）による。

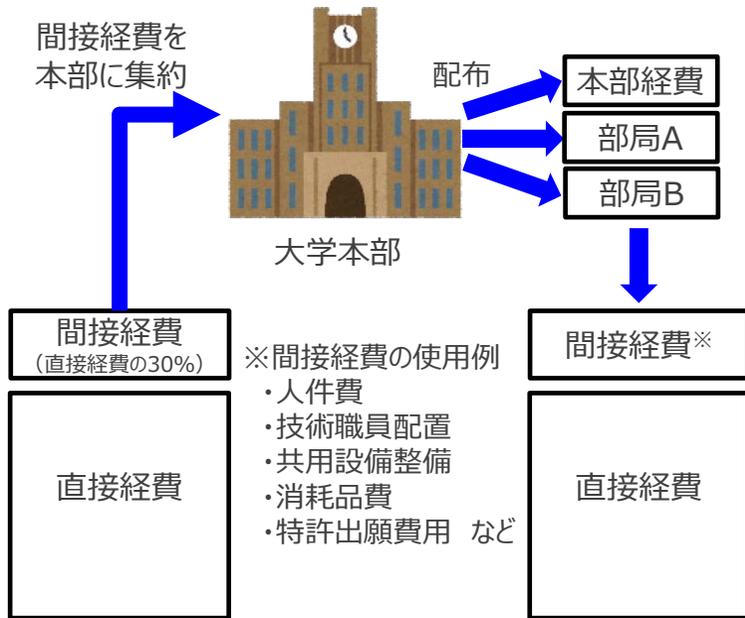
●内部からの人材登用（アカデミック・インブリーディング）に関する実証分析

- ・ **自らの研究室の卒業生の割合が高いほど、その研究室の論文生産数は低くなる傾向**
- ・ 外部出身者は、教授に昇進して以前の研究室の主催者（PI）から独立する年に大きく研究課題が変化するのに対し、**研究室内部の出身者は、PIの地位を得た後も過去の研究課題の慣性が働く傾向**

（出所）Morichika, N., & Shibayama, S. (2015). Impact of inbreeding on scientific productivity: A case study of a Japanese university department. Research Evaluation, 24(2), 146-157.

（注）論文生産や研究課題に関し、東大薬学部の研究室メンバーの経歴を用いて実証分析。

◆研究費を獲得した研究者に必要な間接経費が配布されているか



（参考）「競争的研究費の間接経費の執行に係る共通指針」（競争的研究費に関する関係府省連絡会申し合わせ）において、「被配分機関の長の責任の下で、使用に関する方針等を作成し、それに則り計画的かつ適正に執行するとともに、使途の透明性を確保すること」とされている。

- 将来の研究者を確保するためには、研究者を志す若者が**将来のキャリアパスを具体的に見通せる**ことが重要であり、**大学内外で研究者として活躍する多様なロールモデル**を作る必要。
- 他方、**企業が期待する能力と博士課程における教育研究を通じて育成される人物像との間にギャップ**が存在しており、半分以上の大学が**産業界が博士人材へ期待するニーズを把握していない**との調査もある。

◆研究開発者として博士課程修了者を採用しない理由

理由	回答企業割合
自社の研究開発に有益な特定分野に関する専門的な知識が不足しているから	4.8%
特定分野の専門的知識を持っていても自社ですぐには活用できないから	27.7%
特定の専門分野以外では研究を推進できないから	7.1%
研究開発以外の点で有益でないから	5.3%
博士課程修了者の能力について知らないから	4.6%
企業の研究開発の規模が小さい、もしくは縮小するから	19.2%
企業の業績が不調だから	5.7%
企業内外（大学院含む）での教育・訓練によって社内の研究開発者の能力を高める方が、博士課程修了者を採用するよりも効果的だから	23.6%
自社と博士課程修了者のマッチングがうまくいかなかったため（応募が無い、必要とする専門分野の博士課程修了者が見つからない、など）	52.6%
その他	8.3%

（出所）「民間企業の研究活動に関する調査報告2021」（科学技術・学術政策研究所（2022）

◆大学における産業界が博士人材へ期待するニーズの把握

- 産業界が博士人材に期待するニーズ
  - ・把握している 45大学(45%)
  - ・把握していない 55大学(55%)
- 産業界から博士人材へ期待するニーズを把握している方法
  - ・企業採用担当者との情報交換 32大学
  - ・共同研究等を通じた情報交換 21大学
  - ・行政が提供する情報や施策を参照 19大学
  - ・産業界へ就職した博士人材へのインタビュー 17大学
  - ・博士人材の就職を専門に扱う民間事業者からの助言・情報収集 17大学
  - ・その他 11大学

（出所）「令和3年度産業技術調査事業（産業界における博士人材の活躍実態調査）調査報告書」（有限責任監査法人トーマツ、2022年2月28日）から財務省作成

（注）国内大学115校（国立大学60校、公立大学15校、私立大学40校）に対するWEBアンケートの回答結果（100大学（国立大学54校、公立大学12校、私立大学34校）が回答）

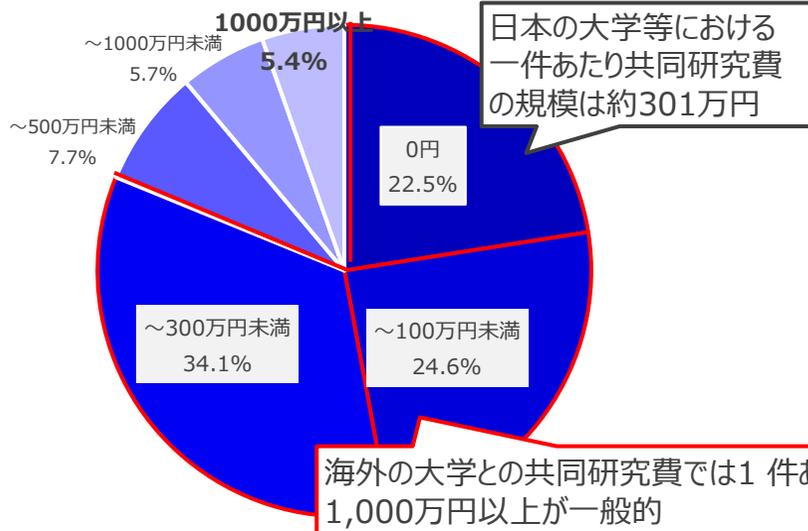
- 博士人材のキャリアパスの見通しの具体化を図り、**企業の博士人材に対するイメージを改善する観点から、民間企業の具体的なニーズに基づいた産学連携プロジェクトを推進するとともに、民間企業のニーズに即したカリキュラムの見直し等**を行う大学等を積極的に評価すべき。
- 産学連携は小規模な傾向があるが、**大学本部で組織的に産学連携を進め**、大学の持つ高い付加価値を反映した、適正な研究費で受託する取組を推進すべき。こうした取組は、**大学の財源調達が多様化**にも寄与。

### ◆産学共同研究が小規模となる要因

東大の場合、1500件以上ある産学連携のほとんどは、**企業における個々の事業の担当者**と**個々の教員の関係から生まれるボトムアップの関係**です。そのため、必然的に規模の小さな共同研究が多くなってしまいます。

(出所) 五神真「大学の未来地図 - 「知識集約型社会」を創る」

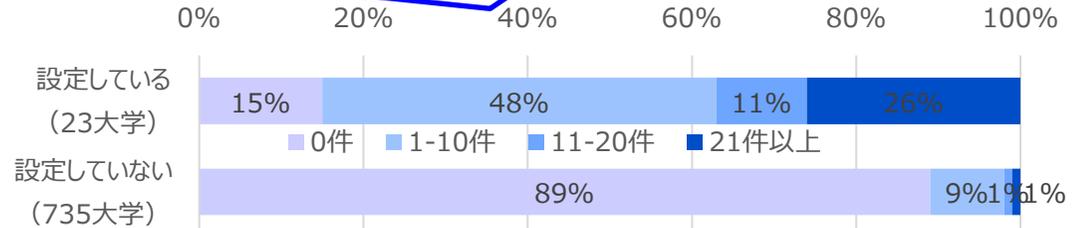
### ◆大学等の産学共同研究の1件当たりの規模



(出所) 文部科学省「令和3年度 大学等における産学連携等実施状況について」(2023年2月)  
「産学官連携による共同研究強化のためのガイドライン」(平成28年11月)

### ◆産学連携本部による戦略的産学連携経費の設定の有無と大型共同研究規模別割合

大学の産学連携本部において、戦略的産学連携経費を設定している大学は、設定していない大学と比べて、大型共同研究の実施率が高い。  
(出所) 「大学ファクトブック2023」



(出所) 「大学ファクトブック2023」( (一社) 日本経済団体連合会、経済産業省、文部科学省)

(注1) 大型共同研究とは、受入額1千万円以上の民間企業との共同研究。

(注2) 「戦略的産学連携経費」とは、今後の産学官連携活動の発展に向けた将来への投資や、そうした活動に伴うリスクの補完のための経費(主に人件費やマネジメント経費)。



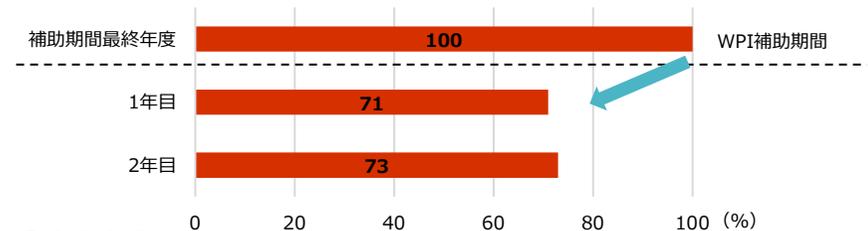
(出所) 産学官連携による共同研究強化のためのガイドラインにおける産学協創の充実に向けた大学等の「知」の評価・算出のためのハンドブック別冊冊子(2023年3月29日)

- 量子・AI等の先端技術など、国として戦略的に分野・領域を定めて研究開発を推進する事業については、国費を投じて社会的課題の解決を目指すものである以上、個別のプロジェクトの失敗を許容するとしても、**定量的な成果目標を設定して評価を行い、事業内容を不断に見直していくことが不可欠。**
- 大学等における**研究拠点の形成・強化**を目的とする事業については、事業終了後も民間資金獲得等により基盤経費を確保して機能を発揮できるよう、**助成額が逡減する仕組み**など自走につながる仕組みを導入すべき。

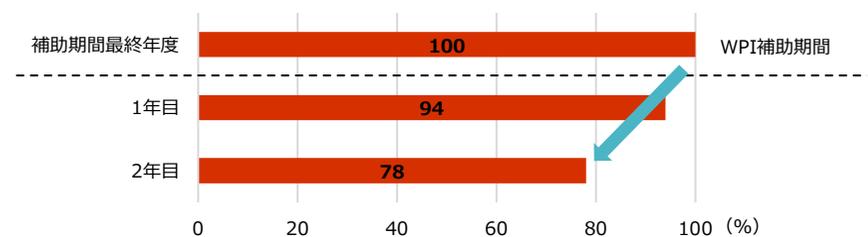
## ◆ムーンショット型研究開発制度の行政事業レビューシート（抜粋）

活動目標及び活動実績① (アウトプット)	活動目標	活動指標	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	5年度 活動見込	6年度 活動見込
	各ムーンショット目標の達成に資する研究開発課題に取り組む	ムーンショット目標の達成及び研究開発構想の実現に向け実施した研究開発課題数		活動実績 件	19	40	56	-
		当初見込み 件	19	40	57	58	58	
成果目標①-1の 設定理由 (アウトプットからのつながり)	活動実績の通り取り組む研究開発をすすめ、失敗を許容しながら挑戦的な研究開発を推進しつつも、着実に研究を進捗させ、多くの研究成果創出することが定性的にムーンショット目標実現に貢献するために目標を設定							
成果目標及び成果実績①-1 (短期アウトカム)	成果目標	定量的な成果指標	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	目標年度	
	定性的な目標としてムーンショット目標の達成及び研究開発構想の実現に向け実施した研究開発課題の当該年度の代表的な個別の研究成果をあげる。	-		成果実績 件	-	-	-	-
			目標値 件	-	-	-	-	-
			達成度 %	-	-	-	-	-
成果実績及び目標値の根拠として用いた統計・データ名(出典)/定性的なアウトカムに関する成果実績	※各ムーンショット目標について、失敗を許容しながら挑戦的な研究開発を推進していることから、定量的な目標は設定できない。 (略)							
アウトカム設定についての説明	アクティビティ①について定性的なアウトカムを設定している理由 本事業は、困難だが実現すれば大きなインパクトが期待される社会課題等を対象とした野心的な目標及び構想を国が策定し、挑戦的な研究を推進している。失敗を許容しながら挑戦的な研究開発を推進していることから、定量的なアウトカム指標は設定していない。							

## ◆世界トップレベル研究拠点プログラム(WPI)拠点の例【人件費】



## 【論文数】



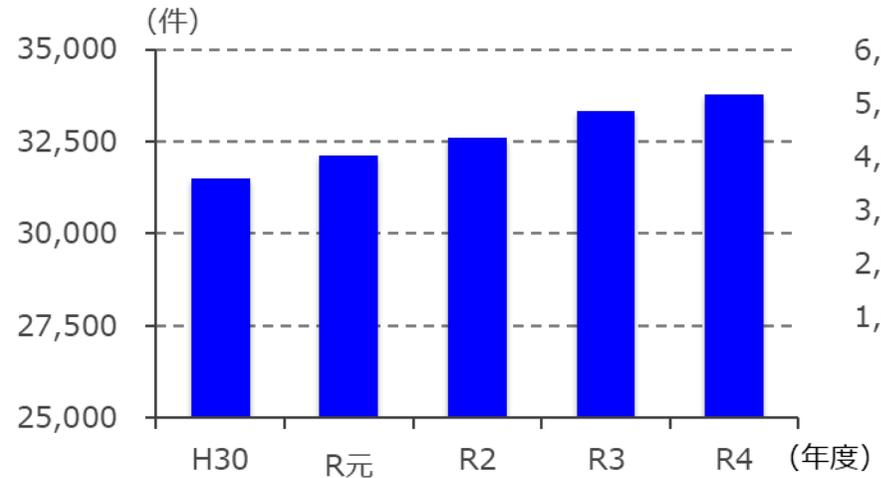
※現在補助期間が終了しているWPI拠点のうちいくつかの拠点を抽出し、WPIによる補助期間最終年度における数値の平均値を100%とした場合の、補助期間終了1年目及び2年目における各数値の平均値の割合を算出。

(出所) プログレスレポート、WPIアカデミー拠点活動状況報告書及び委託調査報告書より文科省作成

# 文化財の保存修理と財源確保①

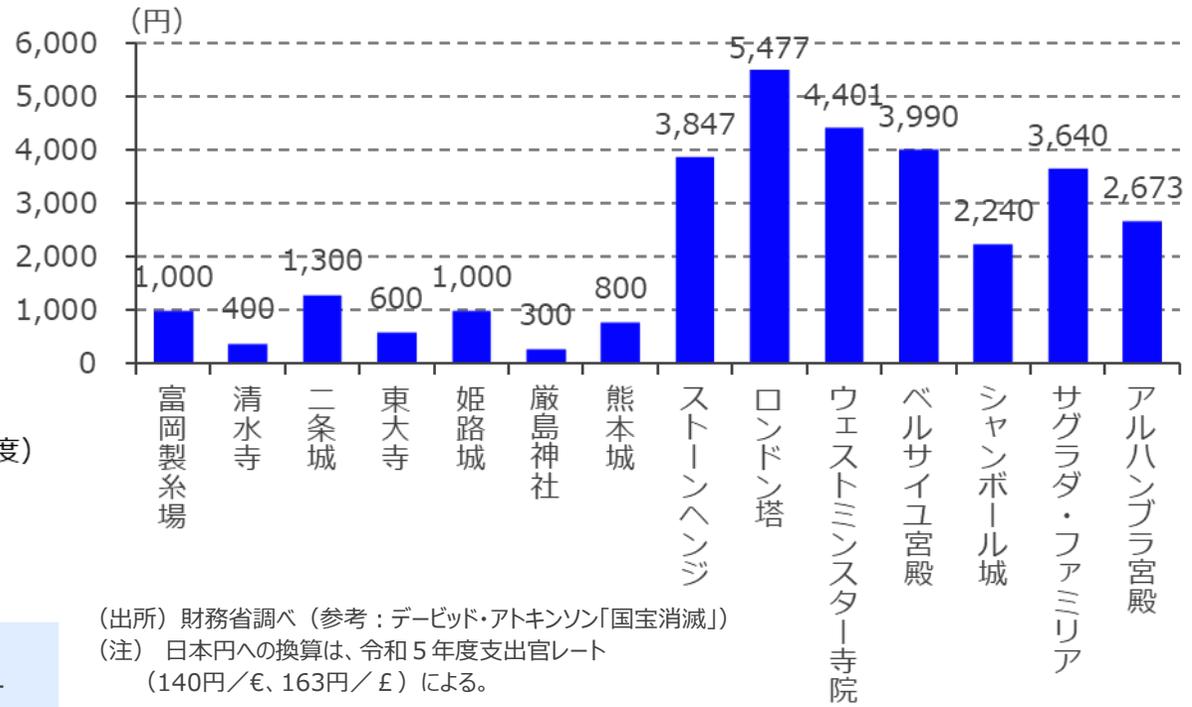
○ **国指定等文化財の件数は年々増加しており、それに伴って保存修理、公開活用等のニーズも増加。我が国の文化財の入場料は、欧州に比べ低額であることから、文化財を活用し、収入を増加させることで、文化財全体の修理財源を確保することを考えるべきである。**

◆国指定等文化財件数の推移



(出所) 文化庁資料を基に財務省作成

◆文化財の入場料の国際比較



(出所) 財務省調べ (参考: デービッド・アトキンソン「国宝消滅」)  
 (注) 日本円への換算は、令和5年度支出官レート (140円/€、163円/£) による。

◆法隆寺のクラウドファンディングの事例



<b>タイトル</b>	世界遺産法隆寺 -1400年の歴史遺産を未来へ-
<b>目標金額</b>	2,000万円
<b>資金使途</b>	法隆寺の維持管理費、その他諸経費
<b>リターン例</b>	限定御朱印、特別拝観、寺僧の特別案内+奉納鏡奉納 など

**約7,500人から1億5千万円超集まる**

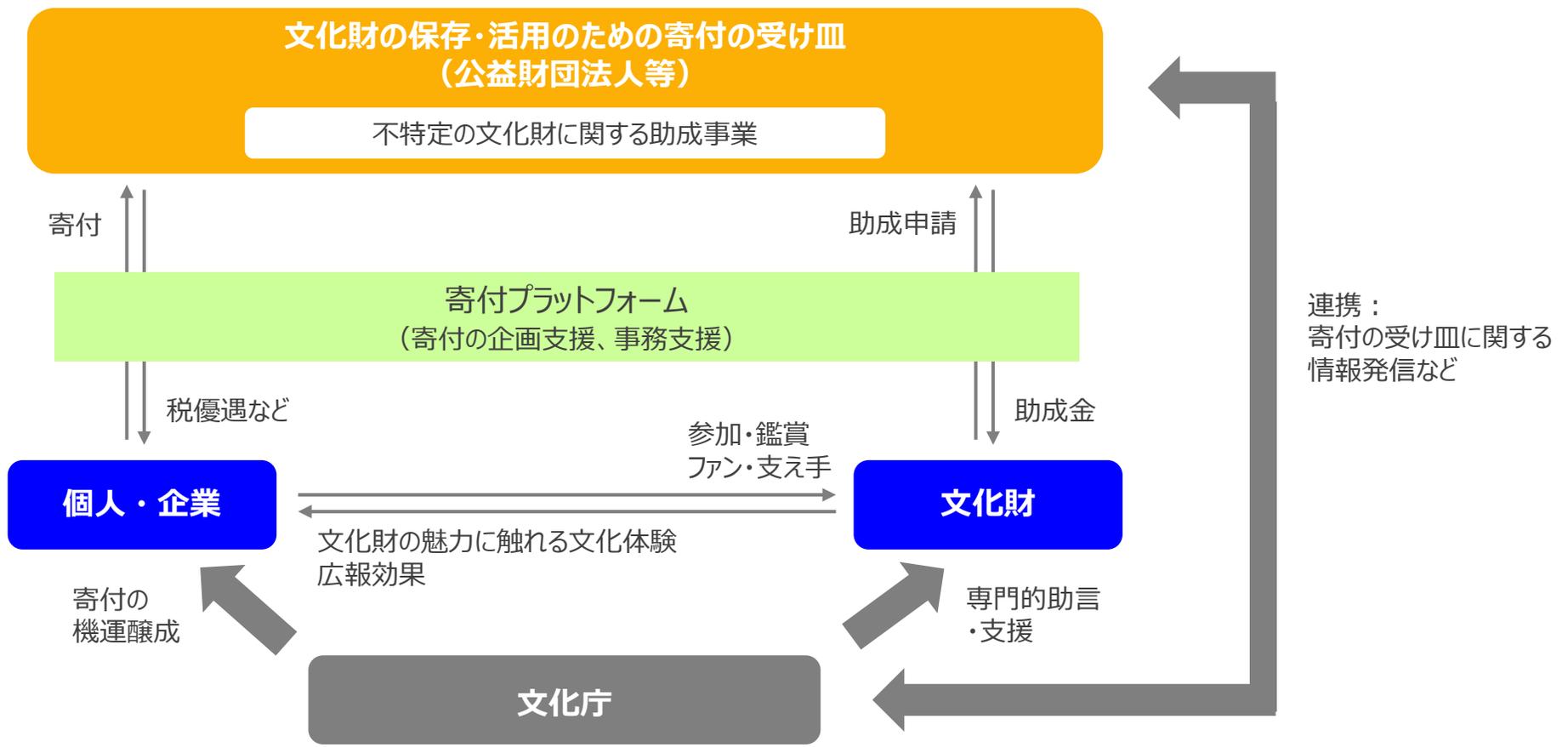
(参考) 国指定文化財の国庫補助の状況

	原則	災害復旧
国指定文化財	50%~85%	70%~85%

(注) 国所有の建造物の大部分は、国が管理団体 (地方自治体、公益財団法人等) を指定し、当該団体が文化財の保存修理等の実施を国に代わって行っており、その費用は当該団体が文化庁に補助金の交付申請を行い、補助金の交付 (最低65%) を受けることで賄っている。

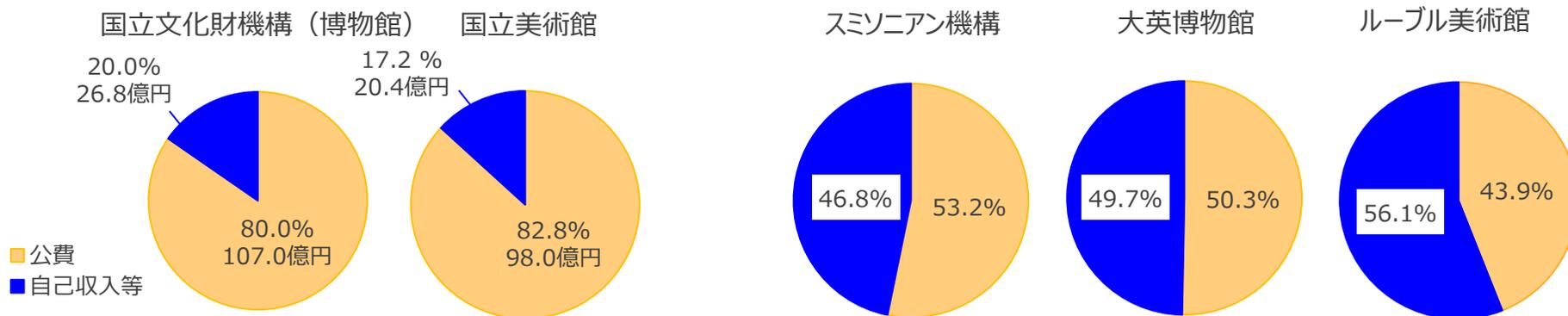
○ **個人が文化財を所有するケース等**では、入場料を獲得するための施設整備や、幅広い主体から寄付を募るような活動が難しいケースもある。より多くの文化財を後世に引き継ぐ観点から、**文化財保護を応援する寄付者と保存修理を実施したい所有者を繋ぐ受け皿を整備し、社会全体で文化財を支える仕組みを構築するべきではないか。**

◆文化財の保存・活用のための寄付促進スキーム（イメージ）



○ 我が国の国立博物館・美術館の収入全体に占める自己収入等の割合は、諸外国の主要な博物館・美術館に比べると低い。これらの博物館・美術館は、独立行政法人として一定の自主性及び自律性の発揮が求められるところ、適切な水準の入場料の設定や、クラウドファンディング等の多様な資金調達の実施により、自己収入の拡大に向けた取組を進めるべきである。

## ◆博物館・美術館の公費収入と自己収入等の比率



(参考) 私立美術館の例：根津美術館  
 ・基本財産運用益：2.9億円 (40.8%)  
 ・事業収益：3.9億円 (54.7%)  
 ・公費：0.2億円 (2.2%)

(出所) 国立文化財機構の自己収入等の割合は、「展示事業等収入」と「その他寄附金等」の合計を「収入計」で除したもの（令和4年度決算報告書）。  
 国立美術館の自己収入等の割合は、「展示事業等収入」と「寄附金収入」の合計を「収入計」で除したもの（令和4年度決算報告書）。  
 根津美術館の公費の割合は、「受取補助金等」を「経常収益計」で除したもの（2022年度正味財産増減決算書）。  
 スミソニアン機構：SMITHSONIAN INSTITUTION Financial Statements and Notes to Financial Statements September 30, 2022 and 2021。  
 大英博物館：The British Museum REPORT AND ACCOUNTS FOR THE YEAR ENDED 31 MARCH 2023。  
 ルーブル美術館：LOUVRE RAPPORT D'ACTIVITE 2022。

(注) 単位未満を各々四捨五入しているため、合計額が一致しない場合がある。

## ◆国立科学博物館のクラウドファンディングの事例

<リターン例>

**開始初日に目標金額に到達**

タイトル	地球の宝を守れ 国立科学博物館500万点のコレクションを次世代へ
目標金額	1億円
募集期間	2023年8月7日(月)～11月5日(日) 23時
資金使途	コレクション収集・保全費用
支援コース	5,000円～10,000,000円まで40コース以上 (※公開期間中も追加予定あり)

コース (寄付額)	リターンの内容
5,000円	【オリジナルグッズ】トートバッグ
7,500円	【オリジナルグッズ】標本アクリルスタンド
15,000円	かはくオリジナル図鑑
50,000円	【バックヤードツアー】館長 & 副館長コース、化石コース等
100,000円	研究者厳選！国立科学博物館推奨 昆虫標本作製セット (解説付き)

# 子供の文化芸術鑑賞の費用負担

- 文化庁では、学校・地域における文化芸術団体による巡回公演や、劇場・音楽堂による子供の鑑賞機会を提供する取組を支援している。こうした支援は、子供の豊かな創造性を育む観点からは意義ある取組。
- もっとも、財政資源が限られる中では、**全ての子供に対して費用全額を補助することは難しい**。今後、仮に恒常的な取組とするのであれば、**修学旅行や他の課外活動は原則保護者負担であることとのバランスも踏まえ、支援の在り方を検討するべきではないか**。

## ◆文化芸術による創造性豊かな子供の育成

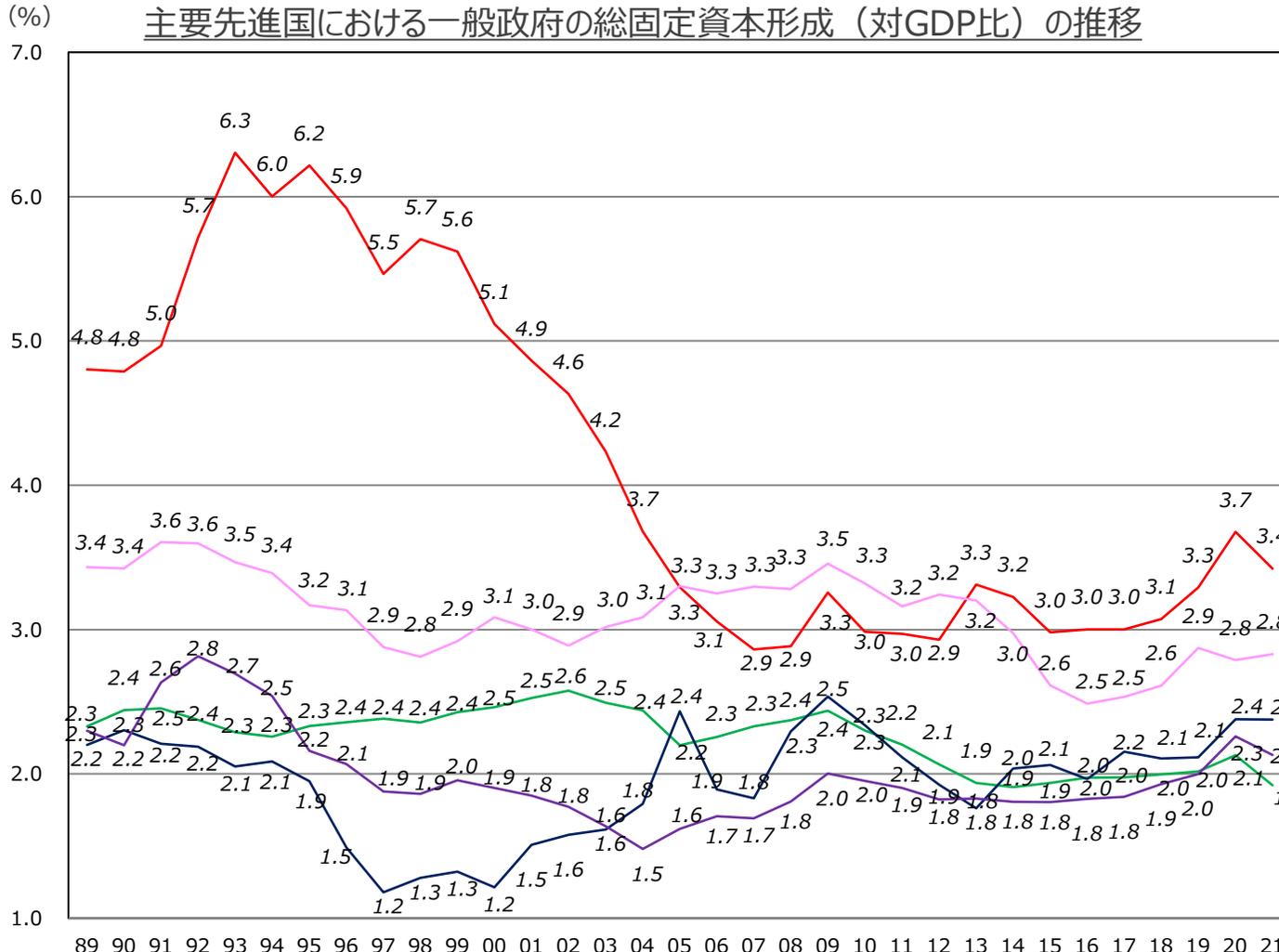
事業名	事業概要
学校巡回公演 R4補正：5億円、 R5当初：44億円	<ul style="list-style-type: none"> <li>一流の文化芸術団体を選出し、小学校・中学校・特別支援学校等において実演芸術公演を実施</li> </ul>
伝統文化親子教室 R4補正：3億円、 R5当初：15億円	<ul style="list-style-type: none"> <li>子供たちが親とともに、茶道、華道、和装、囲碁、将棋などの伝統文化・生活文化等を計画的・継続的に体験・修得できる機会を提供する取組を支援 (地域展開型、教室実施型等)</li> </ul>
劇場・音楽堂等における子供舞台芸術鑑賞体験 R4補正：10億円、 R5当初：10億円	<ul style="list-style-type: none"> <li>18歳以下の子供が無料で鑑賞できる劇場・音楽堂等で行われる本格的な舞台公演（オペラ、バレエ、オーケストラ、歌舞伎、能楽、演劇など）を支援</li> </ul>

## ◆小中学校の課外活動等における費用負担の現状

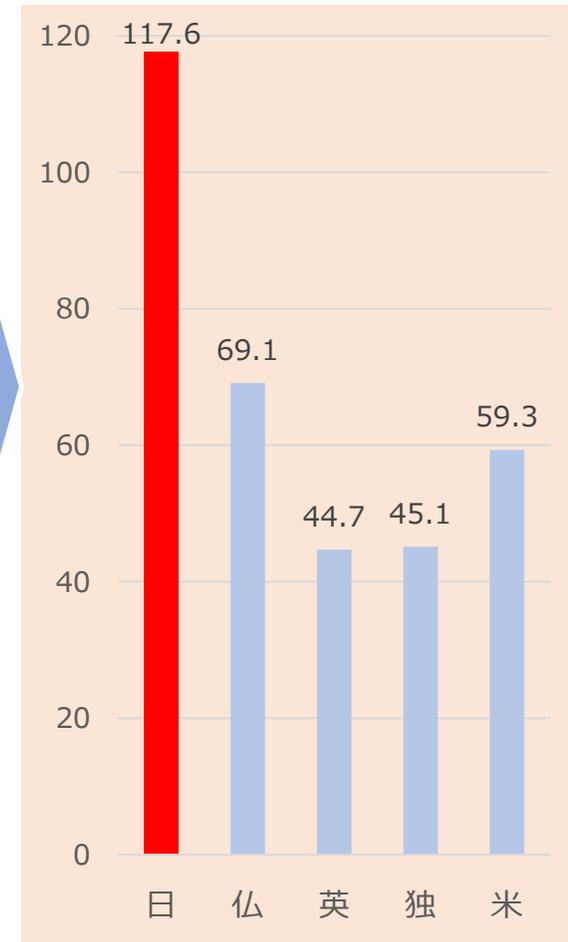
事業概要	補助の対象
校外活動費	原則保護者負担 (生活困窮者への補助制度あり)
クラブ活動費	
修学旅行費	
学校巡回公演	全額国負担 (上限あり)
伝統文化親子教室	
劇場・音楽堂等における子供舞台芸術鑑賞体験	

# 公共投資の規模（国際比較）

○ これまでの公共投資の規模について、主要先進国で比較すると、日本では長期に亘って固定資本形成（フロー）が高水準で推移しており、その結果、固定資本ストックについても極めて高い水準にある。



政府固定資本ストック（対GDP比）



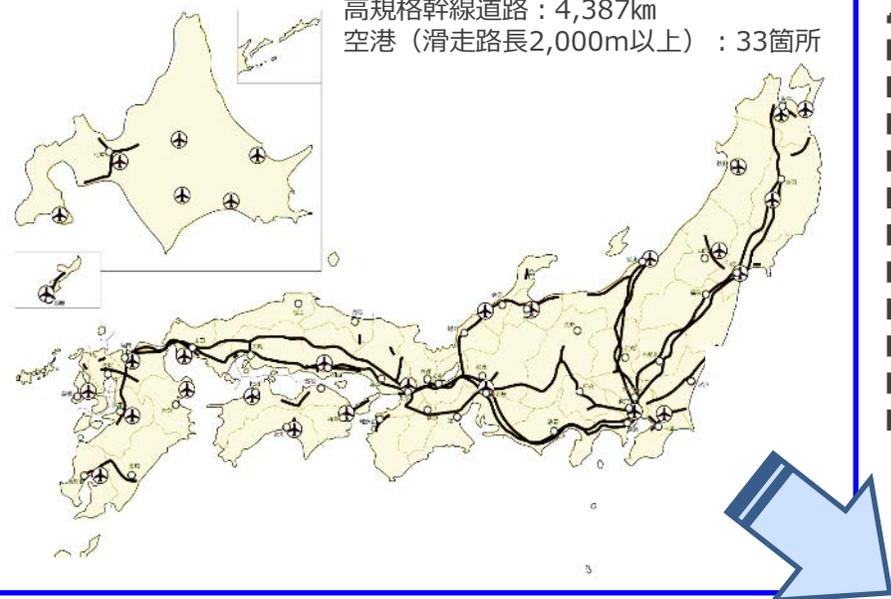
(注) 1. 日 本…内閣府「国民経済計算」に基づいて計算した数値。  
 諸外国…OECD「National Accounts」等に基づいて計算した数値。  
 2. 日本は年度ベース、諸外国は暦年ベース。  
 3. グラフ中、2004年度までは旧基準（93SNAベース等）、2005年以降は08SNAベースのIGから研究開発投資（R&D）や防衛関連分を控除。

# 社会資本の整備水準

- これまでインフラ整備を着実に進めてきた結果、約30年前の整備水準と比較しても、高速道路、新幹線、空港、港湾、生活関連施設等の社会資本の整備水準は大きく向上しており、社会インフラは概成しつつある。
- 例えば高規格幹線道路については、全都道府県の県庁所在地を通過するとともに、計画延長約14,000kmに対して、事業中の区間も含めると総延長は約13,000km（約95%）に至っている。

### 【1988年時点の高速ネットワーク】

新幹線：1,832km  
 高規格幹線道路：4,387km  
 空港（滑走路長2,000m以上）：33箇所

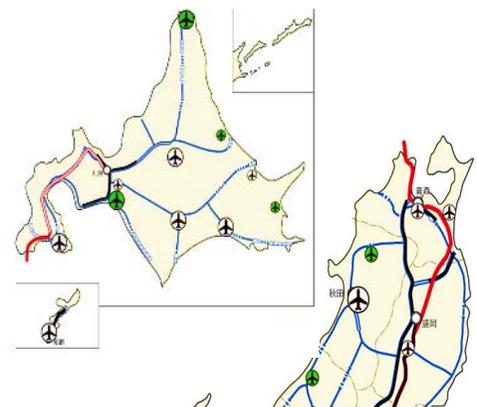


### 【現在の高速ネットワーク（2021年5月1日時点）】

（点線は事業中及び未事業区間）

#### 【直近の整備状況】

- 新幹線  
： 2,832km（1.5倍）
  - 高規格幹線道路  
： 12,217km（2.8倍）  
（事業中 1,121km）
  - 空港（滑走路長2,000m以上）  
： 66箇所（2.0倍）
- （※）いずれも2023年4月1日時点の整備状況



#### 凡例

- 高規格幹線道路等（開通区間2021年3月末時点）
- ▨ 高規格幹線道路等（事業中区間）
- ⋯ 高規格幹線道路等（未事業区間）
- 新幹線（開業区間）
- 新幹線（建設中区間）
- ⋯ 新幹線（未着工区間）
- ⋯ リニア中央新幹線
- ⊕ 拠点空港
- ⊕ その他空港（滑走路長2km以上）

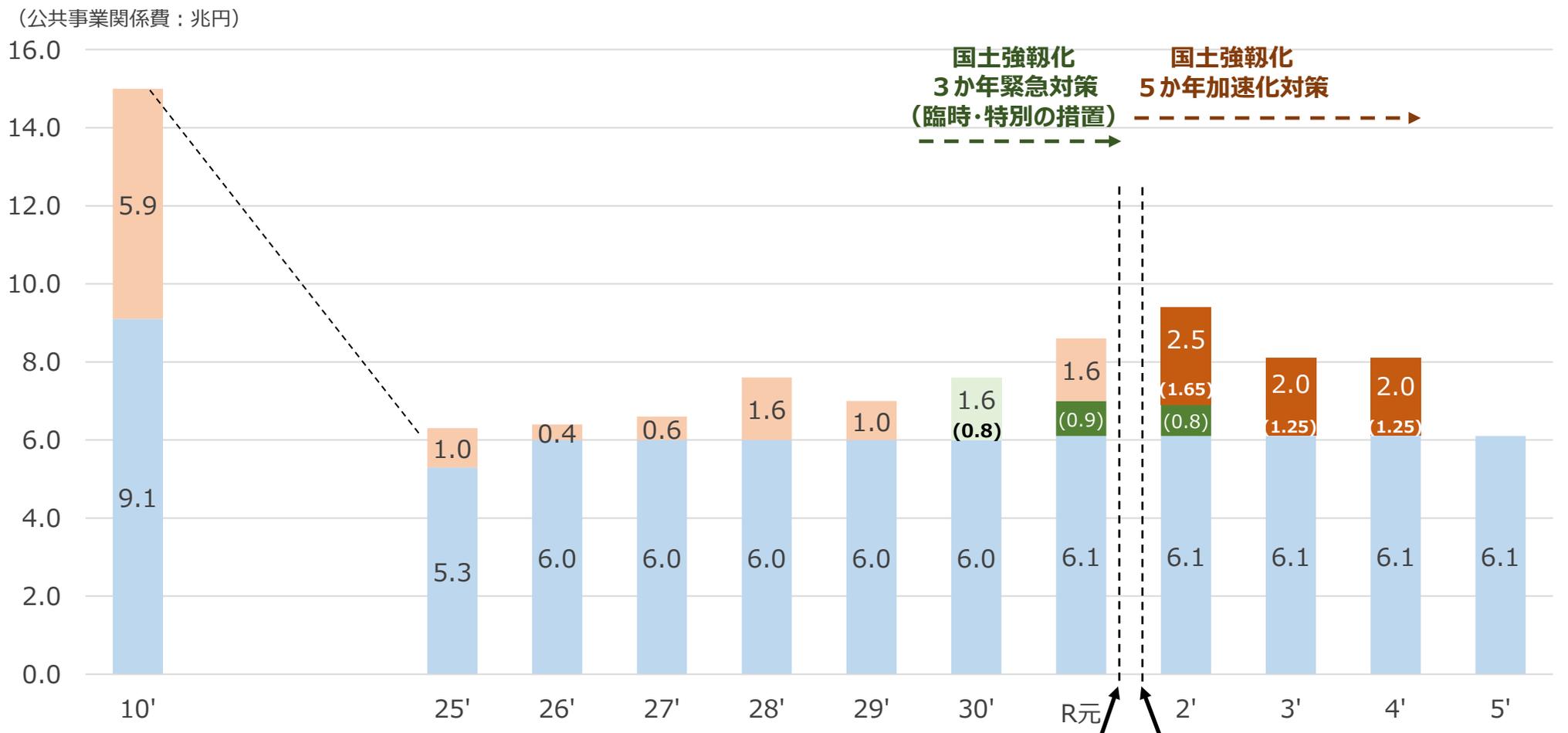


（出所）国土交通省資料を基に作成。

# 公共事業関係費をめぐる現状

○ 公共事業関係費は、ピーク時の半分程度に減少している一方、近年、臨時・特別の措置（反動減対策）や防災・減災、国土強靱化5か年加速化対策への取組などにより予算規模が増加。

公共事業関係費（当初+補正）の推移

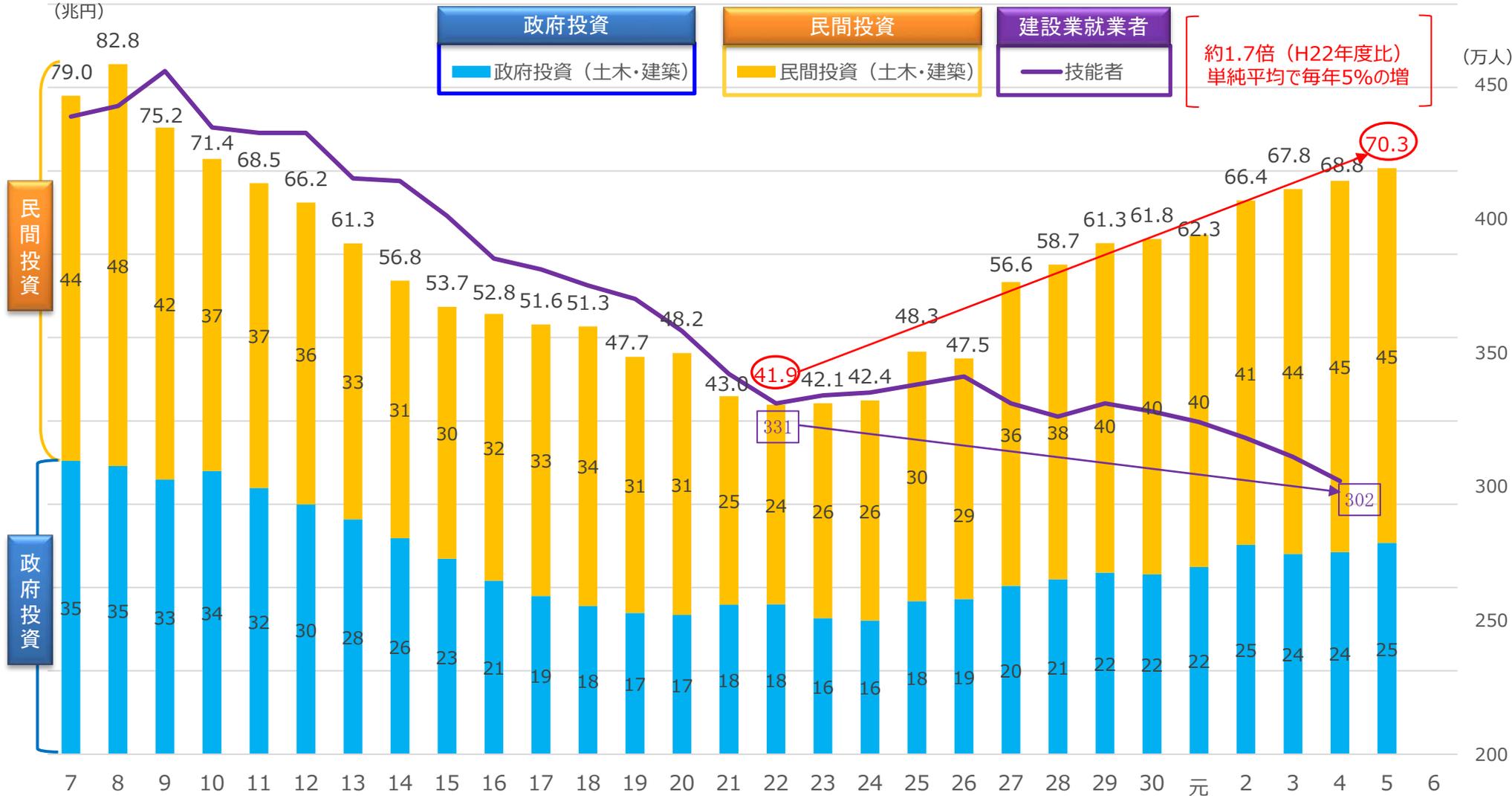


(注) H30補正、R2補正、R3補正、R4補正のカッコ書きは国土強靱化3か年緊急対策又は5か年加速化対策分。

消費税率 10%への引上げ  
 新型コロナウイルス感染症の発生

# 建設投資額と建設技能者数の推移

- 平成22年度以降、建設投資額は上昇に転じ、近年は相当程度の増加傾向にある。令和5年度は70.3兆円となり、平成22年度比で1.7倍に達する見通し。
- それとは対照的に、建設技能者数については減少傾向が継続している。

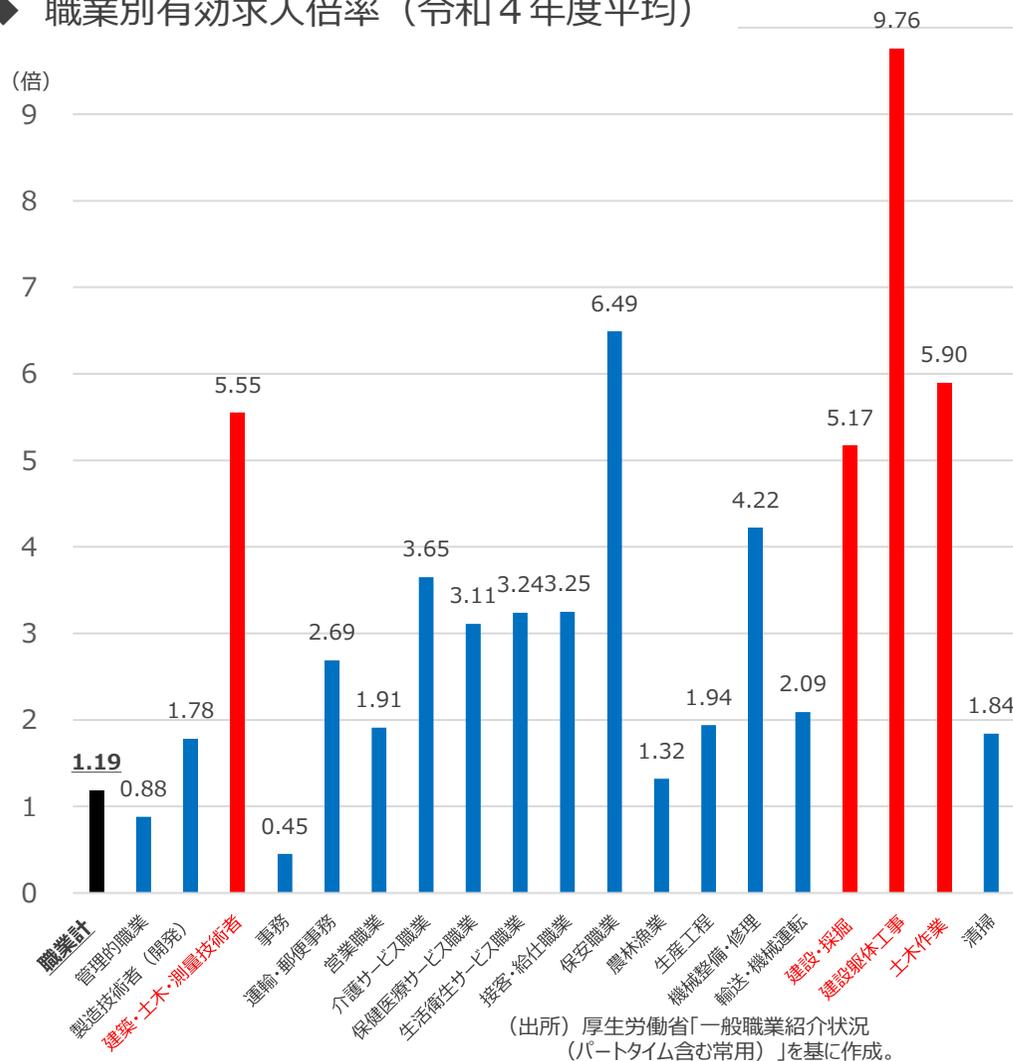


(出所) 国土交通省「建設投資見通し」(投資額は令和2年度まで実績、令和3年度・令和4年度は見込み、令和5年度は見通し)、総務省「労働力調査」(暦年平均)を基に国土交通省で算出。

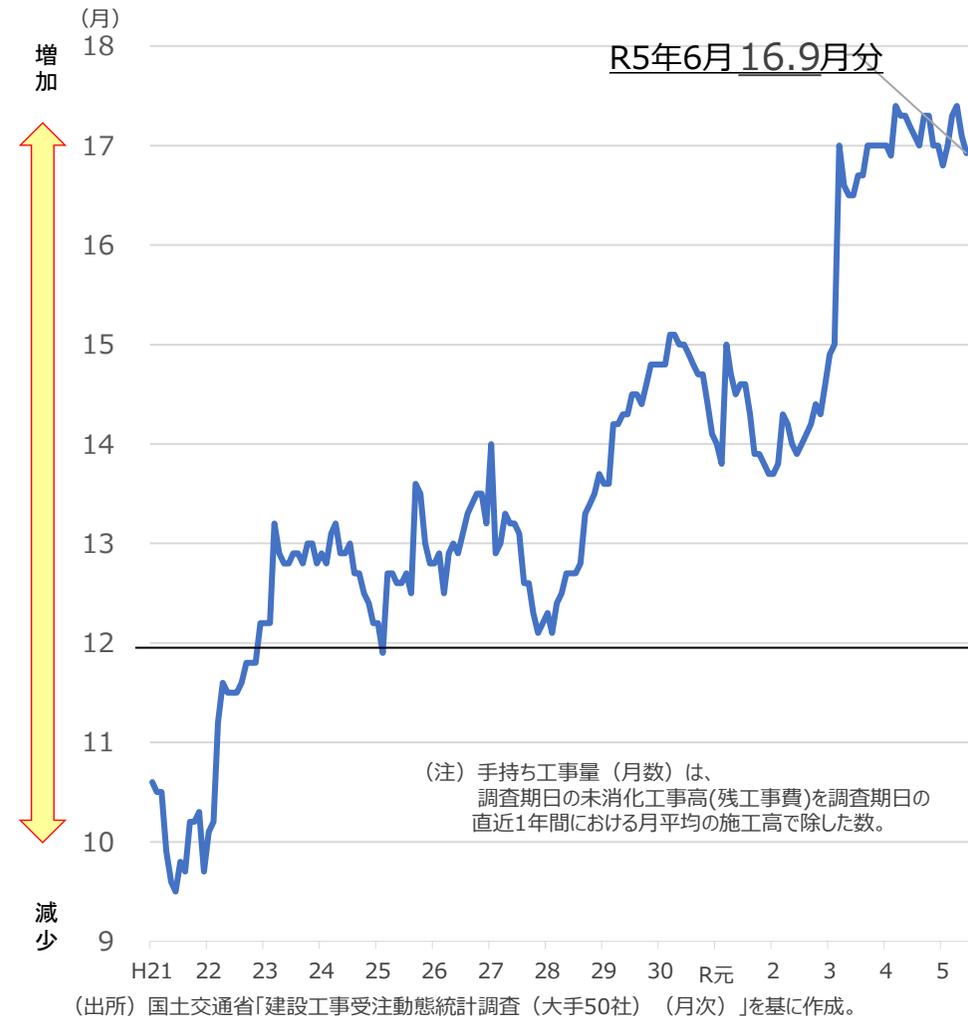
## 建設業における人手不足と手持ち工事量の状況

- 建設業の職業別有効求人倍率は他業種に比べて高く、手持ち工事量も高く積み上がるなど、総じて見れば労働需給はタイトな方向ではないか。
- こうした状況もよく踏まえながら、今後の公共投資の適切な規模を見極めていく必要。

## ◆ 職業別有効求人倍率（令和4年度平均）



## ◆ 大手建設業者の手持ち工事量

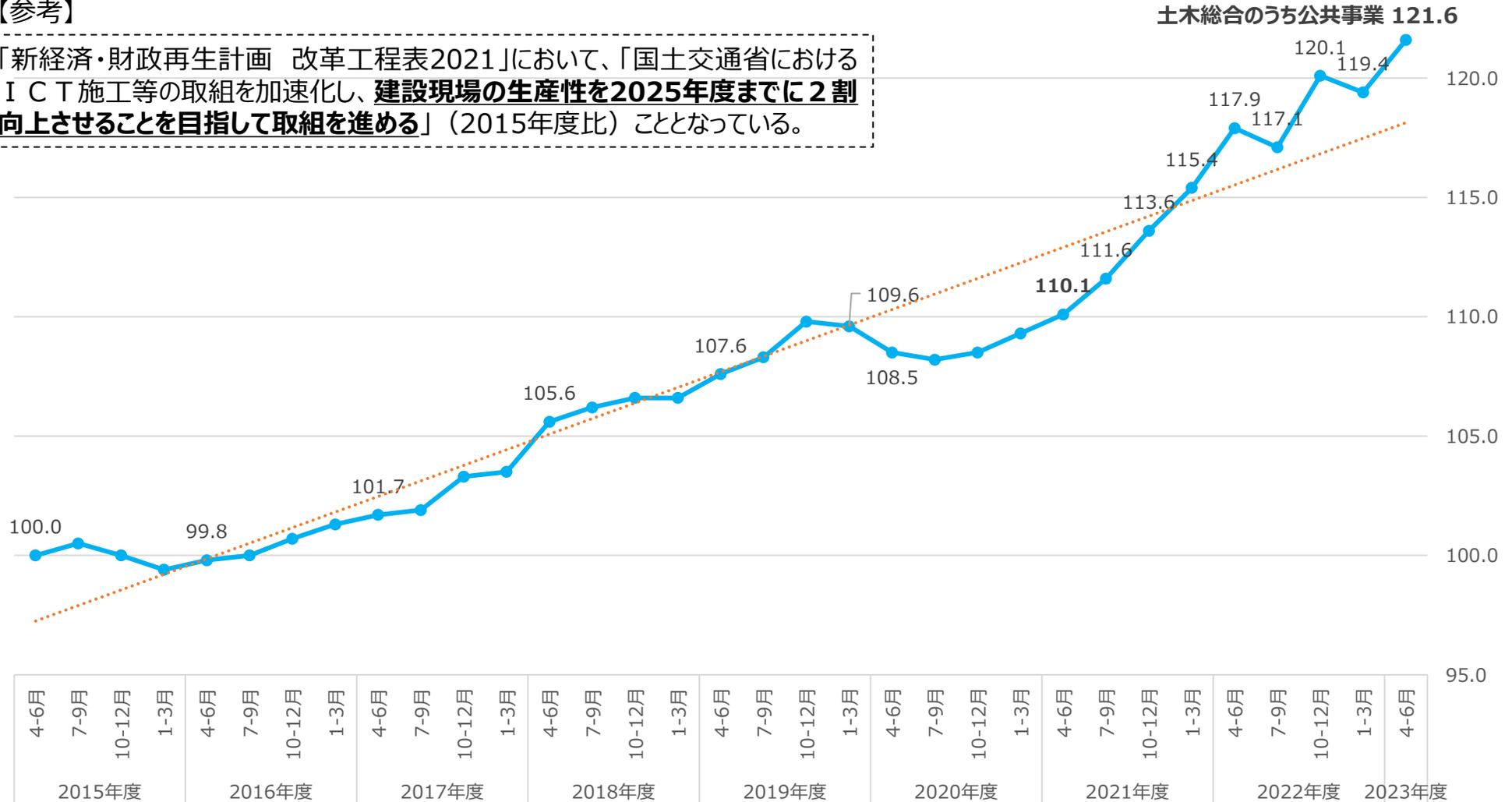


# (参考) 建設工事デフレーターの推移 (2015年度以降)

○ 建設工事デフレーター (2015年度平均 = 100) は、土木総合のうち公共事業の推移を見ると、現在 (2023年4-6月期) までの約8年間で21.6% (2.5%/年) 上昇しており、2020年4-6月期以降の直近3年間においては、12.1% (3.9%/年) 上昇している。

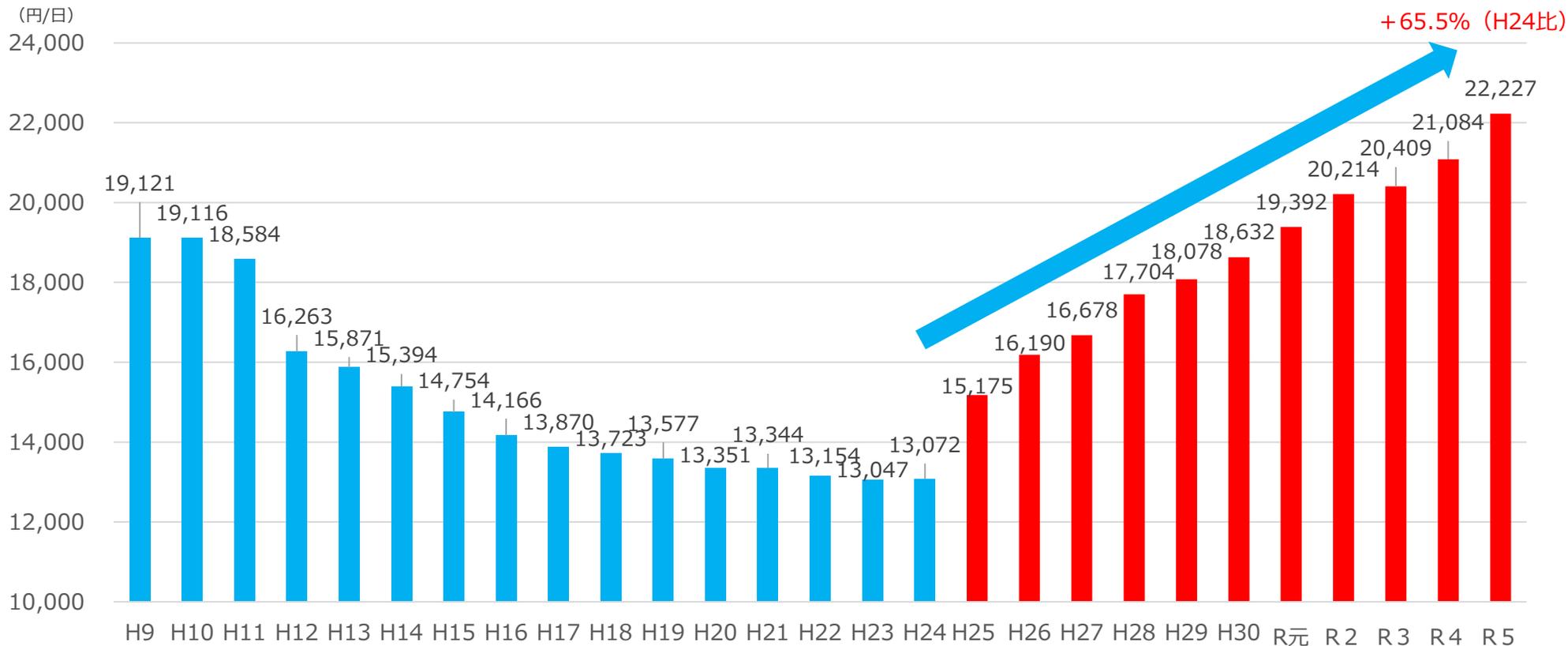
## 【参考】

「新経済・財政再生計画 改革工程表2021」において、「国土交通省におけるICT施工等の取組を加速化し、**建設現場の生産性を2025年度までに2割向上させることを目指して取組を進める**」(2015年度比) こととなっている。

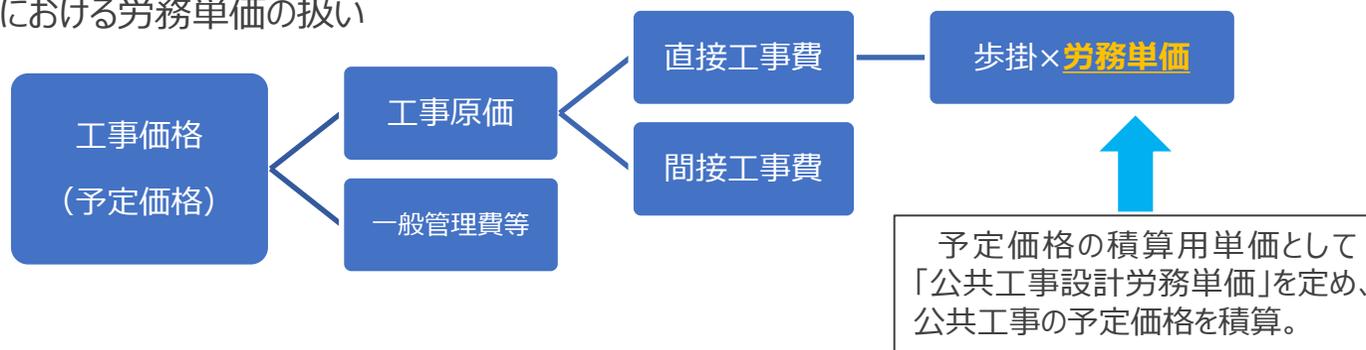


(出所) 国土交通省「建設工事費デフレーター (四半期別)」を基に作成。

## ◆ 公共工事設計労務単価の推移 (全国全職種平均値)



## ◆ 公共工事における労務単価の扱い



○ 近年、防災・減災、国土強靱化については「3か年緊急対策」、「5か年加速化対策」により、大きな予算規模を確保しながら、取り組んできたところ。

## ◆ これまでの経緯

平成25年12月	<b>国土強靱化基本法 成立</b> ※ 国土強靱化推進本部の設置、国土強靱化基本計画の策定
平成26年6月	<b>国土強靱化基本計画 閣議決定</b> ※ おおむね5年ごとに計画を見直し
平成30年6～9月	西日本豪雨、台風21号、北海道胆振東部地震
平成30年12月	<b>国土強靱化基本計画 変更 閣議決定</b>
令和元年9～10月	<b>防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策 閣議決定</b> ※ 事業規模：「おおむね7兆円程度」(H30～R2) 房総半島台風（台風15号） 東日本台風（台風19号）
令和2年12月	<b>防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策 閣議決定</b> ※ 追加的に必要となる事業規模：「おおむね15兆円程度を目途」(R3～7)
令和5年6月	<b>国土強靱化基本法 改正法案 成立</b> ※ 国土強靱化中期計画の策定、国土強靱化推進会議の設置
令和5年7月	<b>国土強靱化基本計画 変更 閣議決定</b>

## ◆ ハード整備の具体例

<床上浸水対策特別緊急事業>



整備前

未整備の場合

氾濫により、大和町市街地（町役場、病院）で浸水するなどの被害が想定



整備後

※ 遊水地を整備

324mm/2日の雨量を記録（観測史上第3位）※基準地点「落合」における流域平均2日雨量

氾濫による被害なし

<事業間連携砂防等事業>



未整備の場合

下流の人家や重要なインフラが土石流により被災するなどの被害が想定

土石流が発生した際、整備した砂防堰堤が下流の保全対象を保全

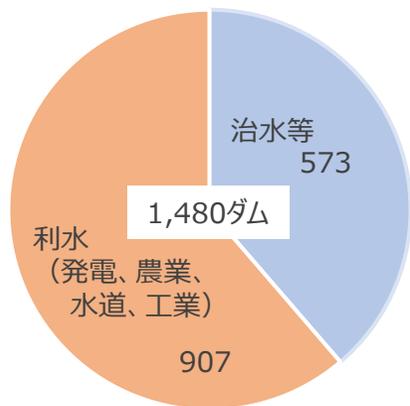
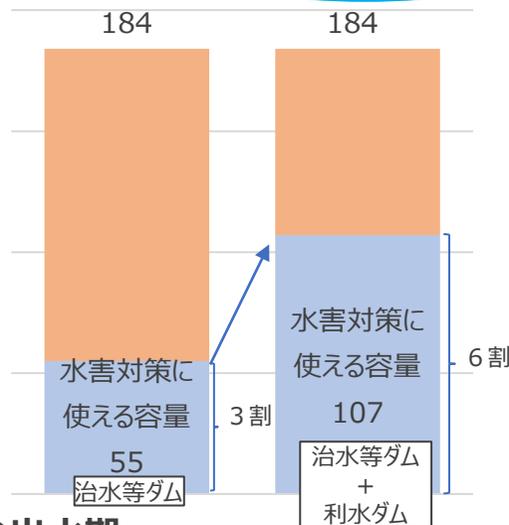
## ハード整備によらない対策

- ハード整備によらない対策としても、既存ダムでの事前放流や、新技術を活用した線状降水帯の事前予測の強化など様々なソフト対策を実施。

## 事前放流の取組

- ▶ 洪水調節については、これまで治水等のダム約600でしか行われてこなかったが、令和2年以降、利水のダム約900を含め、ほぼ全てのダム(約1,500)で取組を開始。
- ▶ これにより、ダム全体の貯水量(約184億 $m^3$ )のうち、水害対策に使える容量が3割(約55億 $m^3$ )から6割(約107億 $m^3$ )に増加(ハツ場ダム58個分に相当)。

&lt;全国のダムの数&gt;

<ダム全体の貯水量> (億 $m^3$ )

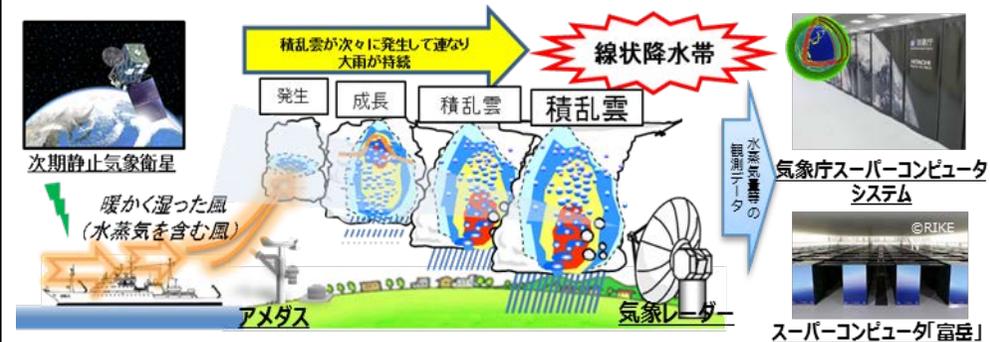
## (参考) 令和4(2022)年の出水期

- 143ダム(延べ162回)で実施。
- 5億5,332万 $m^3$ (ハツ場ダム6.1個分)の容量を確保

(出所) 国土交通省資料等を基に財務省作成。ダム数は令和5年3月31日時点。

## 線状降水帯の事前予測

次期静止気象衛星の整備、アメダスへの湿度計の整備や二重偏波気象レーダーへの更新等により水蒸気等の観測能力を強化するとともに、気象庁スーパーコンピュータの整備前倒しや「富岳」を活用した予測技術の開発等により予測を強化。



## 令和4(2022)年～

- 広域で半日前から予測

## 令和6(2024)年～

- 県単位で半日前から予測

## 令和11(2029)年～

- 市町村単位で半日前から予測

令和5(2023)年～  
5月25日提供開始

- 線状降水帯の発生を最大30分程度前倒しして発表

## 令和8(2026)年～

- 2～3時間前を目標に発表

段階的に対象地域を狭めていく

段階的に情報の発表を早めていく

(出所) 国土交通省資料等を基に財務省作成。

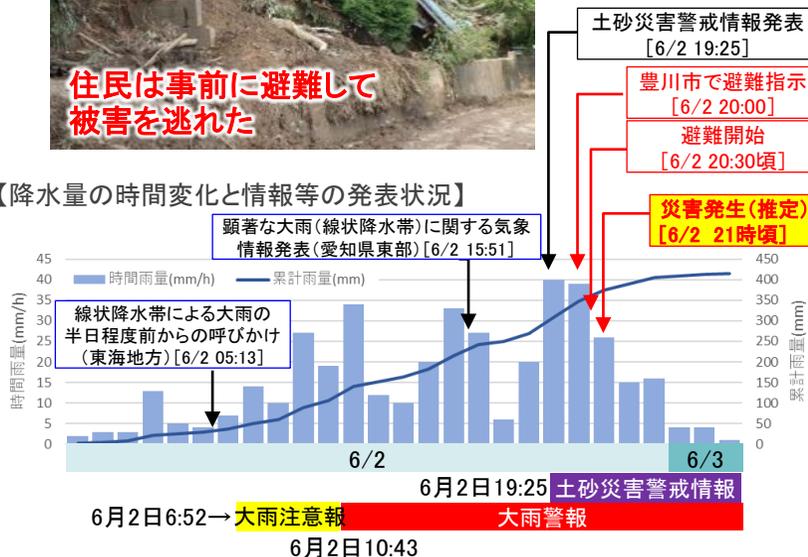
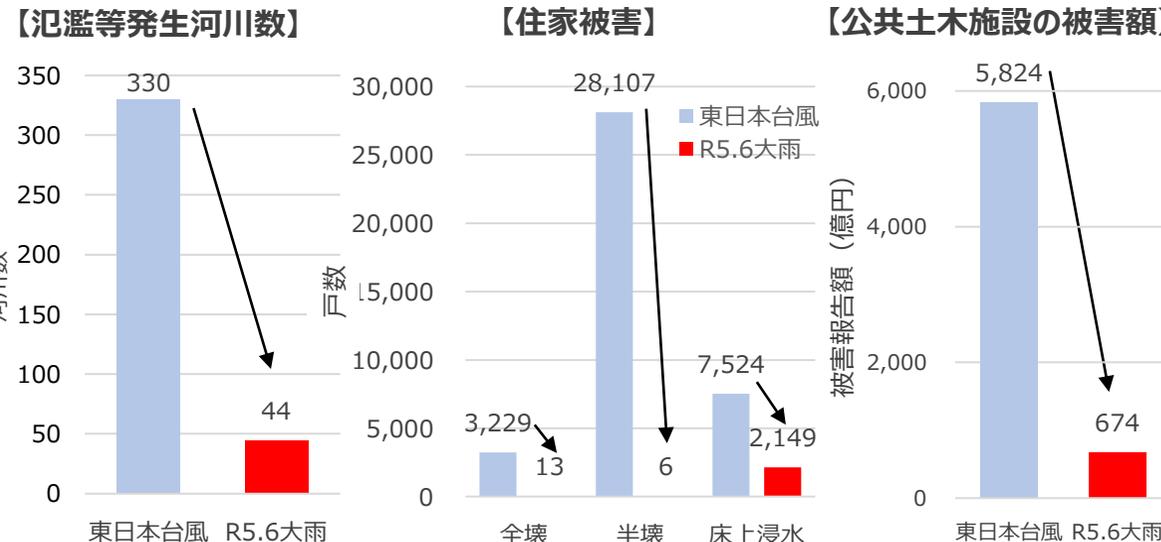
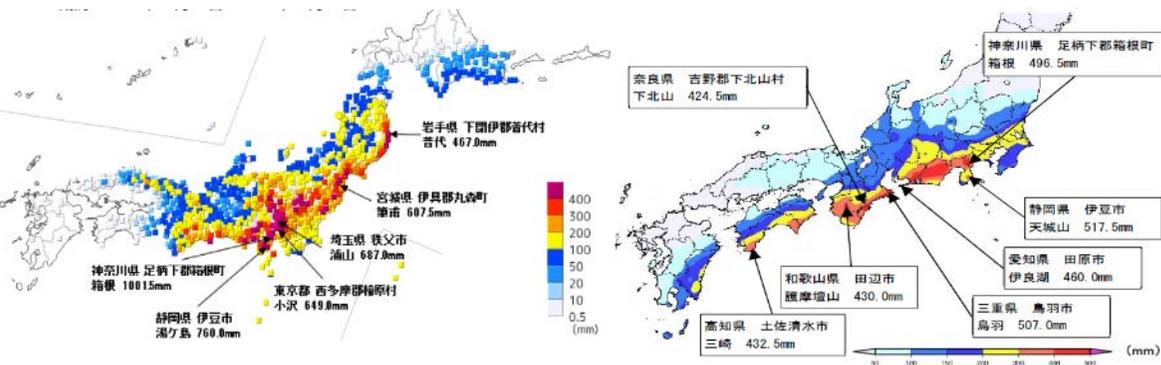
○ ハード整備とソフト対策を組み合わせしてきた結果として、直近の大雨による被害は以前と比べて相当程度低減しており、災害への対応力には全国的に大幅な向上が見られ、一定の成果が出ている。

◆ 令和元年東日本台風と令和5年6月大雨の比較  
【全国1,032地点における期間降水量の総和】

◆ 早期の災害情報を基とした早めの避難により人的被害を防いだ事例(愛知県豊川市の事例)

<令和元年東日本台風：約10.2万mm (4日間)>

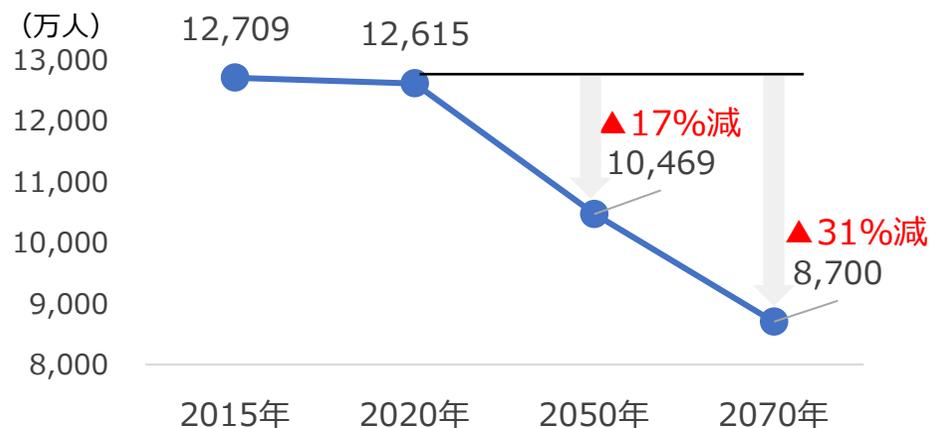
<令和5年6月大雨：約9.1万mm (3日間)>



(出所) 氾濫等発生河川数と公共土木施設の被害額は国土交通省資料、住家被害は総務省資料を基に財務省作成。

- 日本の将来推計人口は、2050年には約2,000万人（約2割減）、2070年には約1,700万人（約3割減）減少し、約8,700万人になると見込まれている。
- また、過去の人口動態が続くと仮定すると、2050年には、無居住となる地域が2割、30%以上の減少となる地域が8割になるとの推計もある。
- 今後の社会資本整備にあたっては、こうした人口減少や居住動態も見据えて、将来世代にも確実に受益が及ぶ事業に一層の重点化を図るべき。

## ◆ 日本の将来推計人口（2023年推計）

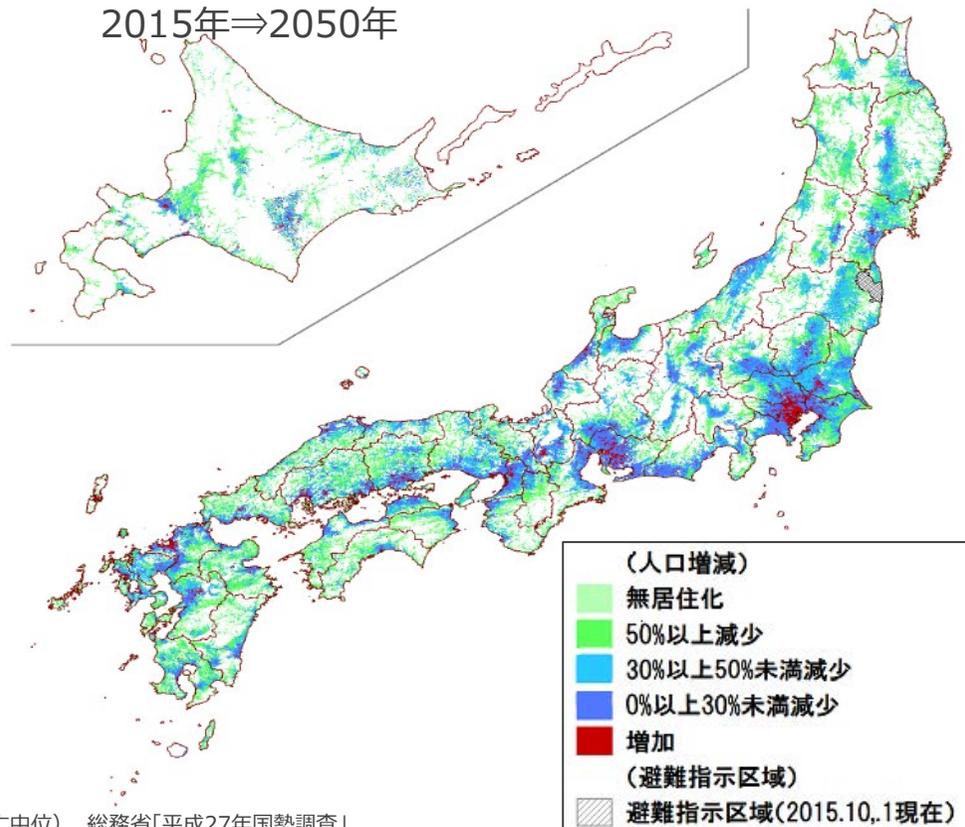


## ◆ 人口増減割合別の地点数（1 kmメッシュベース） 2015年⇒2050年



**全国の約8割の地域で人口が30%以上減少**

## ◆ 将来の人口増減状況（1 kmメッシュベース、全国図） 2015年⇒2050年



(出所) 国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口（2023年推計）」の中間推計（出生中位、死亡中位）、総務省「平成27年国勢調査」、国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口（2018年推計）」を基に国土交通省が作成したものを加工。

(注) 無居住化：2015年の有人地域が2050年に無人となること。

- ハード整備の実施にあたっては、将来的な人口減少を踏まえた適切な事業評価を行う必要があるが、現時点では、事業によっては人口減少の影響を反映していないものがある他、人口減少の影響を反映していても、例えば同じ都道府県内の都市部と地方部における人口減少の度合いを区別していないといった課題がある。
- また、新規事業化段階の評価とその後の事後評価を比較すると、多くの事業でB/Cが低下している状況も見られることから、より精度の高い評価を通じて、事業着手の可否を検討する必要。

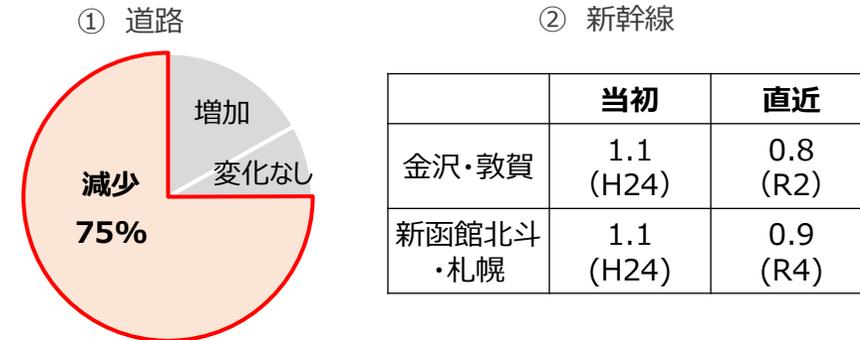
## ◆ 事業評価の手法

- 費用便益分析 (B/C) : 投資によって整備される施設等がもたらす便益 (貨幣換算した効果) と投入される費用とを比較する分析。

事業名	便益の評価項目	人口減少の反映
河川・ダム事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>年平均被害軽減期待額</li> <li>流水の正常な機能の維持 (ダム事業)</li> </ul>	なし (現在の資産価値に基づく被害想定額により便益を算出)
港湾整備事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>輸送コストの削減 (貨物)</li> <li>国際観光収入の増加 (クルーズ)</li> </ul>	なし (利用企業やクルーズ船社に対する需要調査により便益を算出)
道路・街路事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>走行時間短縮便益</li> <li>走行経費減少便益</li> <li>交通事故減少便益</li> </ul>	あり (ただし、同じ都道府県内において都市部と地方部で人口減少の度合いを区別していない。)
整備新幹線整備事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>利用者便益 (時間短縮効果等)</li> <li>供給者便益</li> <li>環境への効果・影響</li> </ul>	

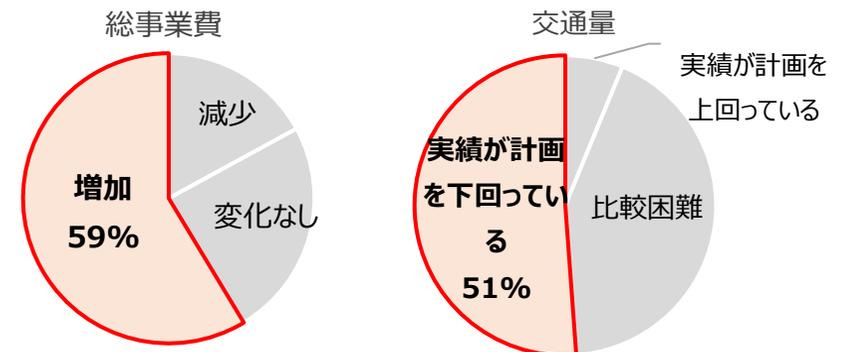
(出所) 国土交通省資料を基に財務省作成。

## ◆ 新規事業化段階とその後のB/Cの状況



(出所) 令和3年度予算執行調査結果、(独) 鉄道建設・運輸施設整備支援機構資料を基に財務省作成。

## ◆ B/C減少の原因 (道路事業の例)



(出所) 令和3年度予算執行調査結果を基に財務省作成。

- 防災・減災、国土強靱化に向けた取組については、各事業ごとに将来的に達成すべき目標であるKPIが設定されているが、今後の中長期的な人口減少に伴うインフラの需要動向の変化を踏まえたKPIとすべき。
- また、各事業のKPIの内容を見ると、その事業によりハード整備をどれだけ実施するかといったアウトプット目標にとどまる。その整備により最終的にどれだけ被害が軽減できるかといったアウトカム指標を設定すべき。

## ◆ 国土強靱化に係るKPIの現状

対策名	流域治水対策（下水道）
対策内容	雨水排水施設等の整備により、近年浸水実績がある地区等において、再度災害を防止・軽減
指標名（KPI）	浸水実績地区等（雨水排水施設の整備が必要な面積約390,000ha）における下水道による浸水対策達成率
対策後の達成目標	約70%（令和7年度）
中長期の目標	100%（令和22年度）



- ✓ 整備が必要な面積とされている約390,000haについては、近年浸水実績のある地区全てを対象としており、今後の人口減少に伴う利用状況の変化が十分に勘案されていない。
- ✓ 全国の約8割の地域で人口が30%以上減少するとの推計もある中、単に100%の達成を目標とするのではなく、中長期的な人口動態やインフラの需要動向を踏まえたKPIを設定すべきではないか。

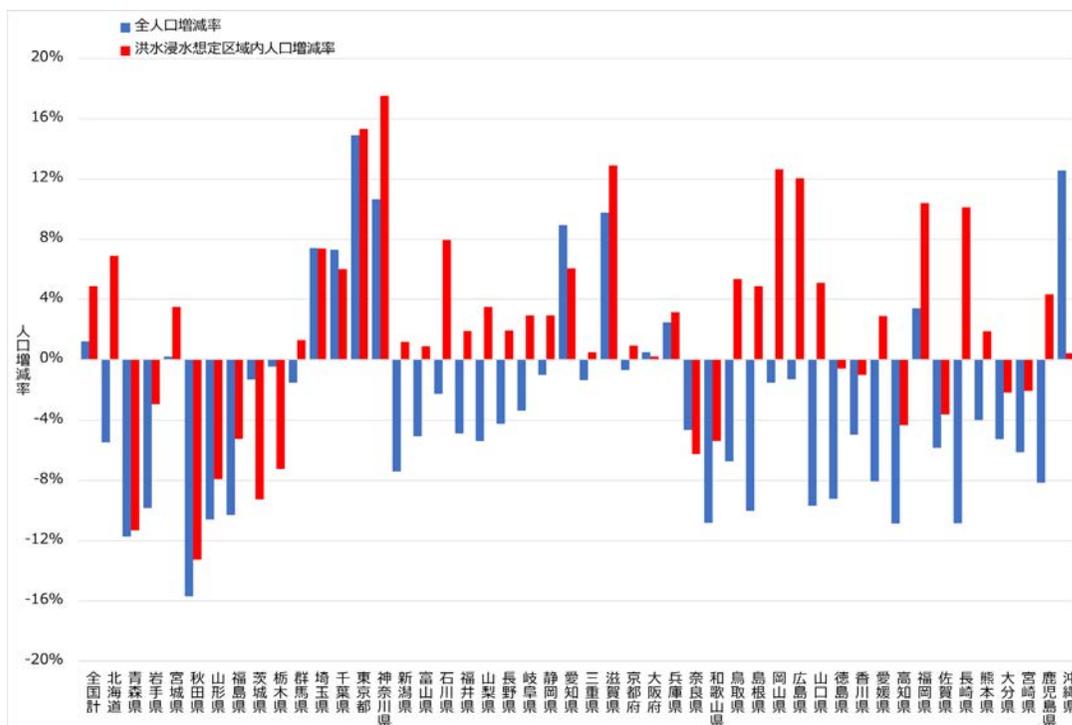
## ◆ 国土強靱化施策のアウトカム指標に関する有識者の意見（ナショナル・レジリエンス懇談会）

これまでの主な意見
<ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 強靱化対策をすると、どれだけ被害が軽減できるのかといった点を念頭に脆弱性評価を進めるべき。</li> <li>➤ KPI について、継続性の観点からその結果の原因を分析し、次へのアクションとしてブラッシュアップしていくことが必要。</li> <li>➤ 施策の進捗率はわかるが、減災効果は見えにくい。</li> <li>➤ 評価が個々の施策の必要性の列記に留まっており、現状どれだけ脆弱かわかりにくい。</li> </ul>

- これまで防災・減災、国土強靱化に向けたハード・ソフトの取組を進めてきた一方で、災害リスクの高いエリアにおいて人口が増加するといった状況にある。
- 自治体によっては、立地適正化計画を策定して居住誘導区域を設けたものの、その後居住誘導区域「外」に多くの住宅が建築され、災害リスクエリアにも住宅が広がっている事例もある。

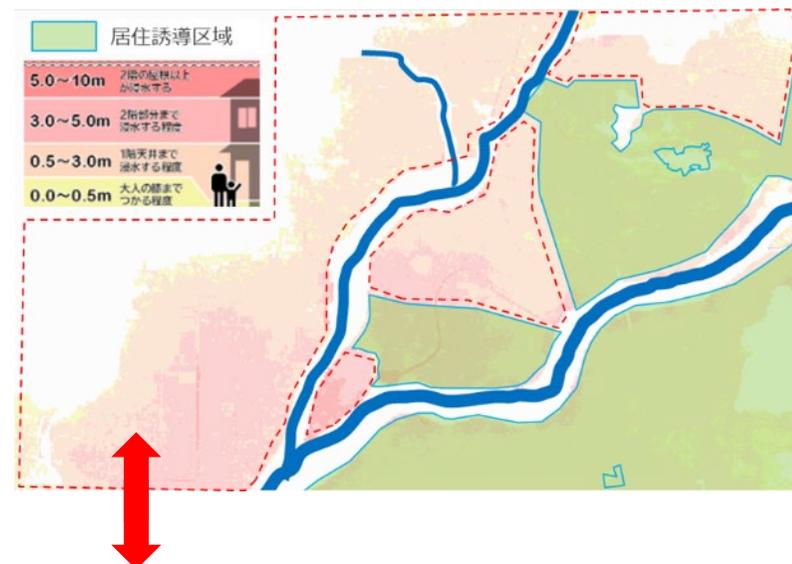
## ◆ 都道府県全体の人口増減率と洪水浸水想定区域の人口増減率

32の都道府県で、洪水浸水想定区域内人口が増加  
 うち 21の道府県で、人口が減少し、洪水浸水想定区域内人口が増加  
 6の都県で、人口増加率を上回って、洪水浸水想定区域内人口が増加



(出所) 令和4年4月20日財政制度等審議会歳出改革部会資料より抜粋  
 (注) 洪水浸水想定区域内人口増減率は、平成24年時点の洪水浸水想定区域における平成7年と平成27年の人口を比較して算出。

## ◆ 居住誘導区域「外」の浸水想定区域で住宅建築が進む事例 (X市)

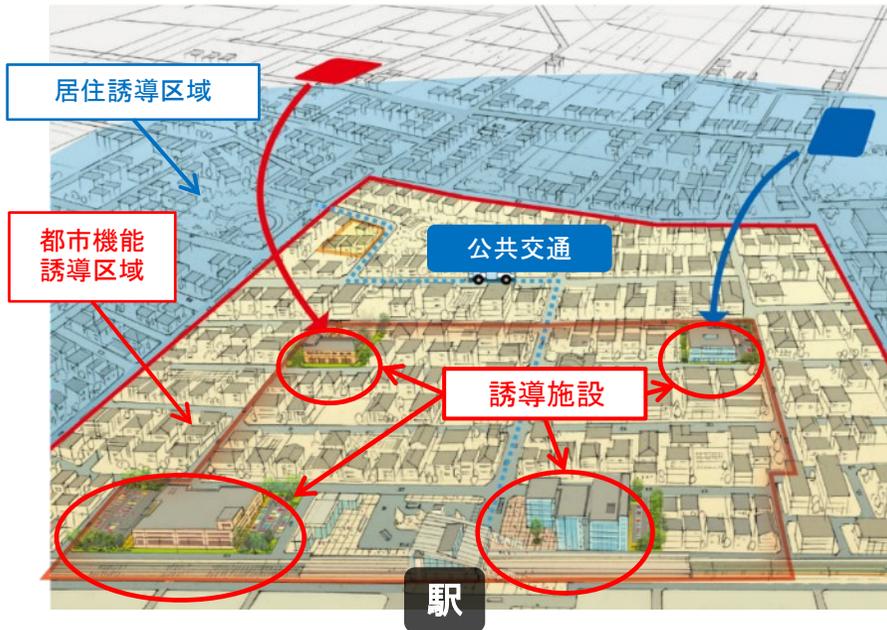


2017年に立地適正化計画を策定。それ以降に建築された7,015戸のうち、居住誘導区域「外」は2,770戸。そのうち、浸水想定区域内に603戸。

(出所) 国土地理院「重ねるハザードマップ」(洪水浸水想定区域(計画規模))、X市立地適正化計画を基に財務省作成。

- 近年、国土交通省はコンパクトシティ政策を推進し、自治体による立地適正化計画の策定と居住誘導区域の設定を促進。市街地をコンパクト化することで人口密度を維持しつつ、災害リスクの低いエリアへの居住誘導を進めてきた。
- 現時点で立地適正化計画を策定していない自治体は約 6 割あり、今後更なる策定を促していく必要。

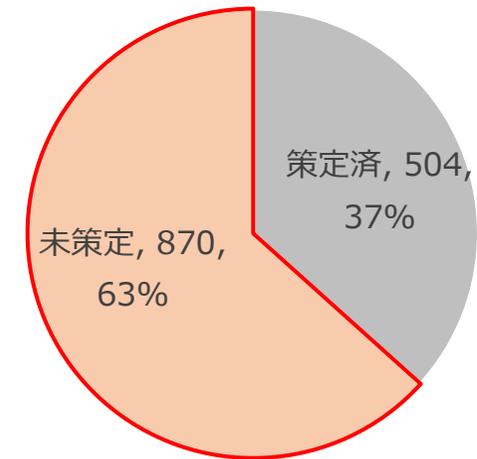
## ◆ コンパクトシティ政策の概要



- 立地適正化計画に沿って市街地をコンパクト化し、人口密度を維持することにより、様々な行政コストを削減するとともに、医療・商業・公共交通など生活サービスを維持。
- 医療・福祉施設や商業施設などを集める「都市機能誘導区域」を定め、容積率の緩和、税制優遇、補助金等により郊外からの移転を促進。指定した都市機能施設が区域外で立地する場合には届出が必要。
- 住宅等を集める「居住誘導区域」を定め、区域外での3戸以上の宅地開発などに対しては届出が必要。

(出所) 国土交通省資料を基に財務省作成。

## ◆ 地方自治体における立地適正化計画の策定状況



(出所) 国土交通省資料を基に財務省作成。立地適正化計画策定可能自治体数を母数としている。  
立地適正化計画の策定済は令和 5 年 3 月 31 日時点、策定可能自治体数は令和 4 年 3 月 31 日時点。

令和 7 年度以降、立地適正化計画の策定に取り組んでいない自治体については、都市再生整備計画事業（新規）の補助対象外となるが、それ以外の道路・治水・住宅などの個別事業は、引き続き支援対象となる。

- 立地適正化計画を策定し居住誘導区域を設定した場合であっても、郊外の居住誘導区域「外」に新たに道路を整備した結果、その周辺に新たな住宅整備が進むなど、居住誘導と逆行する事例も見られる。コンパクトシティ政策の推進に向けて、都市政策と道路政策など、縦割りを排した整合性のある支援の在り方が必要。
- 災害リスクエリアにおける規制の現状を見ると、浸水想定区域に必ずしも開発規制がかからず、居住誘導区域に浸水想定区域が広範に含まれるケースも少なくない。災害リスクの低いエリアへの居住誘導が実効的に機能しているか検証が必要。

## ◆ 居住誘導区域「外」における道路整備の事例

- 居住誘導区域「外」に新たに道路整備を行ったところ、その道路周辺に新たな住宅整備が進む結果となった。



(出所) Googleマップ、立地適正化計画を基に財務省作成。

## ◆ 災害リスクエリアにおける規制

### ◆ 災害リスクエリアにおける開発規制

#### <災害レッドゾーン>

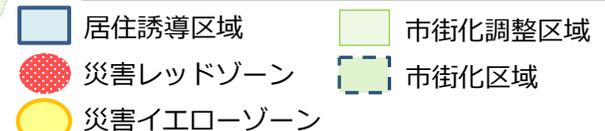
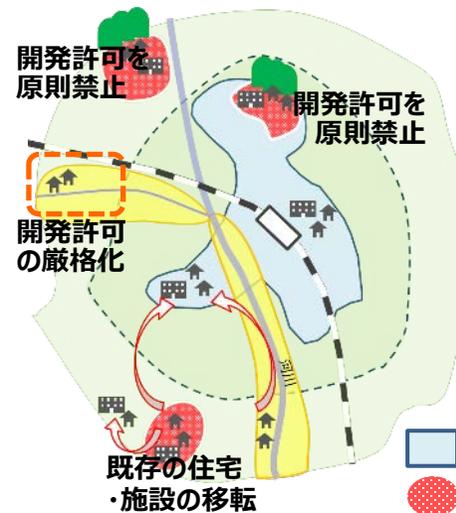
- 都市計画区域全域で、住宅等（自己居住用を除く）に加え、**自己の業務用施設**（店舗、病院、社会福祉施設、旅館・ホテル、工場等）の**開発を原則禁止**

#### <災害イエローゾーン>

- **市街化調整区域における住宅等の開発許可を厳格化**（安全上及び避難上の対策等を許可の条件とする）

### ◆ 立地適正化計画の強化

- 立地適正化計画の**居住誘導区域から災害レッドゾーンを原則除外**



## ◆ 規制上の様々な課題

(出所) 国土交通省資料を基に財務省作成。

- ① 開発を原則禁止しているのは災害レッドゾーンのみであり、例えば居住誘導区域外の浸水想定区域でも、市街化区域であれば開発規制がない。
- ② 災害レッドゾーンであっても、「自己居住用」の住宅は規制の対象外となっている。
- ③ 居住誘導区域内に浸水想定区域が広範に含まれるケースが少なくない。

- 国の住宅政策の一環として、新築住宅に対する各種支援が実施されているが、災害リスクの高いエリアと低いエリアによって、支援内容にほぼ違いがない状況。また、災害リスクの高いエリアへ住宅立地を誘導する事例すら見られる。
- 防災・減災の観点から、災害リスクの低いエリアへの居住を促す支援内容とすべきではないか。

## ◆ 新築住宅に対する支援（「こどもエコすまい支援事業」）

### <支援の概要>

- エネルギー価格高騰の影響を受けやすい子育て世帯・若者夫婦世帯による高い省エネ性能（ZEHレベル）を有する新築住宅の取得等を支援。  
（令和4年度補正予算：1,500億円）

対象住宅	補助額
ZEH住宅の新築	100万円/戸

### <補助要件>

- ① 所有者（購入者）自らが居住する
- ② 住戸の床面積が50㎡以上である
- ③ **土砂災害防止法に基づく、土砂災害特別警戒区域（災害レッドゾーン）外に立地する**
- ④ 都市再生特別措置法第88条第5項の規定により、当該住宅に係る届出をした者が同条第3項の規定による勧告に従わなかった旨の公表がなされていないもの
- ⑤ 不動産売買契約締結時点において、未完成または完成から1年以内であり、人の居住の用に供したことがないもの

等

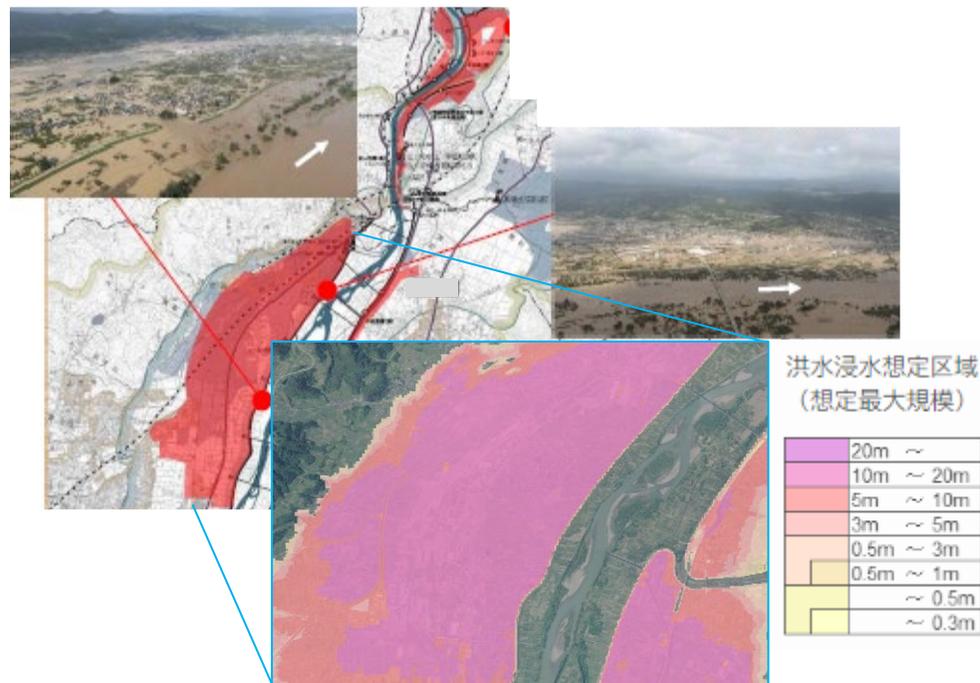
**被災防止の観点からの要件は、上記③のみであり、例えば災害レッドゾーンの外にある5mの浸水リスクエリアの住宅であれば支援が可能。**

（注）土砂災害特別警戒区域：土砂災害のおそれのある区域のうち、建築物に損壊が生じ、住民に著しい危害が生じるおそれがある区域（災害レッドゾーン）

## ◆ 災害リスクの高いエリアへの移住支援の例

### <支援の概要>

- X市においては、市内の人口増を目的に、近年被災した地区の空き地へ、被災地区以外から移住した者への新築支援事業を実施。
- 被災防止の観点からは何ら要件が課されておらず、災害リスクの高いエリアへ居住を誘導する支援となっている。

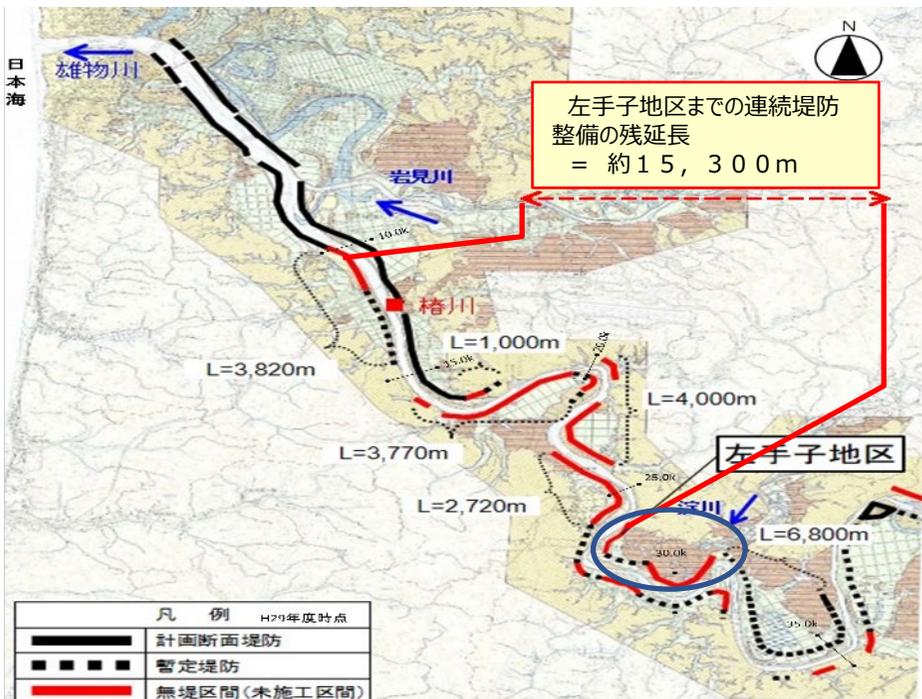


（出所）国土交通省資料を基に財務省作成。

- 一般的に、上中流域の浸水被害を防ぐための堤防を整備するには、先に下流域の堤防を整備した後に行う必要があるなど、時間・コストを要する。
- 雄物川では、中流部の家屋浸水被害を軽減させるため、下流部に負担をかけない土地利用規制（災害危険区域の設定）による遊水機能の確保と輪中堤等の整備を組み合わせることで実施し、連続堤防の整備と比較して、時間・コストを大幅に圧縮。結果、令和5年7月の大雨の際には、災害危険区域は冠水したものの、家屋浸水被害を回避。
- このように、土地利用規制と組み合わせることで時間を短縮し、コストを効率化させる治水対策に対し、優先的に予算を配分していく必要。

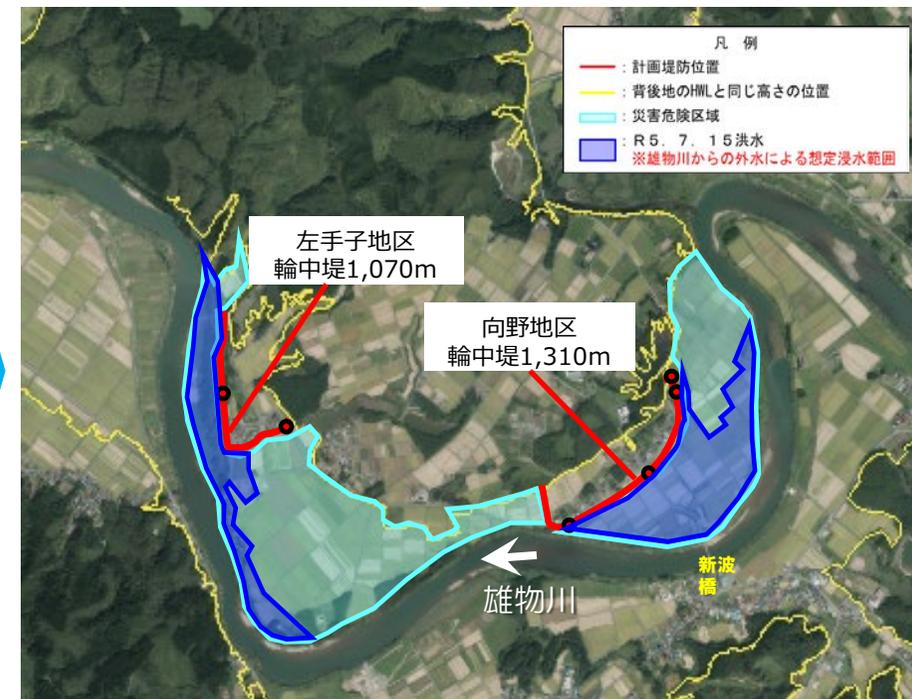
## 下流部の無堤区間の整備後に連続堤防で対策

時間 約19年（下流部11年、当該地区8年）  
 事業費 約63億円 ※下流部の堤防整備を除く



## 土地利用規制と浸水エリア内集落を輪中堤で対策

約5年（▲14年、約7割減）  
 約40億円（▲23億円、約4割減） ※下流部の堤防整備を除く



- 市街化の進展などにより、大規模ハード整備による浸水被害防止が困難な河川について、令和3年に新たに特定都市河川制度を創設。この中で、洪水時に生命の危険が生じるおそれがある区域や、浸水した水を一時的に貯留する区域を指定して土地利用規制をかけることにより、新たなリスクの防止に取り組むべき(現時点では指定された区域はない)。

## ◆ 特定都市河川制度の仕組み (令和3年法改正)

**市街化、自然的条件等の理由で、河道等の大規模ハード整備による浸水被害防止が困難な河川(全国の河川が対象)**において、従来想定していなかった規模での水災害が頻発



特定都市河川・流域の指定

流域水害対策協議会の設置

流域水害対策計画の策定

特定都市河川・流域の指定 (できる規定)  
→ 18水系253河川で指定 (R5.10)

貯留機能保全区域 (できる規定)  
浸水被害防止区域の指定 (〃)  
→ 現時点で指定された区域はない

避難体制の確保・安全な地域への移転等

短期間で効果が出るハード整備

新たなリスクの防止

既存リスクへの対応

## ◆ 取組のイメージ

### 浸水被害防止区域の指定

(洪水が発生した場合に著しい危害が生じるおそれがある区域)

- 洪水時に建物が損壊・浸水し、生命の危険が生じるおそれがある区域を縦覧・意見聴取等を経て指定
- **住宅(自己の居住用を除く)、高齢者施設等の開発は許可制**



### 貯留機能保全区域の指定

(土地の貯留機能を将来にわたって保全する区域)

- 田んぼなど浸水した水を一時的に貯留する区域を所有者の同意・意見聴取を経て指定
- **盛土など貯留機能を阻害する行為の届出・助言・勧告**



- 海岸堤防等の津波・高潮対策については、5か年加速化対策として災害リスクの高い沿岸域を対象として事業を推進。
- 一方で、避難体制等の充実・強化など、ソフト面の対策である津波災害警戒区域等の指定状況については、5か年加速化対策の対象区間においても未指定区間が半分程度存在している状況。
- 津波・高潮対策についても、ハード整備だけでなく、津波災害警戒区域等の指定を併せて行うなど、ハード面の対策とソフト面の対策を組み合わせた総合的な対策が必要。

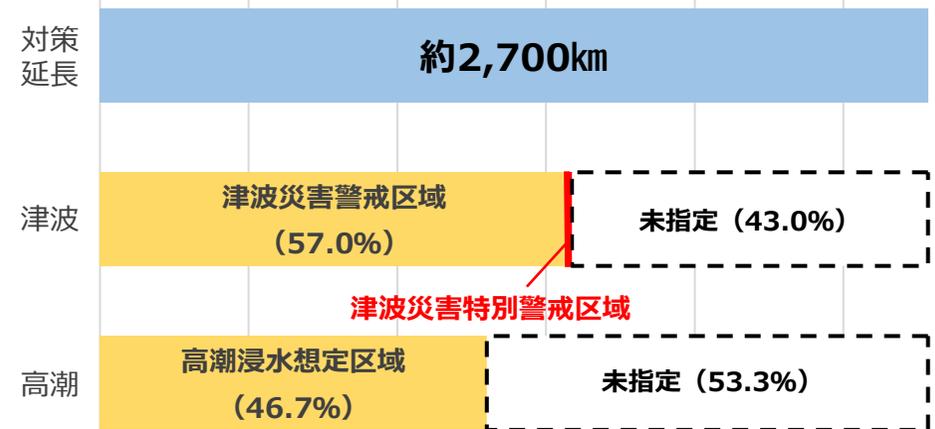
## 津波・高潮対策について

- ◆ 海岸保全施設である堤防・護岸等にかかる津波・高潮対策は、気候変動による海面水位の上昇等が懸念される中、巨大地震による津波や東京湾をはじめとするゼロメートル地帯の高潮等に対し沿岸域における安全性向上を図るため、5か年加速化対策も活用しながら実施。
- ◆ なお、対策の実施にあたっては、背後地の人口集積の状況等を勘案しつつ、災害リスクの高い沿岸域(例:南海トラフ地震などの大規模地震が想定される地域、ゼロメートル地帯)の海岸堤防等に集中(約2,700km)して実施。

(注) 海岸保全施設のうち、堤防・護岸にかかる延長は全体で約9,100km

## 津波災害警戒区域及び高潮浸水想定区域の指定状況等

＜津波・高潮対策の対象区間における区域指定の状況＞



(出所) 国土交通省及び農林水産省の資料を基に作成。  
指定状況は、津波はR5年8月末現在、高潮はR5年3月末現在。

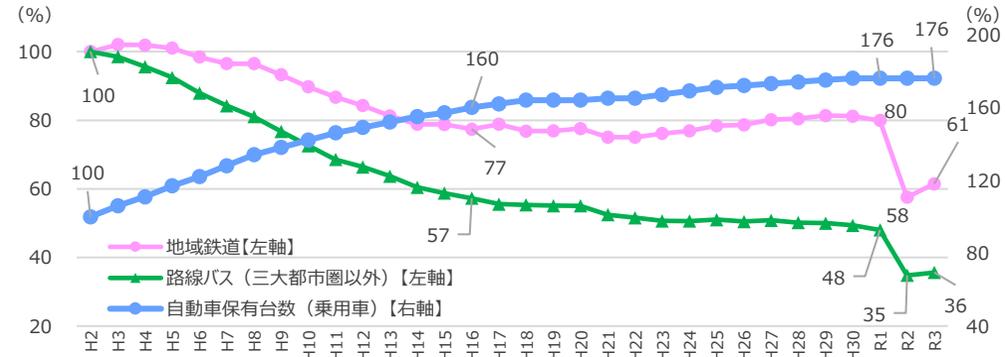
	津波 (津波防災地域づくり法)	高潮 (水防法)
イエローゾーン →建築や開発行為等の規制はなく、区域内の警戒避難体制の整備等を求めている	津波災害警戒区域 (指定：都道府県知事)	高潮浸水想定区域 (指定：都道府県知事)
オレンジ・レッドゾーン →住宅等の建築や開発行為等の規制あり	津波災害特別警戒区域 (指定：都道府県知事等) ※静岡県(1市)のみ	



# 地域公共交通を巡る課題

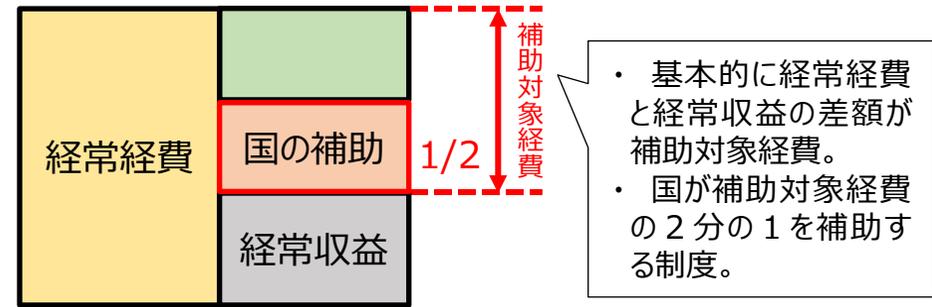
- 地域公共交通の利用者数は、道路整備の進展とマイカーの普及を背景に、平成前半に大幅に減少。利用者数の減少に伴い、事業の収支は厳しい状況。
- 国はこれまで、赤字バス路線等に対して赤字額の1/2の補助(欠損補助)のほか、バス車両等の設備購入への補助を実施。近年、新型コロナによる大幅な利用者数の減少により事業の採算性が低下する中、欠損補助等の予算規模が増大。
- 公共交通は、基本は民間事業者において利用者からの料金収入をもって運営されるもの。収益性が見込めなくとも、地域住民の選択として地域の公共交通を維持しようとする場合には、まずはその地域の自治体が主体的に、利用促進や経営改善などの様々な取組を行う必要。その上で、国の支援の在り方を検討すべき。

## ◆ 路線バスと地域鉄道の利用者数の推移

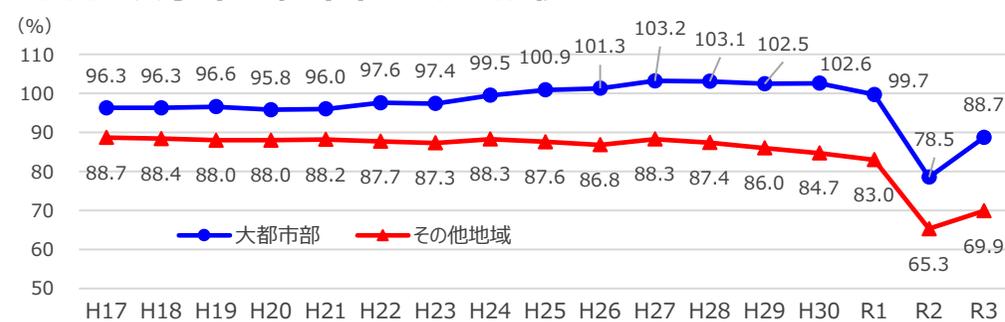


(出所) 国土交通省「令和5年版交通政策白書」「自動車保有車両数統計」を基に作成。  
 (注) 平成2年度を100とした場合の動き。乗用車には軽自動車を含む。

## ◆ 路線バス等への欠損補助の制度 (地域公共交通確保維持事業)

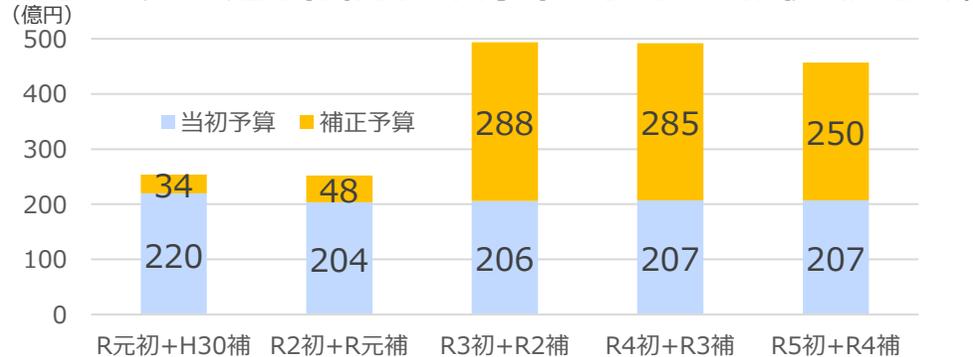


## ◆ 乗合バス事業の経常収支率の推移



(出所) 国土交通省「乗合バス事業の収支状況」より作成

## ◆ 地域公共交通確保維持改善事業の予算額の推移 (直近5年)



- 今後、地域公共交通の維持や利便性の向上を図っていくためには、自治体が主体的に運営上の工夫を行いながら、経営の効率性を高めていく必要。例えば、以下のような取組をさらに進めていくことが考えられる。
  - ・ 街の中心部等において路線が競合している場合は、地域の複数会社による乗合バスの共同経営（独占禁止法の特例）の枠組を活用し、競合路線の再編・運行効率化により最大限収益を確保。
  - ・ 利用者が少なく需要が分散している地域等においては、AIを活用したオンデマンド交通の導入等により、利用者の需要に応じた効率的な運送サービスを提供。

## <地域の複数会社による共同経営（独占禁止法の特例）>

- ・ 令和2年の法改正で、独占禁止法の特例として、地域の公共交通事業者がダイヤや運賃等について調整を行うことが可能となった。
- ・ 特定の時間にバスが集中して一便あたりの乗客が減ったり、日中に次の便までの間隔が遠くなったりすることを改善して利用者の利便性が向上するとともに、事業者の収支を改善する効果が期待される。

## <オンデマンド交通>

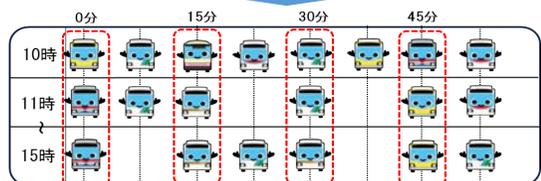
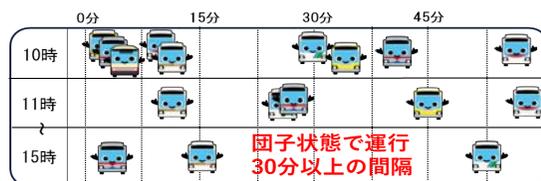
### 北海道上士幌町

#### 高齢者等福祉バスのデマンド化による利用促進・運行効率化の検証事例 (令和2年10月2日～12月29日)

- ・ 利用頻度の低い郊外線2路線をデマンド化し、事前予約式にすることで空き時間を可視化するとともに、沿線住民の利用拡大を図る。
  - ・ 高齢者にタブレットを配布し、使いやすさにこだわったUI設計のプラットフォームで高齢者自身がバスを予約し利用。
- ⇒ デマンドバス運行と定時定路線運行を比較した場合、運行回数の削減と利用人数の増加が図られた。

### 前橋市 乗合バス事業者6社による共同経営の取組事例

- 対象路線：6社11路線
- 最大15分間隔にダイヤ調整
- JRの発着時刻とダイヤを連動



⇒ 令和8年度には  
約460～530万円の  
収支改善を見込む。

(出所) 前橋市内乗合バス事業共同経営計画を基に財務省作成。

### <利用実績>

定時定路線		10月	11月	12月	合計	増加率
2019	運行回数	56回	52回	48回	156回	-
	利用人数	8人	6人	8人	22人	-
デマンド運行		10月	11月	12月	合計	増加率
2020	運行回数	20回	13回	14回	47回	▲70%
	利用人数	25人	19人	31人	75人	241%

(出所) 国土交通省資料を基に財務省作成。

# 地域公共交通とまちづくりの実効的な連携

- 人口減少下においては、コンパクトなまちづくりにより都市機能・居住エリアを集約することが、効率的な地域公共交通の提供にも繋がることから、まちづくりと地域公共交通の一体的な検討が重要。中心部への車両進入を抑制し、歩行者中心とすることで、地域公共交通の利用を促すといったまちづくりも考えられる。
- そうした観点から、コンパクトなまちづくりのための立地適正化計画と、持続可能な地域公共交通を実現する地域公共交通計画を相互に連携させることが必要。
- 令和7事業年度以降は、地域公共交通への国の補助(欠損補助)を受けるにあたって地域公共交通計画の作成が要件となる。今後、さらにまちづくりと地域公共交通の一体的な検討を促すため、例えば、欠損補助の前提として地域公共交通計画と立地適正化計画の連携の強化を図るなどの措置を講じるべき。

## <まちづくりと地域公共交通の一体的な検討>

### 茨城県ひたちなか市の事例

- 経営難の茨城交通の湊線を引継ぎ、平成20年4月に第三セクター鉄道として開業後、沿線地域のまちづくりと連携を推進。
- 沿線の5小中学校統合に併せた新駅(美乃浜学園駅)設置で、通学時の利便性向上等。

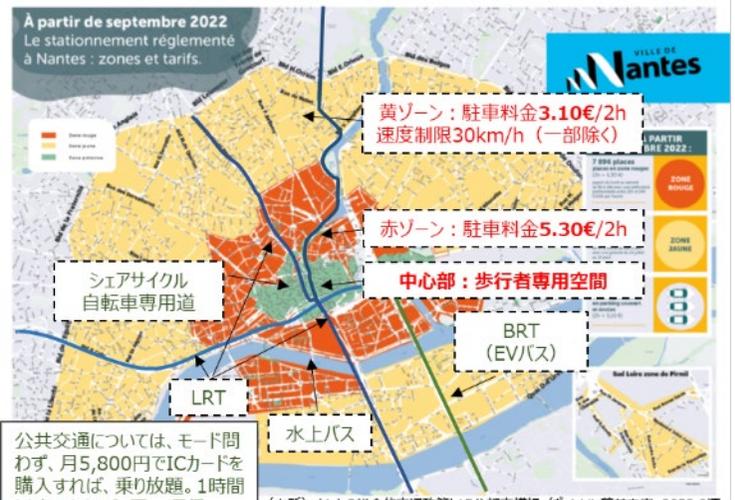
- ✓ 利用者数が70万人⇒106万人
- ✓ 単年度収支も黒字達成
- ✓ まちづくりと連携した路線延伸予定



(出所) 国土交通省資料より財務省作成

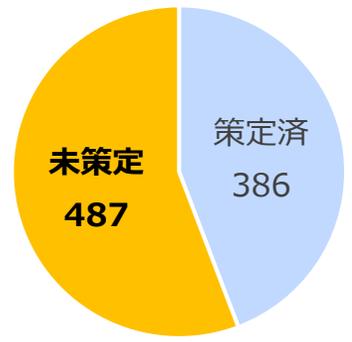
### ナント市(フランス) 中心部の事例

- 市中心部をゾーン分けし、中心部を歩行者専用にするとともに、中心部に近くに従い駐車料金を上げることで、車の進入を抑制。(パークアンドライド)
- LRTについては、当初の想定1.8万人/日に対して、4万人に達する日もある。



(出所) ナントの総合的交通政策と15分都市構想(ヴァンソン橋井由実、2022.9運輸と経済第82巻第9号)及びナント地域交通圏(Tan)HRPより財務省作成

### ◆地域公共交通計画を策定した自治体の立地適正化計画策定状況



(出所) 国土交通省資料を基に財務省作成。  
 (注) 策定状況は、地域公共交通計画が令和5年7月末時点、立地適正化計画は同年3月末時点であり、時期に若干の異同がある。

- 地域公共交通に対する赤字補填中心の支援策からの脱却に向け、構造的な課題の解決に向けた地域の計画的な取組を後押しするため、令和5年度予算において以下の補助制度を創設。
  - ① 地域づくりの一環として、利便性・効率性の高い「地域公共交通ネットワーク」の再構築に取り組む地方自治体への支援を可能とするため、社会資本整備総合交付金の基幹事業に「地域公共交通再構築事業」を創設
  - ② 赤字補填よりも交通事業者の事業改善インセンティブが働くよう、地方自治体が交通事業者に一定エリアの公共交通を一括して長期で運営委託する場合への補助制度を創設。(エリア一括協定運行事業)
- これらの取組を進めるに当たっては、地域づくりや事業改善に資するものとなるよう、実効性を確認するための目標設定やそのフォローアップを徹底していくことが重要。

## ◆ 地域公共交通再構築事業

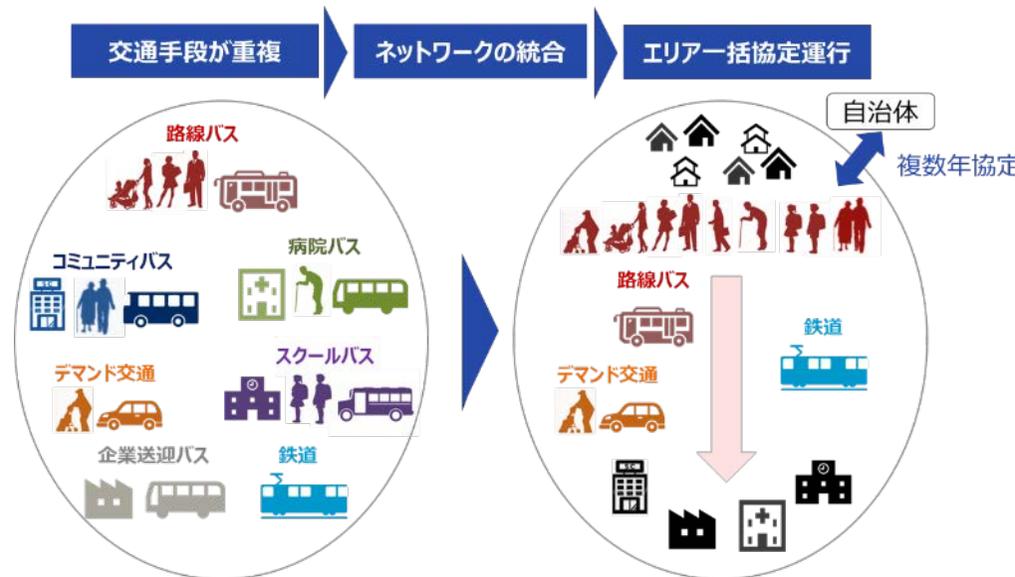
(社会資本整備総合交付金の基幹事業として創設)

- 地域交通ネットワークの再構築に必要な鉄道施設・バス施設のインフラ整備を支援  
【交付金事業者】 地方公共団体 【補助率】 1/2

## ◆ エリア一括協定運行事業 (地域公共交通活性化再生法の改正)

- 自治体と交通事業者は、**複数年かつエリア単位**で、黒字路線・赤字路線を一括運行する協定を締結。
- 国は、当該運行について複数年(最長5年)定額を支援し、当該**支援額を初年度に明示**。
- 協定期間中に経営改善により生じた**収益は交通事業者**に帰属。次の協定期間には**要補助額が減少**。

〈エリア一括協定運行事業のイメージ〉



# 基本法見直しに向けた議論

- 足元ではウクライナ情勢の緊迫化等を契機とした食品原材料や生産資材の**価格高騰**など、我が国の食料安全保障に関わる**課題が顕在化**。このような国際的な情勢変化は**今後も発生しうるもの**であること、また昨今の**気候変動**等による世界的な食料生産の不安定化等への対応も必要。
- こうした中、これまでの農業政策の検証等も含めて「食料・農業・農村基本法(1999年)」の見直し（次期常会提出予定）に向けた議論が進められ、本年6月に見直しに向けた方向性、「**食料・農業・農村政策の新たな展開方向**」が提示。

「食料・農業・農村政策の新たな展開方向」（令和5年6月2日 食料安定供給・農林水産業基盤強化本部決定（本部長：総理））概要

## 平時からの国民一人一人の食料安全保障の確立

### ○ 食料安全保障の定義

- ・ 食料安全保障を国民一人一人がいつでも食料を容易に入手可能な状態にすることと定義し、**平時からの食料安全保障**を確保

### ○ 輸入リスクの軽減に向けた食料の安定供給の強化

- ・ 小麦・大豆、加工・業務用野菜等の**国内農業生産の増大**や**飼料、肥料等の生産資材の確保**、**輸入の安定確保**や**備蓄の有効活用**等

### ○ 海外市場も視野に入れた産業に転換

- ・ 輸出拡大による農業・食品産業の**生産基盤の確保**

### ○ 適正な価格形成に向けた食料システムの構築

- ・ 持続可能な食料システムの構築に向けて、できる品目から、生産から加工・流通・販売までの各段階で**適正な価格形成**を実現 等

## 環境等に配慮した持続可能な農業・食品産業への転換

### ○ 環境と調和のとれた食料システムの確立

- ・ 環境負荷低減等を行う**持続的な農業**を主流化
- ・ 農業生産、加工、流通、小売を含む**食料システム全体のグリーン化**

## 人口減少下でも持続可能で強固な食料供給基盤の確立

### ○ 人口減少下でも生産を維持する供給基盤の確立

- ・ 農地の**受け皿**となる**担い手の育成・確保**
- ・ **農業法人等の経営基盤の強化**

### ○ スマート農業などによる生産性の向上

- ・ **スマート技術の活用**による**生産性の向上**
- ・ 農業経営体を**経営・技術**等で**サポート**する**サービス事業体の育成・確保**

### ○ 家畜伝染病・病害虫、防災・減災等への対応強化、知的財産の保護

### ○ 農村コミュニティの維持

- ・ **イノベーション**による**ビジネス創出**や**情報基盤整備**等による都市から農村への移住、**関係人口の増加**

### ○ 農村インフラの機能確保

- ・ 集落機能の低下が懸念される地域においても、**農業生産に不可欠な農業水利施設等の維持管理**を図る

# 構造転換に関する論点

- 新たな展開方向では、基本法の見直しにあたり、食料の安定供給の確保や、担い手の育成・確保などに関する政策の方向性が提示。
- 今後は、将来的な農業のあるべき姿を見据えながら大局的な議論を進めるべき。その際には、財政的な制約や施策の優先順位なども考慮しつつ、食料生産に関する現行の制度が「需要に応じた生産」の機能が適切に発揮できる仕組みとなっているかなどの観点から、既存の施策を再点検しつつ、思い切った構造転換を図っていくべきではないか。

## 「新たな展開方向」における考え方

### 【①食料生産に関する施策の方向性】

#### ○輸入リスクの軽減に向けた食料の安定供給の強化

・小麦・大豆、加工・業務用野菜、米粉用米等の国内農業生産の増大や飼料、肥料等の生産資材の確保を図るとともに、輸入の安定確保や備蓄の有効活用等も重視。

#### ○経営安定対策の充実

・農業者の経営の安定に向けて、ゲタ対策、ナラシ対策、収入保険等で万全に対応。

### 【②食料生産基盤に関する施策の方向性】

#### ○人口減少下でも生産を維持する供給基盤の確立

・農村の人口が急減する中で、離農する経営体の農地の受け皿となる経営体等（担い手）の育成・確保。

#### ○スマート農業などによる生産性の向上

・スマート技術の活用により生産性を向上し、食料供給を確保。  
・農業経営体を経営・技術等でサポートするサービス事業体の育成・確保。

## 議論すべき論点

### 【①食料の生産面における構造転換】

- (1) 食料の安定供給を強化するという観点から、現行の制度（水活交付金等）が適切なものになっているのか。持続可能か。麦・大豆の生産性向上を阻害することになっていないか。
- (2) 経営安定のための収入保険などセーフティネット制度自体は重要であるものの、現行の制度は持続可能か。避けがたい収入減少を補填するという意図に必ずしも沿った結果になっていないのではないか。

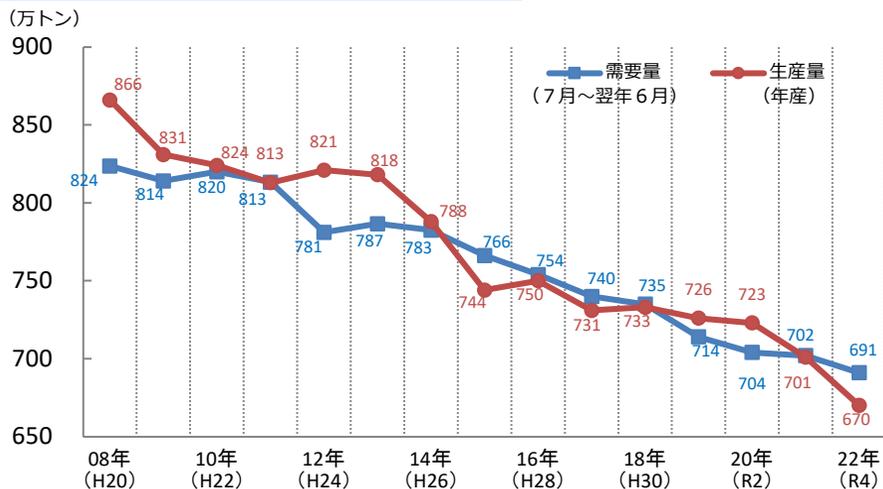
### 【②食料の生産基盤における構造転換】

- (1) 人口減少下でも、雇用就農が増加していることを踏まえ、親元就農や零細の自営農家よりも、雇用就農の受け皿となっている法人経営体の育成を促していくことが重要ではないか。
- (2) スマート技術を実装していく観点からも、技術を効果的に活用することが可能な、規模の大きな法人経営体を増やしていくことが重要ではないか。また、規模の小さい経営体の場合、自社でスマート技術等を確保するのではなく、民間のサービス事業体経由の活用を考えていくべきではないか。

# 水田活用の直接支払交付金（水活交付金）をめぐる状況

- 主食用米については、食生活の変化や少子高齢化等により中長期的に需要が減少。需給バランスを調整する観点から、**毎年、転作助成金である水活交付金により主食用米以外の作物への転作を支援。**
  - **交付単価等の影響**により飼料用米に偏重していたこと、また、多収性の専用品種ではなく一般品種の割合が増加していたことから、令和6年産から一般品種について**単価を段階的に引き下げる見直し**等を昨年実施。
- ⇒ 今後も主食用米の需要が減少し、需給調整のために必要な転作面積が発生し続ける状況の下では、畑地化を進めるとともに、**財政上の持続可能性の観点から、引き続き、交付単価を含め品目ごとの状況を踏まえた見直しなどの適正化**に取り組んでいく必要。年度にもよるが**主食用米に比べ転作作物の所得が高くなっているケースにも留意。**

## 1. 主食用米の需要量と生産量の推移



(出所) 農林水産省「米穀の需給及び価格の安定に関する基本指針」

## 2. 令和5年度での見直し

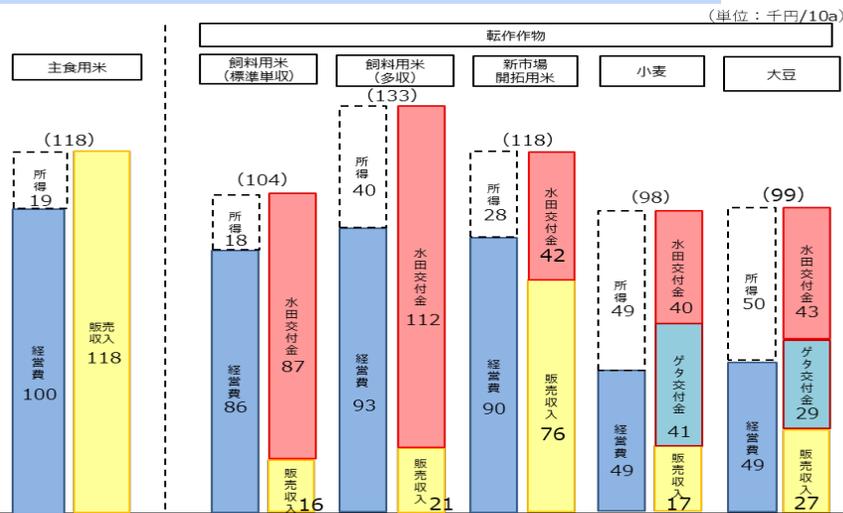
➢ 飼料用米の多収品種の作付を促し生産性向上を図るため、令和6年産から一般品種の支援単価を段階的に引下げ など。

※ 令和6年産から令和8年産にかけて、段階的に引下げ  
(現行) 5.5万円～10.5万円/10a ⇒ (8年産) 5.5万円～7.5万円/10a

## 3. 水田活用の直接支払交付金（令和5年度）の交付単価の概要

対象作物	交付単価
飼料用米、米粉用米	収量に応じ、5.5万円～10.5万円/10a
WCS用稲(稲発酵粗飼料)	8.0万円/10a
加工用米	2.0万円/10a
麦、大豆、飼料作物	3.5万円/10a (多年生牧草について収穫のみを行う年は1万円/10a)

## 4. 主食用米・転作作物の所得比較（令和5年度）



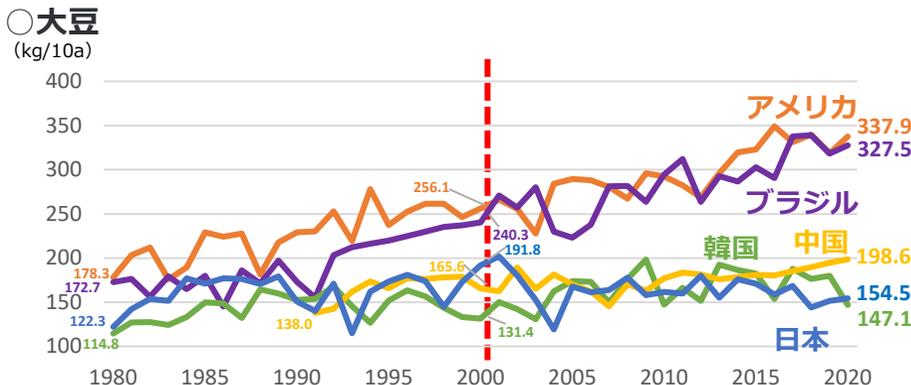
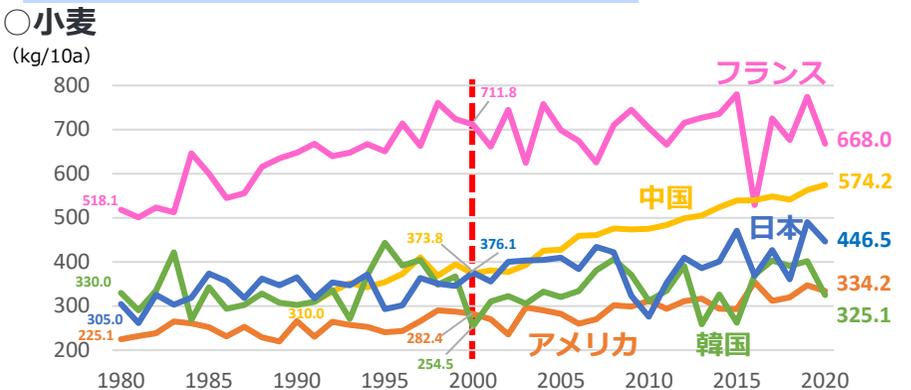
(注) 水田交付金の額には、都道府県が別途単価を設定できる産地交付金が含まれていることから、交付単価と異なっている。

(出所) 農林水産省資料より財務省作成

# 小麦・大豆の生産性向上

- 食料安全保障を強化する観点からは、小麦・大豆等の輸入に依存している穀物の国内生産力を高めていくことが重要。この点、我が国の小麦・大豆の生産性（単収）をみると、**過去20年間、単収が低い水準に停滞。特に大豆は単収が減少**している状況。
- これは、①水田作よりも**畑作の方が単収が多い**など優位性があるにも関わらず、**水活交付金が交付**されるため、その多くが水田で作付け、また、②水活交付金は、**収量の多寡に関わらず作付面積に応じて水活交付金が交付**され、生産性向上を推進する仕組みがないことも一因ではないか。
- ⇒ **畑地化を促進しつつ、水田で小麦や大豆を生産する場合にも収量の多寡に関わらず交付される仕組みを見直して交付対象の単収に基準を設けるなど、生産性向上に重点を置いた仕組みとするなどの見直しを考えるべき。**

## 1. 小麦・大豆の単収の推移（国際比較）



(注) 調査対象が異なることから、「生産費統計（農林水産省）」とは一致しない。  
 (出所) 農林水産省資料から財務省作成

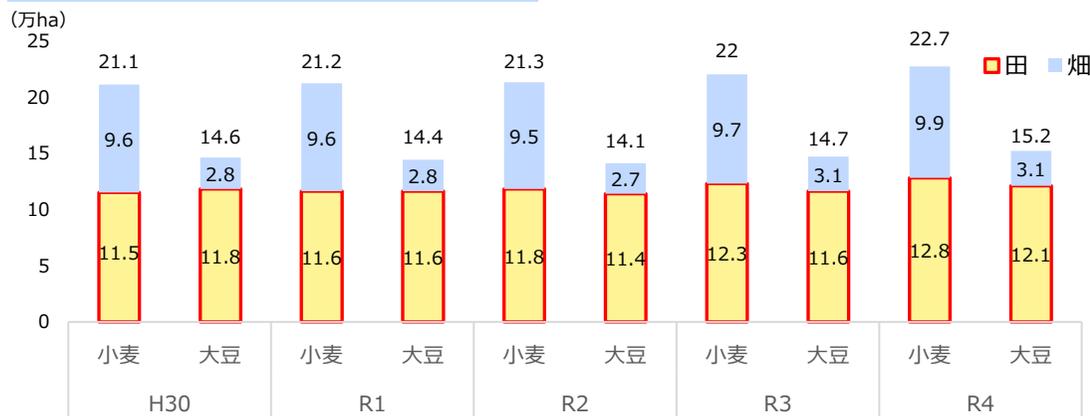
## 2. 水田作に対する畑作の優位性

		単収 (Kg/10a)	生産コスト (円/60Kg)
小麦	田作	398	9,888
	畑作	561	7,325
大豆	田作	186	21,942
	畑作	245	15,883

※小麦・大豆は、畑作の方が水田作よりも、単収が多く、単位収量当たりの生産コストが低い。

(出所) 農林水産省「生産費統計（令和2年）」

## 3. 小麦・大豆の作付面積の推移



(出所) 農林水産省「作物統計（令和4年）」等

# 農業生産を支えるセーフティネットの現状

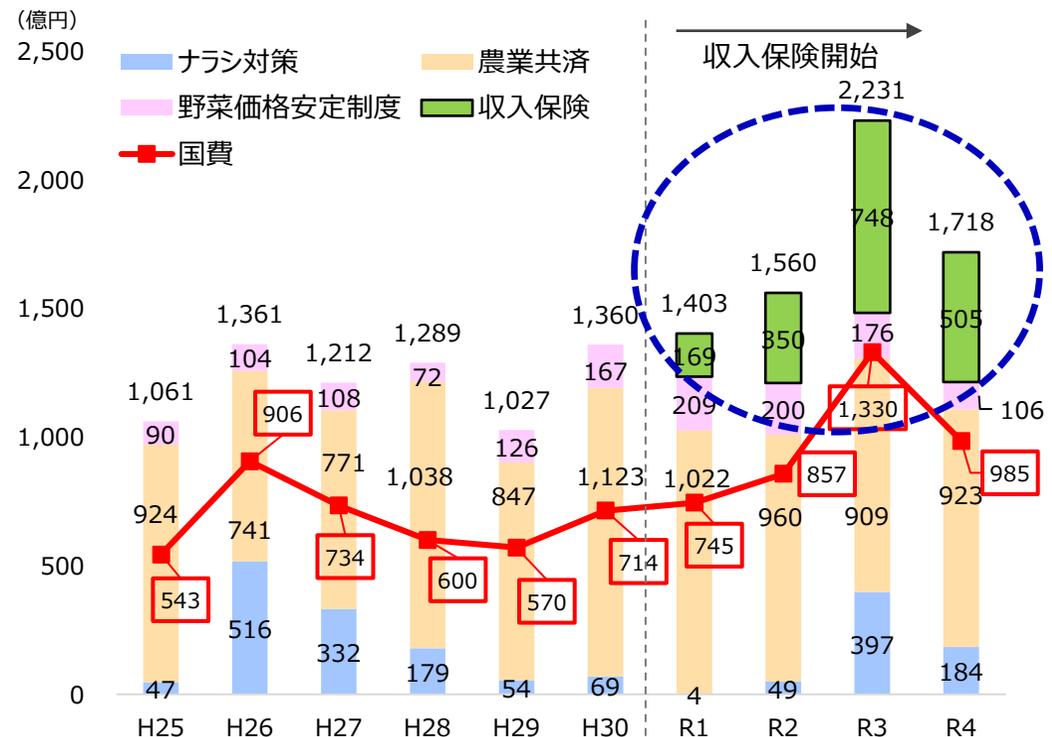
- 農業者が、**自然災害や価格下落などの様々なリスクに捕らわれることなく安心して生産活動に取り組むことができるようセーフティネットを整備することは重要**。現在では、品目別の補填制度に加え、令和元年より、**全ての農産品に対してあらゆるリスクに応じた品目横断的な「収入保険制度」を創設**し、従来の制度と選択して加入できるようになっている。
- ただし、セーフティネット全体における保険金等の支払金額をみると、従来の制度から収入保険への移行が進んでいるにもかかわらず、収入保険以外の支払金額は減少傾向には無く、**収入保険の金額がほぼ上乗せされて増加**している構造。加えて、それぞれの制度において一定割合を国費で賄っていることから、自動的に**財政支出の規模も増加**。

## 1. セーフティネットの概要

	制度概要	国費の割合
農業共済 (収穫共済)	米、畑作物等について自然災害等による収穫量が減少した場合に補償	原則1/2
野菜価格安定対策	野菜の市場価格が低落した場合に支援	3/5(指定野菜) 1/3(特定野菜)
収入減少影響緩和交付金(ナラシ対策)	米、畑作物の農業収入全体が減少した場合に支援	3/4
収入保険	自然災害、価格低下、病気や怪我など様々な要因による収入減少を広く補償	1/2(保険方式) 3/4(積立方式)

※収入保険と、その他の制度は原則として選択加入制。

## 2. セーフティネット支払金額の推移



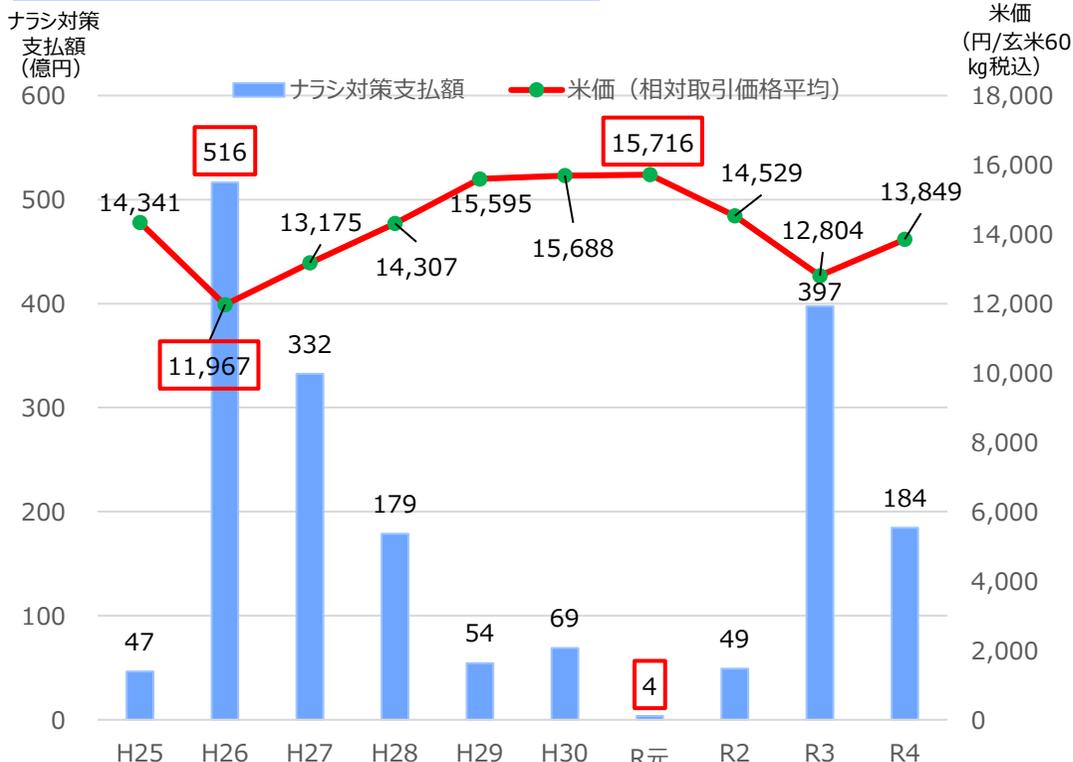
(注) H30年度以降の農業共済の国費については、財務省において試算。

(出所) 農林水産省資料から財務省作成

## 農産品の生産状況とセーフティネットとの関係

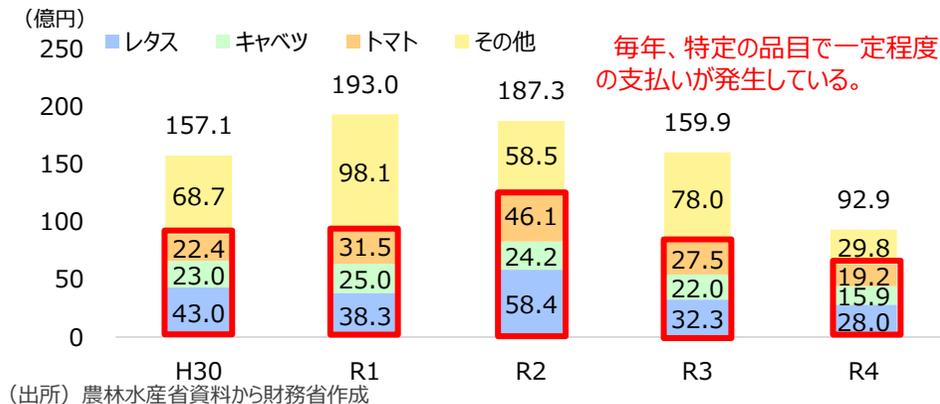
- 品目別のセーフティネット制度の支払状況と各品目の生産状況を対比してみると、**需要に対して過剰な生産が生じた結果、その品目に対応するセーフティネットの支払金額が増加している関係が見て取れる。**
  - **ナラシ対策では、過剰な主食用米の生産により在庫が増加して米価が下落すると、その補填として支払が増加。**また、**野菜価格安定対策では、毎年、特定の品目で支払いが発生しており、気象の影響等があるものの、結果的に近年は供給計画が需要量を上回っている状況。**
- ⇒ セーフティネットは本来、「**需要に応じた生産**」が適切に機能した上で、**それでもなお農業者が避けられないような収入減少を補填**することを意図した仕組みであるが、足元の状況を見ると必ずしも意図した結果とはなっていない。今後、セーフティネットのあり方を考えていく際には、**こうした側面を踏まえて議論を進める必要。**

## 1. ナラシ対策の支払金額と米価との関係



(注) 相対取引価格は、通年平均価格(当該年産の出回り～翌年10月(R4年産はR5年6月までの速報値))  
(出所) 農林水産省資料から財務省作成

## 2. 指定野菜価格安定対策(支払金額)の推移



## 3. 産地における需要に応じた生産状況(夏秋キャベツの例)

	H30年産	R元年産	R2年産	R3年産	R4年産
供給計画	196,535	196,465	196,580	197,310	195,620
出荷実績	190,912	187,500	170,306	181,312	180,369
緊急需給調整※	-	-	-	14,245	14,226

(単位: t)

令和5年産の供給計画は、産地において見直しが行われた結果、189,650 t。  
※ 緊急需給調整: 指定野菜の価格が著しく低下した場合に行う出荷抑制や市場隔離などの出荷調整。  
(出所) 農林水産省資料から財務省作成

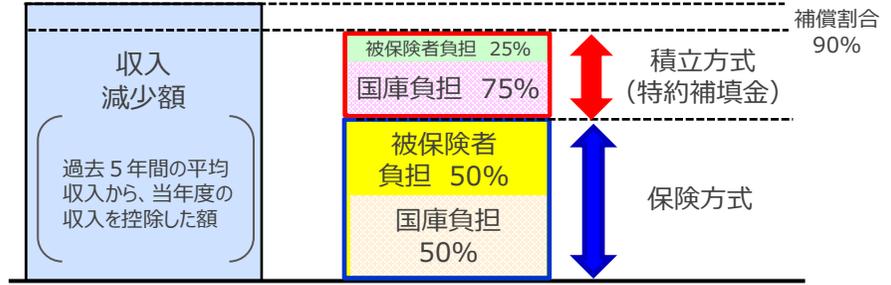
# 収入保険制度について

- 収入保険制度は「保険方式」と「積立方式」の組合せで補填されるもの。保険方式は、保険金の受取実績に応じて保険料率が改定され、加入者のリスクを保険料に反映する仕組みである一方、**積立方式は、保険金の受取実績に関わらず、加入者が事前に積立金額を設定し、加入者負担の3倍の金額を国費から補助する仕組み**となっている。
  - そのため、令和元年の制度創設以降、**支払金額の大幅な増加に併せて、国費による財政支出も大幅に増加**。
- ⇒ 天候や自然災害等を含めてあらゆるリスクへの備えとなる収入保険制度は重要な仕組みではあるが、現状の仕組みのままでは将来的にも財政負担が増加し続けることが見込まれるため、本制度が**持続的に運営が可能となるよう、積立方式から保険方式への移行**などの必要な見直しを進めていくべきではないか。

## 1. 収入保険制度の概要

全ての農作物を対象に、農業者の経営努力では避けられない要因による収入減少を、9割まで補償。

補償割合は、被保険者が予めいくつかのタイプから選択。また保険方式に加えて、積立方式（特約補填金）を追加することも被保険者が選択可能。



## 2. 保険金及び特約補填金の保険料、積立金の算定方法

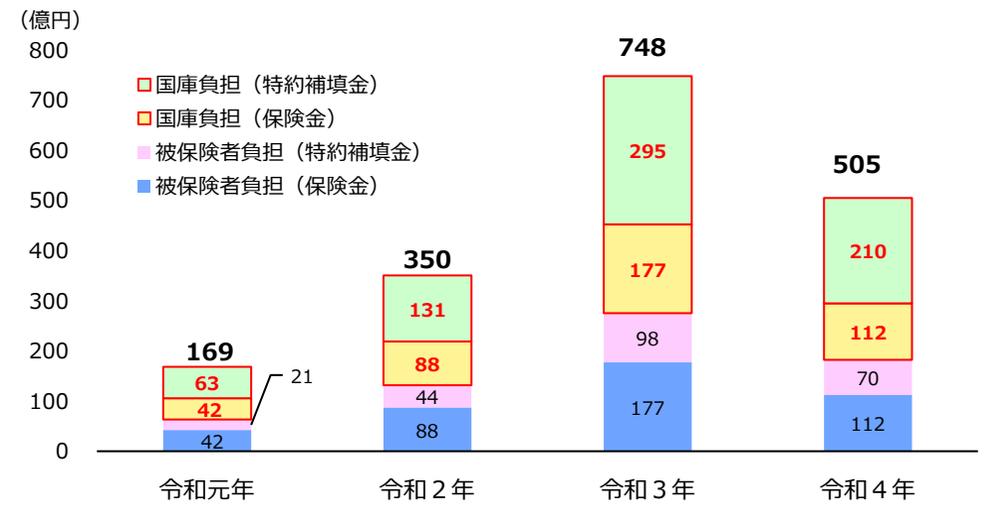
✓ **被保険者の保険料は受取実績に応じて、毎年、改定**。ただし、激変緩和措置（保険区分の上昇は年3区分まで）を設けている。

$$\text{保険料（被保険者負担）} = \text{保険金額} \times \text{保険料率} \div 2$$

✓ **積立金の被保険者負担は、積立金の受取実績に関わらず、補填対象金額の一定割合で算出**。

$$\text{積立金（被保険者負担）} = \text{補填対象金額} \times 25\%$$

## 3. 保険金及び特約補填金の支払金額等の推移



（出所）農林水産省資料から財務省作成

## 4. 過去4年間で複数回、保険金・特約補填金を受け取った者への支払状況

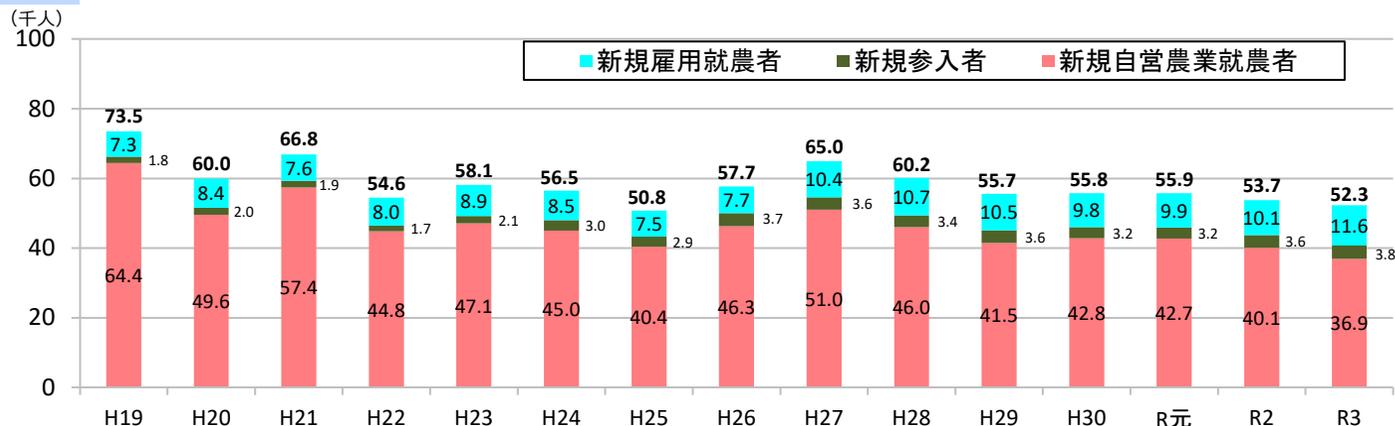
経営体数	支払額
22,817経営体	1,252億円

過去4年間の**支払総額（1,771億円）の約70%**を占めている。

## 我が国の就農者の現状①（親元就農）

- 我が国の新規就農者の動向をみると、近年は概ね5万人程度で推移。そのうち、**全体の約7割は、定年退職後に親の自営農業を継承するような「自営農業就農者」（いわゆる親元就農）**となっている。
- **親元就農の約半数は65歳以上と高齢であり、その大半が稲作を中心とした農業経営を継承。**野菜や果樹などの高収益作物を栽培する高齢の親元就農者は少数。

## 1.新規就農者の動向

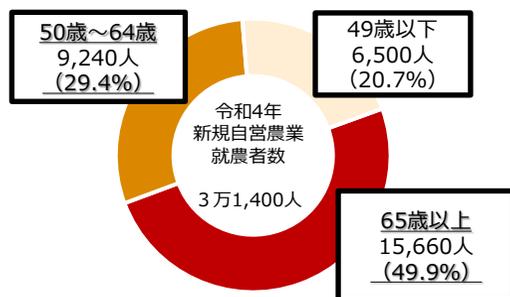


（出所）農林水産省「新規就農者調査」

（各年の数値は、平成26年以前は当該年の4月1日～翌年の3月31日まで、平成27年以降は当該年の2月1日～翌年の1月31日までの1年間に新規就農した者の数）

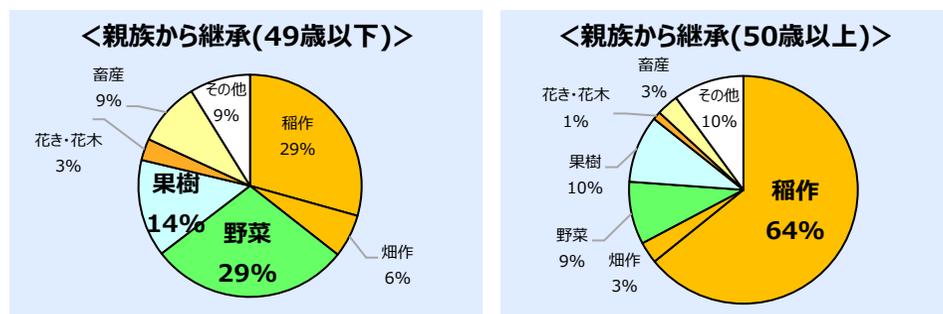
- ※ 新規雇用就農者：新たに法人等に常雇い（年間7カ月以上）として雇用されることにより、農業に従事することとなった者（外国人技能実習生及び特定技能外国人並びに雇用される直前の就業状態が農業従事者であった場合を除く）
- ※ 新規参入者：土地や資金を独自に調達し、新たに農業経営を開始した経営の責任者及び共同経営者（相続・贈与等により親の農地を譲り受けた場合を除く）
- ※ 新規自営農業就農者：個人経営体の世帯員で、生活の主な状態が、「学生」から「自営農業への従事が主」になった者及び「他に雇われて勤務が主」から「自営農業への従事が主」になった者

## 2.新規自営農業就農者の年齢構成



（出所）農林水産省「令和4年新規就農者調査」

## 3.新規就農者（親元就農）の主な営農作物



（出所）農林水産省「平成30年新規就農者調査（組替集計）」

- **自ら資金や農地を確保して新しく農業経営を始める「新規参入者」**に対しては、就農後の生計や機械・施設等の導入を支援する制度が設けられている。しかしながら、**その半数は就農開始5年を過ぎても、農業所得のみで生計が維持できておらず**、その所得の不足分については**農業以外の収入や貯蓄の切り崩し等で賄っている**状況。
- こうした収入面での不安定性に加えて、休暇がとりにくいことや労働環境が厳しいこと等といった**生活面での課題**も抱えながら農業を続けている状況が見て取れる。

## 1. 新規就農者への支援

### 経営発展支援事業

就農後の経営発展のため、49歳以下の認定新規就農者の機械・施設等の導入費用として最大500万円を支援  
(都道府県から支援を受けることが要件)

R4～R5年度予算額（合計）：44億円

### 就農準備資金・経営開始資金

#### 就農準備資金

就農に向けて必要な技術を取得するために研修を受ける49歳以下の者に対して、年間最大150万円を支援（最長2年間）。

R元～R5年度予算額（合計）：87億円

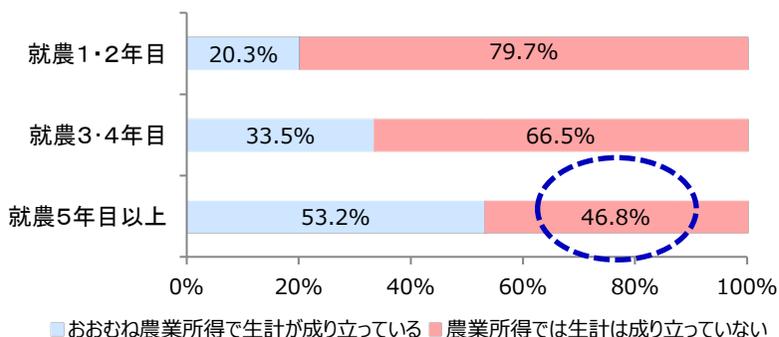
#### 経営開始資金

49歳以下の認定新規就農者に対して、年間最大150万円を支援（最長3年間）。

R元～R5年度予算額（合計）：654億円

過去5年間で、計785億円を措置

## 2. 新規参入者の生計の状況



(出所) 新規就農者の就農実態に関する調査結果  
(令和4年3月全国新規就農相談センター)

### <不足する所得分の補填方法（複数回答）>

所得の補填方法	割合
農業以外の収入等 (家族の農外収入含む)	45.3%
農業次世代人材投資資金 (国費による支援)	43.2%
就農前からの蓄え(貯金等)	42.3%
身内からの借入	13.8%
金融機関からの借入	11.6%

## 3. 新規就農者の生活面での課題

課題	【回答率 (%)】
・思うように休暇がとれない	47.5
・健康上の不安(労働がきつい)	43.7
・集落の人等との人間関係	15.1
・交通、医療等生活面の不便さ	15.1
・子どもの教育・保育	14.1
・就農地に友人が少ない	12.4
・集落の慣行	11.6
(略)	

(出所) 新規就農者の就農実態に関する調査結果  
(令和4年3月全国新規就農相談センター)

○ 自営農業に従事する者（基幹的農業従事者）が減少傾向にある一方で、法人経営体に雇用される就農者（いわゆる雇用就農）は増加傾向。**法人経営体が若い就農者の雇用の受け皿となっていることにより、「稼ぐ力」のある法人経営体が増加し、足下では、農産物販売金額のうち約4割を法人経営体が生産している状況。**

⇒ こうした状況を踏まえ、これまで親元就農や零細の自営農家形態での就農を含めて財政的支援を行ってきたが、人口減少が進む中で農業人材を増やしつつ、生産性の高い農業への転換を図る観点からは、**雇用就農の受け皿となっている法人経営体の数や規模を増加させることによって、我が国全体の農業生産額を増大させることが重要。**今後はこうした視点から、**よりメリハリをつけた支援**を行っていくべきではないか。

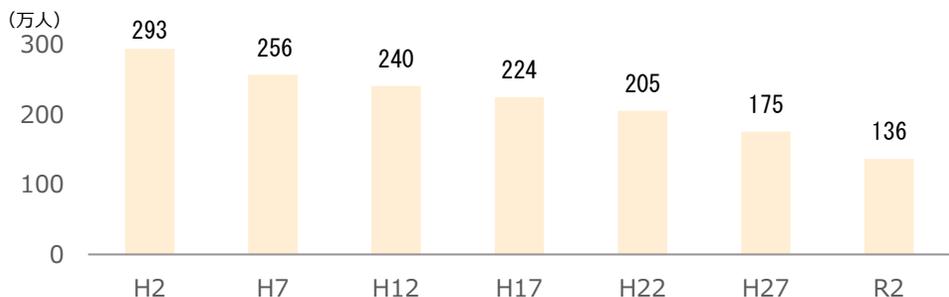
## 1. 基幹的農業従事者と雇用就農の定義と推移

基幹的農業従事者：個人経営体の世帯員のうち、普段仕事として自営農業に従事している者

雇用就農者：法人等に雇用されることにより、農業に従事している者

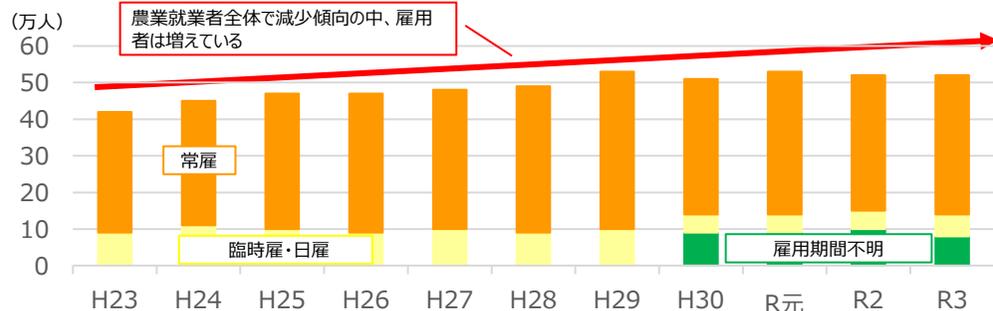
※基幹的農業従事者の減少がよく問題になるが、雇用就農者が増加している点も考慮する必要

### 基幹的農業従事者の推移

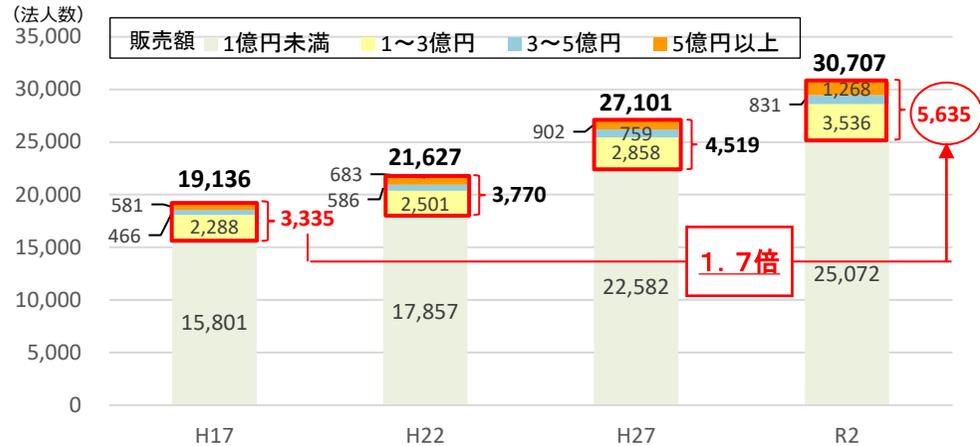


(出所) 農林水産省「農林業センサス」

### 農業分野における雇用者数の推移

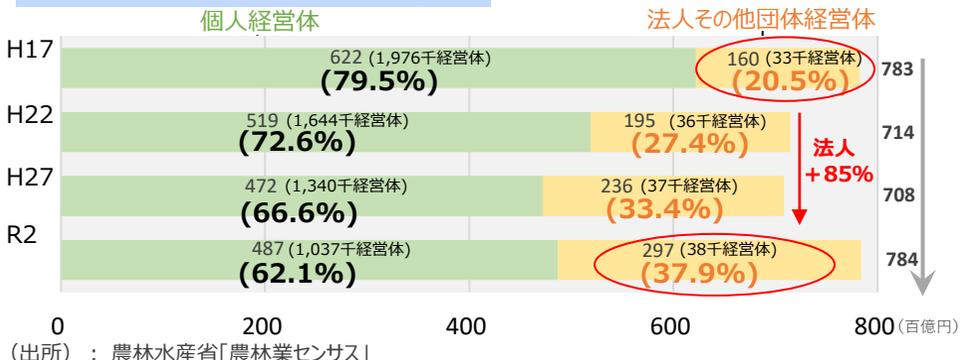


## 2. 法人経営体数の推移



(出所) 農林水産省「農林業センサス」

## 3. 農産物販売金額(推計)



# 労働環境の改善に向けた取組

○ 雇用就農を促していく上では**労働環境の改善が重要**。就農者へのアンケート調査においても、休暇の確保や時間外も含めた労働時間、労働保険の加入などが農業に従事する上での重要な要素。しかしながら農業では**労働基準法が一部適用除外**となり、**規模の小さな経営体では労働保険等が加入義務となっていない**等の制度面の課題が存在。  
 ⇒ 雇用就農者への支援のあり方を考える際には、こうした**雇用就農に対する障害となっている制度そのものの見直しも併せて考えるべきではないか**。

## 1. 農業の労働環境

### 労働基準法の適用除外

労働基準法 抄  
 (労働時間等に関する規定の適用除外)  
 第四十一条 この章、(略)で定める労働時間、休憩及び休日に関する規定は、次の各号の一に該当する労働者については適用しない  
 別表第一第六号(林業を除く)に掲げる事業に従事する者  
 別表第一(第四十一条関係)  
 六 土地の耕作若しくは開墾又は植物の栽植、栽培、採取若しくは伐採の事業その他農林の事業

天候の影響を受けるほか、農閑期に十分休養を取ることができることや、休憩を与えなくても農業従事者は何時でも自由に休憩がとれる等の理由から**労働時間や休憩などについて労働基準法の適用を受けない**

(出所) 農林水産省「農業経営相談所 専門家向け研修会・窓口担当者向けセミナー(平成30年度)」より財務省作成

### 農業の社会保険及び労働保険の適用

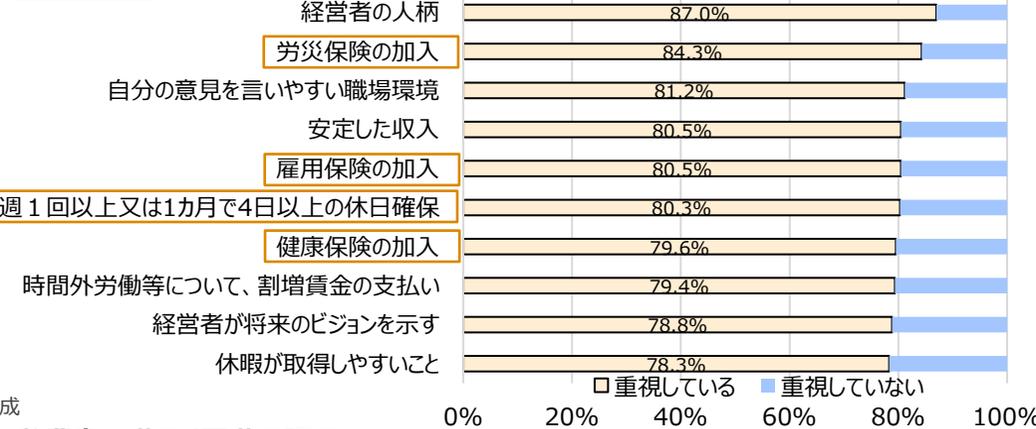
	医療保険・公的年金		労働保険
	健康保険 厚生年金	国民健康保険 国民年金	労災保険 雇用保険
個人経営体 (従業員4人以下)	- (半数以上の従業員 同意等で適用)	原則適用	任意適用
個人経営体 (従業員5人以上)			強制適用
法人経営体	強制適用	-	強制適用

**個人経営体の場合は、原則として国民健康保険と国民年金が適用されるため、保険料の事業主負担はなく、全額従業員が個人で負担**

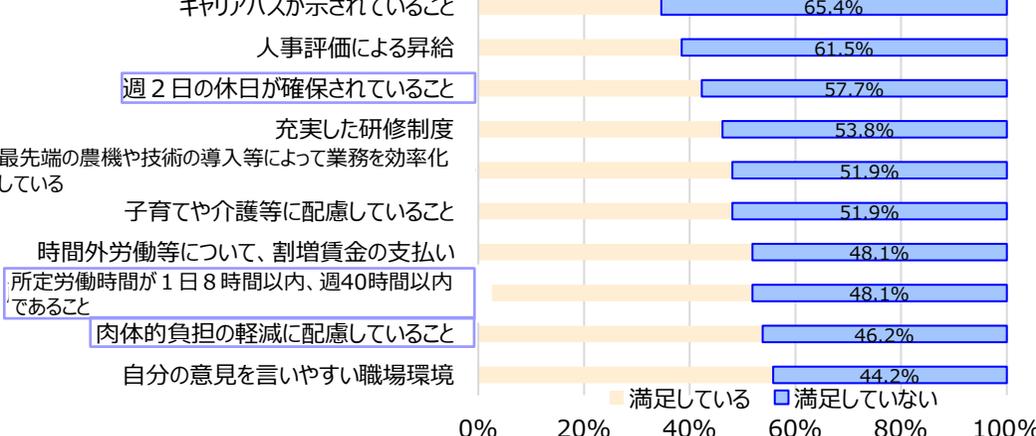
(出所) 農林水産省「農業経営相談所 専門家向け研修会・窓口担当者向けセミナー(平成30年度)」より財務省作成

## 2. 就農経験者等の意見

### 就農検討者の重視項目



### 離農者の満足/不満足項目



(出所) (株)パソナ農援隊「農業界の労働環境に関する調査結果」

# スマート技術の効率的な活用

- 人口減少下において食料基盤の構造転換を図る観点から、農業人材の確保に加えて、技術の積極的な活用が重要。デジタル社会の進展により、スマート技術の推進が期待されているが、すでに生産現場への導入に向けた取組（**実証実験**）は**十分**。今後はいかにスマート技術を現場に**実装できるかが課題**。
- ⇒ **スマート技術は導入コストが大きく、高いスキルが求められることを踏まえれば、導入しても経済的に成り立たちにくい小規模経営体ではなく、スマート技術を効率的に活用して生産性を高めることができる観点からも、大規模な法人経営体を増やしていくことが重要ではないか。**

## 1. スマート農業の概要

### 「農業」×「先端技術」＝「スマート農業」

・スマート農業とは、ロボット・AI・IoTなど先端技術を活用する農業を指す

#### 自動走行トラクタ



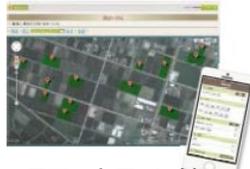
・使用者は、ほ場内やほ場周辺から監視

#### 農業用ドローン



・農薬等を上空から散布  
・搭載したカメラにより生育状況をセンシング

#### 経営・生産管理システム



・スマートフォン等で作業計画・実績を記録

#### 施設環境モニタリング



・ハウス内外の環境（温湿度等）を自動測定し、タブレット等において確認

#### 水管理システム



・ほ場の水温等を自動測定し、スマートフォン等で確認  
・遠隔操作による給水

#### 収量等センサ付コンバイン



・収穫と同時に収量・食味等を測定し、次期の施肥計画に活用

## 2. スマート農業実証プロジェクト

令和元年度から令和5年度までに計217地区で、スマート技術を生産現場に導入して、作業時間の短縮効果や収量の変化、経営への影響等を、把握・分析。

【スマート農業実証プロジェクト予算額】

（単位：億円）

H30	R元	R2	R3	R4	R5
42.0	53.0	53.0	31.5	22.7	3.0

**計205.2億円**

スマート農業実証プロジェクトを実施した地区においては、労働時間の短縮や単収（10a当たりの収穫量）の増加などの成果が上がっている事例がある一方で、**スマート農業機械の導入に伴う機械・施設費の増加により、実証前と比べて、利益が減少した事例も存在**

## 3. スマート農業への支援内容の例

各種補助金において、スマート農業に要する機械導入などについて、支援を実施。

事業名	支援内容
スマート農林水産業の全国展開に向けた導入支援事業（令和3年度）	農林水産業の生産性向上のため、農林漁業者等に対して、スマート農機の導入等を支援（上限1,500万円）
農業支援サービス事業者の創出を促すため、サービス事業者に対して、スマート農機の導入等を支援（令和4年度）	農業支援サービス事業者の創出を促すため、サービス事業者に対して、スマート農機の導入等を支援（上限1,500万円）

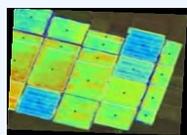
# 農業支援サービス事業体の育成

○ データ分析等の専門的な知識や人材を自社に有しておらず、自力ではスマート農業に取り組むことが難しい場合もあるが、小規模な経営体であっても、**民間企業を中心とした「農業支援サービス事業体」をうまく活用**することにより、機械等を全て自前で確保せずとも、スマート技術を活用した農業経営を行うことも可能。

⇒ **農業支援サービスへのニーズが一定以上存在するものの認知されていない可能性**。こうした担い手を支える**サービス事業体**を、補助金に頼ることなく自立できる**「新たな産業分野」**として育成することにより、スマート技術の活用も含め、**法人経営体の生産性向上に向けた取組を補完**するという視点も重要ではないか。

## 1. 農業支援サービスの概要

農業支援サービスとは、農業者に対してサービスを提供することで対価を得る業種のことを指す。

判断サポート型	作業サポート型		
データ分析型	専門作業受注型	機械設備供給型	人材供給型
			
(事例) ドローンを用いた生育状況のセンシングデータ分析等により、現場の課題への解決策を提案	(事例) ドローンを活用した農薬散布作業の代行	(事例) 自社で開発した自動収穫ロボットのレンタルサービスを展開	(事例) 産地の繁忙期を中心に労働力人材を派遣するサービスを提供

(出所) 農林水産省

【農業支援サービス事業者数】※農業支援サービス情報表示ガイドラインに基づき整理  
令和5年8月25日時点

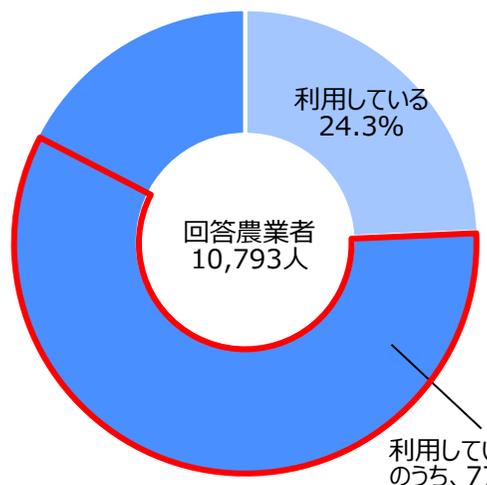
データ分析型	専門作業受注型	機械設備供給型	人材供給型
36	55	16	18

(出所) 農林水産省

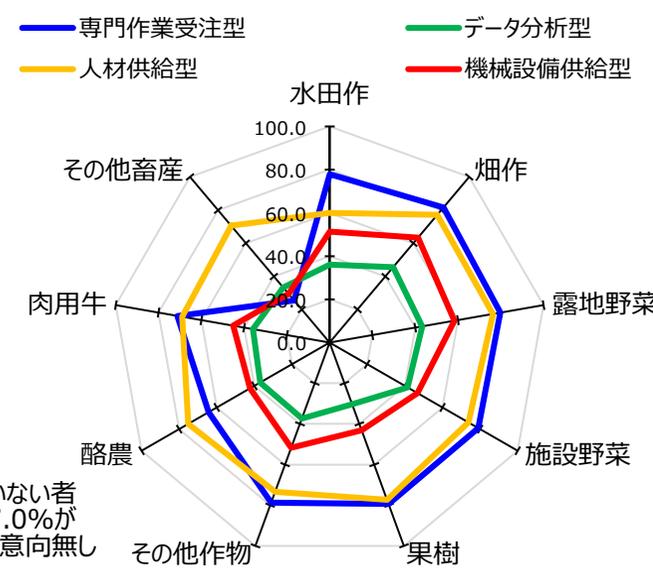
**計73事業者**  
※型間の重複あり

## 2. 農業支援サービスの利用状況やニーズ

### 農業支援サービスの利用状況



### 利用を希望する農業支援サービス（複数回答）

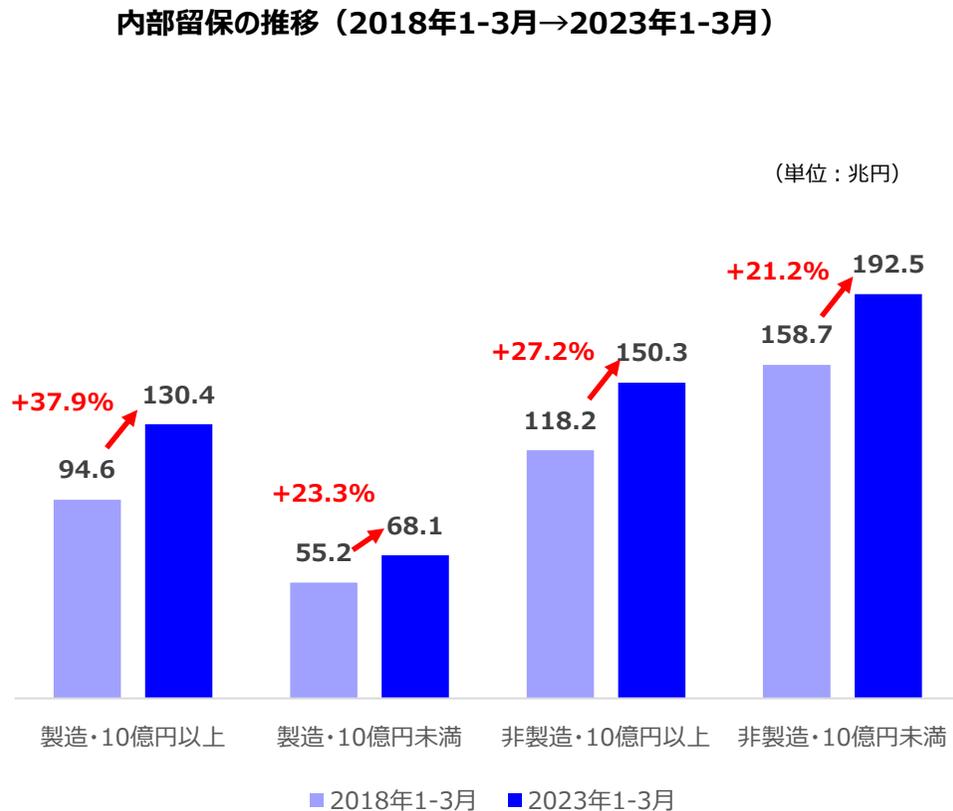
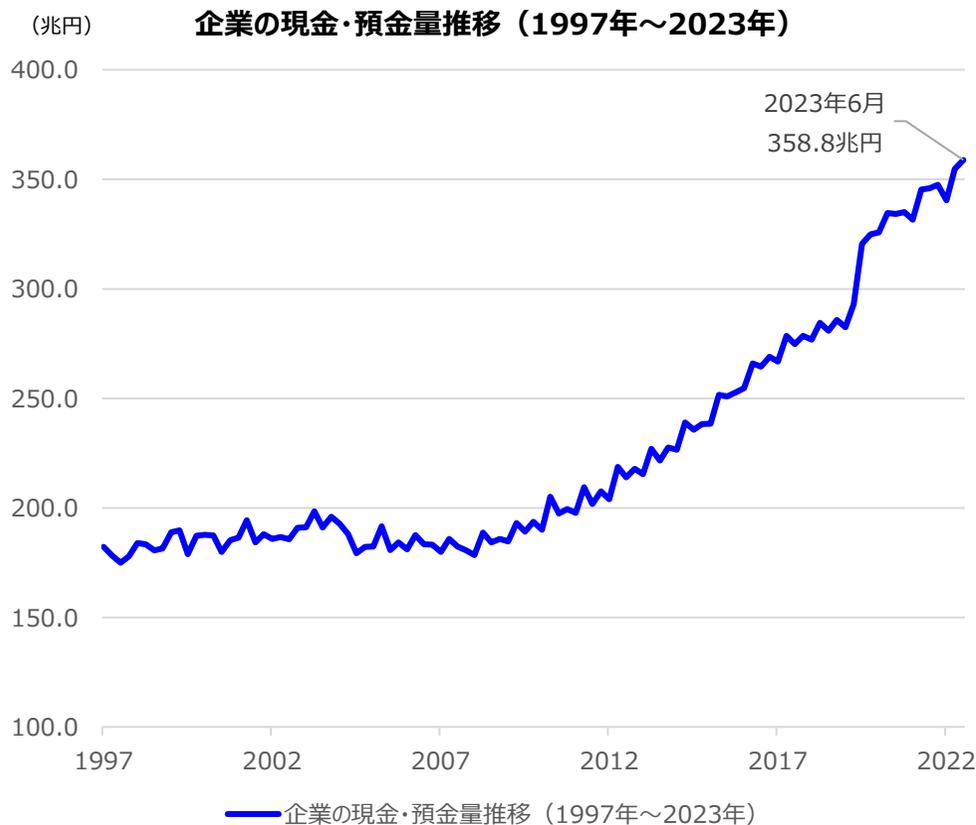


・農業支援サービスの利用が広がっておらず、サービスの有効性についても十分に認知されていない状況。

・農業支援サービスの利用者や利用希望者への調査によれば、どの作物においても、農業支援サービスに対するニーズは一定以上ある。

(出所) 農林水産省「農業支援サービスに関する意識・意向調査（令和4年12月）」

- 企業の現金・預金量は一貫して増加しており、2023年1-3月期で過去最高の350兆円に到達。
- また、内部留保についても、この5年間で大きく拡大しており、特に、製造業の大企業において顕著。

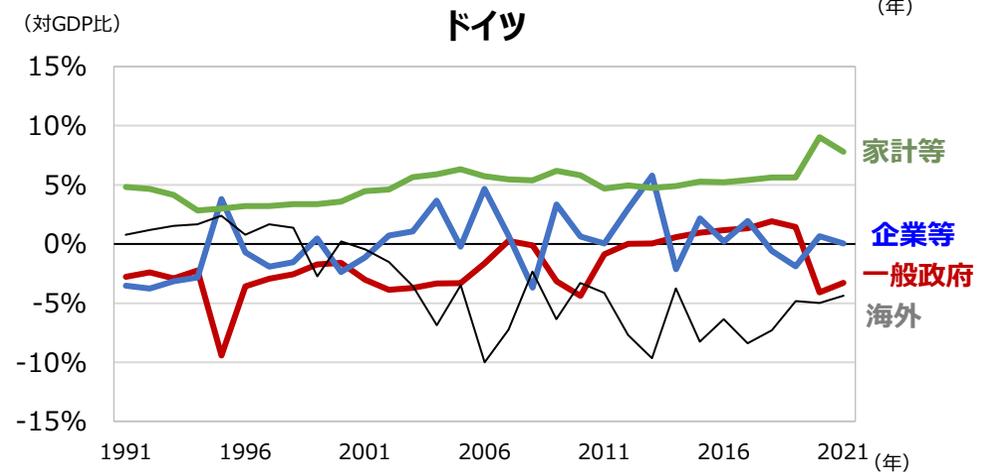
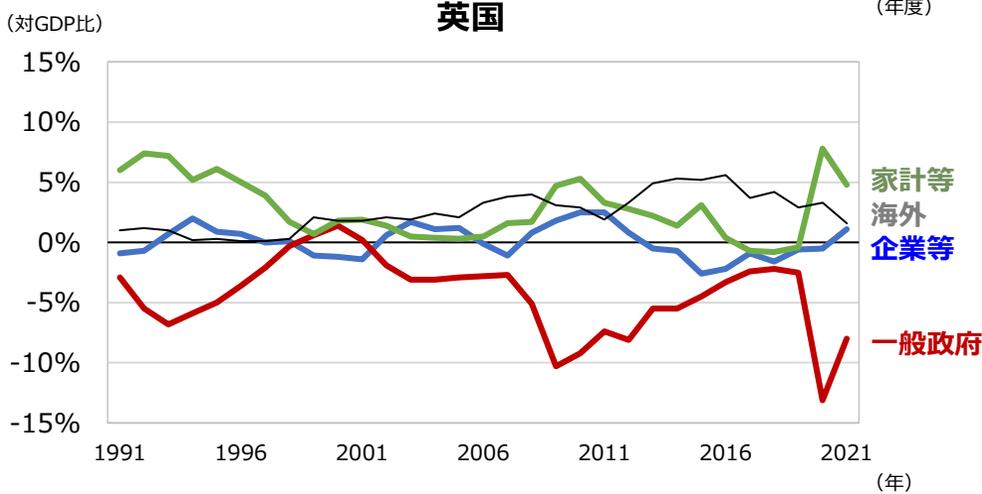
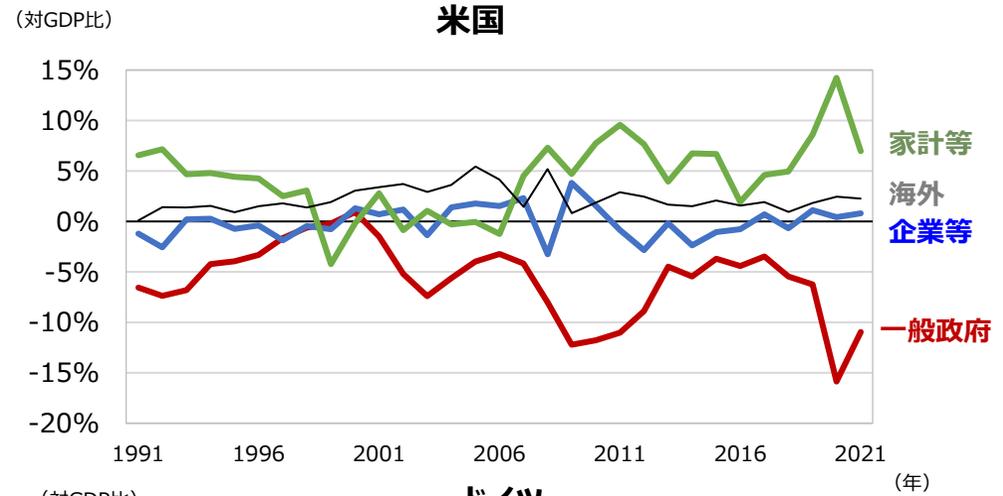
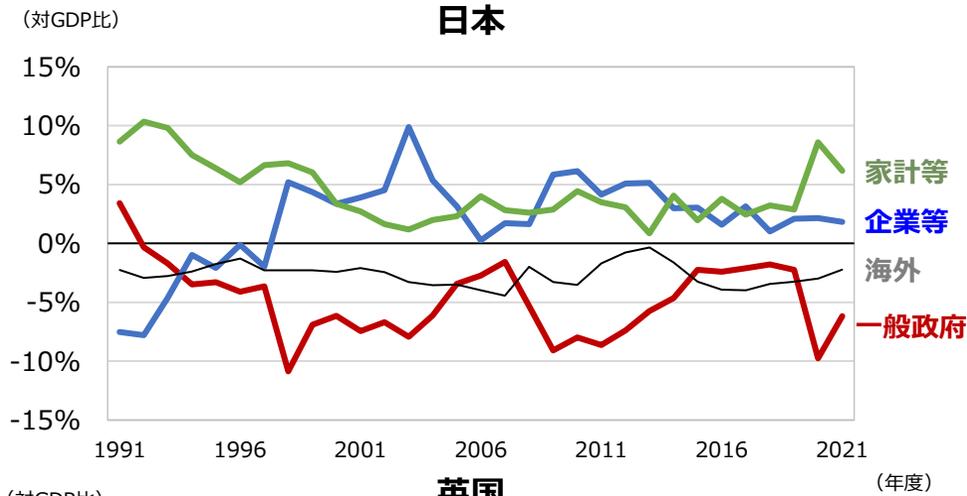


（出所）日本銀行「資金循環統計」  
（注）企業＝民間非金融法人企業＋公的非金融法人企業

（出所）法人企業統計調査（財務省）

# 貯蓄・投資バランス（ISバランス）の国際比較

○ 日本では、これまで一般政府が恒常的な赤字を計上する一方で企業部門の貯蓄超過（青）が続いていることが特徴的であったが、今後は民間主導の持続的成長の環境を整えるための政策対応が重要。

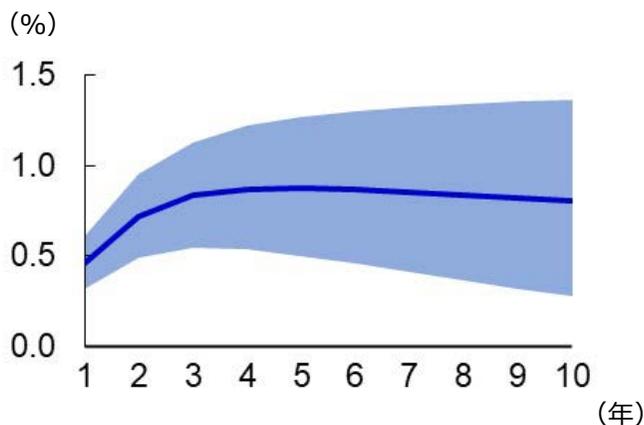


(出所) 日本銀行, Federal Reserve Board (FRB), Bureau of Economic Analysis (BEA), Office for National Statistics (ONS), OECD, Eurostat

(注) 家計等=家計+対家計民間非営利団体、企業等=民間非金融法人企業+公的非金融法人企業

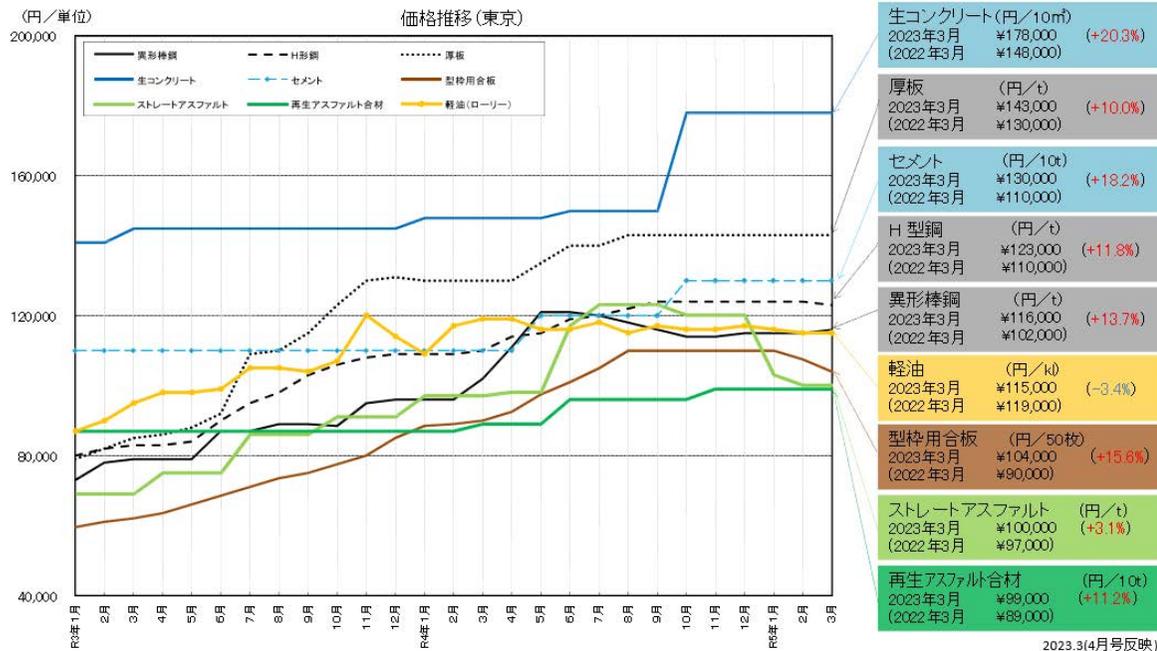
- 「1985年以降（のサンプル期間において）、政府支出がGDP比1%上昇すると、同年のインフレ率は平均で約0.5%ポイント上昇し、3~4年後にインフレ率の上昇は横ばいとなる」（IMF Fiscal Monitor 2023）
- 2021年後半から原材料費の高騰やエネルギーコストの上昇等により、各建設資材価格等が高騰している。

財政支出1%増に対するインフレ率の累積インパルス応答関数  
(IMF Fiscal Monitor 2023)



(出所) Fiscal Monitor 2023、IMFがIMF Public Finances in Modern History database等により推計。  
 (注) 1998-2019年のサンプルでの推計結果。バンドは90%の信頼区間。17カ国の内訳はオーストラリア、ベルギー、カナダ、フィンランド、フランス、ドイツ、イタリア、アイルランド、日本、オランダ、ノルウェー、ポルトガル、スペイン、スウェーデン、スイス、英国、米国

主要建設資材の価格推移  
(国土交通省不動産・建設経済局資料)



(出所) 「建設物価」（一般財団法人建設物価調査会）、国土交通省不動産・建設経済局『最近の建設業を巡る状況について【報告】（令和5年4月18日）』

2023.3(4月号反映)

- 「次世代EU」（コロナ禍からの経済復興にあたり、加盟国のグリーン・デジタル化を推進するための基金）についても、財源確保の議論あり。
- 2021～2026年にEU共同債を発行することで資金調達されるが、プラスチック賦課金や排出権取引制度の拡張などの新たな財源が確保され、2028～2058年にEU予算から償還される仕組み。

新たな財源の確保 <sup>(注3)</sup>

- ① プラスチック賦課金** <2021年1月に導入済>  
各加盟国において生産された非リサイクル包装廃棄物の重量に1kgあたり0.8ユーロの金額を賦課し、EU予算の財源として充当。
- ② 排出権取引制度の拡張** <sup>(注4)</sup> 2021年欧州委員会提案  
航空部門の無償割当廃止、海洋部門等への対象拡大。本制度（拡張分含む）から得られる収入の30%をEU予算の財源として充当。
- ③ 炭素国境調整メカニズム**  
対象となる製品の輸入（鉄鋼、アルミ等）に炭素価格を設定。本メカニズムから得られる収入の75%をEU予算の財源として充当。
- ④ OECD/G20合意の「第1の柱」に基づく財源**  
2021年10月にOECD/G20において成立した国際課税の2本の柱の合意の「第1の柱」に基づき、EU加盟国に配分される多国籍企業の超過利益に係る税収のうち、15%をEU予算の財源として充当。
- ⑤ 加盟国が企業の利益に課税**  
大企業に対するEU共通の課税の枠組みについて、今後議論予定。

「復興・強靭化ファシリティ」の使途 <sup>(注2)</sup>

6つの政策分野	割合
グリーン移行	38%
デジタル移行	24%
スマートで持続可能で包摂的な成長 (R&D、中小企業向け支援等)	14%
社会的・地域的結束 (公共事業等)	10%
衛生・経済・社会・制度的な強靭性	7%
次世代・子供・若年層政策	7%

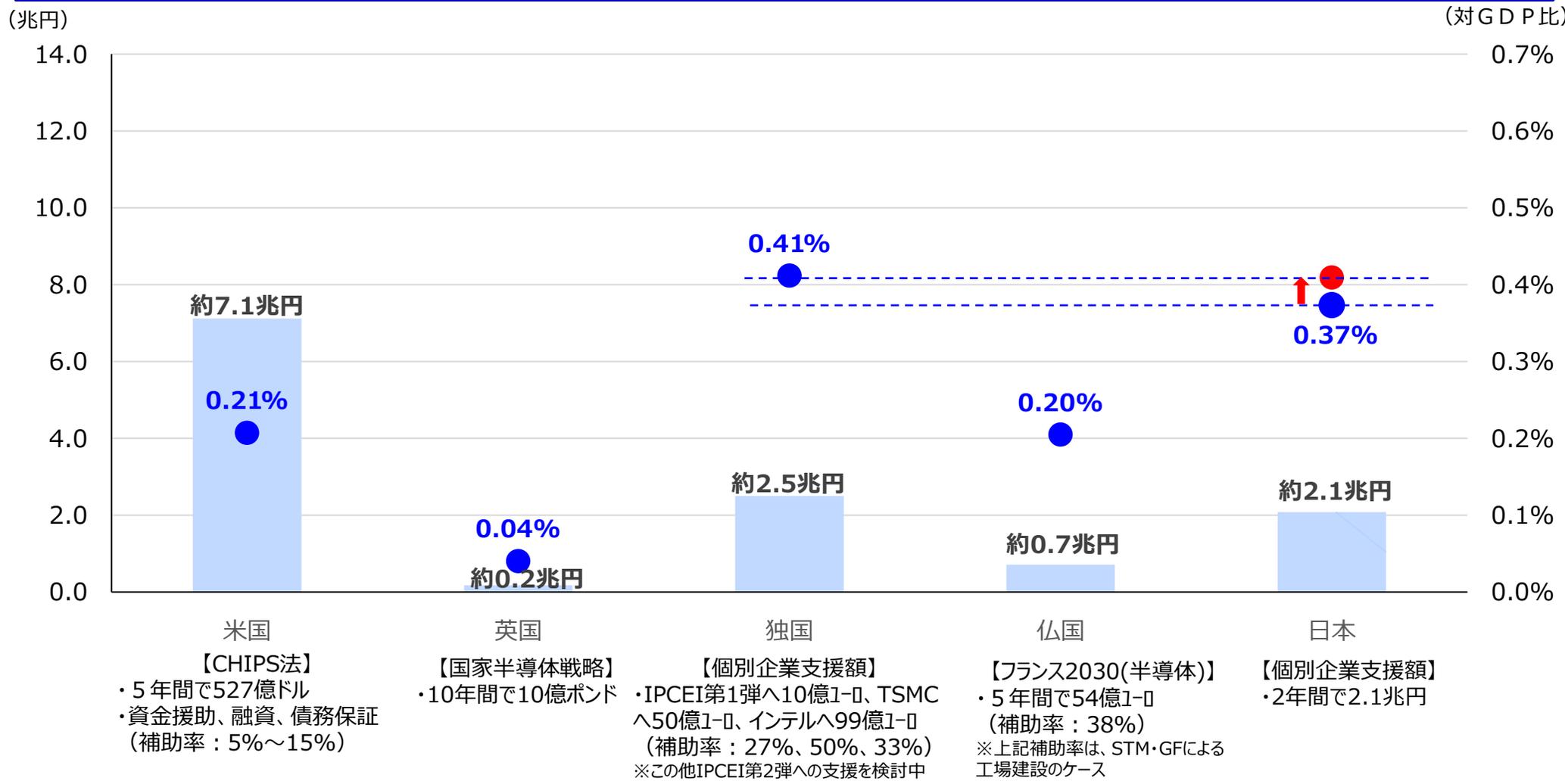
<b>総額</b> 8,069億ユーロ <sup>(注1)</sup>
復興・強靭化 ファシリティ (RRF) 7,238億ユーロ
補助金 3,380億ユーロ 融資 3,858億ユーロ
RRF以外の プログラム 831億ユーロ [ 全て補助金 ]

新型コロナウイルスによる打撃を受けた地域の復興のため柔軟な支援を行う「React-EU基金」（506億ユーロ）、化石燃料関連産業からクリーン・エネルギーなど新しい産業への円滑な転換の促進（労働者の技能習得支援等）を行う「公正な移行基金」（109億ユーロ）等

(出所) 欧州委員会資料等。  
 (注1) 金額は名目価格表示。2018年価格表示の場合、「次世代EU」資金の総額は7,500億ユーロ（補助金3,900億ユーロ、融資3,600億ユーロ）。  
 (注2) Recovery and Resilience Scoreboardより作成（2022年3月時点。EUに承認された22カ国の復興・強靭化計画を対象に集計）。  
 (注3) 収入規模は、①年間60億ユーロ（2021年4月欧州委員会公表資料）、②年間190億ユーロ（2018年価格）、③年間15億ユーロ（2018年価格）（2023年6月欧州委員会提案のQ&Aページ）、④年間25～40億ユーロ（2021年12月欧州委員会提案）、⑤年間160億円（2018年価格）（2023年6月欧州委員会提案のQ&Aページ）。  
 (注4) ②のEU予算の財源に充当する割合は、2021年12月欧州委員会提案では25%だったが、2023年6月同委員会提案では30%まで引き上げられている。

# 諸外国における半導体等への産業支援②

○ 日本の支援額対GDP比（0.37%）は、米英仏より高く、仮に今後、約0.2兆円以上を支出すれば、独（GDP比0.41%）をも上回る。



(出所) OECD "Economic Outlook 113" (2023年6月7日)、各国政府HP、報道等

(注1) 支援額については、各国政府の支援額を当時の円にレート換算にしたもの。

(1USドル=135円(2022.8)、1英ポンド=172円(2023.5)、1ユーロ=159円(【独】2023.8)、1ユーロ=132円(【仏】2021.10))

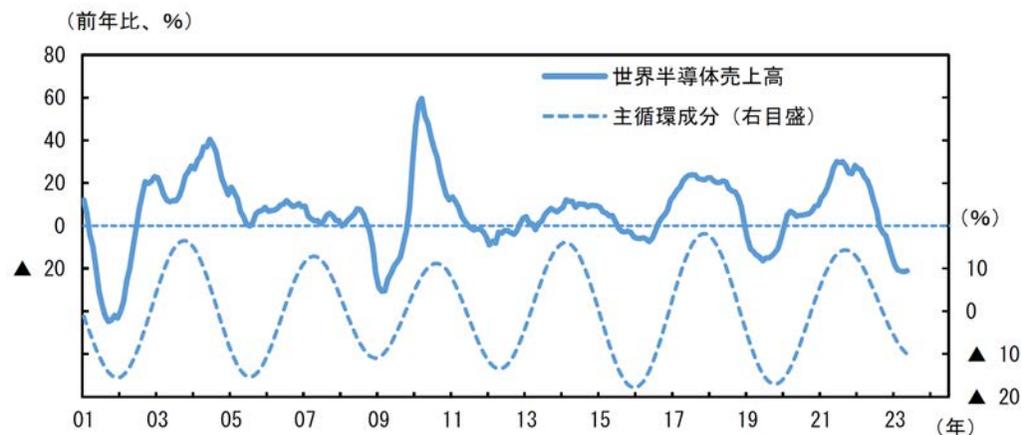
(注2) 対GDP比は、支援額を名目GDPで除して算出。各国の名目GDPは、2022年の値。

## 半導体支援に対する留意事項

- 半導体には、需給の変動が激しく「シリコンサイクル」と呼ばれる業界特有の数年周期の景気循環がある。半導体市況は、来年春まで底這いが続く可能性も指摘されている。

- 半導体関連企業各社の予測値を基に作成される世界半導体市場統計（WSTS）の2023年春季予測も、先行きの見方は厳しい。同予測によると、2023年の世界半導体市場規模は前年比▲10.3%と、メモリー半導体（WSTSの2023年予測値は同▲35.2%）を筆頭に、大幅マイナスとなる見通しだ。（出所）みずほインサイト「シリコンサイクルは漸く底打ち」（2023.7.10）
- 過去の半導体サイクルに基づけば2023年4～6月期が底となる計算だが、（略）今年後半にかけて米国が景気後退に陥ると予想されるほか、中国の回復も力強さを欠くことを踏まえると、今年後半も半導体市況は底這いが続く可能性が高まっている。2023年下期にかけてグローバルに製造業で在庫調整が進むことが予想される点を踏まえると、半導体市場の回復は2024年春以降になる可能性が高いとみている。（出所）みずほインサイト「日本の輸出はなぜ急減したのか 世界経済や半導体市場の動向を踏まえた輸出見通し」（2023.6.23）
- 半導体に関わる生産や売上高を見ると、市況の谷が従来のシリコンサイクルよりも深くなっている。通常、不況期は減産で在庫調整が進むと同時にスマートフォンなどの新製品投入により需要も押し上げられる。ただ今回は、スマホもパソコン（PC）も市場が成熟化しているなど不安要素が残る。特に減速が目立つメモリーでは業界再編につながる可能性もある。（略）各社の大型投資は半導体不足の問題にとどまらず、経済安全保障を背景に各国政府が準備した大型補助金に後押しされた側面も大きい。需要に対して供給能力が過剰に伸びれば、需給の規律は緩みがちになりかねなくなる。国内の半導体関連企業首脳は「2025年問題が起こるのではないか」と不安をこぼす。（出所）日経産業新聞「半導体需要、底入れ見えず」（2023.5.16）

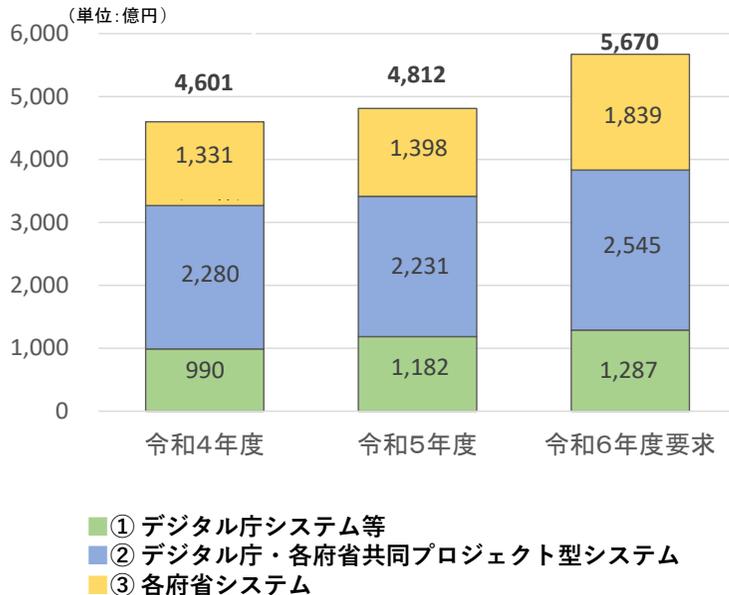
## 世界半導体売上高の主循環成分



(出所) 米国半導体工業会より、みずほリサーチ&テクノロジーズ作成 (2023年7月10日みずほインサイト)

- デジタル庁は、日本のデジタル社会実現の司令塔として令和3年9月に発足。デジタル基盤の整備や生活者へのサービス提供等に注力して取り組んでいるところ。
- 政府の情報システムの整備については、デジタル庁が一元的にプロジェクト監理を行うと共に、一般会計に計上される政府のシステム予算は、デジタル庁の統括監理の下で戦略的な整備を行う観点から、デジタル庁に一括計上された上で、各府省に配分されて執行される。（R5：4,812億円、R6要求：5,670億円）
- デジタル庁は、デジタル庁設置法や重点計画に基づき、デジタル庁が整備・運用するシステムのみならず、各府省が整備・運用するシステムについても、統括監理や一括計上の枠組みを用いて、更なる効率化やコスト削減に努める必要がある。

◆デジタル庁情報システム一括計上予算の推移 (デジタル庁資料を基に作成)



## デジタル庁設置法

### 第四条第2項

デジタル庁は、(略)次に掲げる事務をつかさどる。

### 第17号

**国の行政機関が行う情報システムの整備及び管理に関する行政各部の事業を統括し及び監理すること。**

## デジタル社会の実現に向けた重点計画 (2023年6月9日閣議決定)

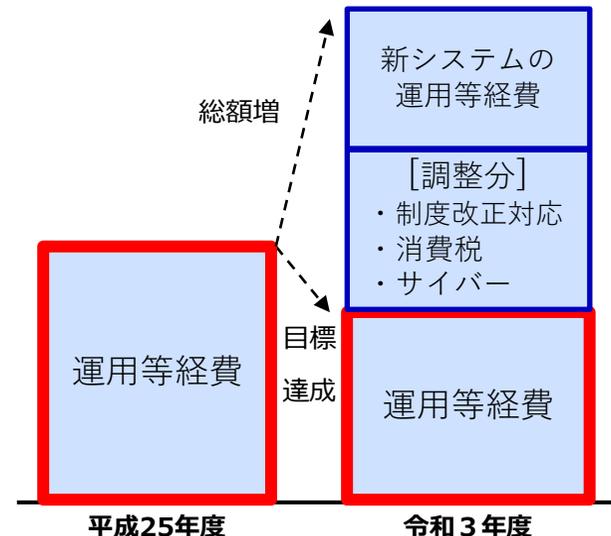
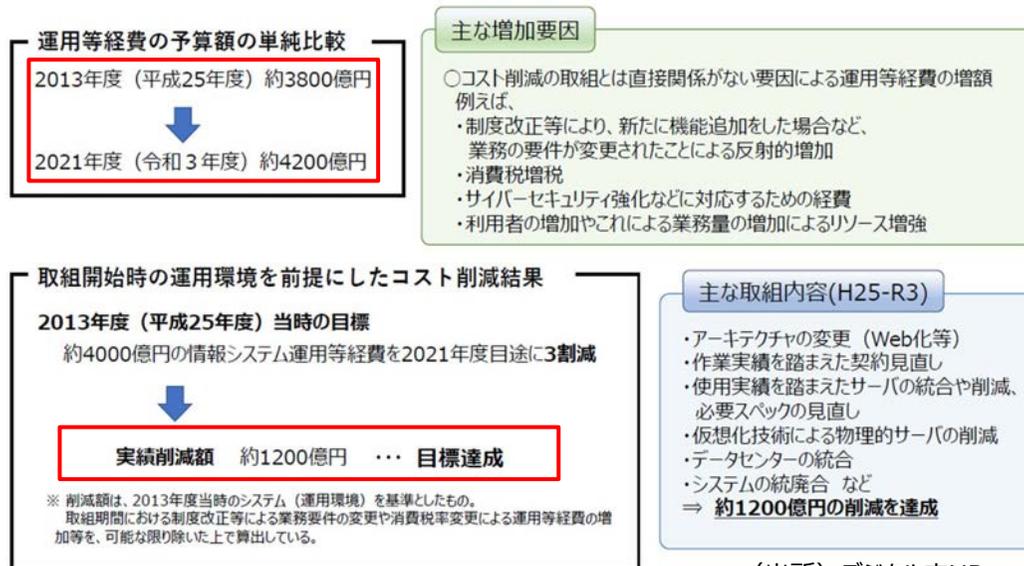
デジタル庁は、各プロジェクトが、情報システム整備方針及び各府省庁の中長期的な計画に基づいているかという観点から、**各府省PMOと連携し、国の情報システムの一元的なプロジェクト監理を実施する。**

具体的には、年間を通じて、予算要求段階、執行段階の予算プロセスにおいて、プロジェクトの各フェーズに応じたレビューを各システムのプロジェクト計画書を用いて行い、この結果等を踏まえ、各プロジェクトを次の段階に進めることの是非を判断する。**レビューの結果等を予算要求や執行に適切に反映させるため、デジタル庁が情報システム関係予算を段階的に一括計上等し、これを監理していく。**

- 「世界最先端IT国家創造宣言」（平成25年6月14日閣議決定）において、令和3年度までに政府情報システムの運用等経費を3割削減することを目標として設定。
- 目標年度である令和3年度において、取組開始時（平成25年度）の運用環境を前提に、3割削減目標は達成された絵姿になっているが、その後の制度改正対応や新規システム投資等の影響で、総額では増加。
- 現在は、令和7年度までにシステムの運用等経費等を3割削減する目標が設定されているが、本目標も基準年度ベースのもの。情報システム予算の総額をコントロールするための目標も設定するべきではないか。

## 政府情報システムの運用等経費削減結果

## 【イメージ図】



デジタル社会の実現に向けた重点計画（令和5年6月9日閣議決定）（抄）

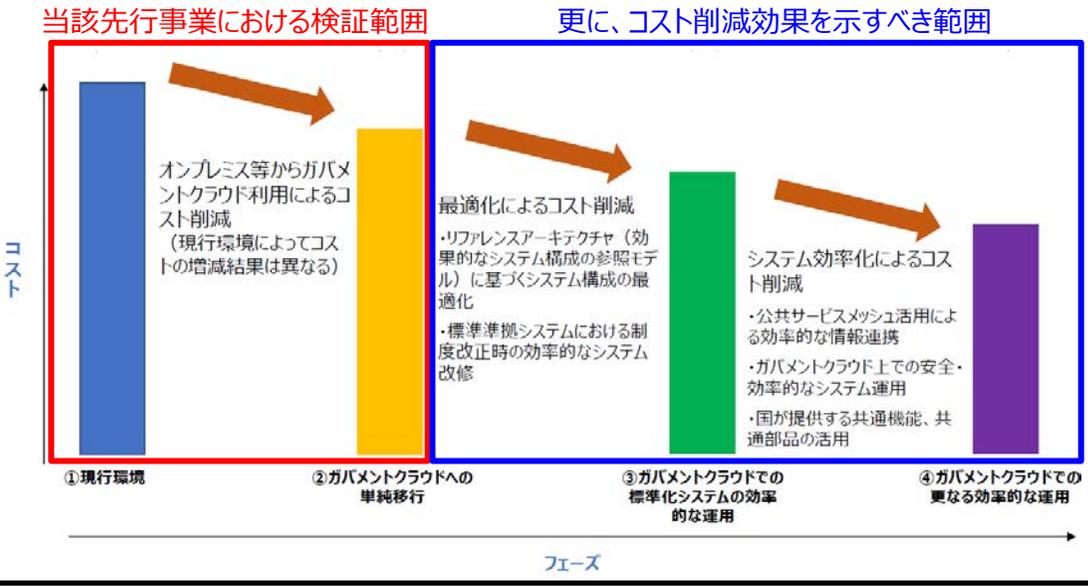
**2020年度（令和2年度）時点での政府情報システムの運用等経費及び整備経費のうちのシステム改修に係る経費計約5,400億円を、2025年度（令和7年度）までに3割削減することを目指す。**

- 地方公共団体は、2025年度までに、ガバメントクラウドを活用した標準準拠システムへの移行を目指し、情報システムの運用経費等を3割削減することが目指されている。
- 他方で、デジタル庁の先行事業において、システムの効率化を伴わない形でガバメントクラウドへ移行（単純移行）した際の投資対効果が検証されたところ、現行環境次第では、ランニングコストの削減効果が見られないケースもある。
- コスト削減に向けた検討を更に進めるとともに、単純移行に加えてシステムの効率化を進めた際に得られるコスト削減効果や、セキュリティ面の向上などのコスト削減以外のメリットをわかりやすく示し、地方公共団体がガバメントクラウドに移行する合理性を丁寧に説明していくべきではないか。

地方公共団体情報システム標準化基本方針  
 移行期間：「令和7年度（2025年度）までに、**ガバメントクラウドを活用した標準準拠システムへの移行を目指す**」  
 情報システムの運用経費等：「**平成30年度（2018年度）比で少なくとも3割の削減を目指す**」  
 ガバメントクラウドの位置づけ：「地方公共団体が標準準拠システムにおいてガバメントクラウドを利用することは、標準化法第10条により、**努力義務**」

「ガバメントクラウド先行事業（基幹業務システム）における投資対効果の机上検証について」（2022年9月 デジタル庁）

- **先行事業参加の8件11団体**について、ガバメントクラウドの投資対効果を検証した結果、**ランニングコストが削減される試算となったのは5件5団体**。  
 特に現行システムの利用形態がデータセンタ（単独）である場合はガバメントクラウドへの移行によるコスト削減が見込まれる。
- **データセンタ（ハード共用）・自治体クラウド（ハード・アプリ共用）**の場合も「ネットワークに関する費用」及び「システム運用費用（按分効果により除外可能見込み費用）」を除き比較すると、**微減または微増**。



# サイバーセキュリティを巡る状況

- サイバー空間においては、サイバー攻撃の脅威が高まっており、重要インフラの機能停止や身代金の要求、機微情報の窃取等の事案が発生している。
- このような中で、国家安全保障戦略においては、国や重要インフラ等のサイバー空間の安全等を確保するために、
  - － 能動的サイバー防御（安保上の懸念を生じさせる重大なサイバー攻撃の恐れがある場合、これを未然に排除し、また被害の拡大を防止する措置）
  - － 政府機関等や民間部門のサイバーセキュリティ強化
  - － サイバー安全保障分野の政策を一元的に総合調整する新たな組織の設置や国際連携の強化等を行うこととしている。

## 重要インフラの機能停止

- **ウクライナへのサイバー攻撃**（2015年～）
  - ・2015年12月、ウクライナ西部で、**電力システムに対するサイバー攻撃により22.5万世帯の大規模な停電が発生**。ウクライナ保安庁は、停電はロシア政府によるサイバー攻撃の結果であると非難する声明を発出。
  - ・2016年12月、**再びのサイバー攻撃によりキーウで停電が発生**。電力システムを直接制御可能とするなど、攻撃が高度化。

## 身代金の要求

- **国内病院のランサムウェア被害**（2022年）
  - ・電子カルテシステムが使用不能になり、**新規外来の受入や手術を停止**。**システムの全面復旧に約2ヶ月**を要した。
- **名古屋港統一ターミナルシステムのランサムウェア被害**（2023年）
  - ・名古屋港の5つのコンテナターミナルが、7月4日朝から6日午後まで閉鎖。**コンテナ搬出入作業が停止**。

## 機微情報の窃取

- **Black Techへの注意喚起**（2023年）
  - ・警察庁とNISCが、米国家安全保障局（NSA）やFBI等と合同で、**中国を背景とするサイバー攻撃グループBlack Techによるサイバー攻撃に関する合同の注意喚起**を発出。
  - ・Black Techは、2010年頃から、日本を含む東アジアと米国の政府、産業、技術メディア等を標的とし、情報窃取を目的としたサイバー攻撃を行っていることが確認されている。

○ サイバーセキュリティ政策については、防衛省やインフラ所管省庁をはじめ、多くの主体により様々な取り組みが講じられている。サイバー安全保障分野での対応能力向上を図っていくに際しては、官民含めた役割分担や費用負担のあり方の検討などを行い、政府横断的に効果的・効率的な対応となるよう十分に検討する必要がある。

## ◆サイバーセキュリティ施策の取組

N I S C

新たな組織への発展的改組

### 重要インフラ所管省庁

- 金融庁  
[金融]
- 総務省  
[情報通信、行政]
- 厚生労働省  
[医療、水道]
- 経済産業省  
[電力、ガス、化学、クレジット、石油]
- 国土交通省  
[航空、空港、鉄道、物流]

サイバーセキュリティ関係省庁  
〔総務省、経済産業省等〕

サイバーセキュリティ関係機関  
〔N I C T、I P A等〕

人材育成、研究開発等

事案対処省庁

〔防衛省、警察庁〕

サイバー安保、サイバー犯罪への対応

〔外務省等〕

国際的な連携

政府機関（各府省庁）

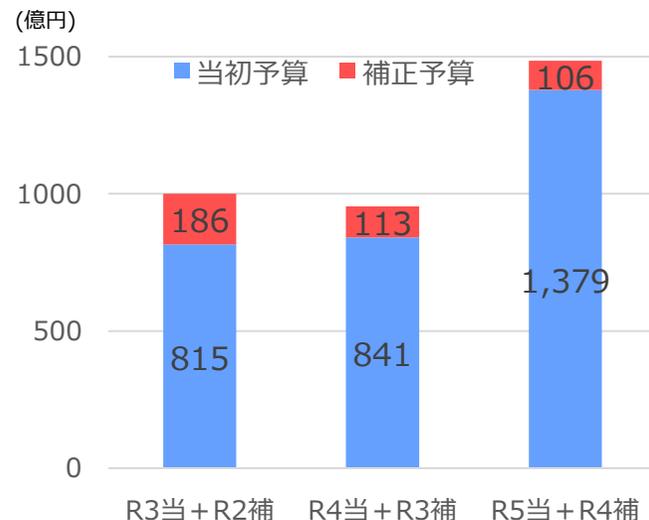
政府機関システムの防御強化

### 重要インフラ(全14分野)

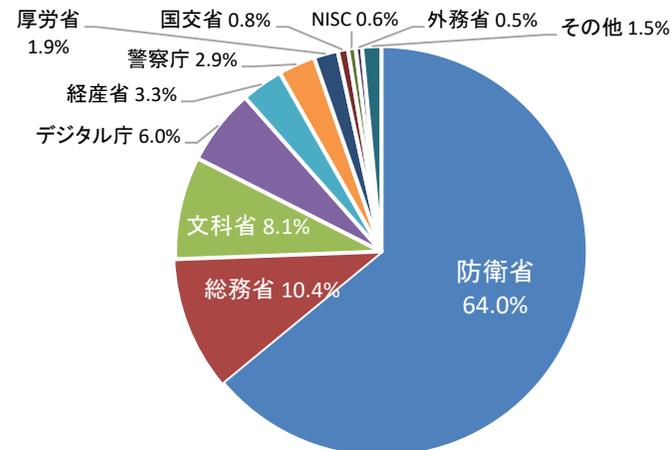
- 情報通信
- 金融
- 航空
- 空港
- 鉄道
- 電力
- ガス
- 政府・行政サービス
- 医療
- 水道
- 物流
- 化学
- クレジット
- 石油

重要インフラの防御強化

## ◆サイバーセキュリティ関係予算の推移



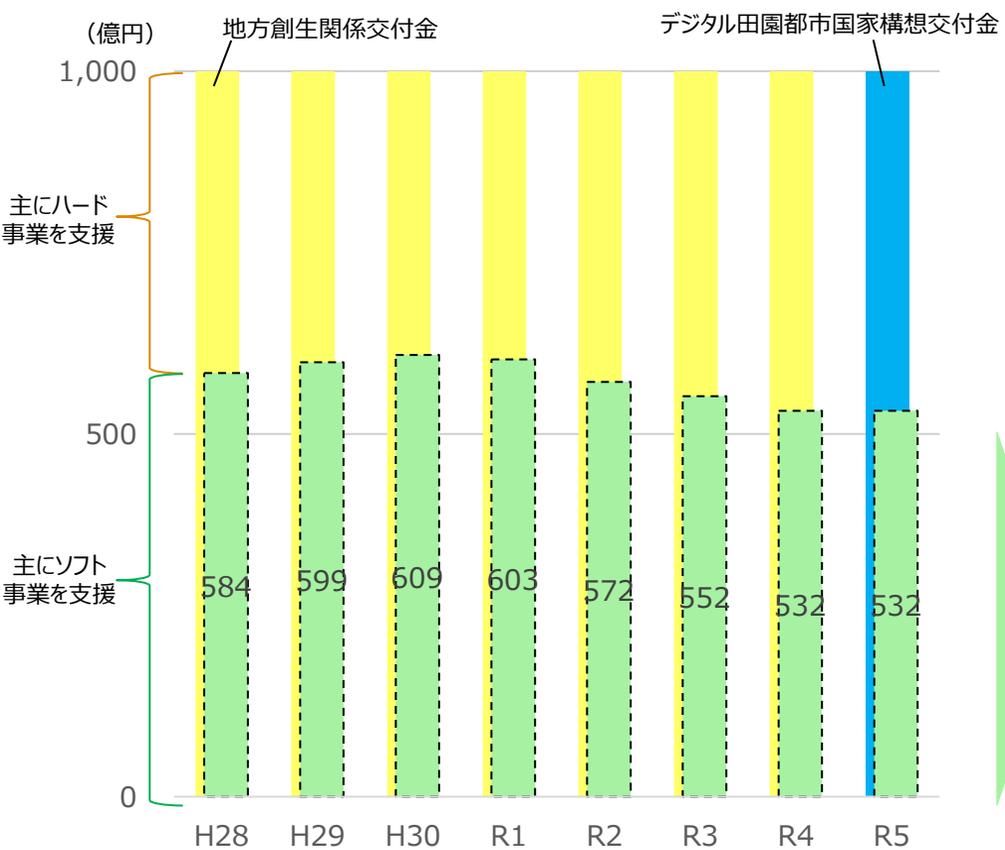
## ◆R5当初予算における政府のサイバーセキュリティ関係予算(1,379億円)の内訳



# 地方創生に向けた支援

- 地方創生により「人口減少問題の克服」と「成長力の確保」を図るため、地域の「稼ぐ力」「地域の総合力」「民の知見を引き出す」観点から先導性の高い地方自治体の取組を支援する地方創生関係交付金（現「デジタル田園都市国家構想交付金」）を平成28年度に創設。
- ソフト事業への支援については、地方自治体が実施する先駆性のある取組（先駆型やSociety5.0型）や、先駆的・優良事例の横展開を図る事業（横展開型）について、支援期間や支援額にメリハリをつけて支援を行っている。

## ◆ 交付金の当初予算額の推移



※ H28～R4年度は「地方創生関係交付金（地方創生推進交付金・地方創生拠点整備交付金・地方創生整備推進交付金）」、R5年度は「デジタル田園都市国家構想交付金」。点線は、総額のうち地方自治体が実施するソフト事業（先駆性のある取組や、先駆的・優良事例の横展開を図る取組等）に充てられる予算額。

## ◆ まち・ひと・しごと創生基本方針2015

- **地方創生は、将来にわたっての「人口減少問題の克服」と「成長力の確保」を図ることを目指している。**その実現のためには、厳しい現状を踏まえ、国の「総合戦略」に盛り込まれた政策パッケージをより一層拡充・強化することにより、地方創生の深化に取り組む必要がある。
- **地方創生の深化の観点からは、地域の「稼ぐ力」、「地域の総合力」、「民の知見」を引き出すことが重要**となってくる。こうした点で、①**先駆性のある取組**や、②地方自らが既存制度・事業の隘路（ボトルネック）を見出し、その打開を目指す取組、さらに、③**先駆的・優良な事例の横展開**に対して、積極的に支援を行っていくものとする。

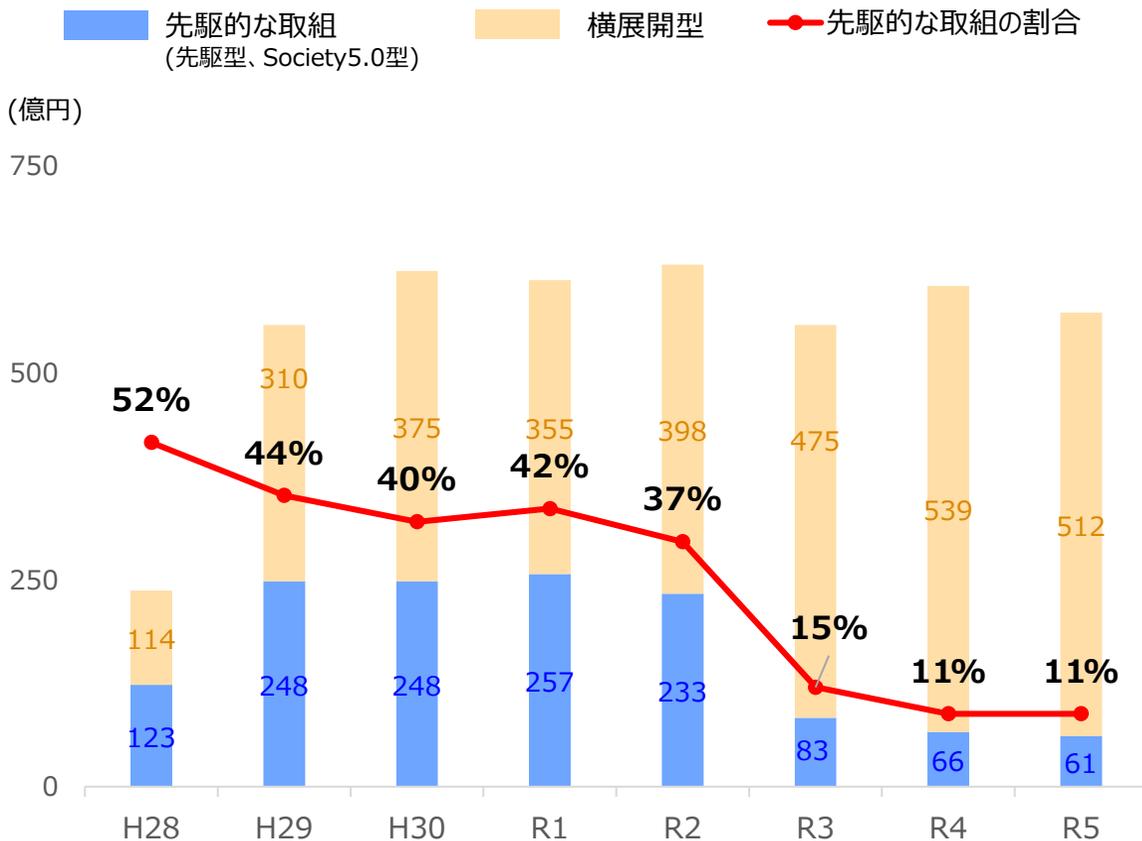
## ◆ 具体的な補助要件

	支援期間	補助上限額（年間） （補助率1/2）	採択時外部審査
先駆型	5年間	国費：都道府県3.0億円 中枢中核都市2.5億円 市区町村2.0億円	外部審査あり
Society5.0型 （※）	5年間	国費：3.0億円	外部審査あり
横展開型	3年間	国費：都道府県1.0億円 中枢中核都市0.85億円 市区町村0.7億円	外部審査なし

(注) 申請上限件数は、都道府県：6事業、中枢中核都市：5事業、市町村：4事業（先駆型、横展開型の合計事業数）  
※ 地方創生の観点から取り組む、未来技術を活用した新たな社会システムづくりの全国的なモデルとなる事業などを支援

- 交付金創設時は、有識者による外部審査を経て選定される先駆的な取組への支援が半数を占めていたが、近年、先駆的な取組への支援額や採択件数が大幅に減少。
- 一つの要因として、企業版ふるさと納税による寄附（200万円以上等）を充当した場合には、横展開型の支援期間を最長5年間に延長可能であることから、外部審査を経る等の厳しい要件を満たす必要がある先駆的な取組に申請するインセンティブが減少している。

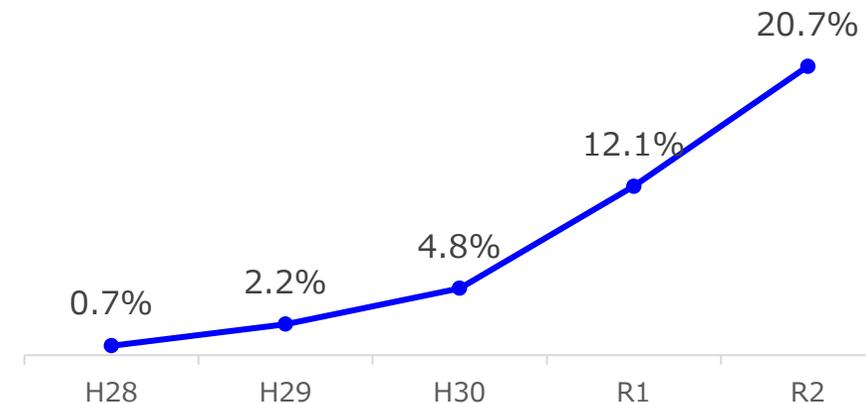
## ◆ 交付金による支援額（実績）の内訳



## ◆ 先駆的な取組（※）の新規採択件数



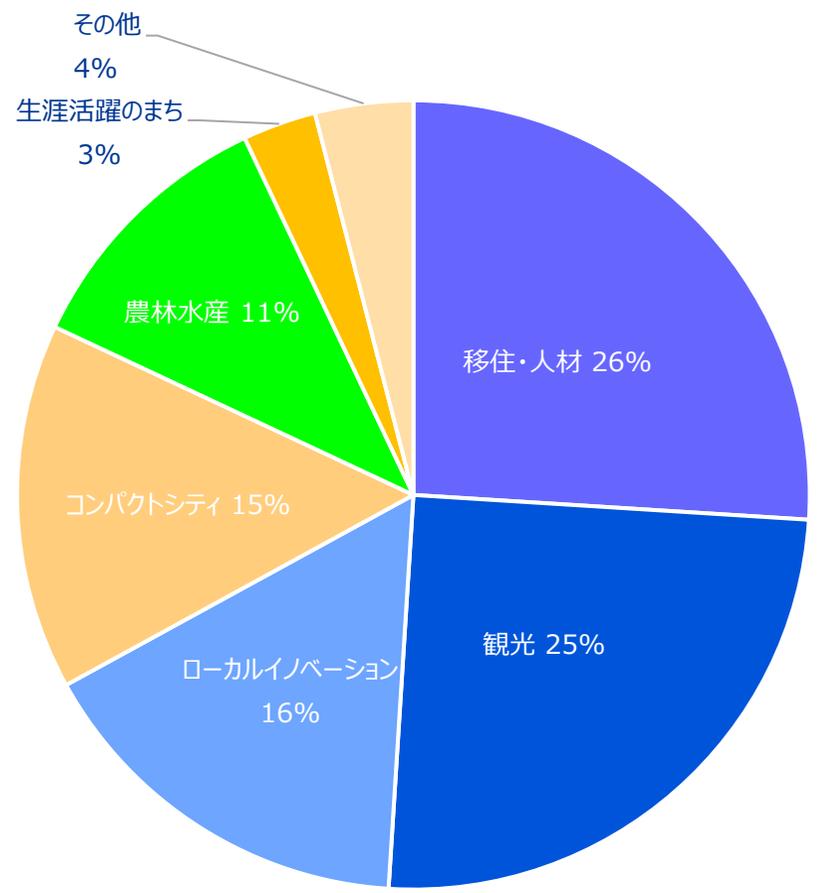
## ◆ 企業版ふるさと納税による寄附額の充当により支援期間を延長した横展開型事業の割合



# 地方創生に向けた支援の現状②

- 交付金によりこれまでおよそ五千件もの事例を支援してきたが、それぞれの分野における横展開を図るべき先駆的・優良事例は示されていない。
- また、支援期間後は、地方自治体が国の支援なく自立して事業を行うことを前提としているにも関わらず、約 4 分の 1 もの事業が支援期間を延長し、類似の事業への支援を継続している。

## ◆ 交付金で支援している事業内容の内訳



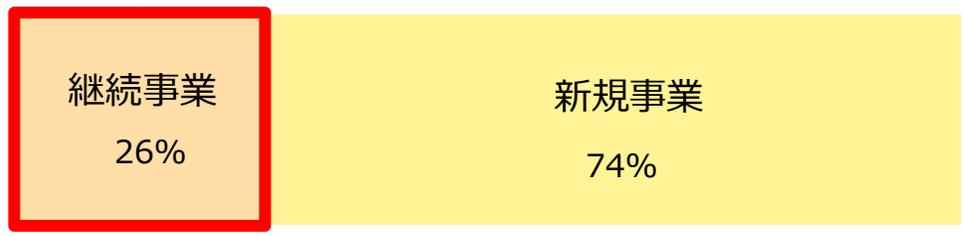
## ◆ 継続して支援を受けている事業の割合

【地方創生事業実施のためのガイドライン】  
 地方創生関係交付金は、あくまでも事業の初期段階における円滑な立ち上げ・遂行を後押しする資源（リソース）として活用されるものであり、事業を進めていく中で、「稼ぐ力」が発揮され、事業推進主体が自立していくことにより、**将来的に交付金に頼らずに、事業として自走していくことが可能となることを前提**としています。

**横展開型の通常の支援は 3 年間**

- ✓ 県等が主要株主である地元鉄道の広報、イベント開催、商品開発に係る費用を平成28年度から **9 年間継続して支援**
- ✓ 観光PRとして大都市圏へのブース出展・広告、航空機内誌での特集記事掲載等経費を平成28年度から **9 年間継続して支援**

**約 1 / 4 の事業が自走することなく支援が継続**



※ 令和3年度予算により新たに措置された事業及び平成29年度～令和2年度の予算で措置された事業のうち令和3年度も継続する事業の合計2,898事業の内訳

※ 令和元年度から5年度の間採択された延べ事業数のうち、新規採択時に地方自治体が、これまでに「類似の事業について本交付金による支援を受けていた」としていた事業数の割合

# 地方創生に向けた支援の現状③

- 地方自治体は、交付金を充当する事業経費の内訳等を含めた実施計画書を作成しているが、対外的に公表されず、具体的な用途が明らかとなっていない。
  - また、効果検証の実施及び事業結果の公表による見える化が重要であるが、ソフト事業の支援に係る公表は義務化されていない。
- ※ ハード事業の支援は中間評価・事後評価の公表が義務化されている。

## ◆ 事業実施計画書 (地方自治体が国に提出、対外非公表)

20xx年度地方創生推進交付金(先駆タイプ、横展開タイプ、Society5.0タイプ)実施計画【新規事業】

8. 経費内訳

(1) 交付対象経費事業内訳

非公表

<20xx年度(1年目)>			
<b>交付対象事業経費</b>		112,640千円	
交付対象事業におけるソフト事業	11,450千円	交付対象事業におけるハード事業	101,190千円
交付対象事業におけるソフト事業内訳		交付対象事業におけるハード事業内訳	
1 担い手対策 (1) 就職セミナーの開催 (2) ○○研修の開催【7,200千円】 (3) ○○の実施【2,000千円】 2 生産技術底上げ (1) 技術研修の開催【700千円】 (2) 協議会の機能強化【1,690千円】 ...		セミナーハウスの改修・更新【100,000千円】 オンライン設備の購入【1,190千円】 ハード事業経費の必要性(ソフト事業との関係性、KPI向上に資する理由等を具体的に記載) 既存のセミナーハウスにオンライン設備を...	
<20xx年度(2年目)>			
<b>交付対象事業経費</b>		11,450千円	
交付対象事業におけるソフト事業	11,450千円	交付対象事業におけるハード事業	-
交付対象事業におけるソフト事業内訳		交付対象事業におけるハード事業内訳	
1 担い手対策 (1) 就職セミナーの開催 (2) ○○研修の開催【7,200千円】 (3) ○○の実施【2,000千円】 2 生産技術底上げ ...		- ハード事業経費の必要性...	
<20xx年度(3年目)>			
<b>交付対象事業経費</b>		25,000千円	
交付対象事業におけるソフト事業	12,800千円	交付対象事業におけるハード事業	12,200千円

## ◆ 地方創生推進交付金事業の効果検証に関する調査 (令和5年3月/内閣府地方創生推進事務局) (抜粋)

(2) 効果検証の着実な実施  
**効果検証の実施及び事業結果の公表は、地域住民の理解が醸成されるとともに、地方創生関係交付金事業の効果を高めるうえで重要な要因である。**

## ◆ 地方創生整備推進交付金(※)の活用に向けた地域再生計画作成の手引き (令和5年4月/内閣府地方創生推進事務局) (抜粋)

(※) 地方創生関係交付金のうちハード事業の支援を目的とした交付金事業

○ 認定された地域再生計画については、透明性の確保や計画作成主体の説明責任を果たすためにも、**インターネット等を活用して、関係資料を公表するよう努めてください。**(特に実施した**中間評価・事後評価の結果については必ず公表してください。)**

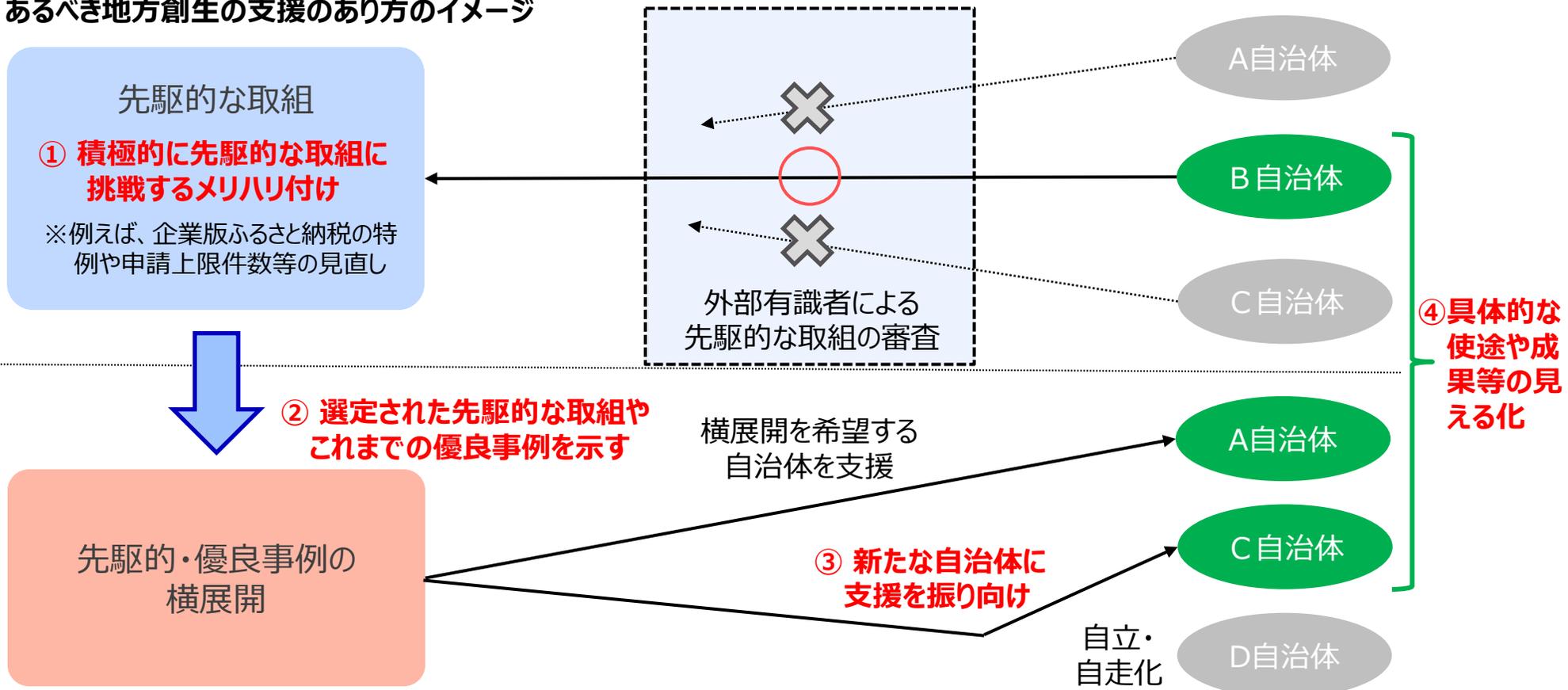


**ハード事業の支援は中間評価・事後評価の結果の公表が義務化されている。**

# 地方創生に向けた支援のあり方

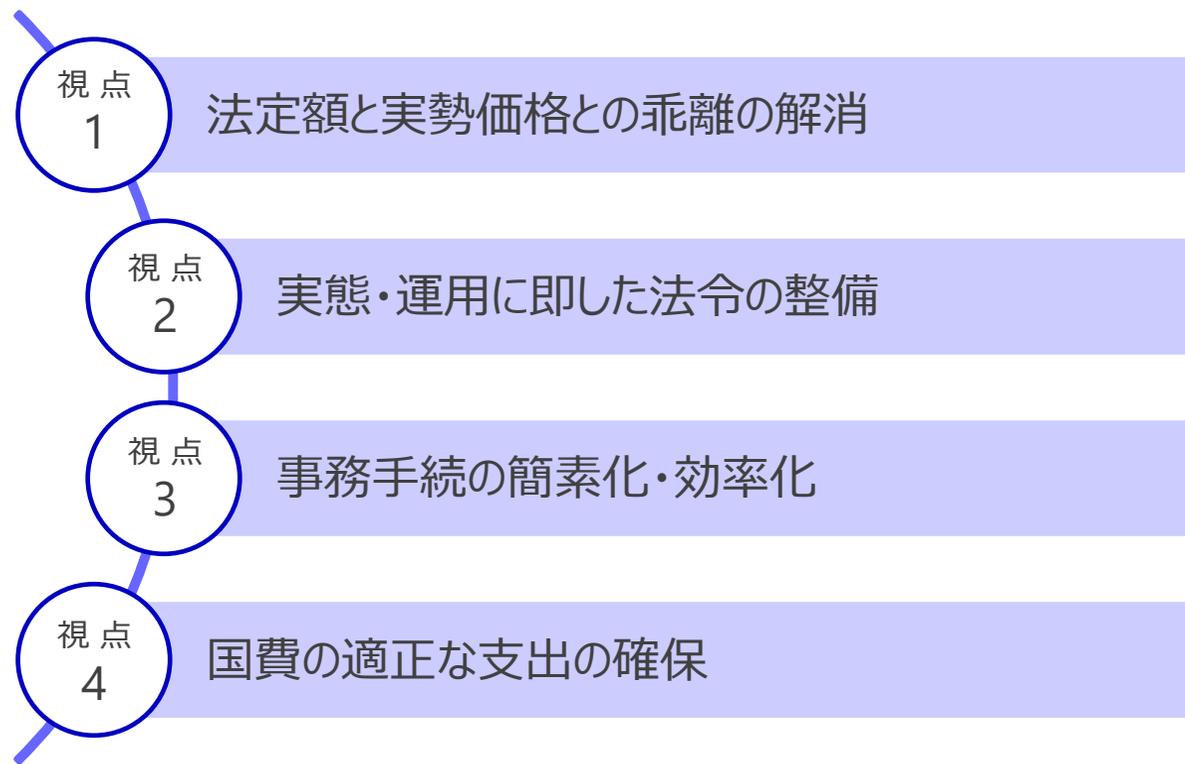
- 交付金の本来の趣旨である、地域の「稼ぐ力」「地域の総合力」「民の知見を引き出す」観点から先導性の高い地方自治体の取組を支援していくためには、
  - ① 地方自治体が先駆的な取組に積極的に挑戦するようメリハリ付けを見直し、
  - ② 外部有識者の審査を経て選定された先駆的な取組やこれまでの優良事例を示し、その横展開を図る自治体への支援に対象を厳格化すること等により、地方創生に効果的な事業に支援を集中させ、
  - ③ 地方自治体の自立・自走化を徹底し、新たな支援に資源を振り向けていく、
  - ④ 更に、地方自治体が、交付金を活用した事業の具体的な使途や、その成果を見える化することで、地方創生に向けた支援の改善・強化を図っていくべきではないか。

## ◆ あるべき地方創生の支援のあり方のイメージ



# 旅費制度見直しの必要性と視点

- 我が国の旅費制度は、**デジタル化の進展、旅行商品や販売方法の多様化、交通機関・料金体系の多様化、海外の宿泊料金の変動等**、国内外の社会情勢の変化に対応できていない面があり、例外的な取扱いが増加し執行ルールが複雑化。  
さらに、テレワーク等柔軟な働き方等による出張実態の変化を制度に反映させつつ、職員の負担軽減・業務効率化を図るため、広く見直しを行う必要。
- 各省庁にまたがる課題であるため、旅費業務プロセスの見直し、デジタル技術の活用等を通じて全省庁で一体的に取り組み、財務省においては、**令和6年の旅費法改正法案の提出を目指す。**



- 急激な為替・物価の変動を受け、特に海外出張において、宿泊料の実費額が法定額を超過し、金額調整手続が増加。
- 旅費の支給方式など制度全体に通ずる原則を検証し、実勢との乖離を解消する必要。

### ● 公務上必要となる実費の弁償という制度趣旨を踏まえ、宿泊料及び移転料は実費支給を原則とする

- **宿泊料は、上限付き実費支給**とする。上限額は、社会情勢に応じた対応が可能となるよう下位法令に規定することを検討する。職階区分を6ないし7区分から「大臣等・指定職・一般職員」の3区分にする
- **移転料は、新旧のオフィスの距離に応じた定額支給から、新旧の住居の移転にかかる実費支給**とする

※ 国費の適正な支出を図る観点から、公費で支払うべきでない費用の性質、上限容量等の設定などの要件を省令等で規定する

- 出張実態に合わせた例外的な取扱いが増加しており、事務の煩雑さを招いている。
- 複雑化しているルールを整理するとともに、実態に合わせた出張を可能とするため法令を見直す。

### ● 現在の実態と運用状況を踏まえ、近距離出張等の規定を廃止する

- 現行、**オフィスから半径 8 km以内の出張**は、行程が短く節約が可能との考えから、減額した日当定額を支給し、必要な交通費は日当から充当しているが、**近距離出張の規定は廃止し、交通費を実費支給**する
- **バス代など証拠書類の提出が難しい交通費**について、現行は日当による定額支給とすることで手続の合理化を図ってきたが、現在は運賃の確認が容易となっていることから、交通費として**実費支給**することとし、日当の構成要素から目的地内の交通費を除く
- 常時出張している職員（測量、調査等）や長期研修の職員に対しては、現行は特別の旅費（日額旅費）を支給しているが、日額旅費の規定を廃止し、通常の旅費を支給する

### ● 個別の旅費種目の見直しを図る

- 国内の鉄道出張における**特別急行料金**の支給は、現行の**距離による制限（片道100km以上）を廃止**し、旅行命令権者において実態等に応じて決定する
- 国内の**陸路出張**は、運賃や経路の確認、交通機関の利用証明が容易になってきた実態を踏まえ、現行の**定額（1kmあたり37円）を廃止し、実費支給**とする
- **日当**について、現行は昼食代を含む諸雑費及び目的地内を巡回するための交通費を賄う旅費とされているが、昼食代は通常の勤務時でも必要となることから、**昼食代は支給しないもの**と整理。日当は、宿泊により生じる掛かり増し費用等に充てるための旅費として、**宿泊を伴う出張にのみ支給（100km未満の出張時に日当を1/2とする規定は廃止する）**
- **交通費と宿泊料が一体となった料金（パック旅行商品代）**のための旅費種目を新設する
- 赴任時等の旅費の支給対象は、現行は移転のための旅費を他から支弁される可能性がある者を区別し**二重支給を防ぐ**ために「扶養親族」を対象としているが、共働き夫婦の増加や働き方の変化を踏まえ、扶養要件を改める
- 現行は定額支給とされている「支度料」を廃止し、同じく海外出張に必要となる経費に対する旅費として規定されている「旅行雑費」に統一する

○ デジタル化の進展等を踏まえ、行政事務の合理化を図るために、柔軟な制度設計を目指す。

### ● 旅行命令簿等の「様式」を廃止する

➢ 旅行命令簿及び旅行依頼簿の「様式」を廃止し、必要な記録事項及び手続のみを規定する

### ● 旅行代理店等による旅費の請求手続を可能とする

➢ 現行、旅費の請求主体・受給対象が、旅行した職員本人とされているところ、旅行代理店等を通じて手配する際の手続の改善等に資するよう、職員以外の者の請求・受給を可能とする

➢ 請求書の「様式」を廃止し、必要な記録事項及び添付資料のみを規定する

### ● 自宅等発による旅費の計算を可能とする

➢ 現行は、オフィスからの出発を旅費計算の基本としているところ、自宅発の場合やリモートワークの普及を踏まえ、オフィス発の場合の旅費額との比較をすることなく、自宅等発による旅費計算を可能とする

➢ 現行は、出張日数や路程を計算する上で、鉄路、水路、陸路の出張手段に応じた距離換算が規定されているところ、交通機関の現状等を勘案し、これらの規定を廃止する

➢ 現行の同一地域に一定日数以上滞在した場合に宿泊料等の定額が減額される規定は、実態に即していないため廃止する

- 旅費の実費弁償を適切に図りつつ、説明責任や透明性を確保し、不正防止・冗費節約の観念が損なわれない仕組みが必要。

- 「最も経済的な通常の経路及び方法」の原則は堅持する

- 時間コストや公務の円滑な運営の観点からの利便性を考慮し、柔軟な経路選択を行えるよう、運用における基準を検討する

- 冗費節約・不正防止の観念が損なわれないための新たな仕組みについて検討する

- 実費支給に伴い、財務大臣による協議手続を経たうえでの増額調整の機会は大幅に減るものの、法令により難しい場合に備え、規定は維持する

- 旅費請求に必要な添付書類を見直す

- 鉄道賃等は認可運賃であるため、現行は乗車や金額の証拠書類の提出を求めているが、最近の割引運賃の多様化を踏まえ、特別急行料金の支給にあたっては証拠書類の提出を求める